

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」

平成28年4月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成24年8月27日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月28日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、24年10月25日、25年10月31日及び27年3月2日の3回、会計検査院長から参議院議長に対して報告しており、27年の報告において、各府省庁や特定被災自治体が、一体となって復興基本方針や復興計画等に基づき被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策等を継続して実施していることから、引き続き東北3県の被災の状況、集中復興期間における復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することにしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

なお、会計検査院としては、復興基本方針等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、引き続き被災の状況、復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については、集中復興期間における復興事業の実施状況等の総括として取りまとめが出来次第報告することとする。

平成28年4月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成22年度決算審査措置要求決議の内容	1
3	平成22年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	2
4	これまでの会計検査の実施状況	2
	(1) 24年報告及び25年報告に係る検査の実施	3
	(2) 27年報告の概要	4
5	検査の観点、着眼点、対象及び方法	8
	(1) 検査の観点及び着眼点	8
	ア 東日本大震災に伴う被災等の状況	8
	イ 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況	9
	(2) 検査の対象及び方法	9
第2	検査の結果	11
1	東日本大震災に伴う被災等の状況	11
	(1) 被害等の状況	11
	ア 人的被害及び建物被害の状況	11
	イ 公共施設等の被災の状況	11
	ウ 避難の状況	12
	(2) 国の復旧・復興への取組	13
	ア 復旧・復興に向けて進められた主な取組	14
	イ 原子力災害に対する国の復旧・復興の主な取組	16
	ウ 東日本大震災の復旧・復興に係る復興財源フレーム	18
2	復興等の各種施策及び支援事業の実施状況	22
	(1) 復旧・復興予算の執行等の状況	22
	ア 23年度から26年度までの復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況	22
	イ 23年度から26年度までの復旧・復興事業に係る歳入の予算及び実績の状況	29

ウ	まとめ	34
(2)	国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況	35
ア	国からの地方公共団体等に対する財政支援の状況	35
イ	復興交付金事業の実施状況	38
ウ	復興関連基金事業の実施状況	45
エ	震災復興特別交付税に係る経費の状況	56
オ	沿岸6県における復旧・復興事業の実施状況	59
カ	まとめ	84
(3)	復旧・復興事業の成果の状況	87
ア	復旧・復興事業の成果の概況	88
イ	津波対策に関する復旧・復興事業の成果	91
ウ	住宅の供給等に関する復旧・復興事業の成果	118
エ	産業再生に関する復旧・復興事業の成果	129
オ	まとめ	140
(4)	原子力災害からの復興再生	142
ア	原子力災害関係の事業の執行状況	143
イ	特措法3事業の実施状況	146
ウ	帰還支援等の取組等の実施状況	159
エ	原子力災害関係経費の求償の状況	163
オ	まとめ	169
第3	検査の結果に対する所見	171
1	検査の結果の概要	171
2	所見	187
	別図表	191
	別添	301

事例一覧

[津波防災のために整備した避難所が津波避難計画における避難所として指定できなくなったもの]	
<事例1>	116
[防災情報の伝達手段が十分に行き渡っていないもの]	
<事例2>	118
[恒久住宅の入居率が低くなっているもの]	
<事例3>	124

参考事例一覧

[住民等との協議及び調整の結果を踏まえて、復旧後堤防高の設定を低くしたもの]	
<参考事例>	104

〔以下、本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。〕

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

2 平成22年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、24年8月27日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成22年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保について

平成23年度の東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況については、全体予算14兆9243億円のうち、翌年度繰越額が4兆7694億円、不用額が1兆1034億円と多額に上っており、予算の執行率は約6割にとどまった。特に、復興庁所管の経費1兆3141億円のうち1兆3101億円は執行されずに繰り越され、23年度における執行率は0.02%となっており、また、国土交通省所管の経費では、災害公営住宅等整備事業費115億円のうち、執行額等はわずか3億円であり、残り1112億円が不用額として処理されるなど、復旧・復興関係予算の執行が当初の予定どおり進んでいない事態が明

らかとなっている。

政府は、これらの事態が被災地における早期の復旧・復興や住民の生活再建の支障となることを認識し、事業の着手に必要な復興計画との調整等を速やかに実施した上で、迅速かつ円滑な予算執行に努めるべきである。また、予算の執行率が極端に低かった事業については、事業費の見積りが適切であったか検証するなどして必要な見直しを行い、多額の国民負担によって賄われている復旧・復興予算が適正、有効かつ効率的に活用されるよう、最善を尽くすべきである。

3 平成22年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、25年5月20日に決算委員会において、平成22年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月22日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議は、前記の検査を要請する旨の決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復旧・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い使途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。

政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その使途が被災地域それぞれの需要や期待に応えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいとなりわい再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所の選定等を厳格に行うべきである。

4 これまでの会計検査の実施状況

東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たっては、東日本大震災復旧・復興関係経費（以下「東日本大震災関係経費」という。）に係る予算（以下「復旧・復興予算」という。）が、23年度については、一般会計の補正予算（第1次から第3次まで。以下、各次の

補正予算を「23年度第1次補正予算」「23年度第2次補正予算」及び「23年度第3次補正予算」といい、これらを合わせて「23年度補正予算」という。)において、24年度以降については、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復旧・復興事業に関する経理を明確化することを目的として設置された東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）の24年度から27年度までの予算（以下、予算措置年度及び当初又は補正の別に「24年度当初予算」「24年度補正予算」「25年度当初予算」「25年度補正予算」「26年度当初予算」「26年度補正予算」及び「27年度当初予算」といい、各年度の当初予算及び補正予算を合わせて「24年度予算」「25年度予算」及び「26年度予算」という。）において措置されている。

(注1)

前記の要請により、会計検査院は、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況等について検査を実施し、これまでに、24年10月25日、25年10月31日及び27年3月2日の3回、会計検査院長から参議院議長に対して報告している（以下、それぞれの報告を「24年報告」「25年報告」及び「27年報告」という。）。

(注1) 16府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

これらの報告の概要は、次のとおりである。

(1) 24年報告及び25年報告に係る検査の実施

会計検査院は、24年報告に係る検査においては16府省庁等に対して、また、25年報告に係る検査においては16府省庁等とともに被災自治体のうち岩手、宮城、福島各県(注2)（以下「東北3県」という。）を除く8道県と管内100市町村（内訳については191ページの別図表1参照）に対して会計実地検査を行うなどして、①東日本大震災に伴う被災等の状況について検査を実施するとともに、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況等に対する検査として、国の復旧・復興への取組等の状況や復旧・復興予算の執行状況、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」という。）に基づく復興特別区域制度の適用状況、各被災自治体における復旧・復興事業の実施状況等について検査を実施した（両報告の検査の概要については301～305ページの別添参照）。

(注2) 8道県 北海道、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野各県

(2) 27年報告の概要

会計検査院は、27年報告に係る検査として、被害額の推計や復旧・復興事業の財源
(注3)
の確保についても着眼して、16府省庁等とともに東北3県を含む20都県に対して会計
実地検査を行うなどして、引き続き検査を実施した。

27年報告の概要は、次のとおりである。

(注3) 20都県 東京都、岩手、宮城、福島、神奈川、石川、福井、岐阜、愛
知、奈良、岡山、徳島、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿
児島、沖縄各県

- ① 被害額の推計について、内閣府は、被害額を約16.9兆円としていた。その推計方
法は、再調達価格で算出しているものと減価償却後の価格によるものが混在して
いた。また、被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたり、被害額
に反映していなかったりしていたものが見受けられた。
- ② 復旧・復興事業の実施について、23年度補正予算、24年度予算及び25年度予算の
執行状況をみると、予算現額（歳出予算額（当初予算額、補正予算額及び予算移替
額の合計）に予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの。以下同じ。）の計は
25兆1009億余円に対して、支出済歳出額（以下「支出済額」という。）の計は20兆
1211億余円（執行率（支出済額の予算現額に対する割合。以下同じ。）80.1%）、翌
年度繰越額（以下「繰越額」という。）の計は1兆9604億余円（繰越率（繰越額の予
算現額に対する割合。以下同じ。）7.8%）、不用額の計は3兆0192億余円（不用率
（不用額の予算現額に対する割合。以下同じ。）12.0%）となっていた。

東北3県及び管内の市町村に23年度から25年度までに交付等された国庫補助金等は
計8兆1780億余円となっていて、補助事業等、復興交付金事業（東日本大震災復興交
付金（以下「復興交付金」という。）を原資として基金の設置造成又は積増し（以下
「設置造成等」という。）を行うなどして実施される事業。以下同じ。）及び復興関
連基金事業（国庫補助金等を原資として設置造成等される基金により復旧・復興事
業として実施される事業。以下同じ。）に係る交付額並びに震災復興特別交付税（交
付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）において一般会計及
び復興特会から受け入れた繰入金により地方公共団体に交付されるもの。以下同
じ。）の交付額が、上記の8兆1780億余円に占める割合は、補助事業等が31.7%、復
興交付金事業が24.0%、復興関連基金事業が21.8%、震災復興特別交付税20.3%等
となっていた。

これらのうち、復興関連基金事業18基金62事業の25年度末における執行状況をみると、交付額に対する取崩額の割合（以下「基金事業執行率」という。）が100%となっている事業がある一方、1.1%となっている事業があるなど、事業により大きな差が見受けられた。

また、復興交付金による市街地・居住地復興のための事業の実施状況等においては、漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業等、都市再生土地地区画整理事業及び防災集団移転促進事業（以下「防集事業」という。また、これらを合わせて「住まいの復興に係る4事業」という。）を実施している地区延べ1,004地区、整備計画戸数計45,021戸のうち、集中復興期間の終了年度である27年度末までの整備計画戸数は28,324戸（62.9%）となっており、残りの16,697戸（37.0%）は、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みなどとなっていた。

- ③ 東北3県における復興特別区域制度の活用状況をみると、復興推進計画では、26年9月末までに、管内の市町村において作成された計96計画で14の特例の適用を受けることができるようになっていた。復興整備計画では、26年9月末までに、管内の市町村が県と共同して同計画を作成していて、特区法に規定されている14の復興整備事業のうち6事業を記載し、各種の特例を受けることができるようになっていた。復興交付金事業計画では、管内の79市町村が復興交付金事業計画を作成して、復興庁に提出していた。
- ④ 復興関連基金事業において、区分して経理していない又は全額が国庫に返納された事業を除いた計102事業の国庫補助金等交付額は計3兆4013億余円で、基金事業執行率は40.5%となっていた。このうち、東北3県では、同種の復興事業等により代替可能であったことなどにより基金事業の執行が低調となっているものなどが見受けられた。東北3県を除く17都県では、事業の対象となる被災者がほとんどいないことなどのため今後の実施が見込めないものなどが見受けられた。
- ⑤ 東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故による原子力災害からの復興再生において、25年度に実施された原子力災害関係の事業に係る予算現額は計1兆1629億余円であり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき放

放射性物質により汚染された土壌等の除染等（以下「汚染土壌等の除染等」という。）
(注4)
について、除染特別地域の進捗状況をみると、26年9月末現在、田村市、双葉郡檜
葉、大熊両町及び川内村は、帰還困難区域を除き終了しているが、その他の市町村
(注5)
は当初の目標から遅れるなどしていた。また、福島県等8県管内で除染実施計画を策
定している市町村における進捗状況をみると、26年9月末現在、福島県管内の市町村
では完了したものはなく、その他の7県管内の市町村のうち、現在も事業を実施して
いるのは一部となっていた。

長期避難者の生活拠点の形成を支援する生活拠点形成事業（以下「生活拠点形成
事業」という。）について、福島県は、長期避難者のための災害公営住宅の整備計画
における全体戸数4,890戸のうちおおむね3,700戸について27年度までの入居を目指
すとしていたが、26年9月末現在、27年度末までの完成予定は1,170戸（入居開始23
戸を含む。）となっていた。

(注4) 除染特別地域 福島第一原発から放出された放射性物質による環境の
汚染が著しいと認められることその他の事情から国が汚染土壌等の
除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下、本文において
「除染等の措置」という。）並びに除去土壌等の収集、運搬、保管及
び処分を実施する必要があるとして環境大臣が指定した双葉郡檜葉、
富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡葛尾、相馬郡飯舘両村の全域
並びに田村、南相馬両市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の一部地
域

(注5) 帰還困難区域 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率
から推定された年間積算線量が50mSvを超えていて、事故後6年間を
経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある地域

⑥ 復旧・復興事業の財源の確保等の状況について、各年度の収納済歳入額等をみる
と、23年度は、復興公債金、歳出予算の既定経費の減額等により計14兆4733億余円、
24年度は、復興公債金、一般会計より受入等により計5兆0222億余円、25年度は、一
般会計より受入、前年度剰余金受入、復興特別法人税等により計6兆7703億余円とな
っていた。そして、23年度から25年度までの復興債の年度末現在額は、23年度末現
在額11兆2574億余円、24年度末現在額11兆0437億余円、25年度末現在額9兆0135億余
円となっていた。

そして、27年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

会計検査院は、24年次及び25年次に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対
する事業について検査を実施した。

国及び地方公共団体は、引き続き全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところ

であるが、東日本大震災発生後3年11か月を経過した今もなお、数多くの住民は応急仮設住宅や避難先での不自由で困難な生活を余儀なくされており、被災地の社会経済の再生や生活の再建には復旧・復興事業の進捗の遅れや地域の人口減少等、数多くの課題があり、これらを解決するには多くの困難がある。

このため、復旧・復興のための施策は、被災地に暮らす住民の声に配慮して迅速かつ円滑に実施する必要がある、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即し、更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復旧・復興事業の実施については、進捗している事業が多くある一方、事業完了までに時間を要しているものが多く見受けられることから、国は、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から復興需要が高まる期間として位置付けた27年度末までの集中復興期間において、国庫補助事業等の各種復旧・復興事業が東北3県等の地方公共団体において円滑かつ迅速に実施できるよう、事業の実施状況や復興の進捗に課題となっている事項を把握するとともに、集中復興期間後も被災地の復旧・復興を図るため引き続き支援し、被災者の生活の再建が迅速に行われるよう努めること

イ 東北3県及び管内の市町村では、多数多額の市街地・居住地復興のための事業を実施するなどしていることから、国は、復興特別区域制度がより一層活用されるよう、また、復興交付金等により実施する各種事業が加速化されるよう、引き続き、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言その他必要な協力をを行い、迅速かつ着実な復興の支援に努めること

ウ 復興関連基金事業において、国は、今後も基金団体と十分連携し、適切かつ有効に事業が実施されるよう努めるとともに、基金の執行や基金規模は適切かなどの検証を行い、基金団体に今後の使用が見込めない余剰金等が生じている場合には、これを国庫に返納することを要請するなど、資金を適切かつ有効に活用するよう努めること

エ 原子力災害からの復興再生について、国は、引き続き除染等の事業の早期の完了を目指すとともに、現在も多くの住民が避難生活を送っている福島県については、住民の意向を踏まえるなどして、長期避難者支援等の事業の円滑かつ迅速な実施に努めること

オ 復旧・復興事業は、今後とも多額の経費が見込まれることから、国は、各種事業が有効かつ効率的に実施されるよう努めるとともに、復興財源が復興特別税等により確保されていることなどから、引き続き国民負担の増大を抑制しつつ、必要な財源の確保に努めること

5 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、27年報告において、各府省庁等が、一体となって「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）や復興計画等に基づき被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策等を継続して実施していることから、引き続き東北3県の被災の状況、集中復興期間における復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとした。

国は、東日本大震災の発生後、23年7月に復興基本方針を策定して、「復興期間」を10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から当初の5年間で「集中復興期間」と位置付けた。この集中復興期間において国は、復旧・復興事業における被災自治体の負担を実質ゼロとするなどの前例のない幅広く手厚い措置を実施し、事業費と財源の見込みを25兆円程度の規模とする復興財源フレーム（以下「25兆円フレーム」という。）を策定した。

25兆円フレームにより確保された予算の執行状況については、過去3回の報告によれば、被災自治体においては限られた人員で膨大な事業を実施しており、関係機関との調整や地域住民との協議等に時間を要したことなどにより、多額の繰越額が計上されるなどの状況が継続してきている。一方、集中復興期間が終了し、復旧・復興事業により実施されてきた各種事業も完了した事業が増加し、投入された予算が事業の成果として目に見える段階になってきている。

そこで、会計検査院は、今回の検査において、東日本大震災からの復旧・復興事業に関する各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

ア 東日本大震災に伴う被災等の状況

東日本大震災に伴う被災の状況はどのようになっているか、避難者数はどのよう

に推移しているか、国は、東日本大震災からの復旧・復興を推進するためにどのような取組を行っているか。

イ 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(ア) 復興特会において措置された復旧・復興予算は、どのような経費に配分されているか、予算の執行は計画的、効率的に行われているか。また、復興債の発行及び償還は適時に行われているか。

(イ) 復興交付金事業及び復興関連基金事業における各基金の用途は適切か、使用見込みのない余剰金が基金に滞留するなどしていないか。また、被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県（以下「沿岸6県」という。）における補助事業等、復興交付金事業、復興関連基金事業等の復旧・復興事業について、予算の執行は円滑かつ適切に行われているか。特に、復興交付金事業や復興関連基金事業は、計画に照らして適時に実施されているか。

(ウ) 復興基本方針の基本的考え方に沿って、沿岸6県における復旧・復興事業の成果は着実に上がっているか。特に、災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生等に向けた取組について、期待される目的、成果が達成されているか。

(エ) 原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する事業は円滑かつ迅速に実施されているか。特に、除染等による放射能汚染対策、長期避難者の支援、長期避難者の早期帰還への対応等の福島の再生加速化に資する事業等は計画に照らして適時に実施されているか。また、国から東京電力に対する求償は適切に行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、27年次においては、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として引き続き検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（同条第3項に規定する区域をいう。以下同じ。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村

に、特定被災区域をその区域とする市町が所在する北海道及び埼玉県を加えた11道県及び227市町村（以下「特定被災自治体」という。内訳については191、192ページの別図表1参照）における被災状況、復旧・復興事業等の実施状況等について検査した。

特に、沿岸6県及び管内200市町村（内訳については191ページの別図表1参照）に対して、予算の執行状況や成果等の状況について検査した。また、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）に対して、事業者等への資金繰り支援の成果等の状況について検査した。

検査に当たっては、16府省庁等の内部部局等並びに日本公庫、沿岸6県及び管内57市町（内訳については191ページの別図表1参照）に対して374人日を要して会計実地検査を行い、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするなどして把握した内容等を基に調査分析を行った。

第2 検査の結果

1 東日本大震災に伴う被災等の状況

(1) 被害等の状況

23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北3県を中心に広い範囲で甚大な被害をもたらした。全国の被害等の状況は、次のとおりである。

ア 人的被害及び建物被害の状況

人的被害及び建物被害の状況については、図表1-1のとおり、死者、行方不明者等の人的被害は死者15,894人、行方不明者2,562人等となっており、また、建物被害は全壊121,803戸、半壊278,440戸、一部破損726,131戸等となっている。

図表1-1 人的被害及び建物被害の状況

都道県	人的被害			建物被害				
	死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)	全壊(戸)	半壊(戸)	一部破損(戸)	非住家被害(戸)	
北海道	1	0	3	0	4	7	469	
東北	青森県	3	1	112	308	701	1,006	1,402
	岩手県	4,673	1,124	213	19,597	6,571	18,939	4,698
	宮城県	9,541	1,237	4,145	82,999	155,129	224,195	26,796
	秋田県	0	0	11	0	0	5	3
	山形県	2	0	29	0	0	21	96
	福島県	1,613	197	183	15,169	78,953	141,445	965
東京都	7	0	117	15	198	4,847	1,101	
関東	茨城県	24	1	712	2,629	24,369	187,103	20,064
	栃木県	4	0	133	261	2,118	73,552	295
	群馬県	1	0	42	0	7	17,679	0
	埼玉県	0	0	45	24	199	1,800	33
	千葉県	21	2	258	801	10,150	55,039	660
	神奈川県	4	0	138	0	41	459	13
	新潟県	0	0	3	0	0	17	9
	山梨県	0	0	2	0	0	4	0
	長野県	0	0	1	0	0	0	0
	静岡県	0	0	3	0	0	13	0
中部	三重県	0	0	1	0	0	0	9
四国	高知県	0	0	1	0	0	0	0
計	15,894	2,562	6,152	121,803	278,440	726,131	56,613	

(注)宮城県沖を震源とする地震(平成23年4月7日、24年6月18日及び8月30日)、福島県浜通りを震源とする地震(23年4月11日)、福島県中通りを震源とする地震(23年4月12日)、千葉県北東部を震源とする地震(23年5月22日)、福島県沖を震源とする地震(23年7月25日、同月31日、8月12日、同月19日、10月10日及び25年10月26日)、茨城県北部を震源とする地震(23年3月19日、9月10日、11月20日、24年2月19日及び25年1月31日)、茨城県沖を震源とする地震(24年3月1日)、千葉県東方沖を震源とする地震(24年3月14日)及び三陸沖を震源とする地震(24年12月7日)による被害を含む。

出典：警察庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成28年2月10日公表)

イ 公共施設等の被災の状況

各府省庁が所管する公共施設等に関する被災の状況については、図表1-2のとおり、基盤整備関係では被災地区海岸数677海岸、交通関係では高速道路の通行止め路線数15路線、直轄国道等の通行止め区間数711区間、農林水産業関係では津波により被災した農地面積21,480ha等となっている。

また、全壊等の被害を受けた施設は、医療・福祉関係では医療施設4,158施設、福祉施設1,626施設、文教関係では学校施設等12,150施設等となっている。

図表1-2 公共施設等の被災の状況

項目 注(1)		被災規模	
基盤整備関係	海岸対策	被災地区海岸	677海岸
	海岸防災林	被災延長	約140km
	河川対策	被災河川管理施設	2,115か所
	下水道	災害査定実施処理場	73施設
	水道施設 注(2)	災害査定実施事業数	184施設
交通関係	道路	高速道路通行止め路線	15路線
		通行止め区間	711区間
	鉄道 注(3)	被災路線延長	2,330km
	港湾	被災港湾施設	131か所
農林水産業関係	農地 注(4)	津波被災農地面積	21,480ha
	排水機場	復旧が必要な主要排水機場	98か所
	漁港	被災漁港	319港
医療・福祉関係	医療施設	全壊、一部損壊等施設	4,158施設
	福祉施設	全壊、一部損壊等施設	1,626施設
文教関係	学校施設等	全壊、一部損壊等施設等	12,150施設等

注(1) 基盤整備関係、交通関係(道路を除く。)及び農林水産業関係は復興庁が公表している「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」(平成28年1月)を、交通関係の道路は国土交通省が公表している「国土交通白書2011」(平成23年9月)を、医療・福祉関係は厚生労働省が公表している「東日本大震災における被害状況(医療機関・社会福祉施設)」(平成23年12月)を、文教関係は文部科学省が公表している「東日本大震災による被害情報について」(平成24年9月)等を基にそれぞれ作成した。

注(2) 復興計画が定まらず復旧方法を確定することができないために特例査定を受けた地区を除く。

注(3) 東北3県の旅客鉄道分を計上している。

注(4) 沿岸6県における面積(避難指示区域を含む。)

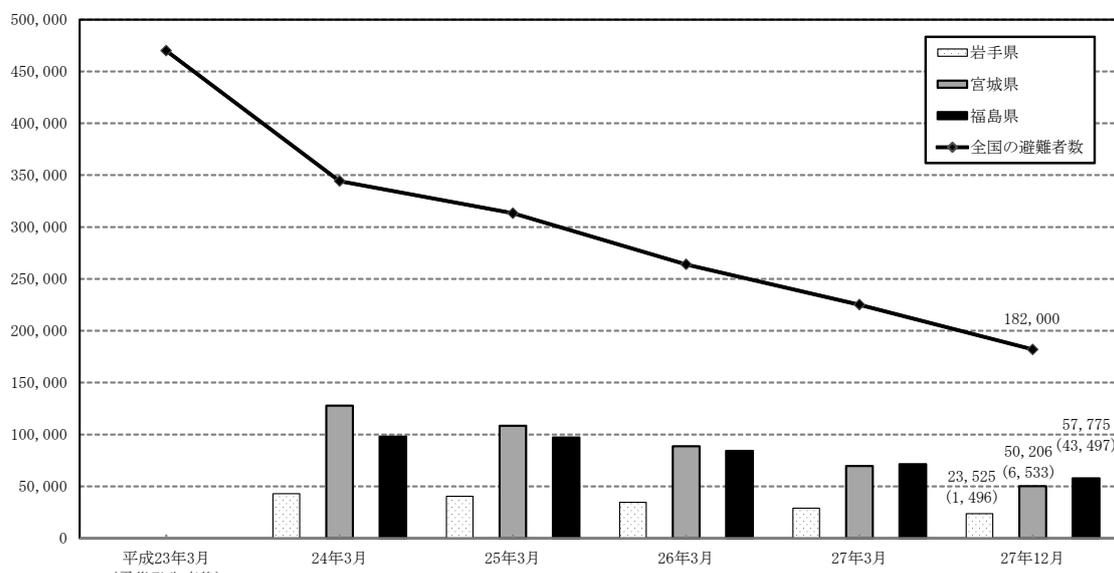
ウ 避難の状況

復興庁等によれば、東日本大震災発生直後の避難者数は全国で約47万人とされており、東日本大震災の発生から1週間を経過した時点では約38万人が2,182か所の避難所に避難していたとされている。その後、避難者は帰宅したり、県が建設した応急仮設住宅(以下「建設型応急仮設住宅」という。)や市町村等が民間住宅を借り

上げて避難者に供与する応急仮設住宅（以下「借上型応急仮設住宅」という。）等へ移ったりするなどしたため、避難所は26年3月末までに全て解消されたが、27年12月10日現在の避難者数は、図表1-3のとおり、全国でなお182,000人に上っている。このうち東北3県の各県内の避難者数は、岩手県23,525人、宮城県50,206人、福島県57,775人、計131,506人であり、全体の72%を占めている。また、東北3県各県から県外への避難者数は、27年12月10日現在、岩手県から1,496人、宮城県から6,533人、福島県から43,497人、計51,526人となっており、特に福島県に在住していた多くの被災者は、原子力災害により県外での避難生活を強いられている状況にある。

そして、内閣府によれば、応急仮設住宅に居住している避難者数は、27年11月末現在で、建設型応急仮設住宅には東北3県で64,988人（31,295戸）、借上型応急仮設住宅には全国で74,972人（32,579戸）とされており、震災から4年以上経過しているにもかかわらず、多くの被災者が不自由な生活を余儀なくされている。

図表1-3 東日本大震災による全国及び東北3県における各県内の避難者数の推移
避難者数（人）



注(1) 復興庁が公表している「全国の避難者等の数」（平成27年12月10日現在、同年12月25日公表）を基に作成した。
注(2) 各県内避難者数の下の（ ）内は県外への避難者数であり外数である。

(2) 国の復旧・復興への取組

国は、東日本大震災からの復旧・復興を推進するために、国の支援体制及び法令・制度の整備を図りつつ各種施策を実施している。また、復旧・復興の事業規模とその財源を見込むとともに、その見直しを行っている。東日本大震災以降、国が実施して

きた復旧・復興に向けて進められた主な取組、また、原子力災害に対する国の復旧・復興の主な取組及び復興財源フレームについて示すと次のとおりである。

ア 復旧・復興に向けて進められた主な取組

(ア) 集中復興期間に進められた主な取組

23年3月の東日本大震災の発生後、図表1-4に示すとおり、同年6月に東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）が施行され、同年7月には同法に基づき復興基本方針が定められて、国による復興のための取組の全体像が明らかにされた。復興基本方針では、復興期間は10年間とされ、当初の5年間は集中復興期間と位置付けられて、復興支援の体制、復興施策、事業規模、財源等に関する基本方針が定められた。

このうち復興支援の体制については、国は、被災後、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、直ちに緊急災害対策本部を設置して対応を行ってきたが、24年2月に復興庁を設置し、同本部の機能を同庁に引き継ぐとともに、同庁内に内閣総理大臣を議長とする関係閣僚級の組織として復興推進会議を設置した。また、国は、25年2月には復旧・復興の加速化に向けた対応等を具体的に検討し、速やかに対策を実現する体制として、復興大臣の下に関係省庁の局長級で構成する「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置するなどした。

復興施策については、23年12月に特区法が施行され、国は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、地域における創意工夫をいかして行われる規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度を創設するとともに、地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手の良い自由度の高い交付金として復興交付金を創設した。また、国は、住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォースの検討の下に、27年8月までに、用地取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保等の加速化措置等を実施した。

財政面では、23年12月に、集中復興期間中に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置について定めた「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。以下

「復興財源確保法」という。）が施行され、また、国は、道府県及び市町村の負担額等に対処するための財政措置として震災復興特別交付税等を創設した。そして、

24年4月に、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)が改正され、国は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として復興特会を設置した。また、国は、25年1月に復興基本方針において19兆円と見込んでいた集中復興期間中の事業規模を25兆円に見直して新たな財源の確保を図った(集中復興期間の復興財源フレームについては18～21ページ参照)。

図表1-4 東日本大震災からの復旧・復興に対する主な取組

年月	災害復旧・復興関連	原子力災害関連	
平成23年	3月	東日本大震災発生、緊急災害対策本部の設置	原子力災害対策本部の設置
	4月		原子力損害賠償紛争審査会の設置
	5月	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)施行 23年度第1次補正予算成立(東日本大震災関係経費4兆0153億円)	
	6月	東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)施行	
	7月	23年度第2次補正予算成立(東日本大震災関係経費1兆8106億円) 「東日本大震災からの復興の基本方針」決定	
	8月		平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)施行
	11月	23年度第3次補正予算成立(東日本大震災関係経費9兆2438億円)	
	12月	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)施行	
		東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)施行	「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」決定
	24年	2月	復興庁設置
3月			福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)施行
4月		24年度当初予算成立(復興特会3兆7754億円) 特別会計に関する法律の改正、東日本大震災復興特別会計の設置	
7月			福島復興再生基本方針決定
25年	1月	集中復興期間における事業規模と財源の見直し(19兆円→25兆円)	
	2月	24年度補正予算成立(東日本大震災関係経費3177億円)	
		住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォースの設置	
	5月	25年度当初予算成立(復興特会4兆3840億円)	福島復興再生特別措置法の改正
8月		避難指示区域見直し完了	
26年	2月	25年度補正予算成立(東日本大震災関係経費5638億円)	
	3月	26年度当初予算成立(復興特会3兆6464億円)	
	5月	東日本大震災復興特別区域法の改正	
	8月		原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正
27年	2月	26年度補正予算成立(東日本大震災関係経費2597億円)	
	4月	27年度当初予算成立(復興特会3兆9087億円)	
	5月		福島復興再生特別措置法の改正
	6月	第13回復興推進会議(集中復興期間終了後の復旧・復興事業の基本的枠組み決定)	
		「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」閣議決定	

(イ) 集中復興期間終了後の復旧・復興事業の基本的枠組み

27年6月に開かれた第13回復興推進会議において、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(以下「第13回復興推進会議決定」という。)が決定され、集中復

復興期間終了後の復旧・復興事業に関する基本的な考え方として、復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進めて、必要な支援を確実に実施することとされた。また、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるため10年以内の復興完了は難しい状況にあるとされ、復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組むものとされた。

そして、国は、地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえて、28年度以降の復興支援については、被災地の自立につながるものとしていく必要があるとし、28年度からの5年間で被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から「復興・創生期間」と位置付けた。

復興・創生期間に実施する復旧・復興事業については、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する観点から、①復興特会で実施する事業、②一般会計等で対応する事業、③27年度限りで終了する事業に整理し、復興特会で実施する事業は、被災者支援、災害復旧事業等、原子力事故災害特有の課題に対応する事業、復興交付金事業（基幹事業）等とされた。

そして、復興の基幹的事业や原子力災害に由来する復興事業等については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする一方、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応という性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うとされた。また、自治体負担の水準等については、事業費のうち国庫補助金等を除いた地方負担の95%を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担の5%とする とされた。

イ 原子力災害に対する国の復旧・復興の主な取組

23年3月の東日本大震災に伴う東京電力の福島第一原発の事故発生後、国は、前記の図表1-4のとおり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき直ちに原子力災害対策本部を設置した。そして、福島県内においては、同本部の決定に基づき避難指示区域が設定されるなどして、同区域内の住民は避難を余儀なくされた。このような状況を踏まえて、24年3月に福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）が施行され、国は、同年7月に同法に基づき福島復興再生基本方針（以下「福島基

本方針」という。)を閣議決定して、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るために、福島全域での復興及び再生と避難解除等区域等の復興及び再生という二つの観点から、各々に必要な取組の基本的な方針を定めた。このうち避難解除等区域等における復興及び再生の進め方においては、住民の安全安心のための除染等による放射性物質汚染対策を始めとして、産業振興、インフラ整備、生活環境の整備等の各種対策について、計画的に講ずるものとしている。

除染等による放射性物質汚染対策については、23年8月に施行された放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境省等は、関係原子力事業者である東京電力の負担の下に、汚染土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業（以下「汚染廃棄物処理事業」という。）及び中間貯蔵施設検討・整備事業（以下「中間貯蔵施設事業」といい、これらの3事業を合わせて「特措法3事業」という。）を実施している（特措法3事業の実施状況については146～159ページ参照）。

福島第一原発の事故による損害については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。）等に基づき東京電力が賠償責任を負うこととなっており、23年4月に原賠法に基づき文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会が、損害賠償に関する円滑な合意形成のために、同年8月に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して賠償すべき損害として類型化が可能なものを示すなどした（原子力災害関係経費の求償の状況については163～169ページ参照）。

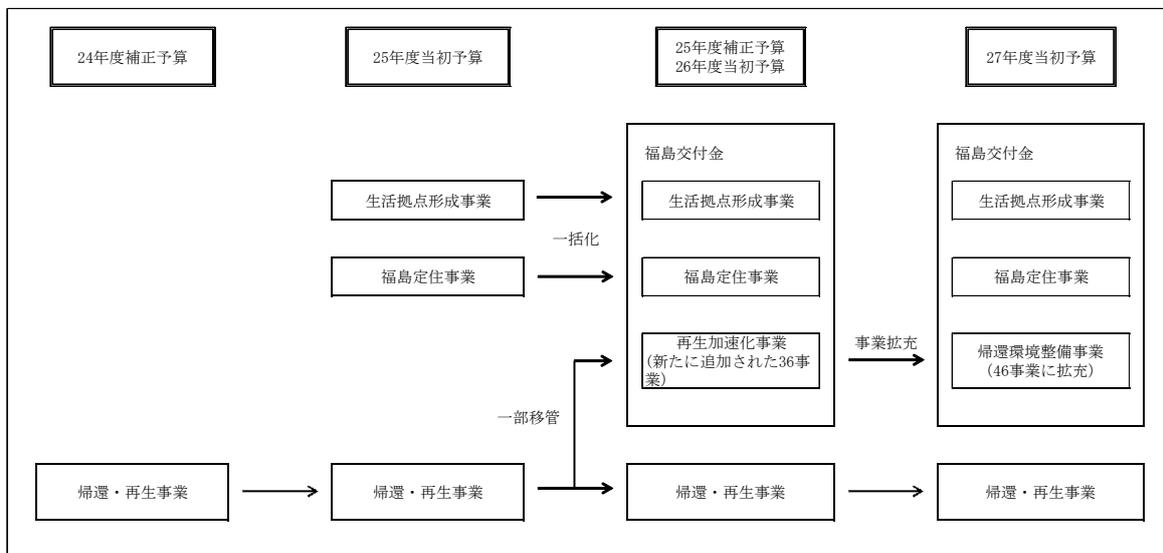
また、23年12月に福島第一原発において冷温停止状態が達成されたことを受けて、同月に原子力災害対策本部が「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を決定し、国は、25年8月までに福島県内の全ての避難指示対象市町村（田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯舘各村）において、避難指示区域の見直しを完了し、26年4月に田村市、同年10月に川内村の一部、27年9月に檜葉町において避難指示を解除するなどしている（避難指示区域等の見直しの状況については159～161ページ参照）。

これらの避難指示が解除された区域への帰還支援等の取組について、国は、図表1-5のとおり、24年度補正予算において福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業（以下「帰還・再生事業」という。）を、25年度当初予算において生活拠点形成事業

及び福島県の子育て世帯が安心して定住できる環境を整え地域の復興再生を促進する福島定住等緊急支援事業（以下「福島定住事業」という。）をそれぞれ創設した。さらに、25年8月の避難指示区域の見直しの完了を受けて、25年度補正予算において、生活拠点形成事業及び福島定住事業に福島の再生・復興のための新たな施策である再生加速化事業を加え、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括して支援する福島再生加速化交付金（以下「福島交付金」という。）を創設し、福島交付金による3事業と帰還・再生事業を合わせた4事業（以下、4事業を合わせて「福島復興事業」という。）を福島の復興再生の柱として実施することとなった（生活拠点形成事業の実施状況については161～163ページ参照）。

また、27年5月に、福島復興再生特別措置法が改正され、国は、27年度当初予算において、避難者の早期帰還の促進を図るために、再生加速化事業を拡充して帰還環境整備事業とし、より使い勝手の良いものとなるようにするなどの取組を行っている。

図表1-5 福島復興事業の内訳



ウ 東日本大震災の復旧・復興に係る復興財源フレーム

(ア) 集中復興期間の復興財源フレーム

23年7月の復興基本方針において、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模については少なくとも19兆円程度が見込まれるとされ、復興財源の確保については、時限的な税制措置である復興特別税（復興特別所得税、復興特別法人税等）により10.5兆円程度、歳出の削減、税外収入等により8.5兆円程度を確保す

る計19兆円程度の復興財源フレームが示された。

その後、国は、24年度補正予算及び25年度当初予算の編成過程において、「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成25年1月復興推進会議決定）により復興財源フレームを見直し、25兆円フレームを示した。25兆円フレームの事業規模及び財源のそれぞれの内訳は、図表1-6のとおりである。

25兆円フレームでは、事業規模については、23、24両年度の事業費が計17.5兆円、25年度の事業費が3.3兆円程度、26、27両年度に確実に実施が見込まれる事業の規模が計2.7兆円程度であることから、集中復興期間に係る事業費を計23.5兆円程度とした。

また、財源については、既に確保されている19兆円程度に加えて、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）株式の売却による収入見込額の4兆円程度及び23年度の決算剰余金等の2兆円程度を確保し、集中復興期間に係る財源の全体額として25兆円程度を確保することとした。

(イ) 復興・創生期間を加えた復興期間10年間の復興財源フレーム

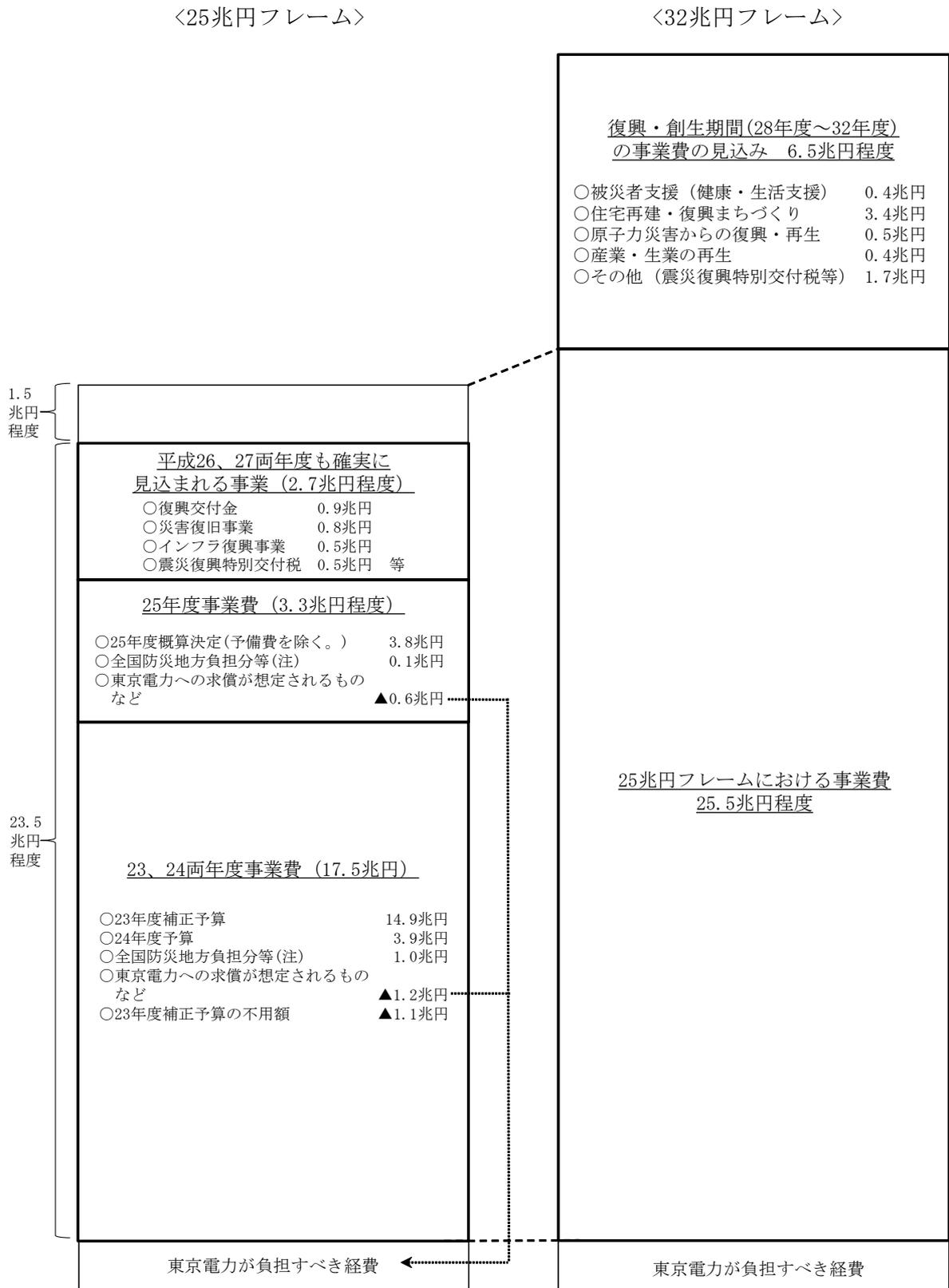
国は、第13回復興推進会議決定により、集中復興期間の25兆円フレームに復興・創生期間に係る事業規模と財源の見込みを加えて復興期間10年間に係る見込みを32兆円程度の規模とする新たな復興財源フレーム（以下「32兆円フレーム」という。）を示した。32兆円フレームの事業規模及び財源のそれぞれの内訳は、図表1-6のとおりである。

32兆円フレームでは、事業規模について、27年度までの集中復興期間に係る事業費を25.5兆円程度、28年度からの復興・創生期間に係る事業費を6.5兆円程度と見込み、復興期間10年間に係る事業費を計32兆円程度としている。

また、財源については、25兆円フレームで計上されている25兆円に、26年度補正予算及び27年度当初予算において措置された1.3兆円（25年度決算剰余金約0.8兆円及び財政投融资特別会計財政融資資金勘定積立金約0.6兆円の合計額）及び計上済みの財源の精査による2.5兆円を加えて28.8兆円程度が計上済みであり、さらに、新規の財源を、国の保有する資産の有効活用等による税外収入の0.8兆円及び決算剰余金の活用等による一般会計からの繰入れ2.4兆円、計3.2兆円程度とし、復興期間の財源の全体額として32兆円程度を確保するとしている。

図表1-6 25兆円フレーム及び32兆円フレームの事業規模と財源の内訳

○事業規模



(注)「全国防災」とは、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策である。

○財源

<25兆円フレーム>

<32兆円フレーム>

<p><u>追加的な財源（6兆円程度）</u></p> <p>○23年度決算剰余金等 2兆円程度 ○日本郵政株式会社株式の売却 4兆円程度</p>	<p><u>新規財源 3.2兆円程度</u></p> <p>○一般会計からの繰入れ 2.4兆円 ○税外収入 0.8兆円 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金の活用や同特別会計投資勘定からの受入れなど、国の保有する資産の有効活用等</p> <p><u>計上済財源の精査 2.5兆円</u></p> <p>○復興特別所得税 1.2兆円 ○復興特別法人税 0.7兆円 ○税外収入 0.6兆円</p> <p>26年度補正予算計上財源 ○25年度決算剰余金 約0.8兆円 27年度当初予算計上財源 ○財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金 約0.6兆円</p>
<p><u>復興特別税（10.5兆円程度）</u></p> <p>○復興特別所得税 7.3兆円程度 ○復興特別法人税 2.4兆円程度 等</p>	<p><u>25兆円フレームにおける計上済財源 25兆円</u></p>
<p><u>歳出削減・税外収入等（8.5兆円程度）</u></p> <p>○23年度第1次補正予算見合いの歳出削減等 4.3兆円程度 ○23年度第2次補正予算見合いの前年度剰余金 1.8兆円程度 ○子ども手当の見直し、東京地下鉄株式会社株式の売却等 3兆円程度 ○財政投融资特別会計の23年度剰余金 0.8兆円程度 ○公務員の人件費の見直し等 0.6兆円程度 ○日本たばこ産業株式会社株式の売却 0.5兆円程度 ○年金臨時財源の補填 ▲2.5兆円程度 等</p>	
<p>東京電力による賠償</p>	<p>東京電力による賠償</p>

28.8兆円程度

2 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(1) 復旧・復興予算の執行等の状況

ア 23年度から26年度までの復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況

(ア) 経費項目別の復旧・復興予算の歳出予算

23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算における歳出予算額を予算の経費の内容から区分した項目（以下「経費項目」という。）ごとに示すと、図表2-1のとおりである。23年度補正予算は計14兆8354億余円、24年度予算は計4兆9706億余円、25年度予算は計5兆3023億余円、26年度予算は計4兆1200億余円であり、4か年度の合計は一般会計及び復興特会を合わせた29兆2285億余円となっている。

図表2-1 平成23年度から26年度までの復旧・復興予算における歳出予算額

(単位：億円)

経費項目	一般会計	復興特会			計
	23年度補正予算	24年度予算	25年度予算	26年度予算	
災害救助等関係経費	5770	762	836	738	8107
災害廃棄物処理事業費	7378	3442	1265	236	1兆2323
災害対応公共事業関係費	1兆2019	—	—	—	1兆2019
施設費災害復旧費等	4160	—	—	—	4160
公共事業等の追加	1兆4734	5091	—	—	1兆9825
復興関係公共事業等	—	—	8793	9163	1兆7956
災害関連融資関係経費	1兆3122	1209	963	221	1兆5516
地方交付税交付金	2兆1408	5490	6053	5723	3兆8675
東日本大震災復興交付金	1兆5611	2867	5917	3637	2兆8035
全国防災対策費	5751	4826	—	—	1兆0578
その他の東日本大震災関係経費	3兆2649	3998	6255	3298	4兆6202
被災者支援関係経費	3773	—	—	—	3773
東日本大震災復興対策本部運営経費	5	—	—	—	5
原子力損害賠償法等関係経費	2754	—	—	—	2754
原子力災害復興関係経費	3557	4811	7093	6523	2兆1986
国債整理基金特別会計への繰入（復興債の償還財源等）	—	1兆1148	9107	8167	2兆8424
予備費（平成23年度は東日本大震災復旧・復興予備費、25年度以降は復興加速化・福島再生予備費）	8000	4000	6000	6000	2兆4000
社会インフラ整備・住民の定着促進等対策費※	—	1964	—	—	1964
産業の復興と雇用機会の創出※	—	512	—	—	512
原子力災害等対策費※	—	700	—	—	700
福島の再生関係経費※	—	—	1718	—	1718
復興まちづくり関係経費※	—	—	2282	—	2282
産業の復興関係経費※	—	—	1329	—	1329
被災者支援関係経費※	—	—	306	—	306
東日本大震災の被災地の復旧・復興事業費※	—	—	—	97	97
原子力事故対応の加速化関係経費※	—	—	—	2500	2500
（既定経費の減額）	△2343	△1119	△4899	△5108	△1兆3470
計	14兆8354	4兆9706	5兆3023	4兆1200	29兆2285

注(1) 計は補正後の金額である。

注(2) ※を付した経費項目は各年度の補正予算において措置されたものである。

(イ) 復旧・復興予算の執行状況

復旧・復興予算の執行状況の検査に当たっては、予算措置年度別の予算現額、支出済額、繰越額、繰越額のうち避け難い事故により年度内に支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越した額（以下「事故繰越額」という。）及び不用額を調査し、復旧・復興事業に係る累計支出済額の予算現額に対する割合（以下「累計執行率」という。）、繰越率及び不用率について、経費項目別及び事業類型別に集計するとともに、不用が生じた主な事由（以下「不用事由」という。）を整理するなどして分析した。

なお、各年度に生ずる繰越額及び不用額は、翌年度以降に支出され、又は剰余金として改めて翌年度以降の復興財源に計上されるが、予算現額は、各予算措置年度の歳出予算額を基に算出されるため、繰越額、不用額等についても、これらを生じた予算現額ごとに分析した。したがって、本報告における繰越率、不用率は、予算措置年度ごとに整理された予算現額が26年度末現在でどの程度繰り越され、又は、不用とされているかを示すものであり、各年度において見込まれる支出額又はこれに対応して実際に必要とされる財源に対する率を表すものではない。

23年度から26年度までの予算措置年度ごとに整理された予算現額の合計額29兆3946億余円の26年度末現在における執行状況は、図表2-2のとおり、支出済額23兆9132億余円、繰越額1兆5352億余円、不用額3兆9461億余円であり、累計執行率81.3%、繰越率5.2%、不用率13.4%となっている。このうち26年度予算の執行状況をみると、執行率は57.2%にとどまり、繰越率は28.6%、不用率は14.1%となっている。

図表2-2 平成23年度から26年度までの復旧・復興予算の執行状況

(単位：億円、%)

区分	23年度 予算	24年度 予算	25年度 予算	26年度 予算	計
予算現額 A	14兆8243	5兆0018	5兆4484	4兆1200	29兆3946
支出済額 B	12兆5622	4兆5251	4兆4679	2兆3579	23兆9132
繰越額 C	-	-	3541	1兆1810	1兆5352
うち事故繰越額	-	-	3541	61	3603
不用額 D=A-B-C	2兆2621	4766	6263	5810	3兆9461
累計執行率 B/A	84.7	90.4	82.0	57.2	81.3
繰越率 C/A	-	-	6.5	28.6	5.2
不用率 D/A	15.2	9.5	11.4	14.1	13.4

注(1) 「23年度予算」は、平成23年度一般会計予算分(予備費、23年度補正予算)の合計額である。

注(2) 「24年度予算」の予算現額5兆0018億余円は、歳出予算額4兆9706億余円に、法令等に基づき国有林野事業特別会計(24年度末廃止)から復興特会に繰り越された東日本大震災関係経費35億余円及び社会資本整備事業特別会計(25年度末廃止)から復興特会に繰り越された東日本大震災関係経費275億余円、計311億余円を加算したものである。

注(3) 「25年度予算」の予算現額5兆4484億余円は、歳出予算額5兆3023億余円に社会資本整備事業特別会計(25年度末廃止)から復興特会に繰り越された東日本大震災関係経費1461億余円を加算したものである。

(ウ) 経費項目別の執行状況

23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算の経費項目別の支出済額をみると、図表2-3のとおり、公共土木施設、文教施設、医療施設等の災害復旧事業の実施に係る経費項目については、「災害対応公共事業関係費」6675億余円、「施設費災害復旧費等」2126億余円、「公共事業等の追加」1兆1705億余円及び「復興関係公共事業等」1兆0853億余円の4経費項目で計3兆1361億余円となっており、また、特措法3事業の実施に係る経費項目については、「原子力災害復興関係経費」1兆7220億余円となっている。そして、これらの経費項目の累計執行率は、「災害対応公共事業関係費」55.5%、「施設費災害復旧費等」54.7%、「公共事業等の追加」57.8%、「復興関係公共事業等」54.2%、「原子力災害復興関係経費」65.9%と他の経費項目と比べておおむね低くなっている。

一方、「地方交付税交付金」は復興特会から交付税特会に繰り入れられた段階で、また、「東日本大震災復興交付金」は特定被災自治体における基金の設置造成等のために特定被災自治体に復興交付金が交付された段階で、それぞれ国の復

旧・復興予算としては執行され支出済みとなることから、これらの経費項目の累計執行率はそれぞれ95.2%、89.5%と高くなっている。特定被災自治体は、交付税特会から交付された地方交付税交付金を財源として事業を実施したり、復興交付金により設置造成等した基金を取り崩して事業を実施したりすることとなる。このため、これらの経費項目の累計執行率が高いことは、必ずしも復旧・復興事業の進捗が進んでいることを示すものではない（復興交付金事業の実施状況については38～44ページ、地方交付税交付金の状況については56～58ページ参照）。

図表2-3 平成23年度から26年度までの復旧・復興予算の経費項目別の執行状況

(単位：億円、%)

経費項目	予算現額 A	支出済額					繰越額	累計不用額	累計執行率 B/A
		23年度 予算	24年度 予算	25年度 予算	26年度 予算	計 B			
災害救助等関係経費	9231	6045	1256	648	535	8486	-	745	91.9
災害廃棄物処理事業費	1兆2323	6755	3162	940	67	1兆0925	212	1184	88.6
災害対応公共事業関係費	1兆2019	6675	-	-	-	6675	-	5343	55.5
施設費災害復旧費等	3884	2126	-	-	-	2126	-	1758	54.7
公共事業等の追加	2兆0228	7595	4110	-	-	1兆1705	-	8522	57.8
復興関係公共事業等	2兆0016	-	-	7337	3515	1兆0853	7341	1821	54.2
災害関連融資関係経費	1兆5946	1兆2992	1322	1252	99	1兆5667	-	278	98.2
地方交付税交付金	3兆9889	2兆1408	6704	5771	4116	3兆8000	-	1888	95.2
東日本大震災復興交付金	2兆8645	1兆5611	2867	6521	642	2兆5642	3001	1	89.5
全国防災対策費	1兆1705	5186	5426	-	-	1兆0612	-	1092	90.6
その他の東日本大震災関係経費	5兆0116	2兆9775	4835	7240	2155	4兆4006	1503	4606	87.8
被災者支援関係経費	3773	2318	-	-	-	2318	-	1455	61.4
東日本大震災復興対策本部運営経費	5	3	-	-	-	3	-	1	67.7
原子力損害賠償法等関係経費	2754	2595	-	-	-	2595	-	158	94.2
原子力災害復興関係経費	2兆6119	1840	4055	6313	5010	1兆7220	3293	5605	65.9
国債整理基金特別会計への繰入（復興債の債務償還費等の財源）	2兆6775	-	1兆0259	8650	7437	2兆6347	-	428	98.4
予備費（平成23年度は東日本大震災復旧・復興予備費、25年度以降は復興加速化・福島再生予備費）	1兆0512	4691	1251	-	-	5943	-	4568	56.5
計	29兆3946	12兆5622	4兆5251	4兆4679	2兆3579	23兆9132	1兆5352	3兆9461	81.3
（うち災害対応公共事業関係費等4経費項目の計）	(5兆6149)	(1兆6397)	(4110)	(7337)	(3515)	(3兆1361)	(7341)	(1兆7446)	(55.8)

注(1) 本表の各計数は、歳出予算の経費項目の区分により集計したものであり、決算の経費項目の区分による集計とは一致しない。

注(2) 「23年度予算」は、平成23年度一般会計予算分（予備費、23年度補正予算）の合計額である。

注(3) 予備費の支出済額は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てた額である。

注(4) 平成24年度から26年度までの各年度の補正予算で実施している事業については、各年度の当初予算の経費項目の区分により整理している。

23年度から26年度までの各年度の復旧・復興事業の執行において不用額を生じたものは各年度の累計で2,212事業あり、不用額の計は3兆9461億余円となっていて、不用事由別では、図表2-4のとおり、「①予定より実績が下回ったもの」が、

736事業（33.2%）、不用額計1兆6227億余円（41.1%）と最も多く、その経費項目別の内訳をみると、公共事業等の追加（不用額4646億余円）、災害対応公共事業関係費（同2936億余円）等が多額となっている。これは、これらの経費項目で実施した事業において、住民の合意形成、復興計画の策定等に当たっての調整に時間を要したことなどのため事業に着手できなかったこと、早期の復旧や被災者支援の確実な実施の観点から予算が不足することがないように積算していたことなどによるものである。

このほか、「②事業計画の変更により減額したもの」が、375事業（16.9%）、不用額計8846億余円（22.4%）と多額であり、経費項目別の内訳をみると、原子力災害復興関係経費（不用額2622億余円）が多額となっている。これは、特措法3事業実施前の測定で放射線量が低かったことなどにより事業規模を縮小したことによるものである。

図表2-4 平成23年度から26年度までの不用事由別の事業数及び不用額

(単位：事業、億円)

経費項目	①予定より実績が下回ったもの		②事業計画の変更により減額したもの		③事業執行に伴い節減したもの		④契約価格が予定を下回ったもの		⑤執行停止		⑥その他		計	
	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	累計不用額
災害救助等関係経費	65	529	25	3	17	0	37	3	-	-	7	208	151	745
災害廃棄物処理事業費	9	514	9	657	1	0	4	12	-	-	-	-	23	1184
災害対応公共事業関係費	22	2936	18	822	3	22	17	84	-	-	12	1477	72	5343
施設費災害復旧費等	19	715	15	65	9	239	46	59	-	-	4	679	93	1758
公共事業等の追加	74	4646	60	2299	13	13	124	180	2	57	32	1323	305	8522
復興関係公共事業等	45	184	45	1052	9	14	53	51	-	-	23	517	175	1821
災害関連融資関係経費	33	274	1	1	1	0	-	-	-	-	3	2	38	278
地方交付税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1888	2	1888
東日本大震災復興交付金	2	0	-	-	-	-	7	1	-	-	1	0	10	1
全国防災対策費	46	181	30	115	11	6	160	706	7	50	13	32	267	1092
その他の東日本大震災関係経費	317	2471	114	1204	56	84	254	678	2	79	37	87	780	4606
被災者支援関係経費	5	1434	-	-	3	20	1	0	-	-	-	-	9	1455
東日本大震災復興対策本部運営経費	1	1	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	2	1
原子力損害賠償法等関係経費	8	109	2	0	2	1	10	30	-	-	2	16	24	158
原子力災害復興関係経費	79	1872	56	2622	8	14	84	81	2	4	11	1009	240	5605
国債整理基金特別会計への繰入（復興債の債務償還費等の財源）	2	336	-	-	-	-	-	-	-	-	1	92	3	428
予備費（平成23年度は東日本大震災復旧・復興予備費、25年度以降は復興加速化・福島再生予備費）	9	17	-	-	2	177	-	-	-	-	7	4372	18	4568
計	736 (33.2%)	1兆6227 (41.1%)	375 (16.9%)	8846 (22.4%)	135 (6.1%)	596 (1.5%)	798 (36.0%)	1890 (4.7%)	13 (0.5%)	192 (0.4%)	155 (7.0%)	1兆1708 (29.6%)	2,212 (100%)	3兆9461 (100%)

注(1) 本表の各計数は、歳出予算の経費項目の区分により集計したものであり、決算の経費項目の区分による集計とは一致しない。
注(2) 平成24年度から26年度までの各年度の補正予算で実施している事業については、各年度の当初予算の経費項目の区分により整理している。

(エ) 事業類型別の執行状況

復興基本方針においては、「あらゆる力を合わせた復興支援」として、平時とは異なる復興の局面に際して、既存の行政制度等の弊害を取り除き、被災した地

方公共団体による取組を、総力を挙げて支援するとともに、被災しなかった地方公共団体、民間の力も十分に活用し、活力ある日本の再生を目指した抜本的な対策を講じていくこととされている。

上記のような方針の下、復旧・復興予算は、事業実施主体別には、国が自ら復旧・復興事業として執行するもの、独立行政法人に運営費交付金を交付するなどして執行するもの、地方公共団体等の各種団体に様々な方法で財政支援を行うために執行するものに大別され、さらに、財政支援について、その方法や経費の性質からみると、各種団体の復旧・復興事業に要する経費や事業を実施するための基金や拠出金に対する補助によるもの、各種団体に対する出資によるもの、地方公共団体への地方交付税交付金の交付によるものなどの態様に分類される。

そこで、23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算の執行状況について、上記のような事業の実施主体や財政支援の方法等に着眼して、図表2-5の事業類型別の区分により復旧・復興事業を整理して分析した。

図表2-5 復旧・復興事業の事業類型の区分

事業類型	内 容
① 直轄	各府省庁等が、請負契約や委託契約を締結する場合を含め、直接事業を実施するもの
② 補助	国以外の者が行う事業等に助成等を行う補助事業の事業類型のうち、基金、運営費交付金及び拠出金による補助事業を除いたもの。単年度で実施する復興交付金事業を含む。
③ 直轄、補助等	①又は②を含めて複数の方法で行うもの
④ 補助（基金）	国が地方公共団体、公益法人その他団体等に国庫補助金等を交付して、復旧・復興事業を実施するための基金を設置造成等させるもの。復興関連基金事業や基金を設置造成等して複数年度で実施する復興交付金事業を含む。
⑤ 補助（運営費交付金）	国が独立行政法人等に対して業務に必要な金額の一部又は全部を交付等しているもの
⑥ 補助（拠出金）	国が団体等に対して拠出金を交付しているもの
⑦ 出資	国が団体等に対して出資しているもの
⑧ 地方交付税交付金	国が東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置しているものなど
⑨ その他	①～⑧以外のもの

図表2-6及び図表2-7のとおり、支出済額は「④補助（基金）」が6兆1291億余円、

「②補助」が4兆9831億余円、「⑧地方交付税交付金」3兆8000億余円等となっていて、特定被災自治体が実施する事業等への財政支援を行う方法において多額となっている。また、累計執行率は「②補助」が64.5%、「③直轄、補助等」が62.5%と他の事業類型に比べて低くなっている。これは、事業計画の策定や、関係者及び関係機関との協議等が整わず、事業実施までに相当の日数を要したことなどによるものである。一方、「④補助（基金）」から「⑧地方交付税交付金」までは、基金の設置造成等に係る資金、交付金、出資金等の支出に係るものであり、予算措置年度に特定被災自治体や独立行政法人、政策金融機関等に対して支出される場合が多いことなどから、累計執行率はいずれも90%以上と高くなっている（「④補助（基金）」のうち、復興関連基金事業の実施状況については、45～55ページ参照）。

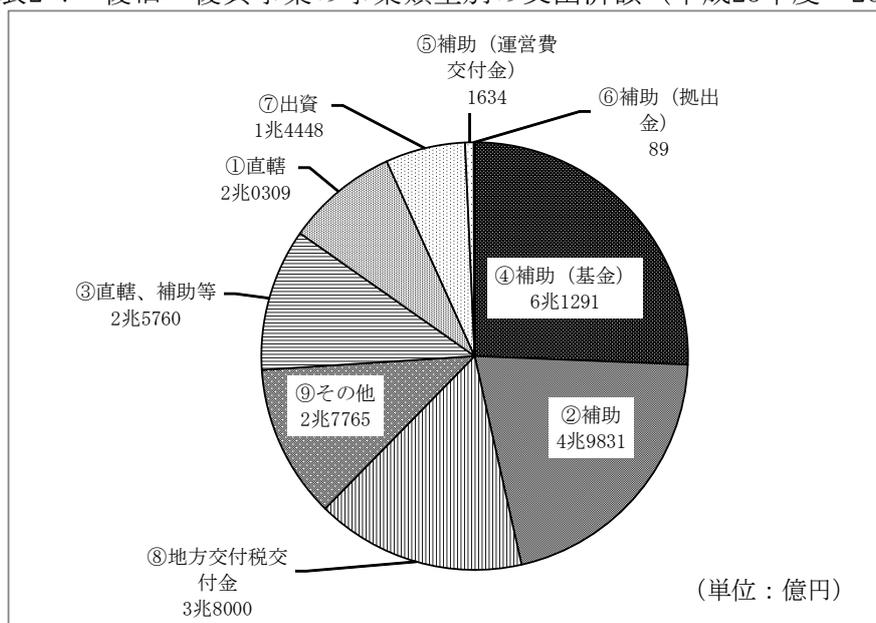
図表2-6 復旧・復興事業の事業類型別の執行状況

(単位：億円、%)

事業類型	支出済額					執行率				
	23年度 予算	24年度 予算	25年度 予算	26年度 予算	計	23年度 予算	24年度 予算	25年度 予算	26年度 予算	累計 執行率
①直轄	1兆1269	2434	5245	1359	2兆0309	80.6	80.4	82.5	70.3	80.2
②補助	3兆0620	1兆0613	6080	2515	4兆9831	67.2	84.4	65.7	25.3	64.5
③直轄、補助等	6456	7069	8160	4073	2兆5760	60.7	82.4	69.8	39.5	62.5
④補助（基金）	4兆2298	5925	9306	3761	6兆1291	99.9	99.7	99.5	99.7	99.8
⑤補助（運営費交付金）	1068	262	157	146	1634	100	100	100	100	100
⑥補助（拠出金）	83	5	-	1	89	99.9	99.9	-	99.9	99.9
⑦出資	1兆1722	1461	1204	59	1兆4448	100	100	100	36.9	99.3
⑧地方交付税交付金	2兆1408	6704	5771	4116	3兆8000	100	100	95.3	71.9	95.2
⑨その他	694	1兆0774	8751	7544	2兆7765	44.9	93.8	83.8	81.5	84.9
計	12兆5622	4兆5251	4兆4679	2兆3579	23兆9132	84.7	90.4	82.0	57.2	81.3

(注) 支出済額欄の「23年度予算」は、平成23年度一般会計予算分（予備費、23年度補正予算）の合計額である。

図表2-7 復旧・復興事業の事業類型別の支出済額（平成23年度～26年度）



イ 23年度から26年度までの復旧・復興事業に係る歳入の予算及び実績の状況

(ア) 財源項目別の歳入の予算・決算

集中復興期間の復旧・復興事業の財源は、前記のとおり、復興財源フレームに基づき復興特別税、歳出削減、税外収入等により確保することとなっている。また、復旧・復興に係る事業費の財源が短期的に不足すると見込まれる場合、これを賄う一時的なつなぎとして復興債が発行されている。

23年度から26年度までの各年度の予算に基づく復旧・復興事業の財源等を予算の財源等の内容から区分した項目（以下「財源項目」という。）ごとに示すと、図表2-8のとおりである。なお、23年度については、数次にわたる補正予算の編成において、一時的な財源とするために、年金臨時財源等の既定経費の減額により捻出した3兆8754億余円を計上した後、復旧・復興事業以外の事業に係る経費の財源となった2兆9125億余円を控除している。

また、各年度に計上されている財源項目をみると、復興特別法人税については、当初24年度から26年度までの3年間の予定であったものが25年度までとされたが、26年度についても課税対象となる法人の申告時期等を勘案して算出した4446億円が計上されている。一般会計からの受入れは、復興施策及び復興債の償還に要する費用に充てるために一般会計の前年度の決算剰余金等を財源として受け入れているものであるが、当該受入額はそのときの財政状況等により変動が大きい。

23年度から26年度までの各年度の決算額と予算額とを比較すると、復興特別所得税は24年度以降の3年間、復興特別法人税は24、25両年度に、いずれも決算額が予算額を上回っている。また、前年度剰余金受入は、25年度以降は決算額が予算額を大幅に上回っているが、これは、24年度以降に復興特会で予算措置された財源等が当年度のうちに支出されずに、繰越し又は不用として翌年度以降の財源となっていることによるものである。一方、復興公債金は、23年度から26年度までの4か年度の累計で、予算額の15兆4072億円に対して、決算額は13兆6732億余円となっていて、予算額を下回っている。

図表2-8 平成23年度から26年度までの復旧・復興事業の財源等

(単位：億円)

財源項目	予算ベース					決算ベース				
	一般会計	復興特会			計	一般会計	復興特会			計
	注(1) 平成23年度	24年度	25年度	26年度		注(1) 23年度	24年度	25年度	26年度	
復興特別所得税	—	495	3195	3299	6989	—	511	3338	3491	7341
復興特別法人税	—	5062	1兆0935	4446	2兆0443	—	6493	1兆2043	4327	2兆2864
一般会計より受入	—	1兆9999	3兆1769	1兆6874	6兆8643	—	1兆9999	3兆1769	1兆6874	6兆8643
特別会計より受入	—	—	—	1	1	—	—	—	1	1
公共事業費負担金収入	—	101	61	625	788	—	61	42	605	709
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	—	12	32	3	48	—	—	0	2	2
附帯工事費負担金収入	—	—	—	3	3	—	—	—	0	0
政府資産整理収入	—	—	—	—	—	17	—	—	—	17
雑収入	3237	2	1087	946	5273	2689	123	1808	3433	8055
前年度剰余金受入	1兆9987	—	2373	4031	2兆6392	1兆9987	—	1兆8700	2兆3635	6兆2324
復興公債金	11兆5500	2兆4033	3569	1兆0970	15兆4072	11兆2499	2兆3032	—	1199	13兆6732
注(2) 歳出予算の既定経費の減額	3兆8754	—	—	—	3兆8754	3兆8643	—	—	—	3兆8643
注(3) (復旧・復興事業以外の経費の財源)	△2兆9125	—	—	—	△2兆9125	△2兆9104	—	—	—	△2兆9104
計 (復興公債金を除く計)	14兆8354 (3兆2854)	4兆9706 (2兆5673)	5兆3023 (4兆9454)	4兆1200 (3兆0230)	29兆2285 (13兆8213)	14兆4733 (3兆2233)	5兆0222 (2兆7189)	6兆7703 (6兆7703)	5兆3573 (5兆2373)	31兆6232 (17兆9499)

注(1) 平成23年度の予算ベースでは、表中の予算額のほかに、当初予算の予備費503億余円が東日本大震災関係経費として使用されている。また、23年度の決算ベースでは、財源等の実績を示すために、当初予算の予備費使用額503億余円を含め、歳出予算の既定経費の減額に係る重複額を控除している。

注(2) 年金臨時財源、子ども手当等の歳出予算の補正減により、復旧・復興事業の財源を確保したものである。

注(3) 独立行政法人の運営費、年金臨時財源、台風12号対策等に充てられたため、復旧・復興事業以外の経費の財源として控除している。

(イ) 復興債の発行及び償還の状況

復旧・復興事業の財源には、復興特別所得税のように49年12月までの長期にわたって確保されるものや資産の売却収入のようにその収納時期が流動的なものもある。復旧・復興事業の実施に当たっては、多額の費用が限られた期間に生ずることから事業の実施に当たり不足する資金を確保するために復興債が発行されることになるが、復興債の発行には発行額以外にも利子、割引料等の支出が必要となり、多額の発行は復旧・復興事業の経費負担を増加させることとなる。そこで、前記復興公債金の歳入の予算・決算の状況に加えて、復興債の発行及び償還の状況について検査した。

a 復興債の発行状況

復興財源確保法によれば、復興債は23年度第3次補正予算から27年度予算までの各年度予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされている。そして、財務省は、予算に基づいて、国債発行計画を作成し発行計画額を決定し、短期的に確保された財源が復旧・復興事業の費用に充てられた後、なお不足する資金を確保するために復興債を発行している。

補正後の予算における発行計画額と発行実績額により、23年度から26年度までの4か年度の復興債の発行状況をみると、図表2-9のとおり、発行計画額計15兆4072億円に対して発行実績額計13兆6732億余円となっている。また、年度別の推移をみると、復旧・復興事業の初年度の23年度には11兆5500億円の予算が計上され、実績額も11兆2499億余円と発行計画額にほぼ等しい額となっているが、24年度以降は発行計画額、発行実績額ともに大幅に減少している。そして、前記のとおり、復興特別所得税及び復興特別法人税の税収が予算額を上回ったり、繰越し及び不用の発生による決算剰余金が計上されたりしたことにより、25年度においては復興債は発行されず、26年度においても発行計画額の1兆0970億円に対して発行実績額は1199億余円と大幅に下回っている。

図表2-9 平成23年度から26年度までの復興債の発行計画額及び発行実績額

(単位：億円)

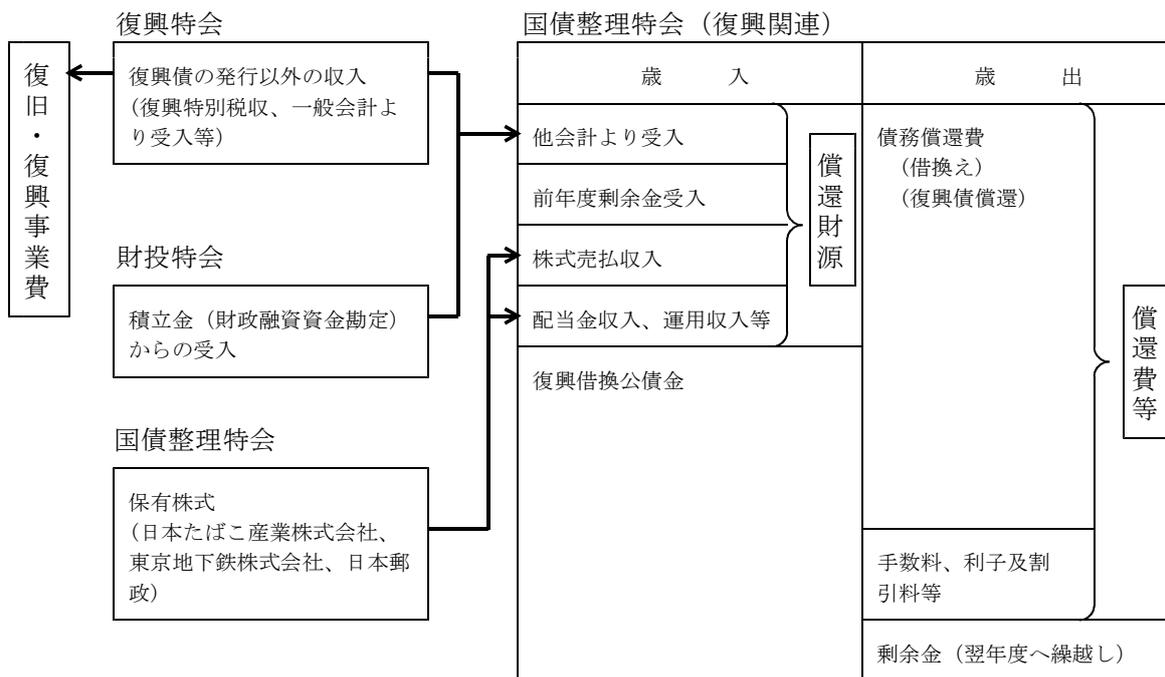
年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	計
発行計画額	11兆5500	2兆4033	3569	1兆0970	15兆4072
発行実績額	11兆2499	2兆3032	—	1199	13兆6732

(注) 発行計画額は、各年度の補正後の予算（平成23年度は23年度第3次補正予算）に基づく国債発行計画額であり、発行実績額は、復興公債金収納済歳入額である。

b 復興債の償還状況

復興債の償還は、24年度以降、国債等の償還を一元的に行う国債整理基金特別会計（以下「国債整理特会」という。）において行われている。復興債の償還に係る国債整理特会の資金の流れは、図表2-10のとおり、国債整理特会の歳出において、復興債の債務償還費と復興債の発行に伴う手数料、利子及割引料等（以下、これらを「償還費等」という。）を計上している。そして、国債整理特会の歳入において、復興債の償還費等に充てる財源（以下「償還財源」という。）として、復興特会からは復興特別税の税収等を、財政投融资特別会計（以下「財投特会」という。）財政融資資金勘定からは同勘定の積立金を、それぞれ受け入れているほか、国債整理特会において保有する株式の売払収入、配当金収入等を計上している。また、上記の償還財源が償還費等の額に不足する場合は、復興借換債の発行による復興借換公債金を歳入に計上している。

図表2-10 復興債の償還に係る資金の流れ



26年度の国債整理特会の歳入歳出決算をみると、図表2-11のとおり、歳入では、償還財源として復興特会からの繰入額7437億余円、国が保有する株式の配当金収入68億余円が計上されたほか、26年度は償還財源による資金が償還費等の額に満たず、復興借換債が発行されたため復興借換公債金8421億余円が計上され、歳入の合計は1兆5926億余円となっている。これに対して、歳出では、債務償還費が1兆5736億余円となり、このうち復興債の借換え分が8421億余円であるため、これを除く7315億余円の復興債が償還されている。

なお、特会法により国債の償還に充てるべき資金の充実に資するために国債整理特会において保有する株式のうち、日本たばこ産業株式会社の株式は24年度に9774億余円で既に売却済みで、売払収入が復興債の償還財源に充てられている。また、日本郵政の株式は、27年11月及び12月に一部売却され、その売払収入はそれぞれ6930億余円、7301億余円となり（後者は、日本郵政が株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式を売却し、その売却手取金を活用して自己株式を取得したことにより発生したもの）、これらの売払収入計1兆4231億余円も27年度の国債整理特会の歳入として、復興債の償還財源に充てられる見込みである。一方、東京地下鉄株式会社の株式の売払収入も、復興財源確保法に基づいて復興債の償還財源として位置付けられているが、売却に向

けての動きが進捗していない状況となっている。

図表2-11 平成24年度から26年度までの復興債の償還に係る状況（国債整理特会決算ベース）

(単位：億円)

年度	平成24年度	25年度	26年度
歳入	5兆5477	4兆5450	1兆5926
他会計より受入	2兆0226	1兆5617	7437
復興特会	1兆0259	8650	7437
財投特会	9967	6967	—
前年度剰余金受入	7	4824	0
株式売払収入	9774	—	—
配当金収入	255	62	68
運用収入等	82	14	0
復興借換公債金	2兆5130	2兆4930	8421
歳出	5兆0653	4兆5450	1兆5926
債務償還費	5兆0293	4兆5226	1兆5736
借換え分	2兆5130	2兆4930	8421
借換えを除く償還実績	2兆5162	2兆0295	7315
手数料等	224	16	3
利子及割引料	135	208	187
剰余金	4824	0	0

23年度から26年度までの復興債の年度末現在額をみると、図表2-12のとおり、23年度末の11兆2574億余円から26年度末の8兆3996億余円に減少している。

図表2-12 平成23年度から26年度までの復興債の現在額

(単位：億円)

区 分	平成23年度	24年度	25年度	26年度
年度首現在額 A	—	11兆2574	11兆0437	9兆0135
新規発行による増加 B	11兆2574	2兆3023	—	1201
償還による減少 C	—	5兆0294	4兆5231	1兆5742
Cのうち復興借換債の発行による償還 D	—	2兆5133	2兆4929	8402
借換えを除く償還による純減 E = C - D	—	2兆5160	2兆0301	7340
年度末現在額 F = A + B - E	11兆2574	11兆0437	9兆0135	8兆3996

注(1) 表中の数値は復興債の額面金額であるため、復興公債金収納済歳入額や復興債償還費支出済額等の歳入歳出決算額とは異なっている。

注(2) 復興債は、復興財源確保法により、各年度において翌年度の4月1日から6月30日までの期間も発行できるため、「新規発行による増加 B」は、当該期間内に発行されたものを含めた額面金額を示している。

ウ まとめ

復旧・復興事業に係る23年度から26年度までの4か年度の予算現額計29兆3946億余円の26年度末における執行状況は、累計執行率81.3%、繰越率5.2%、不用率13.4%となっている。このうち26年度予算の執行状況は、執行率57.2%にとどまり、繰越率28.6%、不用率14.1%となっている。

また、復旧・復興事業の歳入について23年度から26年度までの各年度の決算額と予算額とを比較すると、復興特別所得税は決算額が予算額を上回って推移しており、また、復興特会において24年度以降に多額の繰越額や不用額が計上されるなどしたことに伴い、前年度剰余金受入についても、25年度以降は決算額が予算額を上回っている。復興債の発行及び償還の状況について、復興債の発行実績額は発行計画額を下回っており、その年度末現在額は23年度末の11兆2574億余円から26年度末の8兆3996億余円に減少している。

復興庁及び関係府省等は、今後更に3.2兆円の新規財源を要することとされたところであり、各種事業が有効かつ効率的に実施されるように努める必要がある。

(2) 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況

復興基本方針において、国は、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のために、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組を進めていかなければならないとされ、東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとされている。そして、国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえて、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとされ、県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえて、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとされている。

上記の復興基本方針等を踏まえて、国は、地方公共団体等が実施する補助事業等、復興交付金事業及び復興関連基金事業に対して国庫補助金等を交付したり、補助事業等の地方公共団体の負担額等に対処するために地方交付税の総額に係る特例措置を講じた震災復興特別交付税を交付したり、住民の生活の安定、コミュニティの再生等のために設置造成等された復興基金に対して地方交付税等を交付したりするなどの多様な方法により財政支援を行っている。

そこで、国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する事業の状況について検査した。

ア 国からの地方公共団体等に対する財政支援の状況

23年度から26年度までの4か年度に東日本大震災関係経費として国から交付された国庫補助金等及び地方交付税のうち、沿岸6県及び管内200市町村に交付されたものは、図表3-1のとおり、計11兆2586億余円となっている。

主な財政支援に係る類型の概要は次のとおりである。復興交付金事業は、復興庁から特定被災自治体に通知された復興交付金に係る交付申請の限度額（以下「交付可能額」という。）の範囲内で、国から特定被災自治体が復興交付金の交付を受けて単年度で実施する事業（以下「単年度型事業」という。）と基金を設置造成等して復興交付金事業計画の計画期間内にこれを取り崩して実施する事業（以下「基金型事業」という。）のいずれかを選択して実施するものである。復興関連基金事業は、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることや、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的

な実施に必要であると認められるものについて、国から国庫補助金等を交付して、交付を受けた地方公共団体、公益法人及びその他の団体（以下「基金団体」という。）が基金を設置造成等して、基金団体において事業を実施するものである。震災復興特別交付税は、復旧・復興事業を実施する地方公共団体の財源の裏付けとなるものであり、一般会計及び復興特会から交付税特会に対して繰入れを行った後に地方公共団体の事業実施状況等に応じて交付額が決定され交付されるものである。

これらの財政支援に係る類型ごとに、国庫補助金等及び地方交付税の交付額又は交付可能額（以下、これらを合わせて「交付額等」という。）の交付額等の合計に占める割合をみると、補助事業等が31.6%と最も高く、次いで復興交付金事業22.7%、震災復興特別交付税21.8%、復興関連基金事業19.9%の順となっている。事業主体別にみると、県実施分が56.1%、市町村実施分が43.8%であり、県実施分では復興関連基金事業が34.1%、補助事業等が30.9%となっていて、2事業で県全体の約3分の2を占めている。市町村分では、復興交付金事業が43.6%と全体の半分近くを占めている。

なお、福島の復興再生に資するために福島県に交付されている生活拠点形成交付金、福島定住交付金及び福島交付金についてみると、復興庁から特定被災自治体に通知された交付可能額の3交付金合計額の同県における交付額等全体に占める割合は3.9%となっている。

図表3-1 沿岸6県及び管内200市町村に対する国庫補助金等及び地方交付税の交付額等の状況（平成23年度～26年度）

（単位：百万円、％）

特定被災自治体	国庫補助金等				地方交付税		特定被災自治体に対する交付額等の合計 G =(a+b+c+d+e+f)	各交付額又は交付可能額の交付額等の合計に占める割合					
	補助事業等	復興交付金事業	復興関連基金事業	福島復興に関する事業（他事業に計上している分を除く。）	震災復興特別交付税	復興基金事業		補助事業等	復興交付金事業	復興関連基金事業	福島復興に関する事業	震災復興特別交付税	復興基金事業
	交付額 a	復興交付金交付額 b	国庫補助金等交付額 c	生活拠点形成交付金、福島定住交付金及び福島交付金の交付可能額 d	交付額 e	特別交付税交付額 f		(a/G)	(b/G)	(c/G)	(d/G)	(e/G)	(f/G)
青森県	27,799	544	20,997	-	41,120	8,478	98,939	28.0	0.5	21.2	-	41.5	8.5
4市町	8,843	4,963	-	-	10,915	-	24,721	35.7	20.0	-	-	44.1	-
岩手県	417,785	126,576	161,904	-	293,414	63,460	1,063,142	39.2	11.9	15.2	-	27.5	5.9
33市町村	367,597	532,137	-	-	185,142	-	1,084,877	33.8	49.0	-	-	17.0	-
宮城県	882,149	194,594	295,885	-	590,436	136,855	2,099,922	42.0	9.2	14.0	-	28.1	6.5
35市町村	862,840	1,308,200	6,497	-	475,656	-	2,653,194	32.5	49.3	0.2	-	17.9	-
福島県	530,487	78,710	1,630,674	107,345	318,611	67,306	2,733,134	19.4	2.8	59.6	3.9	11.6	2.4
59市町村	246,081	238,285	85,000	30,020	226,038	-	825,425	29.8	28.8	10.2	3.6	27.3	-
茨城県	75,205	3,429	37,581	-	119,369	14,455	250,041	30.0	1.3	15.0	-	47.7	5.7
40市町村	68,897	41,955	-	-	99,990	-	210,843	32.6	19.8	-	-	47.4	-
千葉県	22,479	251	9,757	-	36,114	4,145	72,749	30.8	0.3	13.4	-	49.6	5.6
29市町	51,929	28,807	-	-	60,913	-	141,650	36.6	20.3	-	-	43.0	-
合計	3,562,095	2,558,456	2,248,298	137,365	2,457,725	294,701	11,258,642 (100%)	31.6	22.7	19.9	1.2	21.8	2.6
沿岸6県計	1,955,906	404,106	2,156,801	107,345	1,399,067	294,701	6,317,929 (56.1%)	30.9	6.3	34.1	1.6	22.1	4.6
200市町村計	1,606,188	2,154,350	91,497	30,020	1,058,657	-	4,940,713 (43.8%)	32.5	43.6	1.8	0.6	21.4	-
(東北3県及び127市町村計)	3,306,941	2,478,504	2,179,962	137,365	2,089,300	267,622	10,459,696	31.6	23.6	20.8	1.3	19.9	2.5

注(1) 震災復興特別交付税の交付額は、交付決定額と同額となっている。

注(2) 震災復興特別交付税は、地方税法（昭和25年法律第226号）等の特例措置による減収額に対する措置等を含んでいることから、震災復興特別交付税の交付額等全体に占める割合（表のe/G）が、復旧・復興事業に係る地方負担割合を示すものではない。

このように、国は、東日本大震災からの復旧・復興を進めるために事業の実施主体である地方公共団体等に対して多様な財政支援を行っており、特に、補助事業等、復興交付金事業、復興関連基金事業及び震災復興特別交付税については、いずれもこれまでの交付額が2兆円から3兆円の規模に上っている。これらの財政支援については、国の予算の執行としては、国庫補助金等の交付や復興特会から繰入れの段階で支出済額となるため、国の予算執行のみでは復旧・復興事業の実質的な実施状況を把握できない。

そこで、国庫補助金等の交付先の地方公共団体等が、国庫補助金等により設置造成等した基金を取り崩して実施している復興交付金事業及び復興関連基金事業の実施状況並びに交付税特会における一般会計及び復興特会から受け入れた繰入金の実行状況により地方公共団体への震災復興特別交付税の交付状況について検査したところ、次のイからエまでのとおりとなっていた。

イ 復興交付金事業の実施状況

復興交付金は、特区法に基づき、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域を対象として、円滑かつ迅速な復興のための復興交付金事業の実施に要する経費に充てるために、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）で定めるところにより、予算の範囲内で交付されるものである。当該事業を実施する特定被災自治体は、復興交付金事業計画を作成して、復興庁に提出し、同庁から通知された交付可能額の範囲内で復興交付金事業を所管する文部科学、厚生労働、農林水産、国土交通、環境各省にそれぞれ交付申請を行い、交付決定を受けて事業を実施している。復興交付金事業のうち基金型事業は、復興交付金事業計画に基づき、事業年度ごとにあらかじめ計画された事業の実施に要する経費（以下、事業年度ごとにあらかじめ計画された経費を「〇〇年度の実施計画分」という。）を基金から取り崩すものであるが、計画された事業年度中に事業を実施できなかった場合でも、次年度以降に基金を取り崩して事業を実施することが可能となっている。

また、復興交付金事業には、被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備することを目的とする40の基幹事業（193～195ページの別図表2参照）と、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業で、著しい被害を受けた地域の復興のために基幹事業と関連して地域の特性に則して自主的かつ主体的に実施される効果促進事業がある。このうち効果促進事業は、各基幹事業の効果を増大させるために計画された個別の効果促進事業の実施に伴い必要となる額で交付申請を行い復興交付金の交付を受けるもの（以下「効果促進事業（個別配分）」という。）と、各基幹事業に係る事業費に一定割合を乗じて算出した額で交付申請を行い、所管省庁から一括して先渡しで復興交付金の交付を受ける漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業（被災地の要望を踏まえて24年度に創設。以下、両事業を合わせて「効果促進事業（一括配分）」という。196～199ページの別図表3参照）がある。

効果促進事業（一括配分）については、他の基金型事業と異なり復興交付金事業計画にはあらかじめその事業内容を定めることとなっていない。特定被災自治体は、事業に係る復興交付金の交付を受けた後に事業内容を定めて、24年1月に農林水産、

国土交通両省が定めた東日本大震災復興交付金交付要綱等に基づき当該事業で実施する旨を記載した使途内訳提出書を作成し、漁業集落復興効果促進事業では復興庁を経由して農林水産省に、市街地復興効果促進事業では同庁を経由して国土交通省に、それぞれ提出して事業を開始し、これにより基金の取崩しが行われることとなっている。そして、復興まちづくりの根幹を成す基幹事業には幅広い関連事業が存在することから、上記のとおりあらかじめ事業に要する復興交付金の一定割合を一括して先渡しして、個別事業の交付申請及び交付決定を経ずに事業を機動的に実施できるようにすることを目的として、交付手続が簡素化されており、特定被災自治体は、復興交付金事業計画における計画期間内であれば必要な事業を自由な期間設定で迅速に開始することが可能となっている。

26年度末現在の交付額等をみると、図表3-2のとおり、交付可能額が通知された8道県及び96市町村のうち約9割に当たる7県及び88市町村が基金型事業を選択していて、交付可能額は2兆5631億余円、交付額は2兆5600億余円、このうち27年度の実施計画分を除いた23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額は計2兆0412億余円となっている。

図表3-2 復興交付金事業の実施区分別の交付額等（平成26年度末現在）

(単位：百万円)

実施区分	道県及び市町村数	交付可能額 (第1回～第11回)	交付額	左のうち平成23年度から26年度までの実施計画分に係る交付額
単年度型事業	3道県及び13市町	1,618	1,509	927
基金型事業	7県及び88市町村	2,563,125	2,560,057	2,041,203
計	8道県及び96市町村	2,564,743	2,561,567	2,042,130

注(1) 道県及び市町村数は、交付を受けた道県及び市町村の数である。

注(2) 道県及び市町村は、①単年度型、②基金型、③単年度型及び基金型のいずれかの類型で事業を実施しており、③の類型（2県及び5市町）は重複計上されている。

注(3) 交付可能額及び交付額は、復興交付金事業計画に基づく平成23年度から27年度までの実施計画分に係る額である。

注(4) 事業が完了しているものについては、交付額ではなく精算額で計上している。

そこで、基金型事業について、26年度末の基金の取崩しの状況をみると、図表3-3のとおり、27年度の実施計画分を除いた23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額計2兆0412億余円のうち26年度末までに9902億余円が取り崩されていて、基金事業執行率は48.5%であり、取崩しが行われずに基金に保有されている額（以下「取崩未済額」という。）は1兆0509億余円となっている。これを、あらかじめ事業内容を定めて復興交付金の交付を受ける基幹事業及び効果促進事業（個別

配分) (以下、基幹事業と効果促進事業(個別配分)を合わせて「基幹事業等」という。)と、あらかじめ事業内容を定めていなくても復興交付金の交付を受ける効果促進事業(一括配分)に区分してみると、基幹事業等の基金事業執行率は、40事業のうち事業化されなかった5事業を除いて50.3%であり、取崩未済額は9418億余円となっている。

上記のうち、復興基本方針に基づき、被災者の居住の安定確保を図るために、被災者に住宅又は宅地を供給している住まいの復興に係る4事業についてみると、災害公営住宅及び宅地の整備を行っている漁業集落防災機能強化事業(事業番号C-5)、災害公営住宅整備事業等(同D-4)、都市再生区画整理事業(同D-17)及び防災集団移転促進事業(同D-23)の4事業の23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額は計1兆1534億余円と基幹事業等全体の60.8%を占めていて、26年度末までの取崩額は6305億余円、基金事業執行率は54.6%となっている。

基幹事業等において取崩しが進んでいない原因として、国土交通省等は、特定被災自治体が作成する復興交付金事業計画は、復興交付金事業の執行に係る事務の円滑化や事務負担の軽減を図るためにその時点で想定される標準的な事業スケジュールや概算事業費を基に作成されていることから、同計画と実際の事業の進捗や事業費とで差が生じていることを挙げている。特定被災自治体は、事業に係る住民との合意形成、住民の意向の変化による事業内容の変更に係る調整及び事業用地の取得に時間を要していること、関連して進められている他の基幹事業等や災害復旧事業の進捗が遅延していることなどを挙げている。また、取崩未済額が多い原因として、24年1月に東日本大震災復興対策本部が定めた東日本大震災復興交付金基金管理運営要領(以下「運営要領」という。)において、特定被災自治体は、復興交付金事業が全て終了したときに、基金の取崩未済額(以下、事業が終了したときの取崩未済額を「残余额」という。)を国庫に返還することとなっていて、復興交付金事業のうち一部の事業が終了して残余额が生じたとしても引き続き基金での保有を続けていることなどが挙げられる。

一方、効果促進事業(一括配分)をみると、いずれの事業も基金の取崩しが進んでおらず、基金事業執行率は24.6%であり、基幹事業等の基金事業執行率50.3%に比べて低くなっている。

図表3-3 基金型事業の事業別交付額等（平成26年度末現在）

（単位：百万円、％）

所管省庁	区分	事業番号	事業名	交付可能額 (第1回～ 第11回)	交付額	左のうち平成23年度から26年度までの実施計画分に係る交付額		26年度末取崩額	基金事業執行率	取崩未済額
						A	B			
								B/A	A-B	
文部科学省	基幹事業等	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	4,237	4,237	3,706	2,134	57.5	1,571	
		A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	4,533	4,533	3,449	2,568	74.4	880	
		A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	358	358	283	162	57.1	121	
		A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	3,108	3,108	3,016	1,503	49.8	1,512	
厚生労働省	基幹事業等	B-1	医療施設耐震化事業	—	—	—	—	—	—	
		B-2	介護施設復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	30	30	30	—	—	30	
		B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	877	877	712	615	86.3	97	
農林水産省	基幹事業等	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	80,595	80,595	73,306	26,822	36.5	46,484	
		C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	4,128	4,128	3,696	2,902	78.5	794	
		C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）	433	433	433	357	82.5	75	
		C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	40,647	40,647	38,667	30,408	78.6	8,259	
		C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	48,639	48,639	38,933	12,639	32.4	26,293	
		C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	7,309	7,309	6,853	2,812	41.0	4,040	
		C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	116,260	116,260	108,577	46,810	43.1	61,766	
		C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	7,309	7,309	6,980	5,230	74.9	1,749	
		C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	3,649	613	613	572	93.3	40	
		効果促進事業（一括配分）	F-1	漁業集落復興効果促進事業	10,147	10,147	7,997	1,244	15.5	6,752
F-3	漁業集落復興効果促進事業（県分）		722	722	523	159	30.4	363		
国土交通省	基幹事業等	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	274,464	274,464	210,291	59,400	28.2	150,890	
		D-2	道路事業（高台移転に伴う道路整備（区画整理））	35,580	35,580	25,514	18,227	71.4	7,287	
		D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	1,241	1,241	1,224	856	69.9	368	
		D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	602,323	602,323	494,738	264,568	53.4	230,169	
		D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	7,410	7,410	3,649	1,907	52.2	1,742	
		D-6	東日本大震災特別家賃低廉化事業	1,072	1,072	582	283	48.6	299	
		D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	—	—	—	—	—	—	
		D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	—	—	—	—	—	—	
		D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	1,173	1,173	1,173	612	52.1	561	
		D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	—	—	—	—	—	—	
		D-11	優良建築物等整備事業	2,063	2,063	1,522	1,049	68.9	473	
		D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	56	56	56	45	80.5	11	
		D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	21,559	21,559	21,559	5,409	25.0	16,149	
		D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	30,932	30,901	30,897	19,919	64.4	10,977	
		D-15	津波復興拠点整備事業	75,550	75,550	62,878	34,045	54.1	28,833	
		D-16	市街地再開発事業	8,231	8,231	5,379	3,408	63.3	1,970	
		D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	223,522	223,522	162,342	85,980	52.9	76,362	
		D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	—	—	—	—	—	—	
		D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	35,284	35,284	14,579	6,984	47.9	7,595	
		D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	21,717	21,717	20,055	12,243	61.0	7,812	
		D-21	下水道事業	120,528	120,528	63,828	25,154	39.4	38,673	
		D-22	都市公園事業	39,693	39,693	27,300	10,293	37.7	17,007	
		D-23	防災集団移転促進事業	496,462	496,462	457,422	267,360	58.4	190,062	
効果促進事業（一括配分）	F-2	市街地復興効果促進事業	219,339	219,339	126,765	33,808	26.6	92,956		
	F-4	市街地復興効果促進事業（県分）	9,539	9,539	9,539	519	5.4	9,020		
環境省	基幹事業等	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	2,386	2,386	2,116	1,201	56.7	915	
基幹事業等の計				2,323,375	2,320,308	1,896,378	954,495	50.3	941,882	
効果促進事業（一括配分）の計				239,749	239,749	144,825	35,732	24.6	109,093	
合計				2,563,125	2,560,057	2,041,203	990,228	48.5	1,050,975	
住まいの復興に係る4事業（太枠の事業）の計				1,370,948	1,370,948	1,153,437	630,549	54.6	522,888	

注(1) 基幹事業等は、基幹事業と効果促進事業（個別配分）を合わせたものである。

注(2) 事業が完了しているものについては、交付額及び取崩額ではなく精算額で計上している。

注(3) 効果促進事業（一括配分）のうち漁業集落復興効果促進事業（事業番号F-1及びF-3）の対象となる基幹事業は、漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）であり、市街地復興効果促進事業（事業番号F-2及びF-4）の対象となる基幹事業は、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）、津波復興拠点整備事業（事業番号D-15）、市街地再開発事業（事業番号D-16）、都市再生区画整理事業（事業番号D-17）及び防災集団移転促進事業（事業番号D-23）である。

そこで、24年度から26年度までの3か年度に効果促進事業（一括配分）に係る復興交付金が交付された特定被災自治体延べ5県及び50市町村への交付額のうち27年度の実施計画分を除いた計1448億余円の交付額について、使途内訳提出書の提出状況等により各特定被災自治体の事業内容の決定の有無や決定された事業内容を把握するなどして、効果促進事業（一括配分）の基金事業執行率が低くなっている原因について分析した。

その結果、図表3-4のとおり、26年度末までに事業内容が決定されていない交付額は、漁業集落復興効果促進事業に係る交付額計85億余円のうち2県及び18市町村に交付された55億余円（65.3%）並びに市街地復興効果促進事業に係る交付額計1363億余円のうち3県及び27市町村に交付された494億余円（36.3%）となっていて、24年度から26年度までの3か年度の実施計画分に係る交付額計1448億余円のうち549億余円（37.9%）の復興交付金が、事業内容が未定のまま基金で保有されていた。

図表3-4 効果促進事業（一括配分）に係る交付額の事業内容の決定状況（平成26年度末現在）

(単位：百万円、%)

所管省庁	区分	事業番号	事業名	交付を受けた県及び市町村延べ数	平成24年度から26年度までの実施計画分に係る交付額 A	事業内容の一部又は全部が決定している県及び市町村延べ数	事業内容が決定している交付額 B	事業内容の一部又は全部が未定の県及び市町村延べ数	事業内容が未定の交付額 C=A-B	事業内容が未定の交付額の割合 C/A
農林水産省	効果促進事業 (一括配分)	F-1	漁業集落復興効果促進事業	20市町村	7,997	18市町村	2,774	18市町村	5,223	65.3
		F-3	漁業集落復興効果促進事業(県分)	2県	523	2県	178	2県	344	65.8
		計		2県及び20市町村	8,520	2県及び18市町村	2,953	2県及び18市町村	5,567	65.3
国土交通省	効果促進事業 (一括配分)	F-2	市街地復興効果促進事業	30市町村	126,765	28市町村	84,903	27市町村	41,861	33.0
		F-4	市街地復興効果促進事業(県分)	3県	9,539	3県	1,974	3県	7,565	79.3
		計		3県及び30市町村	136,304	3県及び28市町村	86,877	3県及び27市町村	49,427	36.3
合計				5県及び50市町村	144,825	5県及び46市町村	89,830	5県及び45市町村	54,995	37.9

(注) 県及び市町村は、①漁業集落復興効果促進事業、②市街地復興効果促進事業、③漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業のいずれかの類型で事業を実施しており、③の類型の県及び市町村数は重複計上されている。

そして、基金の造成時期別に、上記の事業内容が未定の交付額計549億余円の内訳をみると、図表3-5のとおり、24年度は378億余円、25年度は140億余円、26年度は30億余円となっていて、549億余円のうち約7割に相当する24年度の実施計画分に係る交付額378億余円については、交付された後2年以上にわたり、事業内容が未定のままとなっている。

図表3-5 事業内容が未定の効果促進事業（一括配分）に係る基金の造成時期及び交付額
（平成26年度末現在）

（単位：百万円）

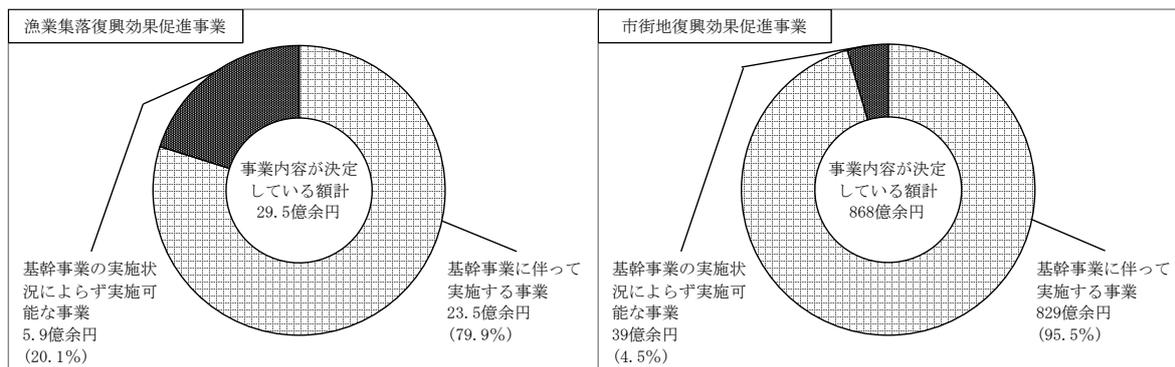
所管省庁	区分	事業番号	事業名	平成24年度に設置 造成された基金の うち事業内容が未 定の交付額	25年度に設置造成 された基金のうち 事業内容が未定の 交付額	26年度に設置造成 された基金のうち 事業内容が未定の 交付額	計
農林水産省	効果促進事業 （一括配分）	F-1	漁業集落復興効果促進事業	3,213	1,675	334	5,223
		F-3	漁業集落復興効果促進事業（県分）	333	10	—	344
		計			3,547	1,685	334
国土交通省	効果促進事業 （一括配分）	F-2	市街地復興効果促進事業	26,725	12,398	2,738	41,861
		F-4	市街地復興効果促進事業（県分）	7,565	—	—	7,565
		計			34,290	12,398	2,738
合計				37,838	14,084	3,072	54,995

一方、事業内容が決定している交付額計898億余円について事業内容別に分類すると、漁業集落復興効果促進事業については、46の事業内容に分類され、交付額は29.5億余円となっていて、市街地復興効果促進事業については、43の事業内容に分類され、交付額は868億余円となっていた（分類の状況については200ページの別図表4参照）。

上記のうち市街地復興効果促進事業の43の事業内容をみると、例えば「市街地整備事業の効率的促進」において市街地整備事業に係る飲用水供給施設や排水施設を整備する「飲用水供給施設・排水施設整備事業」のように、ある程度基幹事業が完成しないと実施できなかつたり、基幹事業の進捗に併せて実施したりするようなものがある一方、「まちの立ち上げ促進」においてコミュニティバスの購入や借上げなどを行う「被災者へのコミュニティバス運行支援事業」のように、必ずしも基幹事業が進捗していなくても基幹事業の効果を促進するために実施可能なものもある。

そこで、会計検査院において、漁業集落復興効果促進事業の46事業及び市街地復興効果促進事業の43事業から、基幹事業に伴って実施する事業に該当すると考えられる事業を抽出したところ、図表3-6のとおり、事業内容が決定している額のうち、漁業集落復興効果促進事業については23.5億余円（29.5億余円の79.9%）、市街地復興効果促進事業については829億余円（868億余円の95.5%）が該当していて、基幹事業の実施状況によらず実施可能な事業は少ない状況となっていた。

図表3-6 基幹事業に伴って実施する事業の交付額（平成26年度末現在）



したがって、効果促進事業（一括配分）は、特定被災自治体が行う復旧・復興事業の機動的な実施を目的として創設された制度であるが、その実施状況をみると、24年度から26年度までの3か年度の実施計画分に係る交付額計1448億余円のうち549億余円（37.9%）の復興交付金の事業内容が未定であり、そのうち約7割に相当する378億余円は交付された後2年以上にわたり事業内容が未定のままとなっており、一方、事業内容が決定しているものはそのほとんどが基幹事業に伴って実施するものとなっていた。

なお、復興交付金の基金の残余额の返還等については前記のとおり、運営要領に規定されているが、27年6月に開催された第13回復興推進会議において、復興交付金事業計画の終了前でも必要なくなった金額の返還を進めることが必要との決定がなされた。

この決定を受けて、復興庁は、関係省庁とともに残余额の返還に係る取扱方針を検討し、27年10月に特定被災自治体に対して取扱方針を示したところである。この取扱方針によれば、一部の基幹事業等を除き、各省単位で所管の事業が全て終了したときに当該事業に係る残余额から国庫に返還することなどが示されたが、効果促進事業（一括配分）については、将来、新たな事業の実施が想定されるとの理由から、返還の対象から除外されている。

ウ 復興関連基金事業の実施状況

(ア) 復興関連基金事業の実施状況

国から国庫補助金等の交付を受けた基金団体は、当該国庫補助金等を既存の基金に積み増したり、新規に基金を設置造成したりして復興関連基金事業を実施している。23年度から26年度までの4か年度の復興関連基金事業122事業に係る26年度末までの国庫補助金等の交付額は、図表3-7のとおり、計4兆0864億余円となっている。このうち、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していない8事業及び27年8月末までに基金団体から国庫補助金等交付額の全額が国庫に返納された2事業の計10事業を除いた112事業に係る国庫補助金等交付額は計3兆8167億余円、26年度末までの基金の取崩額は1兆9674億余円、基金事業執行率は51.5%となっている。復興関連基金事業122事業に係る国庫補助金等交付額を予算措置年度別にみると、23年度の交付額が計2兆7623億余円と最も多額となっており、所管府省庁別にみると、交付している8府省庁のうち経済産業省が1兆1700億余円と最も多額となっている。

また、復興庁及び財務省は、25年7月に、復興関連基金事業の所管府省に対して、「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」（平成25年復本第957号・財計第1690号。以下「基金使途通知」という。）を発出していて、被災地又は被災者に対する事業に使途を限定し、それ以外の事業のうち、執行済みの事業及び契約済みのものなど執行済みと認められる事業を除いた基金残額について国庫に返納することを要請している。

図表3-7 復興関連基金事業の実施状況（平成23年度～26年度）

〔凡例●：基金事業執行率10%未満、○：基金事業執行率80%以上、※：基金使途通知対象事業〕（単位：百万円、%）

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成26年度末までの取崩額（国庫返納額を除く。）	基金事業執行率	26年度末までの国庫返納額（国庫補助金等相当額）	26年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了年度	26年度末時点の終了年度等
					A	B	B/A	C	A-B-C		
● 1	25年度補正予算	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	復興庁	一般財団法人住宅金融普及協会	25,000	1,777	7.1	-	23,223	27年度(事業開始最終年度)	31年6月末までに事業開始(住宅取得等)とし、支払が終了するまで
● 2	26年度補正予算	福島原子力災害復興交付金	復興庁	福島県	100,000	-	-	-	100,000	56年度	-
3	23年度第2次補正予算	福島県特別緊急除染事業	内閣府(内閣府本府)	福島県	17,981	13,793	76.7	-	4,188	定めていない。	27年度
○ 4	23年度第2次補正予算(予備費)	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要経費	内閣府(内閣府本府)	福島県	199,999	194,369	97.1	-	5,629	定めていない。	27年度
○ 5	23年度第2次補正予算(予備費)	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費	内閣府(内閣府本府)	福島県	40,385	37,259	92.2	-	3,126	定めていない。	28年度
※ 6	23年度第3次補正予算	被災者への心のケア対策等の推進事業(自殺対策)	内閣府(内閣府本府)	47都道府県	3,700	/	/	395	/	24年度	26年度
○ 7	23年度第3次補正予算	復興支援型地域社会雇用創造事業	内閣府(内閣府本府)	一般財団法人ニューメディア開発協会	3,200	2,867	89.6	332	-	24年度	-
8	23年度第3次補正予算	新しい公共支援事業	内閣府(内閣府本府)	岩手県、宮城県、福島県	879	/	/	59	/	24年度	-
○ 9	24年度当初予算	消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	364	364	100.0	-	-	27年度	29年度
○ 10	25年度当初予算	消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	729	729	100.0	-	-	27年度	29年度
11	26年度当初予算	消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	698	326	46.6	-	372	27年度	29年度
○ 12	23年度第1次補正予算	初等中等教育等就学支援	文部科学省	47都道府県	11,313	/	/	/	/	26年度	-
○ 13	23年度第3次補正予算	初等中等教育における就学支援(幼稚園から高校)	文部科学省	47都道府県	29,744	35,267	81.0	-	8,244	26年度	-
○ 14	26年度当初予算	初等中等教育における就学支援(幼稚園から高校)	文部科学省	宮城県、京都府、熊本県	2,454	/	/	/	/	26年度	-
15	23年度第3次補正予算	幼稚園等の認定こども園としての再開支援(安心こども基金)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	1,810	1,256	69.4	-	553	24年度	26年度(26年度中に施設整備に着手し、27年度に完了が見込まれる場合は、27年度まで)
○ 16	23年度第3次補正予算	低線量域における被ばく線量モニターの開発	文部科学省	福島県	625	548	87.6	-	77	定めていない。	-
17	23年度第3次補正予算	放射性薬剤の研究開発・製造拠点の整備	文部科学省	福島県	11,362	5,657	49.7	-	5,704	定めていない。	-
18	23年度第3次補正予算	放射性核種の生態系における環境動態調査等	文部科学省	福島県	2,245	408	18.1	-	1,837	定めていない。	-
19	23年度第3次補正予算	福島県環境創造センター整備事業	文部科学省	福島県	8,042	2,150	26.7	-	5,892	定めていない。	-
※ 20	23年度第3次補正予算	奨学金事業(高校生)	文部科学省	34都道府県	18,946	/	/	1,915	/	26年度	-
21	23年度第3次補正予算	教育研究環境整備に向けた取組支援(高等学校等)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県	4,487	2,625	58.5	-	1,861	26年度	27年度
22	23年度第3次補正予算	教育研究環境整備に向けた取組支援(専修学校等)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県	1,934	372	19.2	-	1,562	26年度	27年度
○ 23	23年度第1次補正予算	地域支え合い体制づくり事業の積増し	厚生労働省	9県	7,020	6,493	92.4	383	144	23年度	27年度(岩手県、宮城県、福島県、新潟県)
24	23年度第1次補正予算	安心こども基金(地域子育て創生事業)の活用による被災児童の生活復旧支援	厚生労働省	20都県	2,719	/	/	/	/	23年度	25年度
○ 25	23年度第1次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充	厚生労働省	18都道府県	50,000	48,922	97.8	87	989	24年度	26年度(26年度までに開始した事業は27年度末まで) 注(3) 被災5県のみ
※ 26	23年度第3次補正予算	生活福祉資金貸付	厚生労働省	32都道府県	15,190	9,904	65.2	360	4,925	24年度	26年度
27	23年度第3次補正予算	被災地における保育所等の複合化・多機能化による子どもを地域で支える基盤の構築(安心こども基金の追加)	厚生労働省	青森県、岩手県、福島県、茨城県、千葉県	1,553	858	55.2	-	694	24年度(24年度中に施設整備に着手し、25年度に完了が見込まれる場合は、25年度まで)	26年度(26年度中に施設整備に着手し、27年度に完了が見込まれる場合は、27年度まで)
※ 28	23年度第3次補正予算	医療施設等の防災対策の強化	厚生労働省	15都県	15,633	9,488	60.6	802	5,342	24年度	25年度(25年度着工事業の終了まで)
※ ○ 29	23年度第3次補正予算	社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金	厚生労働省	茨城県、長野県、和歌山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県	2,664	2,662	99.9	-	2	24年度	26年度(26年度着手事業の終了まで)
30	23年度第3次補正予算	被災地における医療提供体制の再構築(既存の地域医療再生基金に積増し)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	72,000	18,569	25.7	-	53,430	27年度	-

〔凡例●：基金事業執行率10%未満、○：基金事業執行率80%以上、※：基金使途通知対象事業〕 (単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成26年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	26年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	26年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了年度	26年度末時点の終了年度等	
					A	B	B/A	C	A-B-C			
※○	31	23年度第3次補正予算	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	24都府県	17,549	17,645	100.5	365	△ 462	24年度	26年度
※○	32	23年度第3次補正予算	パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト	厚生労働省	19都道府県	2,215	1,984	89.5	92	138	24年度	—
※●	33	23年度第3次補正予算	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	38都道府県	1,771	80	4.5	27	1,663	24年度	25年度
	34	23年度第3次補正予算	介護等のサポート拠点の設置・運営等(介護基盤整備基金(支え合い事業)に横増し)	厚生労働省	10道県	9,035	5,273	58.3	243	3,519	24年度	27年度(岩手県、宮城県、福島県、新潟県)
	35	23年度第3次補正予算	介護基盤復興まちづくり整備事業(介護基盤整備基金(ハード)への追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	2,850	1,482	52.0	—	1,367	24年度	26年度
	36	23年度第3次補正予算	被災3県の革新的医療機器創出・開発促進事業(既存の地域医療再生基金に追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	4,320	2,384	55.1	—	1,935	27年度	—
○	37	23年度第3次補正予算	被災地における保健師巡回相談等の健康支援(介護基盤整備基金への追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、長野県	2,893	2,545	87.9	6	341	24年度	27年度 ※東北3県のみ
	38	23年度第3次補正予算	被災者の心のケア事業(障害者自立支援対策臨時特例基金の追加、災害時等心のケア支援体制整備事業費の一部)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	2,791	1,414	50.6	1,377	—	24年度	—
	39	23年度第3次補正予算	被災地障害福祉サービス基盤整備事業(障害者自立支援対策臨時特例基金の追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	1,521	844	55.4	677	—	24年度	—
※○	40	23年度第3次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充(震災対応事業の延長)	厚生労働省	47都道府県	200,000	184,605	92.3	9,072	6,321	24年度(24年度までに開始した事業は23年度まで)	26年度(26年度までに開始した事業は27年度未まで) 注(3) 被災5県のみ
	41	23年度第3次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充(雇用復興推進事業の創設)	厚生労働省	9県	151,000	98,270	65.0	—	52,729	27年度	28年度 注(3) 被災5県のみ
※	42	23年度第3次補正予算	新卒者就職実現プロジェクト事業の被災地に係る特例措置の延長等	厚生労働省	中央職業能力開発協会	23,520	10,886	46.2	12,631	1	23年度	24年度(震災特例措置以外は24年6月末まで、震災特例措置は24年度未まで)
	43	24年度当初予算(予備費)	地域医療提供体制の再構築	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	38,000	12,554	33.0	—	25,445	27年度	—
	44	24年度補正予算	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	9県	50,000	35,583	71.1	—	14,416	25年度(25年度までに開始した事業は26年度まで)	26年度(26年度までに開始した事業は27年度未まで) 注(3) 被災5県のみ
	45	25年度当初予算	仮設住宅のサポート拠点運営費等	厚生労働省	宮城県、福島県	2,303	1,602	69.5	—	701	25年度	26年度
●	46	25年度補正予算	産業政策と一体となった被災地の雇用支援等	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	44,800	—	—	—	44,800	28年度	29年度
●	47	26年度当初予算	被災地健康支援事業	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	1,000	—	—	—	1,000	26年度	27年度
●	48	26年度当初予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	宮城県	1,548	48	3.1	—	1,499	26年度	27年度
	49	23年度第3次補正予算	農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業(福島基金分)	農林水産省	福島県	100	11	11.6	—	88	32年度	—
※	50	23年度第3次補正予算	配合飼料価格安定対策事業	農林水産省	公益社団法人配合飼料供給安定機構	9,700	—	—	—	—	定めていない。	—
	51	23年度第3次補正予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	700	220	31.5	479	—	24年度	—
※	52	23年度第3次補正予算	森林整備加速化・林業再生事業	農林水産省	45道府県(東京都及び神奈川県を除く。)	139,945	87,842	62.7	39,580	12,522	26年度	定めていない。 注(3) 被災9県のみ
	53	23年度第3次補正予算	漁業・養殖業復興支援事業	農林水産省	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	81,753	—	—	—	—	28年度	31年度
	54	24年度当初予算	漁業・養殖業復興支援事業	農林水産省	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	10,605	40,872	44.2	—	51,486	28年度	31年度
※○	55	23年度第3次補正予算	漁業経営セーフティネット構築事業	農林水産省	一般社団法人漁業経営安定化推進協会	3,980	3,921	98.5	—	59	定めていない。	—
	56	24年度当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	422	269	63.6	153	—	25年度	—
○	57	24年度補正予算	福島発農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省	福島県	1,299	1,299	100.0	—	—	25年度	26年度
	58	24年度補正予算	福島県営農再開支援事業	農林水産省	福島県	23,185	5,955	25.6	—	17,229	27年度	—
	59	25年度当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	187	107	57.0	—	80	26年度	—
○	60	25年度補正予算	福島発農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省	福島県	1,604	1,604	100.0	—	—	26年度	—
●	61	26年度当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	112	3	3.1	—	109	27年度	—
	62	23年度第1次補正予算	中小企業災害復旧資金利子補給事業	経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構	10,000	1,372	13.7	—	8,627	定めていない。	—

〔凡例●：基金事業執行率10%未満、○：基金事業執行率80%以上、※：基金使途通知対象事業〕 (単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成26年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	26年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	26年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了年度	26年度末時点の終了年度等
					A	B	B/A	C	A-B-C		
● 63	23年度第1次補正予算	中小企業の資金繰り支援(保証)	経済産業省	一般社団法人全国信用保証協会連合会	39,600					定めていない。	—
● 64	23年度第3次補正予算	経営安定関連保証等対策費補助事業	経済産業省	一般社団法人全国信用保証協会連合会	30,100	2,473	3.5		67,226	定めていない。	—
● 65	23年度第1次補正予算	石油製品販売業災害特別保証事業	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	5,079	210	4.1	3,199	1,669	25年度	27年度
66	23年度第1次補正予算	特定被災地域石油製品供給支援事業	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	910			910		定めていない。	全額国庫返納
○ 67	23年度第1次補正予算	旧鉱物探掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)	248	248	100.0			27年度	—
68	23年度第2次補正予算	中小企業再生支援利子補給事業	経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構	18,400	2,335	12.6		16,064	定めていない。	—
69	23年度第3次補正予算	医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業	経済産業省	福島県	39,493	17,885	45.2		21,607	定めていない。	—
※○ 70	23年度第3次補正予算	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業(全国防災)	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	6,986					24年度(未完了の一部事業は26年度まで)	—
※○ 71	23年度第3次補正予算	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業(被災地向け)	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	1,749	7,087	81.1	1,646		24年度(未完了の一部事業は26年度まで)	—
72	23年度第3次補正予算	被災中小企業復興支援リース補助事業	経済産業省	日本商工会議所	10,049	3,004	29.8		7,045	30年度	—
※ 73	23年度第3次補正予算	中小企業人材対策事業	経済産業省	全国中小企業団体中央会	2,487	1,080	43.4	1,406		26年度	—
※ 74	23年度第3次補正予算	国内立地推進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	295,000	114,629	38.8	32,914	147,455	26年度	—
75	23年度第3次補正予算	がんばろうふくしま産業復興企業立地支援事業	経済産業省	福島県	170,000					28年度	—
76	24年度当初予算(予備費)	地域経済産業復興立地推進事業	経済産業省	福島県	40,224	96,074	45.7		114,150	28年度	—
※ 77	23年度第3次補正予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	8,499	5,132	60.3	836	2,530	26年度(事業費支払まで完了)	—
※ 78	23年度第3次補正予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	26,500	11,717	44.2	5,987	8,795	28年度(事業費支払まで完了)	—
※○ 79	23年度第3次補正予算	住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	86,992	73,945	85.0	11,236	1,810	26年度	—
※○ 80	23年度第3次補正予算	住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	32,394	31,811	98.2	282	300	26年度	—
※ 81	23年度第3次補正予算	エネルギー管理システム導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	30,000	16,496	54.9	13,503		25年度	26年度
※ 82	23年度第3次補正予算	電力需要ピークカット蓄電池導入支援事業	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	20,999	11,840	56.3	9,159		25年度	26年度
※ 83	23年度第3次補正予算	建築物節電改修支援事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	15,000	10,200	68.0	4,799		25年度	26年度
※○ 84	23年度第3次補正予算	再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金	経済産業省	一般社団法人低炭素投資促進機構	7,000	7,000	100.0			定めていない。	24年度
85	23年度第3次補正予算	再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	32,599	8,657	26.5		23,941	27年度	—
86	23年度第3次補正予算	スマートコミュニティ導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会	8,059	1,004	12.4		7,054	27年度	32年度
● 87	23年度第3次補正予算	スマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会	4,346	311	7.1		4,034	27年度	—
※ 88	23年度第3次補正予算	火力発電運転円滑化対策費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	9,000	2,836	31.5	6,163		定めていない。	25年度
※ 89	23年度第3次補正予算	温排水利用施設整備等対策交付金	経済産業省	静岡県	995	430	43.2	564		定めていない。	—
90	23年度第3次補正予算	被災地域石油製品販売業再建等支援事業	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	2,349	584	24.8		1,765	定めていない。	—
91	23年度第3次補正予算	旧鉱物探掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	岩手県(一般社団法人岩手県土木技術センター)、宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)、福島県(公益財団法人福島県農業振興公社)	495	412	65.6		215	27年度	—
92	24年度補正予算	旧鉱物探掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)	132					27年度	—
※ 93	24年度当初予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(産学連携イノベーション促進事業費補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	4,000	465	11.6	43	3,491	27年度(事業費支払まで完了)	—
※ 94	24年度当初予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	10,000			10,000		25年度	全額国庫返納
95	24年度当初予算	国内立地推進事業費補助金(原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	14,000	1,979	14.1		12,020	28年度	—

〔凡例●：基金事業執行率10%未満、○：基金事業執行率80%以上、※：基金使途通知対象事業〕 (単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成26年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	26年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	26年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了年度	26年度末時点の終了年度等
					A	B	B/A	C	A-B-C		
96	24年度当初予算(予備費)	福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業	経済産業省	福島県	13,390	4,141	30.9	-	9,249	31年度	-
●97	25年度当初予算	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	110,000					29年度	-
●98	25年度補正予算	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	33,000	609	0.3	-	172,390	29年度	-
●99	26年度当初予算	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	30,000					29年度	-
●100	23年度第1次補正予算	災害復興住宅融資等事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	52,600					27年度(申込受付終了年度)	29年度(申込受付終了年度)
●101	23年度第3次補正予算	災害復興住宅融資等事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	135,800	9,446	3.8	-	232,853	27年度(申込受付終了年度)	29年度(申込受付終了年度)
●102	24年度当初予算	災害復興住宅融資等事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	53,900					27年度(申込受付終了年度)	29年度(申込受付終了年度)
103	23年度第1次補正予算	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	3,400					定めていない。	-
104	23年度第3次補正予算	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	14,900	4,512	24.6	-	13,787	定めていない。	-
※105	23年度第3次補正予算	住宅エコポイント	国土交通省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	72,300			12,230		26年度(ポイント交換終了年度)	-
106	23年度第3次補正予算	優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	15,900	6,010	37.8	-	9,889	24年度(申込受付終了年度)	-
●107	25年度当初予算	造船業等復興支援基金	国土交通省	公益財団法人日本財団	16,024	16	0.1	-	16,007	26年度(申込受付終了年度)	-
108	23年度第2次補正予算	原子力被災者健康確保・管理関連交付金	環境省	福島県	78,182					定めていない。	-
○109	23年度第3次補正予算	地域グリーンニューデール基金の拡充(災害廃棄物処理事業の地方支援)	環境省	10道県	67,963	67,963	100.0	-	-	25年度	-
○110	23年度第3次補正予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	70,644					定めていない。	-
○111	24年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	96,119					定めていない。	-
○112	25年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	189,839	456,044	80.7	-	108,858	定めていない。	-
○113	25年度補正予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	80,000					定めていない。	-
○114	26年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	128,300					定めていない。	-
※115	23年度第3次補正予算	住宅エコポイント	環境省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	72,300			12,230		26年度(ポイント交換終了年度)	-
116	23年度第3次補正予算	グリーンニューデール基金の拡充(自立・分散型エネルギー供給等によるエコタウン化事業)	環境省	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、仙台市	83,977	44,199	52.6	-	39,777	27年度	-
117	24年度当初予算	震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業(グリーンニューデール基金)	環境省	9県	30,797	20,186	65.5	3,859	6,752	25年度	29年度
118	24年度当初予算(予備費)	福島健康管理拠点の緊急整備	環境省	福島県	5,980	3,074	51.4	-	2,905	定めていない。	27年度
119	24年度補正予算	福島県環境創造センター(仮称)整備事業	環境省	福島県	11,337	2,762	24.3	-	8,574	定めていない。	-
●120	26年度補正予算	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金	環境省	福島県、大熊町、双葉町	150,000				150,000	56年度	-
121	25年度当初予算	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	環境省(原子力規制庁)	福島県	1,306					定めていない。	-
122	26年度当初予算	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	環境省(原子力規制庁)	福島県	1,343	1,293	48.8	-	1,350	定めていない。	-
計(122事業)					4,086,407			200,018			
予算措置年度別	23年度				2,762,395						
	24年度				403,759						
	25年度				504,794						
	26年度				415,457						
	復興庁				125,000	1,777	1.4	-	123,223		
所管府省庁別	内閣府(内閣府本府・消費者庁)				267,938				787		
	文部科学省				92,967				1,915		
	厚生労働省				723,904				26,128		
	農林水産省				273,596				40,213		
	経済産業省				1,170,085				102,655		
	国土交通省				364,824				12,230		
	環境省(環境本省・原子力規制庁)				1,068,091				16,089		
	うち区分経理していない事業等を除く112事業				3,816,768	1,967,481	51.5	162,277	1,687,009		
うち※の小計(31事業)				1,157,025				188,249			
うち区分経理していない事業等を除く25事業				970,078	623,699	64.2	151,477	194,901			

- 注(1) 復興関連基金事業のうち、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していないもの及び国庫補助金等交付額が国庫に全額返納されたものは、「平成26年度末までの取崩額（国庫返納額分を除く。）」「基金事業執行率」及び「26年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄を「/」としている。
- 注(2) 「当初の終了年度」の欄は、復旧・復興予算が措置された際に設定された事業の終了期限の年度を記載している。
- 注(3) 「26年度末時点の終了年度等」の欄の「-」は当初の終了年度から変更がないことを示している。また、被災5県は、青森、岩手、宮城、福島、茨城県、被災9県は、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県である。
- 注(4) 復興関連基金事業数は、予算別、復興関連基金事業別に集計している。また、国土交通省及び環境省から国庫補助金等が交付されている「住宅エコポイント」は、省別に区分して国庫補助金等額を集計している。
- 注(5) 事業番号31の社会的包摂・「絆」再生事業において、「基金事業執行率」の欄が100%を超え、「26年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄がマイナス(△)表示となっているのは、事業番号26、31、32及び33においては4事業間で配分変更して使用できるとされていることから、他事業から配分変更して使用した額を当該事業の取崩額として集計したことによる。

112事業の基金事業執行率別の事業数をみると、基金事業執行率が80%以上の事業は31事業となっていて、消費者行政活性化事業（事業番号9）等8事業において100%となっている。逆に、基金事業執行率が10%未満のものが19事業あるが、この中には、基金が26年度中に設置造成等されていて事業の実施後間もないもの6事業及び事業実績が確定後に基金から支払うこととなっていたり、住宅資金の融資の金利を長期間にわたり引き下げるために基金を分割して取り崩したりしているなど事業の仕組み上、進捗に比して取崩しが少ないもの10事業、計16事業が含まれている。16事業以外の3事業をみると、基金事業執行率が10%未満であるものの、いずれも保有している基金残額の使用見込みを検討の結果、余剰金を国庫に返納したり、返納することとしていたりしていた。

上記3事業のうち26年度末に保有している国庫補助金等相当額が最も多額となっていた事業の状況は、次のとおりである。

経済産業省は、23年度に、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に対して、地域の防災拠点となり得る民間施設等において災害時に自立的なエネルギー供給を得るために再生可能エネルギー発電設備、蓄電池等の設備の導入を支援する事業を実施するための基金の設置造成に必要な経費として、23年度第3次補正予算によりスマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金43億4610万余円を交付している（事業番号87）。

この補助金に係る基金事業執行率は7.1%であり、これは、復興の遅れに伴い地域の防災拠点となり得る施設の整備が遅延したり、事業の中止を余儀なくされたりしたことなどによるものである。

なお、経済産業省は、前記補助金の交付額43億余円と、26年度までの基金からの取崩額3億余円及び27年度の使用見込額等16億余円、計19億余円との差額である23億余円を27年度中に国庫に返納させることにしている。

(イ) 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国庫への返納状況等

基金団体は、復興関連基金事業が終了して残余额があったり、使用見込みがない余剰金があったりなどする場合には、所管府省庁が定めたそれぞれの事業の交付要綱等により、これらに係る国庫補助金等を国庫に返納することとなっている。また、前記のとおり、復興庁及び財務省が復興関連基金事業の所管府省に発出した基金使途通知において、基金からの執行を見合わせて、国庫に返納することを要請された事業がある。

そこで、上記精算時の残余额や使用見込みがない余剰金等が適切に国庫に返納されているかをみると、図表3-8のとおり、復興関連基金事業122事業のうち48事業において、各基金団体は26年度末までに2016億余円、27年度（27年8月末現在）に714億余円、計2731億余円の基金残額を国庫に返納している。基金団体が国庫補助金等を国庫に返納した事由は、①使途厳格化によるもの1252億余円（19事業）、②使用見込みがないことによるもの1245億余円（26事業）、③事業の終了によるもの233億余円（27事業）などとなっている。

図表3-8 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の返納の状況（平成27年8月末現在）

（単位：百万円）

事業番号	復興・復興予算	基金事業名	所管府省庁	国庫補助金等交付額	平成26年度末までの国庫返納額（運用益を含む。） A	26年度末に保有している国庫補助金等相当額	27年度の国庫返納額（運用益を含む。） （27年8月末現在） B	27年8月末までの国庫返納額（運用益を含む。）				
								A+B	①使途厳格化によるもの	②使用見込みがないことによるもの	③事業の終了によるもの	④事業実施後返納事由が生じたもの
※ 6	23年度第3次補正予算	被災者への心のケア対策等の推進事業（自殺対策）	内閣府（内閣府本府）	3,700	395		-	395	395	-	-	-
7	23年度第3次補正予算	復興支援型地域社会雇用創造事業	内閣府（内閣府本府）	3,200	332	-	-	332	-	-	332	-
8	23年度第3次補正予算	新しい公共支援事業	内閣府（内閣府本府）	879	61		-	61	-	-	61	-
12	23年度第1次補正予算	初等中等教育等就学支援	文部科学省	11,313								
13	23年度第3次補正予算	初等中等教育における就学支援（幼稚園から高校）	文部科学省	29,744	-	8,244	8,333	8,333	-	-	8,333	-
14	26年度当初予算	初等中等教育における就学支援（幼稚園から高校）	文部科学省	2,454								
※ 20	23年度第3次補正予算	奨学金事業（高校生）	文部科学省	18,946	1,928		322	2,251	1,928	-	322	-
23	23年度第1次補正予算	地域支え合い体制づくり事業の積増し	厚生労働省	7,020	383	144	-	383	-	383	-	-
25	23年度第1次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充	厚生労働省	50,000	90	989	-	90	-	-	90	-
※ 26	23年度第3次補正予算	生活福祉資金貸付	厚生労働省	15,190	360	4,925	532	893	-	893	-	-
※ 28	23年度第3次補正予算	医療施設等の防災対策の強化	厚生労働省	15,633	802	5,342	183	986	-	948	38	-
※ 31	23年度第3次補正予算	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	17,549	365	△ 462	370	736	365	370	-	-
※ 32	23年度第3次補正予算	パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト	厚生労働省	2,215	92	138	37	130	-	130	-	-
※ 33	23年度第3次補正予算	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	1,771	27	1,663	267	294	-	294	-	-
34	23年度第3次補正予算	介護等のサポート拠点の設置・運営等（介護基盤整備基金（支え合い事業）に積増し）	厚生労働省	9,035	243	3,519	-	243	-	243	-	-
37	23年度第3次補正予算	被災地における保健師巡回相談等の健康支援（介護基盤整備基金への追加）	厚生労働省	2,893	6	341	-	6	-	-	6	-
38	23年度第3次補正予算	被災者の心のケア事業（障害者自立支援対策臨時特例基金の追加、災害時等心のケア支援体制整備事業費の一部）	厚生労働省	2,791	1,384	-	-	1,384	-	-	1,384	-
39	23年度第3次補正予算	被災地障害福祉サービス基盤整備事業（障害者自立支援対策臨時特例基金の追加）	厚生労働省	1,521	682	-	-	682	-	-	682	-
※ 40	23年度第3次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充（震災対応事業の延長）	厚生労働省	200,000	9,418	6,321	-	9,418	7,486	-	1,932	-
※ 42	23年度第3次補正予算	新卒者就職実現プロジェクト事業の被災地に係る特例措置の延長等	厚生労働省	23,520	12,660	1	5	12,665	7,978	-	4,686	-
49	23年度第3次補正予算	農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業（福島基金分）	農林水産省	100	-	88	88	88	-	-	88	-
51	23年度第3次補正予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	700	479	-	-	479	-	-	479	-
※ 52	23年度第3次補正予算	森林整備加速化・林業再生事業	農林水産省	139,945	39,779	12,522	690	40,470	39,432	347	690	-
56	24年度当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	422	153	-	-	153	-	-	153	-
65	23年度第1次補正予算	石油製品販売業災害特別保証事業	経済産業省	5,079	3,199	1,669	-	3,199	-	3,199	-	-
66	23年度第1次補正予算	特定被災地域石油製品供給支援事業	経済産業省	910	910		-	910	-	-	910	-
※ 70	23年度第3次補正予算	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業（全国防災）	経済産業省	6,986								
※ 71	23年度第3次補正予算	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業（被災地向け）	経済産業省	1,749	1,646	1	44	1,691	1,443	202	44	-
※ 73	23年度第3次補正予算	中小企業人材対策事業	経済産業省	2,487	1,407	-	-	1,407	1,407	-	0	-
※ 74	23年度第3次補正予算	国内立地推進事業費補助金	経済産業省	295,000	33,756	147,455	39,640	73,396	21,691	51,705	-	-
※ 77	23年度第3次補正予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金）	経済産業省	8,499	836	2,530	-	836	146	690	-	-
※ 78	23年度第3次補正予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（先端技術実証・評価設備整備費等補助金）	経済産業省	26,500	5,989	8,795	843	6,832	5,642	1,189	-	-

(単位：百万円)

事業 番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	国庫補助金 等交付額	平成26年 度末まで の国庫返 納額（運 用益を含 む。） A	26年度末 に保有し ている国 庫補助金 等相当額	27年度の国庫 返納額（運 用益を含 む。） （27年8月末 現在） B	27年8月末までの国庫返納額（運用益を含む。）				
								①使途厳格 化によるも の	②使用見込 みがないこ とによるも の	③事業の終 了によるも の	④事業実施 後返納事由 が生じたも の	
※ 79	23年度 第3次補正予算	住宅用太陽光発電導入支援 復興対策基金造成事業費補 助金	経済産業省	86,992	11,330	1,810	1,810	13,141	-	11,330	1,810	-
※ 80	23年度 第3次補正予算	住宅用太陽光発電高度普及 促進復興対策基金造成事業 費補助金	経済産業省	32,394	307	300	300	608	-	307	300	-
※ 81	23年度 第3次補正予算	エネルギー管理システム導 入促進事業費補助金	経済産業省	30,000	13,545	-	-	13,545	12,851	658	34	1
※ 82	23年度 第3次補正予算	電力需要ピークカット蓄電 池導入支援事業	経済産業省	20,999	9,188	-	-	9,188	8,324	-	862	0
※ 83	23年度 第3次補正予算	建築物節電改修支援事業費 補助金	経済産業省	15,000	4,814	-	-	4,814	4,734	15	56	7
85	23年度 第3次補正予算	再生可能エネルギー発電設 備等導入促進支援復興対策 事業費補助金	経済産業省	32,599	-	23,941	11,396	11,396	-	11,396	-	-
※ 88	23年度 第3次補正予算	火力発電運転円滑化対策費 補助金	経済産業省	9,000	6,175	-	-	6,175	790	5,385	-	-
※ 89	23年度 第3次補正予算	温排水利用施設整備等対策 交付金	経済産業省	995	567	-	-	567	567	-	-	-
※ 93	24年度 当初予算	産業技術研究開発拠点立地 推進事業費補助金（産学連 携イノベーション促進事業 費補助金）	経済産業省	4,000	43	3,491	241	285	32	252	-	-
※ 94	24年度 当初予算	産業技術研究開発拠点立地 推進事業費補助金（先端技 術実証・評価設備整備費等 補助金）	経済産業省	10,000	10,000	/	-	10,000	10,000	-	-	-
95	24年度 当初予算	国内立地推進事業費補助金 （原子力災害周辺地域産業 復興企業立地補助事業）	経済産業省	14,000	-	12,020	1,196	1,196	-	1,196	-	-
※ 105	23年度 第3次補正予算	住宅エコポイント	国土交通省	72,300	12,230	/	1,125	13,355	-	13,355	-	-
107	25年度 当初予算	造船業等復興支援基金	国土交通省	16,024	-	16,007	2,860	2,860	-	2,860	-	-
109	23年度 第3次補正予算	地域グリーンニューデール 基金の拡充（災害廃棄物 処理事業の地方支援）	環境省	67,963	0	-	-	0	-	-	0	-
※ 115	23年度 第3次補正予算	住宅エコポイント	環境省	72,300	12,230	/	1,125	13,355	-	13,355	-	-
117	24年度 当初予算	震災がれき処理促進地方公 共同体緊急支援基金事業 （グリーンニューデール 基金）	環境省	30,797	3,861	6,752	-	3,861	-	3,861	-	-
計（48事業）				1,423,132	201,691	/	71,418	273,109	125,220 (19事業)	124,574 (26事業)	23,304 (27事業)	9 (3事業)
うち※の小計（27事業）				1,133,680	189,900	/	47,543	237,443	125,220	101,432	10,780	9

注(1) ※印は基金使途通知の対象とされた復興関連基金事業である。

注(2) 「26年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄において、「/」表示になっているのは、既存の基金事業と復興関連基金事業とを区分して経理していないもの及び国庫補助金等交付額が国庫に全額返納されたものである。

前記のように残余額等は国庫に返納されているところであるが、23年度第1次補正予算の復旧・復興予算により積増しが行われた基金により実施されている復興関連基金事業のうち、基金団体が事業の終了後に残余額を復旧・復興事業以外の区分に配分変更しているものが、次のとおり見受けられた。

厚生労働省は、23年度に、20都県に対して、既存の安心こども基金の積増しに必要な経費として、23年度第1次補正予算により平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（すべての子ども・家庭への支援）計27億1980万円を交付している（安心こども基金（地域子育て創生事業）の活用による被災児童の生活復旧支援。事業番号24）。既存の安心こども基金は、「保育サービス等の充実」「すべての子

ども・家庭への支援」「ひとり親家庭等への支援の拡充」等の区分ごとに経理することとなっていて、上記27億余円の積増しは、復旧・復興事業として、「すべての子ども・家庭への支援」の区分において、被災した児童が避難している20都県において新たに実施する相談・援助事業等の経費に充てるために行われたものである。

本交付金の積増し分の活用による事業の実施状況をみたところ、図表3-9のとおり、23年度から当該区分に係る事業の終了年度である25年度までに計25億1241万余円が本基金から取り崩され、11都県においては積増し分が全て取り崩されるなどしていたが、9県において計2億0738万余円の残余额が生じていた。

厚生労働省は、「すべての子ども・家庭への支援」の区分の25年度での終了に当たり、26年3月に、全都道府県に対して事務連絡を發して、子育て支援施策に有効に活用する観点から、当該区分の全ての残余额について、他の区分への配分変更を認めることとした。

この結果、上記の9県において、23年度第1次補正予算による積増し分に係る前記の残余额も含めて、「保育サービス等の充実」等の他の区分に配分変更したため、当該残余额は、今後、復旧・復興事業以外に充てられるものとなっていた。

しかし、9県に対する本交付金の積増し分は、被災した児童に対する相談、援助等を実施する目的で交付されたことを踏まえると、前記の残余额についてもその交付の趣旨に沿って使用されることが望まれる。

なお、厚生労働省は、会計検査院の検査を踏まえるなどして、28年1月末現在において、積増し分に係る前記の残余额について国庫に返納するよう求める措置を執ることとしている。

図表3-9 安心こども基金（地域子育て創生事業）の活用による被災児童の生活復旧支援の実施状況

（単位：千円）

県名	交付金交付額 A	平成23年度から25年 度までの取崩額 B	25年度末残余额 A-B
山形県	327,917	155,341	172,575
石川県	1,000	721	279
静岡県	5,466	2,463	3,003
島根県	1,501	529	971
徳島県	15,085	1,817	13,268
高知県	2,857	587	2,270
福岡県	4,544	2,384	2,159
長崎県	30,000	25,969	4,031
大分県	10,052	1,224	8,828
上記以外の 11都県計	2,321,378	2,321,378	-
計	2,719,800	2,512,414	207,385

エ 震災復興特別交付税に係る経費の状況

震災復興特別交付税は、前記のとおり、一般会計及び復興特会から交付税特会に繰り入れられた後、地方公共団体等での事業実施状況等に応じて交付額が決定され交付されている。

23年度の一般会計及び24、25、26各年度の復興特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況をみると、図表3-10のとおり、23年度の一般会計及び24年度の復興特会から予算現額の全額が繰り入れられている。また、25、26両年度は、それぞれ復興特会から予算現額のうち95.3%、71.9%が交付税特会に繰り入れられており、4か年度の合計に係る執行率は94.6%と高くなっている。

図表3-10 震災復興特別交付税に係る経費の平成23年度の一般会計及び24、25、26各年度の復興特会における執行状況

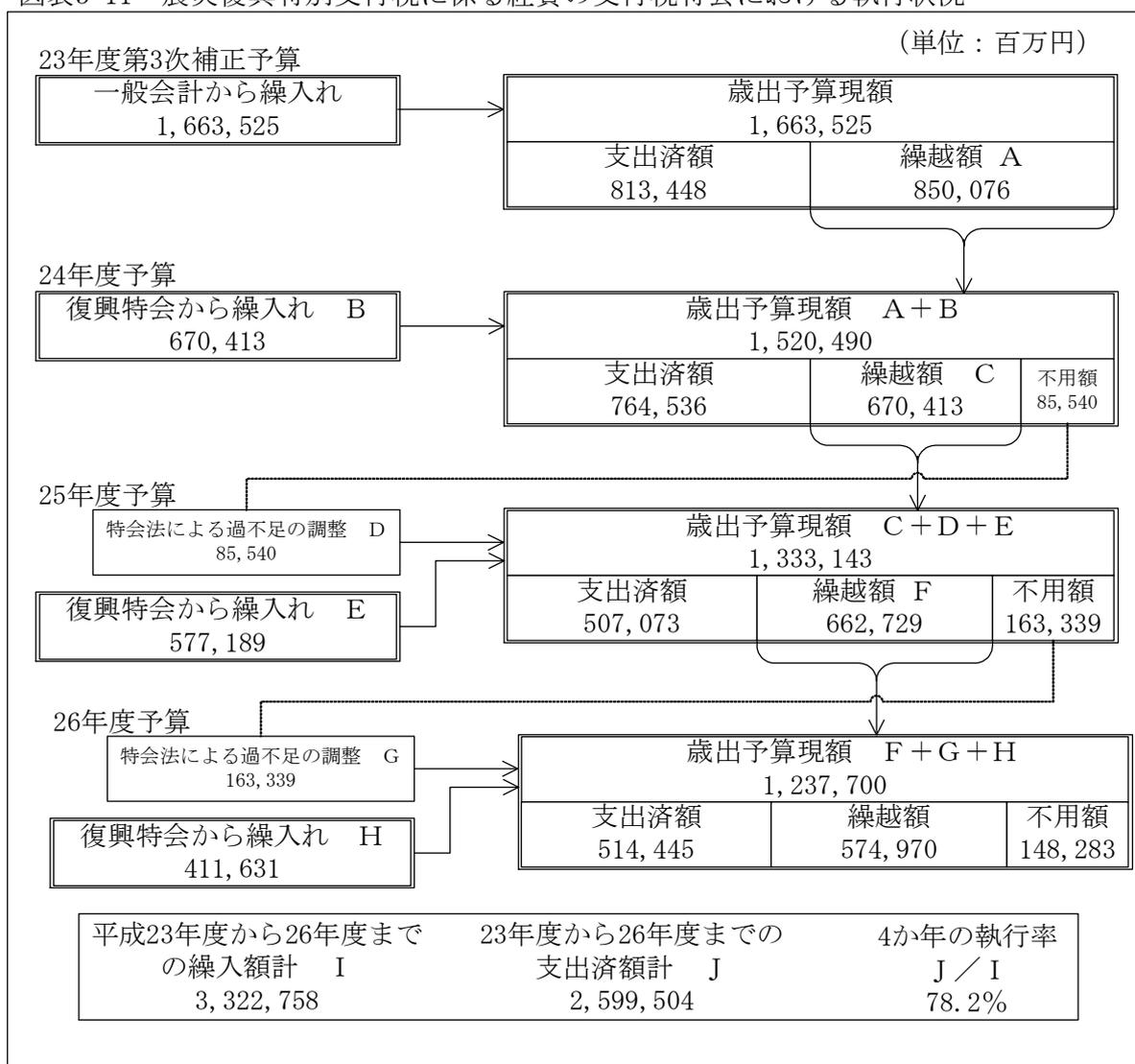
(単位：百万円、%)

年度	事業名	予算現額 A	支出済額 B	不用額	執行率 B/A
平成23	地方交付税の加算 (震災復興特別交付税)	1,663,525	1,663,525	-	100
24	震災復興特別交付税 の追加	670,413	670,413	-	100
25	震災復興特別交付税 の追加	605,302	577,189	28,113	95.3
26	震災復興特別交付税	572,332	411,631	160,701	71.9
計		3,511,573	3,322,758	188,814	94.6

(注) 各年度において、翌年度繰越額は生じていない。

これに対して、繰入先の交付税特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況をみると、図表3-11のとおり、23年度から26年度までの4か年度の繰入額計3兆3227億余円に対する交付税特会での支出済額は計2兆5995億余円（4か年度の執行率78.2%）となっている。

図表3-11 震災復興特別交付税に係る経費の交付税特会における執行状況



交付税特会においては、特会法第231条の規定により、復興特会から交付税特会に繰り入れられた金額が、復興費用の支出に必要な金額として繰り入れるべき金額を超過した場合には、翌年度の繰入額を減額して調整することとなっており、また、特会法第27条の規定により、交付税特会の支出残額は、翌々年度への繰越しが認められていない。

26年度の復興特会からの繰入額についてみると、26年度に繰り入れるべき額5749億余円から前年度の不用額に相当する額1633億余円が繰越額の超過分として減額され、4116億余円となっている。

また、上記26年度の交付税特会の歳出予算現額1兆2377億余円に対する交付税特会での支出済額は5144億余円であり、26年度の支出残額7232億余円のうち、同年度に

復興特会から繰り入れられた上記の4116億余円に相当する額と25年度の不用額と同額の1633億余円の合計額5749億余円が27年度に繰り越され、残余の1482億余円が不用とされている。

なお、27年6月の第13回復興推進会議において、復興の基幹的事業や原子力災害に由来する復興事業等については、これまでと同様に、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとすることが決定されている。

オ 沿岸6県における復旧・復興事業の実施状況

被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた沿岸6県における復旧・復興事業の中でも、国の財政支援の額が大きい類型である補助事業等、復興交付金事業及び復興関連基金事業について、どのような内容となっているか、当該事業に係る予算の執行が円滑かつ適切なものとなっているか検査した。特に、原則として単年度内に実施する補助事業等及び復興交付金事業（単年度型事業）と異なり、事業の機動的な実施に対応するなどのために基金を設置造成等して複数年度にわたって事業を実施する復興交付金事業（基金型事業）及び復興関連基金事業については、計画に照らして適時に実施されているかをみることとして、事業の完了時期等の設定状況、事業の進捗状況等も併せて検査した。

(ア) 補助事業等の実施状況

東日本大震災からの復旧・復興事業では、復興交付金事業や復興関連基金事業のほか、復興基本方針等に基づき多様な補助事業等が実施されている。沿岸6県及び管内200市町村が東日本大震災関係経費により各府省庁から国庫補助金等の交付を受けて実施している補助事業等は、被災直後の被災者に対する緊急援助やその後の避難生活等における各種支援、災害廃棄物の処理の実施、各種産業の復興支援、文教施設、社会福祉施設等の公共施設や河川、道路、港湾等の社会基盤の災害復旧等のためのもので極めて多岐にわたっている。

国は、これらの補助事業等に係る国庫補助金等の交付額を、事業主体である地方公共団体等が東日本大震災に伴う被害等の状況から各年度に実施する見込みの事業の規模や概算事業費を算出した申請額に基づきあらかじめ決定し、当該補助事業等の実施状況や実績額に基づき確定している。このため、事業の規模が見込みより縮小したり、実施する見込みの事業が実施されなかったりするなどした場合に当該国庫補助金等の交付決定額と実際の交付額との間にかい離が生ずる。また、各年度の実施対象の事業が計画より遅延するなどして、年度内に完了しない場合には、未完了分の事業費に相当する予算額は、一定の条件の下、最大翌々年度まで繰り越すことができる。

そこで、沿岸6県及び管内200市町村が実施している補助事業等について、23年度から26年度までの4か年度の国庫補助金等の交付決定額計に対する実際の交付額計の割合（以下「交付率」という。）により各事業が計画どおり実施されている

かを把握するとともに、国庫補助金等の交付決定額計から累計差引過不足額を控除した額に対する実際の交付額計の割合（以下「補助事業執行率」という。）により各事業が4か年度内に執行され、完了しているかを把握した。また、沿岸6県及び各府省庁から調書等を徴して、県及び広域連合等が複数の市町村において実施する広域的な事業等（以下「県事業・その他」という。）と、各市町村が実施する「市町村事業」とに区分するなどして事業の実施状況を分析した。

なお、沿岸6県管内の200市町村は東日本大震災により甚大な被害を受けていることなどから、各市町村等における補助事業等の実施状況については、各府省庁又は沿岸6県から徴した調書により把握した市町村等に通知された交付決定額や交付額等を集計するなどして検査している。

a 沿岸6県の補助事業等の実施状況

23年度から26年度までの4か年度の沿岸6県及び管内200市町村に対する国庫補助金等の交付決定額は、図表3-12のとおり、計4兆7279億余円となっており、このうち東北3県の分は計4兆4323億余円で、交付決定額全体の9割以上を占めている。また、「県事業・その他」及び「市町村事業」の区分ごとの交付決定額は、「県事業・その他」2兆7562億余円、「市町村事業」1兆9717億余円となっている。

そして、交付決定額4兆7279億余円に対して、23年度から26年度までの4か年度の交付額は計3兆5620億余円、23年度から26年度までの4か年度の累計差引過不足額は5895億余円で、補助事業執行率は86.0%となっていて、5762億余円が27年度へ繰り越されている。

県別の実施状況をみると、交付率は70.7%から90.1%、補助事業執行率は82.9%から93.0%となっていて、岩手、宮城両県については、災害復旧等の事業に伴う繰越額や不用額が生じたことにより、交付率が70.7%、73.1%、補助事業執行率が82.9%、85.1%と他県と比較して低くなっている。

図表3-12 補助事業等の県別・区分別実施状況（平成23年度から26年度までの累計）

(単位：百万円、%)

県名	区分	交付決定額計	交付額計	交付率	平成27年度 への繰越額 計 C	累計差引 過不足額 (不用額等) D=A-B-C	26年度末 の補助事 業執行率 B/(A-D)
		A	B	B/A			
青森県	県事業・その他	30,839	27,799	90.1	2,421	618	91.9
	市町村事業	9,820	8,843	90.0	613	364	93.5
	計	40,659	36,642	90.1	3,034	982	92.3
岩手県	県事業・その他	644,112	417,785	64.8	108,975	117,351	79.3
	市町村事業	466,358	367,597	78.8	51,918	46,842	87.6
	計	1,110,471	785,383	70.7	160,893	164,194	82.9
宮城県	県事業・その他	1,311,107	882,149	67.2	200,473	228,484	81.4
	市町村事業	1,073,633	862,840	80.3	104,233	106,560	89.2
	計	2,384,741	1,744,989	73.1	304,706	335,045	85.1
福島県	県事業・その他	655,570	530,487	80.9	79,800	45,282	86.9
	市町村事業	281,576	246,081	87.3	11,575	23,919	95.5
	計	937,146	776,568	82.8	91,376	69,201	89.4
茨城県	県事業・その他	88,450	75,205	85.0	8,771	4,472	89.5
	市町村事業	76,121	68,897	90.5	1,936	5,287	97.2
	計	164,571	144,102	87.5	10,708	9,760	93.0
千葉県	県事業・その他	26,160	22,479	85.9	2,594	1,086	89.6
	市町村事業	64,198	51,929	80.8	2,983	9,285	94.5
	計	90,359	74,408	82.3	5,578	10,372	93.0
合計	県事業・その他	2,756,240	1,955,906	70.9	403,037	397,296	82.9
	市町村事業	1,971,708	1,606,188	81.4	173,260	192,259	90.2
	計	4,727,949	3,562,095	75.3	576,297	589,556	86.0
	(上記のうち東北 3県計)	4,432,359	3,306,941	74.6	556,976	568,440	85.5

b 事業区分別の実施状況

所管別に補助事業等の実施状況をみると、図表3-13のとおり、9府省庁の173事業が実施されている。

図表3-13 所管別の補助事業等の実施状況（平成23年度から26年度までの累計）

(単位：百万円、%)

所管	事業数	交付決定額計	交付額計	平成26年 度末の交 付率	27年度への 繰越額計 C	累計差引 過不足額 (不用額等) D=A-B-C	26年度末 の補助事 業執行率 B/(A-D)
		A	B	B/A			
内閣府	11	699,317	628,287	89.8	2,132	68,896	99.6
復興庁	4	15,057	12,358	82.0	-	2,699	100
総務省	15	60,804	50,572	83.1	3,583	6,648	93.3
文部科学省	24	201,842	170,514	84.4	20,306	11,021	89.3
厚生労働省	29	147,500	119,107	80.7	9,933	18,459	92.3
農林水産省	54	1,194,990	654,954	54.8	264,486	275,549	71.2
経済産業省	5	279,356	239,274	85.6	27,745	12,336	89.6
国土交通省	22	1,031,379	665,104	64.4	243,648	122,626	73.1
環境省	9	1,097,700	1,021,920	93.0	4,460	71,318	99.5
計	173	4,727,949	3,562,095	75.3	576,297	589,556	86.0

上記の各所管府省庁により行われている補助事業等について、23年度から26年度までの4か年度の交付決定額計の9割程度を占める1事業あたり100億円以上の事業を抽出してその事業内容により区分して（以下、事業内容による区分を「事業区分」という。）、その交付決定額の合計が1000億円以上となる事業区

分を示すと、図表3-14のとおり、①「公共施設等の復旧等に関する事業」（4事業区分で交付決定額計1兆1126億余円）、②「被災者の支援に関する事業」（1事業区分で同7615億余円）、③「各種産業の再生に関する事業」（3事業区分で同計1兆2858億余円）、④「災害廃棄物の処理等に関する事業」（1事業区分で同1兆0640億余円）に大別される（9事業区分で同計4兆2241億余円）。

このうち、②「被災者支援に関する事業」及び④「災害廃棄物の処理等に関する事業」については、交付率がそれぞれ89.5%、93.7%、補助事業執行率がそれぞれ100%、99.5%となっている。一方、①「公共施設等の復旧等に関する事業」及び③「各種産業の再生に関する事業」については、他事業、地元等との調整等による遅延、事業計画の変更等により、①「公共施設等の復旧等に関する4事業区分計」及び③「各種産業の再生に関する3事業区分計」の交付率がそれぞれ65.3%、60.9%、補助事業執行率がそれぞれ73.7%、76.3%となっている。

図表3-14 事業区分別・県別の補助事業等の実施状況（平成23年度から26年度までの累計）

（単位：百万円、％）

事業区分	①公共施設等の復旧等に関する事業											
	河川等				社会資本整備				文教施設			
	交付決定額計	交付額計	交付率	平成26年度末の補助事業執行率	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率
県名\区分	A	B	B/A		A	B	B/A		A	B	B/A	
青森県	548	490	89.5	100	5,621	3,994	71.0	71.0	111	109	98.1	100
岩手県	88,436	74,966	84.7	86.0	42,653	22,033	51.6	58.0	29,990	17,677	58.9	60.1
宮城県	429,571	238,703	55.5	68.4	47,525	26,451	55.6	56.0	41,408	37,943	91.6	93.9
福島県	94,516	61,631	65.2	73.8	40,607	25,947	63.8	68.2	49,225	43,642	88.6	92.8
茨城県	25,134	24,133	96.0	98.7	25,702	18,321	71.2	71.2	24,037	21,735	90.4	97.3
千葉県	11,103	9,374	84.4	88.0	7,376	4,721	64.0	65.9	21,624	16,896	78.1	91.6
計	649,310	409,301	63.0	73.7	169,486	101,470	59.8	62.7	166,397	138,004	82.9	87.5

（単位：百万円、％）

事業区分	①公共施設等の復旧等に関する事業								②被災者の支援に関する事業			
	港湾				①公共施設等の復旧等に関する4事業区分計				被災者支援			
	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率
県名\区分	A	B	B/A		A	B	B/A		A	B	B/A	
青森県	1,914	1,914	100	100	8,195	6,508	79.4	79.9	152	118	77.3	100
岩手県	31,200	17,390	55.7	57.5	192,280	132,068	68.6	71.5	125,440	105,109	83.7	100
宮城県	65,585	35,269	53.7	65.0	584,091	338,368	57.9	69.0	329,830	288,958	87.6	100
福島県	20,635	16,022	77.6	87.8	204,985	147,244	71.8	78.8	303,497	285,012	93.9	100
茨城県	6,564	6,299	95.9	100	81,438	70,489	86.5	89.4	867	853	98.3	100
千葉県	1,597	1,597	99.9	100	41,701	32,590	78.1	86.1	1,781	1,775	99.6	100
計	127,498	78,493	61.5	69.8	1,112,693	727,270	65.3	73.7	761,570	681,828	89.5	100

（単位：百万円、％）

事業区分	③各種産業の再生に関する事業											
	中小企業				農業				漁業			
	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率
県名\区分	A	B	B/A		A	B	B/A		A	B	B/A	
青森県	5,276	5,274	99.9	100	397	393	99.0	100	13,736	11,817	86.0	90.2
岩手県	45,417	43,153	95.0	96.1	17,563	12,954	73.7	86.1	372,887	166,079	44.5	63.8
宮城県	136,338	119,218	87.4	89.9	104,861	61,286	58.4	72.4	371,278	192,448	51.8	71.7
福島県	65,590	51,240	78.1	80.1	61,292	46,463	75.8	83.4	46,150	33,154	71.8	80.4
茨城県	13,032	12,006	92.1	100	9,669	9,047	93.5	99.0	12,105	8,907	73.5	85.5
千葉県	1,865	1,721	92.2	100	4,588	4,584	99.8	100	3,781	3,616	95.6	97.4
計	267,521	232,615	86.9	89.3	198,374	134,728	67.9	79.5	819,940	416,023	50.7	69.7

（単位：百万円、％）

事業区分	③各種産業の再生に関する事業				④災害廃棄物の処理等に関する事業				9事業区分合計			
	③各種産業の再生に関する3事業区分計				災害廃棄物処理							
	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率	交付決定額計	交付額計	交付率	26年度末の補助事業執行率
県名\区分	A	B	B/A		A	B	B/A		A	B	B/A	
青森県	19,410	17,485	90.0	93.2	5,608	5,571	99.3	100	33,367	29,684	88.9	91.1
岩手県	435,868	222,187	50.9	69.4	260,555	253,324	97.2	99.7	1,014,145	712,690	70.2	82.4
宮城県	612,479	372,953	60.8	76.8	677,827	627,970	92.6	99.8	2,204,227	1,628,250	73.8	85.9
福島県	173,033	130,858	75.6	81.3	109,459	101,211	92.4	98.0	790,975	664,327	83.9	90.2
茨城県	34,808	29,960	86.0	94.9	6,786	6,126	90.2	91.2	123,901	107,430	86.7	91.1
千葉県	10,236	9,921	96.9	99.0	3,848	3,785	98.3	98.9	57,567	48,073	83.5	89.9
計	1,285,836	783,367	60.9	76.3	1,064,085	997,989	93.7	99.5	4,224,185	3,190,456	75.5	86.2

（注）9事業区分ごとの対象となる補助事業等については219～222ページの別図表7参照

9事業区分について交付決定額の多額な順に整理すると、図表3-15のとおり、最も多額なものは、沿岸に漂着するなどした災害廃棄物等の処理や廃棄物処理施設の復旧等を行う「災害廃棄物処理」であり、交付決定額は1兆0640億余円と

なっていて、このうち93.7%に当たる9979億余円が交付され、補助事業執行率は99.5%となっている。

また、③「各種産業の再生に関する事業」の区分に大別され、多額の交付決定がなされている「漁業」「中小企業」及び「農業」をみると、これらの事業内容は、「漁業」が漁港施設や水産業共同利用施設の復旧等を行うもの、「中小企業」が地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に不可欠な施設等の復旧・整備等を行うもの、「農業」が農業用施設や農地の復旧等を行うものであり、交付決定額は「漁業」8199億余円、「中小企業」2675億余円、「農業」1983億余円となっていて、「漁業」が他の倍以上となっている。一方、「漁業」の交付率は50.7%、補助事業執行率は69.7%と、「中小企業」の交付率86.9%、補助事業執行率89.3%と比べて低くなっている。これは、地元や他事業との調整等の影響により事業が遅延したり、調整した結果、事業規模が縮小したりしたことによるものである。

「被災者支援」は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき避難所の設置、応急仮設住宅の供与等の応急救助を実施する事業や市町村が被災により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給するなどの事業、市町村が減免した介護保険や国民健康保険の被保険者の利用者負担額や保険料等に相当する額を補助するもので、交付決定額は7615億余円となっていて、このうち89.5%に当たる6818億余円が交付され、補助事業執行率は100%となっている。

①「公共施設等の復旧等に関する事業」の区分に大別される「河川等」「社会資本整備」「文教施設」及び「港湾」をみると、「河川等」については、河川のほか海岸、下水道等の多様な施設の復旧が実施されていて、交付決定額は6493億余円と他の事業区分の3倍以上の額となっている。また、河川、道路、港湾等の様々な施設の整備を総合的に実施できる「社会資本整備」の交付決定額は1694億余円、「文教施設」の交付決定額は1663億余円となっている。「文教施設」については、交付決定額の82.9%に当たる1380億余円が交付され、補助事業執行率が87.5%と比較的堅調に執行されているが、「河川等」「社会資本整備」及び「港湾」については、設計変更や施工方法の見直しによる事業計画の変更等の要因により、交付率は59.8%から63.0%、補助事業執行率は62.7%から73.7%となっている。

図表3-15 交付決定額の合計が1000億円以上の事業区分に係る実施状況（平成23年度から26年度までの累計）

（単位：百万円、％）

事業区分	交付決定額計 A	交付額計 B	交付率 B/A	平成27年度への繰越額計 C	累計差引過不足額計（不用額等） D=(A-B-C)	26年度末の補助事業執行率 B/(A-D)
災害廃棄物処理	1,064,085	997,989	93.7	4,431	61,664	99.5
漁業	819,940	416,023	50.7	180,730	223,186	69.7
被災者支援	761,570	681,828	89.5	-	79,741	100
河川等	649,310	409,301	63.0	145,384	94,624	73.7
中小企業	267,521	232,615	86.9	27,745	7,160	89.3
農業	198,374	134,728	67.9	34,682	28,962	79.5
社会資本整備	169,486	101,470	59.8	60,175	7,841	62.7
文教施設	166,397	138,004	82.9	19,645	8,747	87.5
港湾	127,498	78,493	61.5	33,955	15,048	69.8

各県別に交付額の多額な5事業区分をみると、図表3-16のとおり、がれきなどの災害廃棄物等の量並びに人的被害数及び避難者数の多い東北3県は、他の3県と比較して「災害廃棄物処理」及び「被災者支援」が突出して多い状況であり、「災害廃棄物処理」については、岩手（災害廃棄物推計量429万t）、福島（同273万t）両県を大きく上回る災害廃棄物の量があった宮城県（同1171万t）が6279億余円、「被災者支援」については死傷者及び避難者数が多い宮城、福島両県がそれぞれ2889億余円、2850億余円と特に多額となっている。

津波被害の影響が大きい青森、岩手、宮城各県においては「漁業」が主要な事業区分となっていて、宮城県は1924億余円、岩手県は1660億余円と特に多額となっている。

また、青森県以外の5県においては「河川等」も主要な事業区分となっていて、特に公共施設等の被害が大きかった宮城県においては2387億余円と多額となっている。

図表3-16 各県別の交付額が多額な5事業区分に係る交付額（平成23年度から26年度までの累計）

青森県	事業区分	漁業	災害廃棄物処理	中小企業	社会資本整備	港湾
	交付額（百万円）	11,817	5,571	5,274	3,994	1,914
岩手県	事業区分	災害廃棄物処理	漁業	被災者支援	河川等	中小企業
	交付額（百万円）	253,324	166,079	105,109	74,966	43,153
宮城県	事業区分	災害廃棄物処理	被災者支援	河川等	漁業	中小企業
	交付額（百万円）	627,970	288,958	238,703	192,448	119,218
福島県	事業区分	被災者支援	災害廃棄物処理	河川等	中小企業	農業
	交付額（百万円）	285,012	101,211	61,631	51,240	46,463
茨城県	事業区分	河川等	文教施設	社会資本整備	中小企業	農業
	交付額（百万円）	24,133	21,735	18,321	12,006	9,047
千葉県	事業区分	文教施設	河川等	社会資本整備	農業	災害廃棄物処理
	交付額（百万円）	16,896	9,374	4,721	4,584	3,785

(イ) 復興交付金事業の実施状況

復興交付金の交付を受けた特定被災自治体は、復興まちづくりや農林水産業の生産基盤整備等のために、基金を設置造成等するなどして多数の復興交付金事業を実施している。

沿岸6県の管内市町村が単独又は県と共同して作成する復興交付金事業計画に記載されている復興交付金事業のうち、会計実地検査を行った沿岸6県管内の4(注6)2市町の管内において実施されている県事業及び市町事業(以下、両者を合わせて「県・市町事業」という。)について、基幹事業と効果促進事業の別にその執行状況をみると、図表3-17のとおり、23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額は、基幹事業1兆3016億余円、効果促進事業1411億余円、計1兆4427億余円となっており、そのうち基幹事業6110億余円、効果促進事業498億余円、計6609億余円が執行されていて、執行率は基幹事業46.9%、効果促進事業35.3%、両事業全体で45.8%となっている。

(注6) 沿岸6県管内の42市町 青森県の八戸、三沢両市、上北郡おいらせ、三戸郡階上両町、岩手県の宮古、大船渡、一関、釜石各市、上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田両町、宮城県の仙台、石巻、塩竈、気仙沼、白石各市、宮城郡松島、七ヶ浜、利府、牡鹿郡女川、本吉郡南三陸各町、福島県の福島、郡山、いわき、須賀川、相馬、二本松各市、双葉郡広野、相馬郡新地両町、茨城県の高萩、北茨城、鹿嶋、潮来、神栖各市、東茨城郡大洗町、千葉県の上野、旭、習志野、我孫子、浦安、匝瑳、香取、山武各市

また、沿岸6県を東北3県と東北3県以外の3県に区分して交付額等をみると、(注7)東北3県管内の24市町に係る県・市町事業に対する交付額は1兆3950億余円と全体の96.6%を占めており、その執行率は45.4%となっている。一方、東北3県以外(注8)の3県管内の18市町に係る県・市町事業の執行率は55.1%となっていて差が生じている。さらに、会計実地検査を行った各県の市町管内における県・市町事業の執行率をみると、82.0%から37.0%となっていて、青森、千葉両県の県・市町事業の執行率が他の4県と比べて高いことから、東北3県以外の3県の県・市町事業の執行率が東北3県の県・市町事業の執行率に比べて高くなっている。

(注7) 東北3県管内の24市町 岩手県の宮古、大船渡、一関、釜石各市、上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田両町、宮城県の仙台、石巻、塩竈、気仙沼、白石各市、宮城郡松島、七ヶ浜、利府、牡鹿郡女川、本吉郡南三陸各町、福島県の福島、郡山、いわき、須賀川、相馬、二本松各市、双葉郡広野、相馬郡新地両町

(注8) 東北3県以外の3県管内の18市町 青森県の八戸、三沢両市、

上北郡おいらせ、三戸郡階上両町、茨城県の高萩、北茨城、鹿嶋、潮来、神栖各市、東茨城郡大洗町、千葉県の子葉、旭、習志野、我孫子、浦安、匝瑳、香取、山武各市

復興交付金事業はその事業内容により区分すると13事業区分に分類することができる。事業区分別にみると、基幹事業では、交付額及び執行額はいずれも「住宅等」が最も多額で、それぞれ7243億余円、3825億余円となっている。執行率をみると、「文教施設等」等2事業区分が最も高く、76.7%となっている一方、「道路」等5事業区分で30.2%から37.0%にとどまっている。

効果促進事業では、交付額及び執行額はいずれも「市街地整備等」が最も多額で、それぞれ1124億余円、346億余円となっていて、主なものは、効果促進事業（一括配分）のうち市街地復興効果促進事業である。執行率をみると、前記のとおり、市街地復興効果促進事業については交付決定の時点で使途が決定していないこともあり、「市街地整備等」の執行率は30.8%と最も低くなっている。

このように復興交付金事業の執行率等をみると、各県や事業区分により大きな差が見受けられる。

図表3-17 沿岸6県における復興交付金事業の県別・事業区分別交付額、執行額、執行率の状況（平成23年度から26年度までの実施計画分に係る交付額）

(単位：百万円、%)

事業区分 事業番号	文教施設等 A-1~3						埋蔵文化財発掘調査 A-4					
	基幹事業			効果促進事業			基幹事業			効果促進事業		
	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	440	168	38.1	1,568	951	60.7	483	256	53.1	6	3	62.2
宮城県	480	283	59.0	317	167	52.7	347	132	38.2	116	96	83.4
福島県	398	338	84.8	19	19	100.0	227	111	49.2	197	29	14.9
茨城県	378	275	72.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	1,040	1,036	99.5	124	83	67.2	-	-	-	-	-	-
計	2,739	2,101	76.7	2,028	1,222	60.2	1,057	501	47.4	319	130	40.7
うち東北3県	1,319	789	59.8	1,904	1,138	59.7	1,057	501	47.4	319	130	40.7

(単位：百万円、%)

事業区分 事業番号	医療・介護・子育て支援施設等 B-1~3						農業用施設等 C-1~4					
	基幹事業			効果促進事業			基幹事業			効果促進事業		
	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C
青森県	-	-	-	-	-	-	67	62	92.8	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	6,140	3,662	59.6	294	235	79.8
宮城県	77	59	76.7	471	451	95.8	18,420	11,495	62.4	103	75	73.2
福島県	-	-	-	-	-	-	6,258	4,006	64.0	293	256	87.3
茨城県	-	-	-	-	-	-	21	18	85.1	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-	228	183	80.5	-	-	-
計	77	59	76.7	471	451	95.8	31,136	19,429	62.3	691	567	82.0
うち東北3県	77	59	76.7	471	451	95.8	30,818	19,163	62.1	691	567	82.0

(単位：百万円、%)

事業区分 事業番号	漁業用施設等 C-5~7						試験研究施設等 C-8、9					
	基幹事業			効果促進事業 (F-1、3を含む。)			基幹事業			効果促進事業		
	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C
青森県	247	211	85.5	71	57	80.8	-	-	-	-	-	-
岩手県	40,449	14,583	36.0	4,980	1,293	25.9	1,039	819	78.8	25	25	98.4
宮城県	74,098	25,423	34.3	3,470	975	28.1	4,372	1,999	45.7	-	-	-
福島県	8,584	4,775	55.6	855	852	99.6	1,546	1,350	87.3	2	1	99.9
茨城県	2,634	504	19.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	126,015	45,500	36.1	9,377	3,179	33.9	6,958	4,169	59.9	27	27	98.5
うち東北3県	123,133	44,783	36.3	9,306	3,121	33.5	6,958	4,169	59.9	27	27	98.5

(単位：百万円、%)

事業区分 事業番号	道路 D-1~3						住宅等 D-4、7~10、14、23					
	基幹事業			効果促進事業			基幹事業			効果促進事業		
	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C
青森県	1,490	777	52.1	-	-	-	1,385	1,072	77.4	20	8	41.4
岩手県	29,532	8,308	28.1	583	201	34.5	198,743	75,125	37.8	1,345	542	40.3
宮城県	96,912	21,841	22.5	219	50	23.1	431,654	237,893	55.1	7,460	4,589	61.5
福島県	20,722	11,751	56.7	122	41	34.2	86,792	63,656	73.3	1,033	597	57.7
茨城県	10,216	3,099	30.3	269	261	97.1	4,477	3,681	82.2	477	332	69.5
千葉県	4,097	3,485	85.0	1,176	1,136	96.6	1,287	1,107	86.0	41	40	95.9
計	162,971	49,263	30.2	2,370	1,692	71.3	724,340	382,538	52.8	10,379	6,109	58.8
うち東北3県	147,167	41,901	28.4	924	294	31.8	717,190	376,676	52.5	9,840	5,728	58.2

(単位：百万円、%)

事業区分 事業番号	市街地整備等						液状化対策					
	基幹事業			効果促進事業 (F-2、4を含む。)(注)			基幹事業			効果促進事業		
県名\区分	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C
青森県	317	282	89.0	648	475	73.3	-	-	-	-	-	-
岩手県	54,396	24,104	44.3	38,673	11,902	30.7	-	-	-	-	-	-
宮城県	71,071	37,011	52.0	58,608	15,382	26.2	-	-	-	-	-	-
福島県	29,568	13,275	44.8	13,682	6,384	46.6	-	-	-	-	-	-
茨城県	918	458	49.9	815	488	59.9	12,372	5,409	43.7	28	28	99.7
千葉県	347	304	87.3	8	6	79.1	1,623	1,174	72.2	32	30	95.5
計	156,618	75,436	48.1	112,436	34,641	30.8	13,996	6,583	47.0	60	59	97.5
うち東北3県	155,035	74,391	47.9	110,964	33,669	30.3	-	-	-	-	-	-

(注) 効果促進事業のうち一括配分に係る分 (F-2、4) については、「住宅等」に分類される基幹事業も対象にまとめて交付額を算定し交付決定されることから事業ごとに区分することができないため、対象基幹事業の種類が多い「市街地整備等」にまとめて計上している。

(単位：百万円、%)

事業区分 事業番号	下水道等						公園					
	基幹事業			効果促進事業			基幹事業			効果促進事業		
県名\区分	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	6,505	2,182	33.5	122	-	-	564	51	9.1	34	24	71.5
宮城県	24,955	5,575	22.3	1,287	807	62.6	2,082	131	6.3	113	79	69.7
福島県	4,175	3,785	90.6	1,168	618	52.9	19,488	8,022	41.1	250	230	92.0
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	552	74	13.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	36,189	11,619	32.1	2,579	1,425	55.2	22,134	8,205	37.0	398	334	83.8
うち東北3県	35,637	11,544	32.3	2,579	1,425	55.2	22,134	8,205	37.0	398	334	83.8

(単位：百万円、%)

事業区分 事業番号	住宅入居支援等					
	基幹事業			効果促進事業		
県名\区分	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C
青森県	90	90	99.8	-	-	-
岩手県	4,987	448	8.9	-	-	-
宮城県	9,924	4,044	40.7	10	7	78.3
福島県	2,125	991	46.6	-	-	-
茨城県	232	62	26.8	-	-	-
千葉県	31	28	92.3	-	-	-
計	17,390	5,665	32.5	10	7	78.3
うち東北3県	17,037	5,484	32.1	10	7	78.3

(単位：百万円、%)

県名\区分	合 計								
	基幹事業			効果促進事業			計		
	交付額 A	執行額 B	執行率 B/A	交付額 C	執行額 D	執行率 D/C	交付額 E=A+C	執行額 F=B+D	執行率 F/E
青森県	3,598	2,497	69.4	740	542	73.2	4,338	3,039	70.0
岩手県	343,284	129,712	37.7	47,633	15,180	31.8	390,918	144,892	37.0
宮城県	734,395	345,892	47.0	72,178	22,684	31.4	806,574	368,576	45.6
福島県	179,887	112,066	62.2	17,624	9,031	51.2	197,511	121,097	61.3
茨城県	31,251	13,511	43.2	1,590	1,111	69.8	32,841	14,622	44.5
千葉県	9,208	7,395	80.3	1,382	1,297	93.8	10,591	8,692	82.0
計	1,301,626	611,074	46.9	141,150	49,847	35.3	1,442,777	660,922	45.8
うち東北3県	1,257,567	587,670	46.7	137,436	46,896	34.1	1,395,004 (96.6)	634,567	45.4
うち東北3県 以外の県	44,058	23,403	53.1	3,713	2,951	79.4	47,772 (3.3)	26,354	55.1

(注) 表中の () 書きは、沿岸6県の合計に対する割合である。

上記の沿岸6県の県・市町事業を事業数で見ると、26年度末現在における基幹事業及び効果促進事業は、図表3-18のとおり、基幹事業1,920事業、効果促進事業535事業、計2,455事業となっていて、このうち全て完了した事業は、それぞれ441事業、246事業、計687事業であり、復興交付金事業計画に記載されている

事業数に対する全て完了した事業数の割合（以下「事業完了率」という。）はそれぞれ22.9%、45.9%、27.9%と、いずれも50%を下回っていて、特に基幹事業の事業完了率が低くなっている。

事業区分別に完了状況をみると、基幹事業と効果促進事業を合わせた事業数は、「住宅等」が240事業と最も多くなっていて、次いで「市街地整備等」が195事業、「農業用施設等」が55事業となっている。また、事業完了率でみると、「試験研究施設等」が最も高い77.2%となっている一方、「住宅入居支援等」等4事業区分が10%程度又はそれ以下となっていて、事業区分により差が見受けられる。

基幹事業、効果促進事業別の事業完了率をみると、基幹事業のうち「住宅入居支援等」は完了事業がないが、これは災害公営住宅の家賃を低廉化する事業のように長期にわたり継続して実施する事業が含まれていることなどによるものである。また、前記のとおり効果促進事業は基幹事業と比較して事業完了率が高く、事業区分別にみても基幹事業の事業完了率を上回って50%以上となっているものが多数を占めている。これは、効果促進事業は災害公営住宅駐車場整備事業のように基幹事業と比べて小規模かつ短期で完了する事業が多いことによると考えられる。一方、「漁業用施設等」「市街地整備等」及び「下水道等」については、それぞれの効果促進事業の事業完了率は35.5%から25.0%と他の事業区分と比較すると低くなっている。これは、「漁業用施設等」及び「市街地整備等」には一括配分に係る分が含まれていて、一括配分に係る事業は、基幹事業の進捗に伴い必要の都度用途を決めて実施していることから、全ての基幹事業が完了し計画期間が終了するまでは事業完了とならないなどのためと考えられる。

沿岸6県の県・市町事業の中には、26年度末までに事業実施を中止し又は廃止した事業及び26年度末までに事業に着手していない事業が、基幹事業と効果促進事業を合わせて148事業ある。事業区分別にみると、「住宅等」が51事業と最も多く、次いで「市街地整備等」が29事業となっていて、両事業で全体の過半を占めている。

事業実施を中止し又は廃止した理由について、事業主体は、「住宅等」に係る災害公営住宅整備事業等において、早急に住宅を整備すべく復興交付金事業

計画に記載し整備予定地の用地取得に向けて地権者と交渉を行ったが、結果的に用地取得契約に至らなかったことで他の地区で整備することを新たに計画したこと、「市街地整備等」に係る都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）において、当該地区における土地利用計画が定まらなかったことなどによるとしている。

図表3-18 沿岸6県における復興交付金事業の事業区分別完了等の状況（平成26年度末現在）

（単位：事業、％）

事業区分	事業番号	基幹事業					効果促進事業					合計				
		完了 A	実施中	中止、 廃止又は 未着手	計 B	事業完了 率 A/B	完了 C	実施中	中止、 廃止又は 未着手	計 D	事業完了 率 C/D	完了 E	実施中	中止、 廃止又は 未着手	計 F	事業完了 率 E/F
文教施設等	A-1～3	24	24	1	49	48.9	11	6	4	21	52.3	35	30	5	70	50.0
埋蔵文化財 発掘調査	A-4	9	33	3	45	20.0	7	2	-	9	77.7	16	35	3	54	29.6
医療・介 護・子育て 支援施設等	B-1～3	2	5	-	7	28.5	1	1	-	2	50.0	3	6	-	9	33.3
農業用施設 等	C-1～4	39	54	6	99	39.3	16	8	5	29	55.1	55	62	11	128	42.9
漁業用施設 等	C-5～7	30	191	10	231	12.9	13	32	5	50	26.0	43	223	15	281	15.3
試験研究施設 等	C-8、9	15	5	-	20	75.0	2	-	-	2	100.0	17	5	-	22	77.2
道路	D-1～3	25	285	12	322	7.7	15	8	6	29	51.7	40	293	18	351	11.3
住宅等	D-4、7～ 10、14、 23	137	458	29	624	21.9	103	69	22	194	53.0	240	527	51	818	29.3
市街地整備 等	D-11、 12、15～ 17、20	137	136	15	288	47.5	58	91	14	163	35.5	195	227	29	451	43.2
液状化対策	D-18、19	7	8	-	15	46.6	5	1	-	6	83.3	12	9	-	21	57.1
下水道等	D-21、 E-1	11	79	6	96	11.4	4	10	2	16	25.0	15	89	8	112	13.3
公園	D-22	5	40	3	48	10.4	10	2	1	13	76.9	15	42	4	61	24.5
住宅入居支 援等	D-5、6、 13	-	72	4	76	-	1	-	-	1	100.0	1	72	4	77	1.2
計		441	1,390	89	1,920	22.9	246	230	59	535	45.9	687	1,620	148	2,455	27.9

26年度末において実施中である基幹事業及び効果促進事業計1,620事業には、当初から復興交付金事業計画に27年度以降に完了予定としている事業もあるが、当初計画どおりに完了せずに事業期間が26年度末を超えて延長されたものもある。

そこで、復興交付金事業の事業期間の延長の状況を分析するに当たり、被災した地域の復興地域づくりに不可欠な施設等を整備する事業であり、復興交付金事業の進捗状況を最も反映すると考えられる基幹事業について、26年度末現在実施中の基幹事業1,390事業のうち当初の復興交付金事業計画において事業完了時期を26年度末以前としていた511事業を対象に事業の完了予定時期の状況をみると、図表3-19のとおり、30年度までに全ての事業が完了予定とされており、集中復興期間の終期である27年度末までに完了予定の基幹事業は371事業となっている。また、復興・創生期間となる28年度以降に完了予定の基幹事業は140事業と27.3%を占めていて、事業区別にみると、「住宅等」が78事業と最も多く、次いで「道路」が30事業、「漁業用施設等」が24事業となっていて、各事業区分の事業数に対する割合は、「道路」が35.7%、「住宅等」が31.9%と3割程度を占め、「漁港用施設等」が27.5%となっている。

図表3-19 沿岸6県における復興交付金事業の事業区別完了予定時期の状況（平成26年度末現在）

(単位：事業、%)

事業区分	事業番号	当初の事業完了時期を平成26年度末以前としていた事業の完了予定時期								
		基幹事業						計	うち28年度以降の計	28年度以降の占める割合 B/A
		27年度	28年度	29年度	30年度	A	B			
文教施設等	A-1～3	5	-	-	-	5	-	-		
埋蔵文化財発掘調査	A-4	3	-	-	-	3	-	-		
医療・介護・子育て支援施設等	B-1～3	3	-	-	-	3	-	-		
農業用施設等	C-1～4	16	-	-	-	16	-	-		
漁業用施設等	C-5～7	63	11	13	-	87	24	27.5		
試験研究施設等	C-8、9	3	-	-	-	3	-	-		
道路	D-1～3	54	19	11	-	84	30	35.7		
住宅等	D-4、7～10、14、23	166	60	15	3	244	78	31.9		
市街地整備等	D-11、12、15～17、20	36	3	1	-	40	4	10.0		
液状化対策	D-18、19	1	-	-	-	1	-	-		
下水道等	D-21、E-1	4	1	-	-	5	1	20.0		
公園	D-22	13	-	-	-	13	-	-		
住宅入居支援等	D-5、6、13	4	2	1	-	7	3	42.8		
計		371	96	41	3	511	140	27.3		

また、上記の基幹事業511事業における事業期間の延長の程度をみると、図表3-20のとおり、1年以上延長されている事業は371事業と72.6%を占めていて、最も長く延長されている事業の延長期間は5年となっている。

事業区分別にみると、13事業区分のうち「住宅等」等11事業区分では、それぞれにおいて1年以上延長されている事業数が各事業数の半数を超えていて、そのうち「住宅等」「漁業用施設等」「道路」及び「市街地整備等」について特に延長されている事業数が多くなっている。

このように、特に「住宅等」等4事業区分で当初の復興交付金事業計画における事業期間が延長されている理由について、事業主体は、「住宅等」については、防集事業において、事業実施に当たり工事計画を複数回見直して住民との合意形成に至るなどしたことにより時間を要したこと、「漁業用施設等」については、漁港施設機能強化事業において、水門、護岸等の整備事業や漁港施設の災害復旧事業等のように当該事業と関連する事業の進捗に遅延が生じたこと、「道路」については、道路事業において、必要な用地を取得するための地権者の所在把握や交渉等に時間を要したこと、「市街地整備等」については、工事費の高騰による計画の見直しに時間を要したことなどによるとしている。

図表3-20 沿岸6県における復興交付金事業の事業区分別事業期間の延長の状況（平成26年度末現在）

(単位：事業、%)

事業区分	事業番号	事業期間の延長の程度									
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	計 A	うち1年以上 の期間 B	1年以上の期 間の占める割 合 B/A	
文教施設等	A-1～3	2	3	-	-	-	-	5	3	60.0	
埋蔵文化財発掘調査	A-4	-	-	1	2	-	-	3	3	100.0	
医療・介護・子育て支援施設等	B-1～3	3	-	-	-	-	-	3	-	-	
農業用施設等	C-1～4	5	4	6	1	-	-	16	11	68.7	
漁業用施設等	C-5～7	22	28	21	15	-	1	87	65	74.7	
試験研究施設等	C-8、9	2	1	-	-	-	-	3	1	33.3	
道路	D-1～3	22	32	15	8	2	5	84	62	73.8	
住宅等	D-4、7～10、14、23	74	76	55	28	10	1	244	170	69.6	
市街地整備等	D-11、12、15～17、20	9	20	7	3	-	1	40	31	77.5	
液状化対策	D-18、19	-	1	-	-	-	-	1	1	100.0	
下水道等	D-21、E-1	1	3	1	-	-	-	5	4	80.0	
公園	D-22	-	12	1	-	-	-	13	13	100.0	
住宅入居支援等	D-5、6、13	-	1	3	2	1	-	7	7	100.0	
計		140	181	110	59	13	8	511	371	72.6	

これらの状況に対して、事業主体では、住民との意見交換の頻度を高めて合意形成を図ったり、工事の進捗に関する協議会を設立して情報共有を図ったりするなどの措置を講じている。また、国は復興まちづくりの加速化のために、用地取得に際して①民法（明治29年法律第89号）第25条等の規定に基づき、財産を有している者が所在不明となっている場合に利害関係人等の請求により、家庭裁判所が管理人の選任やその財産の管理について必要な処分を命ずることができる制度である財産管理制度の活用、②補償コンサルタント等への外注促進を行い、発注や施工に際して③公共工事設計労務単価の引上げ等による建築技術者の確保、④資材供給体制の強化を行うなどの措置を講じている。

(ウ) 復興関連基金事業の実施状況

a 県別、事業区分別の実施状況

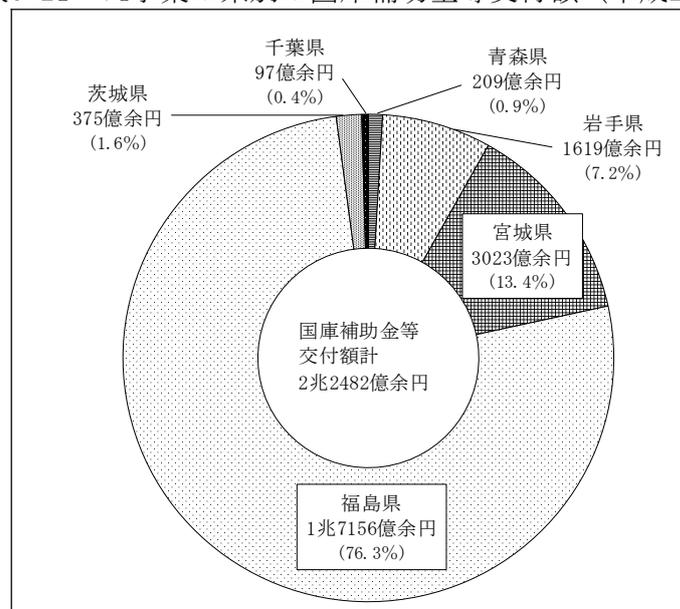
(注9)

沿岸6県及び管内市町村における基金団体は6県及び3市町であり、これらが実施する復興関連基金事業に係る23年度から26年度までの4か年度の国庫補助金等交付額は、23基金74事業に対して計2兆2482億余円となっていて、このうち、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していないため基金事業執行率を把握できない4基金4事業を除く20基金70事業の国庫補助金等交付額等の状況は、国庫補助金等交付額が計2兆1664億余円、26年度末までの取崩額が1兆3348億余円、基金事業執行率が61.6%となっている（209、210ページの別図表6参照）。

県別（以下、3市町分もそれぞれの県に含めて分析している。）に示すと、図表3-21のとおり、福島県が1兆7156億余円と76.3%を占めている。原子力災害に関連した福島県民健康管理基金等5基金は、福島県及び管内2町のみを設置造成等されており、これらの基金による27事業に係る国庫補助金等交付額は計1兆4829億余円と、上記福島県への交付額の86.4%を占めている。

(注9) 3市町 仙台市、双葉郡大熊、双葉両町

図表3-21 74事業の県別の国庫補助金等交付額（平成23年度～26年度）



また、沿岸6県における70事業の県別の国庫補助金等交付額、取崩額及び基金事業執行率は、図表3-22のとおり、国庫補助金等交付額は県によって大幅な差が生じているが、基金事業執行率の各県の差は最大でも16ポイント程度と比較的小さくなっている。

図表3-22 70事業の県別の国庫補助金等交付額、取崩額及び基金事業執行率
(平成26年度末現在)

(単位：百万円、%)

県名	国庫補助金等 交付額 A	取崩額 B	基金事業執行 率 B/A
青森県	20,916	15,363	73.4
岩手県	161,316	97,240	60.2
宮城県	301,779	206,917	68.5
福島県	1,636,736	980,701	59.9
茨城県	37,389	28,531	76.3
千葉県	8,330	6,104	73.2
計	2,166,469	1,334,858	61.6

沿岸6県において実施している復興関連基金事業はその事業内容から区分すると、「被災者の生活環境の確保」「保健・医療・福祉」「雇用の維持・確保」「教育」「企業立地」「農林水産業」「防災・復旧事業等」「災害廃棄物の処理」「原子力災害等への対応」の9事業区分に分類することができる。

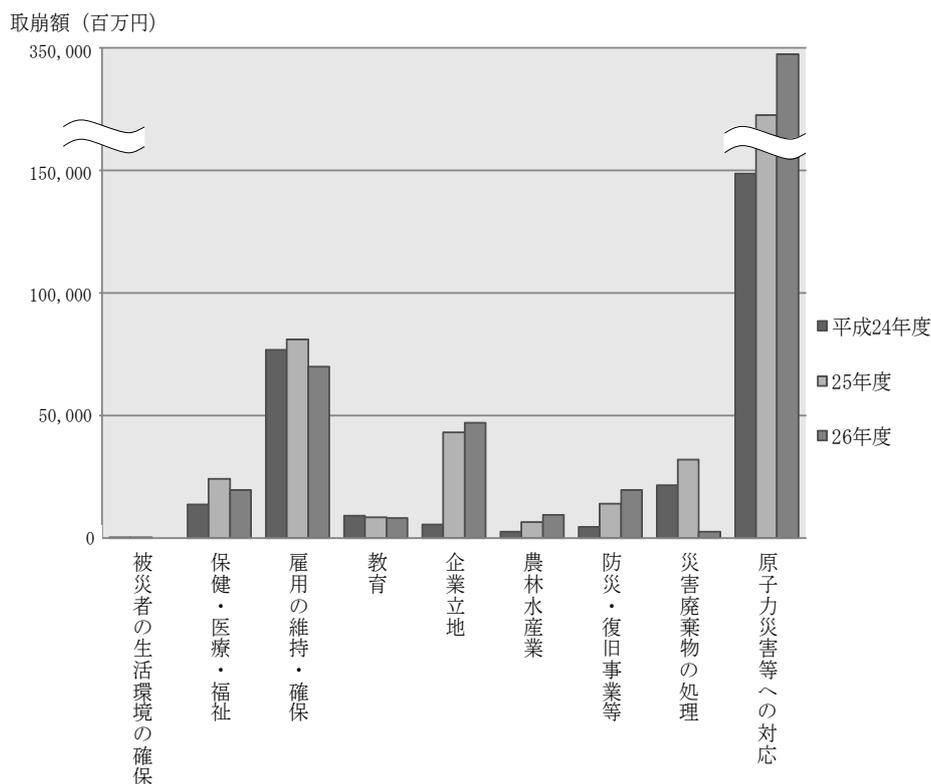
そこで、沿岸6県における復興関連基金事業について事業区分別にみると、図表3-23のとおり、「原子力災害等への対応」が24事業、国庫補助金等交付額計1兆1702億余円となっていて、復興関連基金事業全体のそれぞれ34.2%、54.0%を占めている。また、24年度から26年度までの年度別・事業区分別に取崩額の状態をみると、各年度とも「原子力災害等への対応」が最も多額となっている。そして、「原子力災害等への対応」は26年度末現在で終了した事業はなく、終了年度が定められていない事業も24事業中13事業を占めている。

図表3-23-1 沿岸6県における復興関連基金事業の事業区分別の実施状況（平成26年度末現在）

（単位：事業、百万円、％）

事業区分	復興関連基金事業数		国庫補助金等交付額		平成26年度末までの取崩額	基金事業執行率
		全体に占める割合	A	全体に占める割合	B	B/A
被災者の生活環境の確保	1	1.4	2,152	0.0	2,152	100.0
保健・医療・福祉	16	22.8	157,134	7.2	64,132	40.8
雇用の維持・確保	5	7.1	369,900	17.0	252,639	68.2
教育	8	11.4	43,942	2.0	35,220	80.1
企業立地	2	2.8	210,224	9.7	96,074	45.7
農林水産業	4	5.7	39,753	1.8	18,939	47.6
防災・復旧事業等	8	11.4	75,153	3.4	37,572	49.9
災害廃棄物の処理	2	2.8	97,918	4.5	87,307	89.1
原子力災害等への対応	24	34.2	1,170,289	54.0	740,821	63.3
計	70	100.0	2,166,469	100.0	1,334,858	61.6

図表3-23-2 沿岸6県における復興関連基金事業の年度別・事業区分別の取崩額の状況



事業区分別に県別の状況を示すと、図表3-24のとおりである。

「保健・医療・福祉」は、基金事業執行率が40.8%にとどまっているが、これは、「保健・医療・福祉」の国庫補助金等交付額計1571億余円のうち72.7%を占めている地域医療再生基金（厚生労働省、国庫補助金等交付額計1143億余円、基金事業執行率29.3%）の事業において、土地の造成工事の遅れやまちづくりの進捗との関係等により医療機関の再建等の施設整備事業の実施に時間を要していることなどによる。また、青森県は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（厚生労働省）等を設置造成等したものの需要がなかったことから事業を実施しなかったため、基金の取崩しを行っておらず、全額返納するなどしている。

「雇用の維持・確保」は、24年度から26年度までほぼ同規模の取崩しとなっていて26年度末の基金事業執行率は68.2%であるが、土地のかさ上げに時間を要するなど、企業の施設整備等を含め、本格的な雇用の復興にはなお時間を要することなどから、27年度に岩手、宮城、福島各県において新たに計229億円の基金への積増しを行うとともに、事業の実施期間を延長している。

「教育」は、幼稚園・小・中・高校等の児童生徒等に対する学用品費等の援助や、奨学金、授業料減免等の支援を行ったり、幼稚園、小・中・高校、専修学校・各種学校等において安心して学ぶことができる教育環境の整備等を図る取組を支援したりするもので、県別の取崩額は、被災した児童生徒等の人数や、県、市町村、学校等の事業内容、支援の状況等により差がみられ、基金事業執行率は、震災被害の大きな宮城県で92.9%と高く、逆に、千葉県で39.8%と低くなっている。

「企業立地」は、地元住民を新規に雇用して、福島県内に工場等を新設し又は増設する場合に補助するふくしま産業復興企業立地支援事業（経済産業省）及び地域経済産業復興立地推進事業（経済産業省）である。事業は29年度まで実施できることとされ、順次公募が行われている状況であるため、取崩額は25年度以降大幅に増加して基金事業執行率は26年度末現在で45.7%の進捗となっているが、工場等の設置は複数年掛かることから、29年度まで取崩しが続く予定である。

「農林水産業」は、6県に設置造成等されている森林整備加速化・林業再生事業（農林水産省）、福島県のみを設置造成等されている福島県営農再開支援事

業（農林水産省）等3事業の計4事業であり、基金事業執行率は47.6%となっている。これは福島県営農再開支援事業（基金事業執行率25.6%）において、環境省の除染実施計画の終了時期が、当初計画の25年度から3年間延長されるなど農地の除染が遅れていて、営農再開が進んでいない状況にあることなどによる。基金事業執行率が他県より低い千葉県においては、森林整備加速化・林業再生事業で、施業地の集約化が難航し事業を取りやめたことなどから、基金事業執行率は26年度末現在で19.8%にとどまっている。

「防災・復旧事業等」は、防災拠点に再生可能エネルギー等を導入する事業（環境省）や医療施設等の耐震化を実施する事業（厚生労働省）等であり、基金事業執行率は49.9%となっている。当該事業には、復興交付金事業等により実施する造成工事等の進捗等に伴い、事業が実施されるものも含まれており、造成工事等の遅れ、人件費や資材単価の高騰等による入札不調、人員不足等により、計画より遅れている事業が多く見受けられるが、図表3-23-2で示すように、徐々に取崩額が増加傾向にある。各県の基金事業執行率は、国庫補助金等交付額計751億余円のうちの89.7%を占めている再生可能エネルギー等導入推進事業（環境省、同交付額計674億余円）の実施状況によるところが大きい。

「災害廃棄物の処理」は、災害等廃棄物処理基金事業（環境省）であり、事業の対象となった127市町村のうち、25年度末までに119市町村が、26年度末までに更に6市町村が処理を完了し、これにより基金事業執行率は89.1%と高くなっていて、図表3-23-2で示すように、26年度を取崩額は少なくなっている。福島県では2市町が事業を継続中のため同県の基金事業執行率は63.8%となっているが、他の5県では25年度までに事業が完了していて、残余额は既に国庫に返納済みである。

「原子力災害等への対応」は、岩手、宮城、福島、茨城各県で実施されている放射性物質の測定に必要な体制整備等を行う消費者行政活性化事業（内閣府（消費者庁））のほかは、福島県のみを設置造成等されている福島県民健康管理基金等4基金による21事業（国庫補助金等交付額計1兆1684億余円）であり、福島県における実施がほとんどである。そして、福島県の基金事業執行率は63.2%となっている。

図表3-24 9事業区分・県別の国庫補助金等交付額、取崩額及び基金事業執行率（平成26年度末現在）

（単位：百万円、％）

県名	被災者の生活環境の確保			保健・医療・福祉			雇用の維持・確保		
	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率
	A	B	B/A	A	B	B/A	A	B	B/A
青森県	-	-	-	272	-	-	8,510	7,818	91.8
岩手県	480	480	100.0	37,316	12,910	34.5	77,950	52,238	67.0
宮城県	1,295	1,295	100.0	69,417	28,390	40.8	124,200	88,795	71.4
福島県	340	340	100.0	46,457	20,648	44.4	131,840	83,413	63.2
茨城県	-	-	-	2,792	1,669	59.7	21,870	15,969	73.0
千葉県	36	36	100.0	877	512	58.4	5,530	4,403	79.6
計	2,152	2,152	100.0	157,134	64,132	40.8	369,900	252,639	68.2

（単位：百万円、％）

県名	教育			企業立地			農林水産業		
	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率
	A	B	B/A	A	B	B/A	A	B	B/A
青森県	160	101	63.3	-	-	-	2,300	2,296	99.8
岩手県	6,119	2,671	43.6	-	-	-	4,300	3,775	87.7
宮城県	24,445	22,716	92.9	-	-	-	2,050	1,482	72.3
福島県	12,412	9,397	75.7	210,224	96,074	45.7	29,688	10,358	34.8
茨城県	246	111	45.1	-	-	-	950	933	98.2
千葉県	557	222	39.8	-	-	-	465	92	19.8
計	43,942	35,220	80.1	210,224	96,074	45.7	39,753	18,939	47.6

（単位：百万円、％）

県名	防災・復旧事業等			災害廃棄物の処理			原子力災害等への対応		
	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率	国庫補助金等 交付額	取崩額	基金事業 執行率
	A	B	B/A	A	B	B/A	A	B	B/A
青森県	8,712	4,185	48.0	961	961	100.0	-	-	-
岩手県	15,008	5,310	35.3	20,004	19,744	98.7	137	109	79.1
宮城県	22,255	10,573	47.5	57,958	53,514	92.3	158	147	93.4
福島県	19,636	9,648	49.1	16,280	10,387	63.8	1,169,856	740,431	63.2
茨城県	9,135	7,474	81.8	2,256	2,241	99.3	137	132	96.4
千葉県	407	380	93.3	457	457	100.0	-	-	-
計	75,153	37,572	49.9	97,918	87,307	89.1	1,170,289	740,821	63.3

b 終了年度別及び延長期間別の実施状況

復興関連基金事業は、終了年度を定めて実施しているものが大半となっていて、事業の中には進捗等に応じて、対象地域を限定して終了年度を延長しているものもある。

そこで、前記の70事業について、終了年度別の国庫補助金等交付額等をみると、図表3-25のとおり、27年度を終了年度とする事業に対する国庫補助金等交付額が最も多く、その額は18事業に係る4570億余円となっている。また、24年

度から26年度までを事業の申込みの終了年度とするものをみると、事業の申込みの受付は終了しているが既に採択された事業に対して将来的に支払う予定の額及び27年度に国庫に返納する額を、26年度末の基金残額として保有している。このうち、24年度を終了年度とする事業は、被災者の心のケア事業（厚生労働省、基金事業執行率50.6%）、被災地障害福祉サービス基盤整備事業（厚生労働省、基金事業執行率55.4%）等3事業であり、人件費や事業実績が見込みを下回ったことなどから基金事業執行率が53.9%となっているが、余剰金は既に国庫に返納されており保有している国庫補助金等相当額は少ない状況である。

そして、終了年度が28年度以降とされている13事業のうちの8事業及び終了年度未定の14事業のうちの13事業、計21事業は「原子力災害等への対応」である。また、終了年度が56年度の事業は、福島原子力災害復興交付金（復興庁）及び中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金（環境省）であり、中間貯蔵開始後30年以内において大臣が定める日までの期間において事業を実施するものとされている。

図表3-25 沿岸6県における復興関連基金事業の終了年度別の実施状況（平成26年度末現在）

(単位：事業、百万円、%)

終了年度 (平成27年度以降 は予定)	復興関連 基金事 業数	国庫補助金等 交付額 A	26年度末まで の取崩額(国 庫返納額分を 除く。) B	基金事業 執行率 B/A	26年度末まで の国庫返納額 (国庫補助金 等相当額) C	26年度末に保 有している国 庫補助金等相 当額 A-B-C
24年度	3	4,488	2,419	53.9	2,054	14
25年度	4	73,914	71,224	96.3	337	2,352
26年度	18	236,434	207,378	87.7	107	28,948
27年度以降	31	1,197,307	557,005	46.5	4,044	636,258
27年度	18	457,018	301,456	65.9	185	155,376
28年度	4	399,609	229,990	57.5	-	169,619
29年度	5	77,188	21,404	27.7	3,859	51,925
31年度	1	13,390	4,141	30.9	-	9,249
32年度	1	100	11	11.6	-	88
56年度	2	250,000	-	-	-	250,000
終了年度未定	14	654,324	496,831	75.9	-	157,493
計	70	2,166,469	1,334,858	61.6	6,543	825,066

(注) 県ごとに終了年度が異なっている事業があり、「26年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)」欄について、終了年度が平成27年度の185百万円及び29年度の3,859百万円は、既に事業が終了した県における国庫返納額である。

復興関連基金事業については、一般に、資金需要を把握し難いことから基金を設置造成等して必要に応じて取り崩すことにより事業を実施しており、資金需要が高く基金残額が不足する場合には基金の積増しを行い、必要に応じて終了年度を延長している。図表3-26のとおり、前記の70事業の中には終了年度を延長したものが28事業あり、そのうち延長の際に基金に積増しを行っているものが10事業ある。そして、積増しを行っていない18事業の基金事業執行率は50.4%であり、積増しを行った10事業の78.8%よりも約30ポイント低い状況となっている。

上記28事業の終了年度の延長状況をみると、延長期間が2年までのものが事業数及び国庫補助金等交付額のいずれにおいても大半を占めており、そのうち積増しを行っているものは計7事業で、これらに係る国庫補助金等交付額は計2812億余円である。

一方、積増しを行わないまま4年以上終了年度を延長しているものは、森林整備加速化・林業再生事業（農林水産省）及び災害等廃棄物処理基金事業（環境省）の2事業で、これらに係る国庫補助金等交付額は計442億余円である。森林整備加速化・林業再生事業は、復興住宅等への木材需要に対応するために、間伐、路網整備、高性能林業機械の導入、製材・合板工場の整備等を行うもので、当初の終了年度は26年度であったが、27年度以降は終了年度の定めがなくなっている。この理由について、農林水産省は、被災県においては民間住宅等用の宅地や災害公営住宅の整備が途上段階であり、27年度以降も引き続き復興に必要な木材の需要が見込まれることなどが挙げられるとしている。また、災害等廃棄物処理基金事業は、東日本大震災により発生した災害廃棄物を処理するもので、当初の終了年度は25年度であったが、29年度まで延長されている。この理由について、環境省は、一部の地域において処理が完了していないことが挙げられるとしている。

図表3-26 沿岸6県における復興関連基金事業の終了年度延長期間別の実施状況

(単位：事業、百万円、%)

終了年度の延長 期間(平成26年 度末現在)	復興関連 基金事業 数	国庫補助金等 交付額 A	26年度末まで の取崩額(国 庫返納額分を 除く。) B	基金事業 執行率 B/A	26年度末まで の国庫返納額 (国庫補助金 等相当額) C	26年度末に保 有している国 庫補助金等相 当額 A-B-C	積増し の有無
1年		259,382	138,930	53.5	337	120,114	
	有	152,603	99,558	65.2	-	53,044	
	無	106,779	39,372	36.8	337	67,070	
2年		149,081	139,647	93.6	107	9,326	
	有	128,623	122,500	95.2	-	6,123	
	無	20,457	17,147	83.8	107	3,203	
3年		11,682	7,763	66.4	67	3,851	
	有	11,682	7,763	66.4	67	3,851	
	無	-	-	-	-	-	
4年以上		50,801	36,347	71.5	3,976	10,477	
	有	6,540	6,282	96.0	117	140	
	無	44,261	30,065	67.9	3,859	10,336	
計		470,948	322,689	68.5	4,488	143,770	
	有	299,449	236,104	78.8	185	63,159	
	無	171,499	86,584	50.4	4,303	80,610	

(注) 当初の終了年度は平成26年度であったが、終了年度の定めをなくした森林整備加速化・林業再生事業は、「4年以上」に分類している。

カ まとめ

国は、復興基本方針等を踏まえて、特定被災自治体が実施する復興への取組に対して、多様な方法により多額の財政支援を行っている。

国からの国庫補助金等の交付により事業を実施しているものの中で、復興交付金の基金型事業については、23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額は計2兆0412億余円、基金事業執行率は48.5%、取崩未済額は1兆0509億余円となっている。取崩未済額が多い原因として、運営要領において、復興交付金事業が全て終了したときに、基金の残余额を国庫に返還することとなっていて、復興交付金事業のうち一部の事業が終了して残余额が生じたとしても引き続き基金での保有を続けていることなどが挙げられる。基金型事業のうち、効果促進事業（一括配分）については、24年度から26年度までの3か年度の実施計画分に係る交付額計1448億余円のうち549億余円（37.9%）の復興交付金の事業内容が未定であり、そのうち約7割については交付された後2年以上にわたり、事業内容が未定のままとされており、一方、事業内容が決定しているものはそのほとんどが基幹事業に伴って実施するものとなっていた。復興交付金の基金の取崩未済額については第13回復興推進会議において復興交付金事業計画の終了前でも必要のなくなった金額の返還を進めることが必要との決定がなされており、復興庁においても使用見込みのない復興交付金の返還が従来よりも促進されるような対応を図ったところであるが、効果促進事業（一括配分）については、将来新たな事業の実施が想定されるとの理由から除外されているところである。国は、各特定被災自治体に対して効果促進事業（一括配分）の効果的な活用に向けた支援を行っていくとともに、今後の効果促進事業（一括配分）の機動的な事業の実施についても十分に配慮しつつ、各特定被災自治体における事業内容の決定状況等を踏まえた復興交付金の交付時期や規模等について検討を行っていく必要がある。

復興関連基金事業については、112事業に係る26年度末までの国庫補助金等交付額は計3兆8167億余円、基金事業執行率は51.5%となっている。復興関連基金事業の終了後の残余额の返納状況についてみると、27年度（27年8月末現在）までに計2731億余円の基金残額が国庫に返納されていた。復興関連基金事業の基金残額については、その規模が適切か検証し、復旧・復興事業への使用が見込めなくなった場合、残余额等については速やかに国庫へ返納することが求められる。

また、沿岸6県における国の財政支援の額が大きい類型は、補助事業等、復興交付金事業及び復興関連基金事業となっている。

上記のうち補助事業等については、漁業施設や水産業共同利用施設の復旧等を行う「漁業」は交付額が多額なもの地元や他事業との調整等の影響により事業が遅延するなどして交付率は50.7%、補助事業執行率は69.7%となっていて、公共施設等の復旧等に関する事業のうち、「河川等」「社会資本整備」及び「港湾」は、設計変更等の要因により、交付率は59.8%から63.0%、補助事業執行率は62.7%から73.7%となっている。

復興交付金事業については、当初計画において26年度末以前に完了する予定であった基幹事業511事業のうち集中復興期間終了後の28年度以降に完了予定の事業は27.3%を占めている。事業期間が1年以上延長されている事業は72.6%を占めていて、事業区別にみると「住宅等」「漁業用施設等」「道路」及び「市街地整備等」について特に延長されている事業数が多くなっている。事業期間が延長されている理由について、事業主体は「住宅等」については住民との合意形成に、「道路」については用地取得に伴う地権者の所在把握や交渉等にそれぞれ時間を要したこと、また、「漁業用施設等」については関連する事業の進捗に遅滞が生じたこと、「市街地整備等」については工事費の高騰による計画の見直しに時間を要したことなどによるとしている。

復興関連基金事業については、「保健・医療・福祉」「農林水産業」及び「防災・復旧事業等」は復興交付金事業等により実施する造成工事、除染等の他事業の進捗等により影響を受けている事業区分であり、基金事業執行率は40.8%から49.9%となっている。また、国庫補助金等交付額が復興関連基金事業全体の54.0%を占めている「原子力災害等への対応」は、福島県における実施がほとんどであり、終了年度が28年度以降とされている13事業のうちの8事業及び終了年度未定の14事業のうちの13事業を占めている。

上記の状況を踏まえて、沿岸6県における補助事業等、復興交付金事業及び復興関連基金事業の実施に当たり、特に被災地の復興に欠かせない公共施設等の整備については、他事業との調整や地元調整等の解決しなければならない問題は多いが、国は、引き続きその着実な執行に向けた支援を行っていく必要がある。このうち、復興交付金事業で実施した「住宅等」「漁業用施設等」「道路」等においては、住民

等との合意形成や関連する他事業との調整、用地交渉等に時間を要するなどして、多くの事業で事業期間を延長するなどしているところである。今後、特に関係者が多く、複数の事業を同時期に発注する場合には、事業期間の設定等に当たり地元住民等の生活再建の見通しなどに与える影響にも十分配慮し、これまでの実績を十分に反映した的確なものとなるようにする必要がある。

また、復興関連基金事業については、特に福島県内における「原子力災害等への対応」は終了年度を未定としている事業が多く、事業の今後の見通しが立てにくい中で今後更に執行が継続していくことが見込まれるが、国は、事業の進捗状況や基金残額の状況等について適切に把握するなどして、各都道府県等と十分連携して、適切な基金の執行管理を行うよう努める必要がある。

(3) 復旧・復興事業の成果の状況

「(2) 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況」においては、復興交付金事業等で実施している公共施設等の復旧等の事業完了時期が延長されている状況等について分析した。これらは、補助事業等、復興交付金事業等について、全ての施設等の整備が完了する事業の完了時期を基にそれぞれの事業区分ごとの傾向を分析したものであるが、それぞれの事業区分においては、さまざまな施設等を整備しており、例えば復興交付金事業で整備された住宅等が実際にどの程度完成し、供給等されているかを表しているものではない。

(注10)

そこで、主に沿岸6県及び管内33市町において実施された事業を対象として、補助事業等、復興交付金事業等により整備された公共施設等はどの程度完成しているかなど、成果の状況を検査した。検査に当たっては、防潮堤等の公共施設等の整備状況について、「津波防災等の社会基盤」「交通網等の社会基盤」「復興まちづくり」及び「農水産業」の4分類と23の施策項目に区分して分析した。区分した施策項目については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に基づく災害復旧事業に係る計画や復興交付金事業計画等における整備計画施設等数（以下「計画施設数」という。）、26年度末現在、完成している施設等数（以下「完成施設数」という。）、計画施設数に係る事業費（以下「計画事業費」という。）、同年度末までに投じられた事業費（以下「支出済事業費」という。）及び完成施設数に係る事業費（以下「完成分事業費」という。）を把握した。そして、計画施設数に対する完成施設数の割合（以下「完成率」という。）、計画事業費に対する支出済事業費の割合（以下「事業費進捗率」という。）等の指標を用いて計画に対する達成状況等を分析した。

また、各公共施設等の整備等は、復興基本方針に基づき、災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生等の復興施策の下に実施されているものであることから、それぞれの施策項目の目的に応じて選択した指標等に基づき、施策の達成に関する概括的な状況分析を行った。この状況分析については、公共施設等の復旧・復興に伴う施策以外で、復興基本方針において地域経済活動の再生として多額の復旧・復興予算が措置されている産業復興に関する企業立地や事業者等への資金繰り支援等についても実施した。

特に東日本大震災では、津波による人的被害、建物被害等が甚大であり、復興基本

方針においても津波防災に関する施策として、人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進するとされていることを踏まえて、海岸法（昭和31年法律第101号）等に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するなどのために整備される堤防、突堤、護岸、胸壁等の施設（以下、これらを合わせて「海岸保全施設」という。）のうち、特に津波等の災害を防止するために設置される堤体、水門、護岸等の施設（以下「防潮堤」という。）はどのように計画され、どの程度完成しているか、防潮堤の高さなどはどのようにして決められているかを検査した。また、防潮堤等整備のハード施策とともに「多重防御」の視点から重要な柱である避難計画やハザードマップの作成、津波災害時に住民の避難先になるとともに、被災者が応急仮設住宅等に移転できるまでの間等に滞在する避難所、津波災害時に緊急に避難する津波避難ビル等の指定等のソフト施策の実施状況等についても検査した。

（注10） 管内33市町 青森県の八戸、三沢両市、上北郡おいらせ、三戸郡階上両町、岩手県の宮古、大船渡、釜石各市、上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田両町、宮城県の仙台、石巻、塩竈、気仙沼各市、宮城郡松島、七ヶ浜、利府、牡鹿郡女川、本吉郡南三陸各町、福島県のいわき、相馬両市、双葉郡広野、相馬郡新地両町、茨城県の高萩、北茨城、鹿嶋、神栖各市、東茨城郡大洗町、千葉県の上野、旭、習志野、浦安、匝瑳、山武各市

（注11） 23の施策項目 海岸（防潮堤とその他の2項目）、河川、海岸防災林、液状化対策及び地盤沈下対策、交通網（道路、港湾、鉄道、空港の4項目）、上水道、下水道、住まいの再建（漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業、公営住宅等、造成宅地の滑動崩落防止の6項目）、医療・福祉施設、文教施設、農地、農業用施設、漁港施設及び水産業共同利用施設、養殖施設

ア 復旧・復興事業の成果の概況

沿岸6県及び管内33市町における23の施策項目の計画事業費は、図表4-1のとおり、26年度末現在、計6兆6259億余円であり、これに対する完成分事業費は計1兆6743億余円（うち国庫補助金等計1兆1460億余円）となっている。

完成率をみると、100%は「鉄道」及び「空港」の2区分であり、80%以上が「河川」「公営住宅等」「医療・福祉施設」「文教施設」「農業用施設」及び「養殖施設」の6区分、20%以下が「海岸（防潮堤）」（防潮堤の新設、改修等を計画し又は実施している海岸。以下同じ。）「海岸防災林」「液状化対策及び地盤沈下対策」

「上水道」「漁業集落防災機能強化事業」及び「都市再生区画整理事業」の6区分である。また、計画事業費をみると、1兆円を超える規模が「海岸（防潮堤）」及び

「道路」の2区分、5000億円以上1兆円未満の規模が「漁港施設及び水産業共同利用施設」「河川」及び「災害公営住宅」の3区分である。

完成率と事業費進捗率からみると、「河川」「医療・福祉施設」及び「文教施設」については、完成率はそれぞれ83.2%、95.3%、93.8%、事業費進捗率はそれぞれ22.4%、42.0%、45.3%となっていて、いずれも完成率が高いにもかかわらず、事業費進捗率が低くなっている。これらは、比較的軽微な被害の施設等の完成施設数は多いものの、改修、新設、移転等に複数年を要して多額の事業費を必要とする施設等が完成していないことによるものである。

海岸については、「海岸（防潮堤）」と「海岸（その他）」を合わせて、計画施設数652海岸のうち完成施設数が73海岸、完成率は11.1%となっており、「海岸（防潮堤）」と「海岸（その他）」の別に完成施設数、完成率及び事業費進捗率をみると、「海岸（防潮堤）」では整備が計画されている634海岸のうち完成施設数が60海岸、完成率9.4%、事業費進捗率17.8%、「海岸（その他）」では整備が計画されている18海岸のうち完成施設数が13海岸、完成率72.2%、事業費進捗率54.4%となっている。

また、交通網については、道路、港湾等が住民の生活と地域の産業経済を支えており、東日本大震災においては、道路が人的支援や物資輸送の緊急輸送道路として機能したほか、盛土構造や過去の津波被害を反映して高台に整備されたものは、津波からの避難場所や津波浸水の拡大防止として機能し、副次的に防災機能を発揮した。一方でこれらの機能の長期にわたる停滞は、被災者の暮らし、産業の再建等に大きな影響を与えることになる。そこで、「道路」「港湾」の完成施設数及び完成率をみると、「道路」については、計画施設数1,873kmのうち完成施設数が901km、完成率は48.1%、「港湾」については、計画施設数744施設のうち完成施設数が582施設、完成率は78.2%となっている。

図表4-1 23の施策項目別の復旧・復興事業の成果（平成26年度末現在）

（単位：施策項目ごとの単位、億円、％）

施策項目			施設等数				事業費					
			単位	計画施設数 A	完成施設数 B	完成率 B/A	計画事業費 C	支出済事業費 D	事業費進捗率 D/C	完成分事業費		
										国庫補助金等	その他	計
津波防災等の社会基盤	海岸	海岸（防潮堤）	海岸	634	60	9.4	1兆3034	2325	17.8	87	7	95
		海岸（その他）	海岸	18	13	72.2	47	25	54.4	11	0	11
		海岸	652	73	11.1	1兆3082	2351	17.9	98	7	106	
	河川	箇所	1,129	940	83.2	7090	1589	22.4	742	302	1045	
	海岸防災林	地区	61	8	13.1	1717	187	10.9	35	24	60	
	液状化対策及び地盤沈下対策	ha	1,846	17	0.9	655	65	9.9	25	5	31	
	交通網等の社会基盤	交通網	道路	km	1,873	901	48.1	1兆0414	2779	26.6	1232	665
港湾			施設	744	582	78.2	1730	1056	61.0	873	123	997
鉄道			km	333	333	100.0	205	205	100.0	84	120	205
空港			空港	1	1	100.0	90	90	100.0	8	81	90
上水道		km	1,466	123	8.3	1303	312	23.9	225	84	310	
下水道		km	677	218	32.2	3957	1607	40.6	909	637	1547	
復興まちづくり	住まいの再建	漁業集落防災機能強化事業	戸	338	34	10.0	114	50	44.4	6	2	8
		災害公営住宅	戸	18,580	6,363	34.2	5589	2113	37.8	1802	305	2107
		都市再生区画整理事業	戸	8,324	206	2.4	2519	607	24.1	254	99	353
		防災集団移転促進事業	戸	7,327	2,192	29.9	4249	2222	52.3	1010	454	1464
		公営住宅等	戸	16,483	16,434	99.7	82	76	92.1	55	20	76
		造成宅地の滑動崩落防止	地区	160	114	71.2	338	228	67.5	171	57	228
	医療・福祉施設	施設	1,612	1,537	95.3	650	273	42.0	147	125	272	
	文教施設	施設	2,073	1,946	93.8	2146	973	45.3	584	389	973	
農水産業	農地	ha	23,061	12,405	53.7	2149	616	28.6	454	162	616	
	農業用施設	施設	6,987	6,453	92.3	902	640	71.0	469	137	606	
	漁港施設及び水産業共同利用施設	施設	3,458	1,970	56.9	7103	4246	59.7	2160	1430	3590	
	養殖施設	施設	35,949	35,439	98.5	167	153	91.4	108	44	153	
計							6兆6259	2兆2450	33.8	1兆1460	5282	1兆6743

注(1) 上表は全ての復旧・復興事業を記載したものではない。

注(2) 各施策項目とも県、市町村が把握している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(3) 「海岸」については、会計実地検査を実施した33市町のほか28市町村に所在する海岸を対象として計上している。

注(4) 「海岸」以外の施策項目については、市町村が把握している事業分としては会計実地検査を実施した33市町分を計上している。

注(5) 「海岸（防潮堤）」については、防潮堤以外の海岸保全施設を防潮堤と合わせて整備しているものを含んでいる。

注(6) 「漁業集落防災機能強化事業」「都市再生区画整理事業」及び「防災集団移転促進事業」については、効果促進事業に係る事業費も含んでいる。

注(7) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の事業が完了したものを計上している。

注(8) 施設等数の「単位」は、各施策項目に係る主なものとしている。

注(9) 各施策項目の表記単位以外のものに係る額についても計画事業費、支出済事業費及び完成分事業費に含めて計上している。

イ 津波対策に関する復旧・復興事業の成果

(ア) 国の津波対策の取組の概要

a 東日本大震災前の津波対策に関する取組

国の災害対策は、災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣を会長にして内閣府に設置された中央防災会議が作成する防災基本計画（昭和38年6月策定）を基礎としており、同計画に基づき、国の指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成し、都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画（以下、これらを合わせて「地域防災計画」という。）を作成している。東日本大震災前の防災基本計画では、自然災害に関して震災、風水害、火山災害及び雪害の四つの災害に対する予防、応急、復旧、復興の各段階における対策が記述されている。

また、東日本大震災前からの津波対策としては、海岸法等に基づく海岸保全施設の整備等が行われてきている。さらに、5年7月の北海道南西沖地震による津波において200名を超える犠牲者が生じたことなどをを受けて、国は、随時、津波対策の見直しを行っており、図表4-2のとおり、地方公共団体が地域防災計画における津波対策の強化を図るために必要となる基本的な考え方を示すとともに、津波発生時の避難計画の作成及び津波により浸水する範囲等に関する情報や地震発生時の円滑な避難を確保するために必要な事項を記載した印刷物（以下「津波ハザードマップ」という。）の作成に関するマニュアル、避難困難となる地域住民等の緊急避難先となる施設の指定等に関するマニュアル等を策定するなどの取組を行っている。

一方、東日本大震災前は、津波ハザードマップの配布等の住民に対する周知のための措置は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）において都道府県及び市町村の努力義務として規定されており、また、防災基本計画において、津波対策は震災対策の特記事項の位置付けにとどまっていた。

図表4-2 東日本大震災前の国の津波対策に関する主な取組

策定年月	府省庁	手引等の名称	内容
平成10年3月	国土庁(13年1月6日以降は国土交通省、防災行政は内閣府)、農林水産省、運輸省(13年1月6日以降は国土交通省)、気象庁、建設省(13年1月6日以降は国土交通省)、消防庁	地域防災計画における津波対策強化の手引き	地方公共団体が地域防災計画における津波対策の強化を図るために必要となる基本的な考え方、基本方針及び策定手順(基礎調査、対象津波の設定、被害想定の評価、計画の策定)等を示した手引き
		津波災害予測マニュアル	都道府県等が津波浸水予測図を作成する際の方法を示したマニュアル
14年3月	消防庁	市町村における津波避難計画策定指針	市町村が津波発生時の避難計画を作成する際の避難対象地域、避難場所の指定、情報伝達の手順等を定めた指針
16年3月	内閣府、農林水産省、国土交通省	津波・高潮ハザードマップマニュアル	市町村が、津波・高潮ハザードマップを作成する際の国、都道府県、市町村の役割分担、作成方法等を示したマニュアル
17年6月	内閣府	津波避難ビル等に係るガイドライン	市町村の指定する避難困難となる地域住民等の緊急避難先(津波避難ビル等)について、指定、利用、運営手法等を示したガイドライン
22年12月	内閣府	津波防災に関するワーキンググループ	津波避難対策等における課題を整理、検討し、より強化すべき対策や支援方策について取りまとめることを目的に中央防災会議の「災害時の避難に関する専門調査会」の下に設置

b 東日本大震災後の津波対策に関する取組

復興基本方針では、津波防災に関する施策として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえて、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進するとしている。そして、ハード・ソフトの施策として、海岸・河川堤防等の復旧・整備、津波ハザードマップの作成、避難計画の策定、避難場所の確保等が掲げられており、これらの施策を柔軟に組み合わせることで実施することとなっている。

東日本大震災後の津波対策については、図表4-3のとおり、復興基本方針の策定に先立ち、発生直後の23年4月に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」(以下「専門調査会」という。)が中央防災会議に設置され、東北地方太平洋沖地震による地震・津波の発生状況、被害の状況等についての分析及び今後の対策について検討が行われた。

専門調査会が中間取りまとめに伴う提言として示した「今後の津波防災対策の基本的考え方について」(平成23年6月中央防災会議。以下「津波対策の基本的考え方」という。)では、今後の津波防災対策は、切迫性が低くても東北地方太平洋沖地震や最大クラスの津波を想定し、様々な施策を講じるよう検討していく必要があるとし、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高さを大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響等を

考慮すると現実的ではないため、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備等のハード・ソフトの取り得る手段を尽くした総合的な津波対策の確立が急務であるとしている。この提言を受けて、23年6月に成立した「津波対策の推進に関する法律」（平成23年法律第77号。以下「津波対策推進法」という。）においては、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかったことを国として率直に反省するなどの津波に関する基本的認識が示されるとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進しなければならないこととされた。

また、専門調査会が取りまとめとして示した「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月中央防災会議）では、今回の津波は従前の想定をはるかに超える規模の津波であったとしている。特に、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域まで浸水域が拡大したこと、河川を遡上した津波が氾濫したこと、広範囲にわたり地盤沈下が発生したことなどが従前の想定を超えていたとし、このような津波の発生により、膨大な死者・行方不明者の発生、住宅の流出、産業の停滞や経済的損失となり、地域全体が壊滅的な被害を被ったところも発生したとしている。

国土交通大臣が策定した「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（平成24年国土交通省告示第51号。以下「津波防災基本指針」という。）では、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり（以下「津波防災地域づくり」という。）のために、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえて、「多重防御」の発想により、津波防災を効率的かつ効果的に推進することが基本理念とされ、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項等が定められた。

そして、23年12月に成立した津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）において、地震防災対策特別措置法では都道府県及び市町村の努力義務として規定されていた津波ハザードマップの配布等の住民に対する周知のための措置は、市町村の義務として規定された。また、中央防災会議は、津波対策について、震災対策の特記事項という位置付けを改めて、他の災害と同様に予防から復興までの各段階におけ

る対策を講ずることができるよう防災基本計画の見直しを行った。

図表4-3 東日本大震災後の国の津波対策に関する取組

年 月	津波対策に係る法令等	府省庁等
平成23年4月	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の設置	内閣府中央防災会議
6月	「今後の津波防災対策の基本的考え方について」の策定	内閣府中央防災会議
	津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）成立	
7月	「設計津波の水位の設定方法等について」を通知	農林水産省、国土交通省
9月	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」の取りまとめ	内閣府中央防災会議
12月	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）成立	
	「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」の策定	国土交通省
24年7月	「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」の取りまとめ	内閣府中央防災会議
25年3月	「市町村における津波避難計画策定指針」の改訂	消防庁

(イ) ハード施策としての津波対策に係る復旧・復興事業の状況

a ハード施策としての津波対策の概要

津波対策の基本的考え方では、海岸保全施設等について、比較的頻度の高い一定程度の津波高に対して、引き続き整備を進めていくことを基本とすべきであるとし、設計対象の津波高を超えても、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく必要があるとしている。

海岸保全施設が整備される海岸は、海岸の存する地域及びその背後地の利用状況等に応じて、土地改良事業として管理している施設で防潮堤等の海岸保全施設に該当するものの存する地域等に係る海岸保全区域（以下「農地海岸」という。）、漁港区域に係る海岸保全区域（以下「漁港海岸」という。）、港湾区域及び港湾隣接地域に係る海岸保全区域（以下「港湾海岸」という。）並びにこれら以外の海岸保全区域（以下「建設海岸」という。）に区分され、農地海岸及び漁港海岸は農林水産大臣が、港湾海岸及び建設海岸は国土交通大臣が、それぞれの主務大臣となっている。主務大臣は、海岸法等に基づき、津波等による災害の発生の防止等を総合的に考慮して、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」を定めている。そして、都道府県知事は、同方針に基づき海岸保全区域等に係る「海岸の保全に関する基本計画」（以下「海岸保全基本計画」という。）を策定し、これに基づき、海岸保全施設の整備等を計画的に行うこととしている。

また、農林水産省及び国土交通省は、津波対策の基本的考え方に基づき、海岸堤防の設計等に関する基準として「設計津波の水位の設定方法等について」

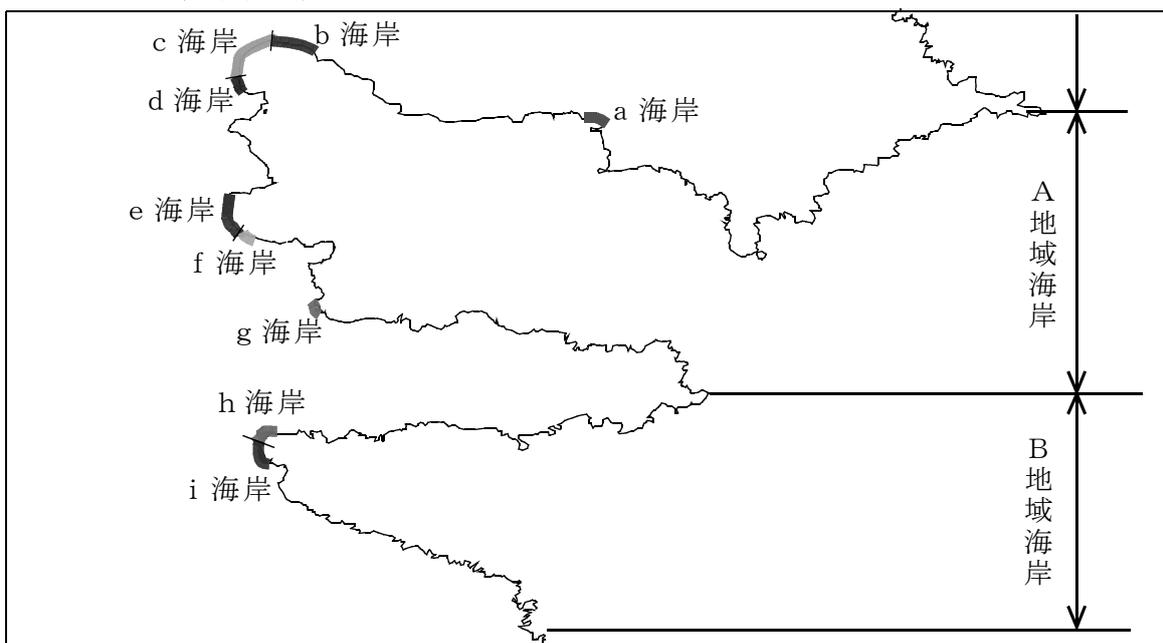
(平成23年7月農林水産省農村振興局、水産庁漁港漁場整備部、国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局通知。以下「水位設定基準」という。)を県、市町村等の海岸管理部局に通知している。

水位設定基準によれば、海岸保全施設の設計を行うために、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」(平成16年農林水産省、国土交通省令第1号)に基づいて定める設計津波の高さ(以下「設計津波水位」という。)を設定することとされている。設計津波水位の設定に当たっては、海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分を、湾の形状等の自然条件、過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さから同一の津波外力を設定し得ると判断される一連の海岸線に分割し(以下、分割した海岸を「地域海岸」という。図表4-4参照)、地域海岸ごとに、過去の津波の痕跡高の記録を整理したり、津波高さのシミュレーション(以下「津波シミュレーション」という。)により津波高さを算定したりすることとされている。そして、算定した津波高さを基に、一定の頻度(数十年から百数十年に一度程度)で到達すると想定される津波(以下「頻度の高い津波」という。)の集合を対象津波群として設定し、対象津波群の地域海岸への侵入防止を条件として行う津波シミュレーションの結果等により設計津波水位を設定することとされている。この設計津波水位を前提に、地域海岸内の海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性等を総合的に考慮して、防潮堤等の海岸堤防の高さを設定することとされている。

なお、水位設定基準では、一の地域海岸に対しては、一の設計津波水位を設定することを基本とするが、設計津波水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なることとなると判断される場合は、理由を明らかにした上で、地域海岸を分割して複数の設計津波水位を定めることができるものとされている。

沿岸6県の太平洋沿岸には、95の地域海岸(青森県6地域海岸、岩手県22地域海岸、宮城県24地域海岸、福島県14地域海岸、茨城県16地域海岸、千葉県13地域海岸)が設定され、それぞれの地域海岸では、海岸保全基本計画に基づき農地海岸、漁港海岸、港湾海岸及び建設海岸ごとに防潮堤等海岸保全施設の整備が実施されている。

図表4-4 地域海岸の概念図



b ハード施策としての津波対策に係る復旧・復興事業の計画及び実施状況

(a) 海岸保全施設に係る復旧・復興事業の成果

海岸保全施設に係る復旧・復興事業の状況については、図表4-5のとおり、33市町のうち28市町の512海岸において事業が計画されており、このうち460海岸で実施されていて、26年度末までの完成施設数は52海岸（完成率10.1%）となっている。計画事業費9398億余円のうち支出済事業費は1427億余円、完成分事業費は85億余円（うち国庫補助金等77億余円）であり、事業費進捗率は15.1%となっている。

県別の状況を見ると、完成率は、青森県（3市町）が60%を、宮城（8市町）、福島（4市町）両県が10%を超えているものの、茨城県（5市町）は3.3%、岩手県（5市町）は2.7%にとどまっており、千葉県（3市）では完成した海岸はない。事業費進捗率は、青森県が48.0%、福島県が45.9%となっているものの、整備に複数年を要する防潮堤が多いことなどにより岩手県、宮城県はそれぞれ14.1%、9.7%と低い状況にある。また、計画事業費は、宮城県が5301億余円、岩手県が2772億余円、福島県が957億余円と、東北3県で計9030億余円となり、計画事業費全体の9割以上を占めている。

海岸区分別にみると、完成率は、農地海岸が28.5%となっているが、他の海岸区分ではいずれも10%未満となっている。計画事業費は、建設海岸が39

36億余円と最も多くなっており、次いで漁港海岸が3251億余円等となっている。

図表4-5 防潮堤等の整備に係る復旧・復興事業の実施状況（平成26年度末現在）

(単位：海岸、億円、%)

県名 (事業を実施している市町数)	海岸区分	計画施設数 A	平成26年度末までに復旧・復興事業が実施されていない海岸数	26年度末までに復旧・復興事業が実施されている海岸数	完成施設数 B	完成率 B/A	事業費					
							計画事業費 C	支出済事業費 D	事業費進捗率 D/C	完成分事業費		
										国庫補助金等	その他	計
青森県 (3市町)	漁港海岸	1	—	1	1	100.0	3	3	100.0	0	3	3
	港湾海岸	2	—	2	—	—	29	3	11.9	—	—	—
	建設海岸	6	—	6	5	83.3	17	17	100.0	3	2	5
	計	9	—	9	6	66.6	49	23	48.0	3	5	9
岩手県 (5市町)	農地海岸	8	—	8	1	12.5	144	34	24.1	0	0	0
	漁港海岸	39	—	39	1	2.5	1254	69	5.5	—	0	0
	港湾海岸	11	—	11	—	—	640	118	18.4	—	—	—
	建設海岸	15	—	15	—	—	732	168	23.0	—	—	—
	計	73	—	73	2	2.7	2772	391	14.1	0	0	0
宮城県 (8市町)	農地海岸	93	24	69	27	29.0	234	85	36.6	41	1	42
	漁港海岸	121	3	118	—	—	1749	40	2.2	—	—	—
	港湾海岸	37	18	19	—	—	924	—	—	—	—	—
	建設海岸	82	1	81	8	9.7	2392	392	16.4	16	—	16
	計	333	46	287	35	10.5	5301	518	9.7	57	1	59
福島県 (4市町)	農地海岸	4	—	4	2	50.0	34	29	86.8	7	—	7
	漁港海岸	20	—	20	2	10.0	234	120	51.5	1	0	2
	港湾海岸	17	2	15	4	23.5	100	29	29.5	5	1	6
	建設海岸	20	—	20	—	—	587	259	44.1	—	—	—
	計	61	2	59	8	13.1	957	439	45.9	14	1	16
茨城県 (5市町)	漁港海岸	3	2	1	—	—	9	1	12.6	—	—	—
	港湾海岸	4	2	2	—	—	101	7	7.3	—	—	—
	建設海岸	23	—	23	1	4.3	147	24	16.3	0	0	0
	計	30	4	26	1	3.3	258	32	12.6	0	0	0
千葉県 (3市)	建設海岸	6	—	6	—	—	59	20	34.9	—	—	—
沿岸6県 (28市町)	農地海岸	105	24	81	30	28.5	413	150	36.4	49	1	51
	漁港海岸	184	5	179	4	2.1	3251	234	7.2	1	3	5
	港湾海岸	71	22	49	4	5.6	1796	158	8.8	5	1	6
	建設海岸	152	1	151	14	9.2	3936	882	22.4	19	2	21
	合計	512	52	460	52	10.1	9398	1427	15.1	77	8	85

注(1) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の事業が完了したものを計上している。

注(2) 県、市町村分の事業に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(3) 33市町のうち5市町は、会計実地検査を実施した時点において海岸保全施設等に係る復旧・復興事業を実施していない。

(b) 事業を実施している460海岸における防潮堤等の整備状況

復旧・復興事業を実施している460海岸の防潮堤等について、新設、既設堤防の改修（以下「既設改修」という。）等の別にみると、26年度末現在、図表4-6のとおり、460海岸のうち「新設」が81海岸、「既設改修」が358海岸、「新設及び既設改修」（同一の海岸で両者が行われているもの）が11海岸、「防潮堤以外の施設のみを整備」が10海岸となっている。このうち26年度末

現在で完成しているものは、新設が2海岸、既設改修が41海岸、防潮堤以外の施設のみを整備が9海岸となっている。また、計画事業費は、新設が1482億余円、既設改修が6581億余円であり、事業費進捗率は、それぞれ9.2%、17.8%となっている。

図表4-6 事業を実施している460海岸の防潮堤の新設、既設改修等別の状況（平成26年度末現在）

(単位：海岸、億円、%)

県名 (事業を実施している市町村数)	区分	海岸数			事業費					
		計画施設数 A	完成施設数 B	完成率 B/A	計画事業費 C	支出済事業費 D	事業費進捗率 D/C	完成分事業費		
								国庫補助金等	その他	計
青森県 (3市町)	新設	2	—	—	12	11	92.6	—	—	—
	既設改修	2	1	50.0	31	6	20.5	0	3	3
	防潮堤以外の施設のみを整備	5	5	100.0	5	5	100.0	3	2	5
	計	9	6	66.6	49	23	48.0	3	5	9
岩手県 (5市町)	新設	6	—	—	287	82	28.6	—	—	—
	既設改修	56	2	3.5	1575	213	13.5	0	0	0
	新設及び既設改修	11	—	—	909	94	10.4	—	—	—
	計	73	2	2.7	2772	391	14.1	0	0	0
宮城県 (8市町)	新設	70	2	2.8	1138	25	2.2	3	—	3
	既設改修	214	31	14.4	3813	487	12.7	53	1	54
	防潮堤以外の施設のみを整備	3	2	66.6	8	5	64.2	1	—	1
	計	287	35	12.1	4959	518	10.4	57	1	59
福島県 (4市町)	新設	2	—	—	35	14	39.9	—	—	—
	既設改修	55	6	10.9	909	418	45.9	7	1	9
	防潮堤以外の施設のみを整備	2	2	100.0	7	7	100.0	7	—	7
	計	59	8	13.5	952	439	46.1	14	1	16
茨城県 (5市町)	新設	1	—	—	8	3	34.1	—	—	—
	既設改修	25	1	4.0	192	29	15.4	0	0	0
	計	26	1	3.8	201	32	16.2	0	0	0
千葉県 (3市)	既設改修	6	—	—	59	20	34.9	—	—	—
沿岸6県 (28市町)	新設	81	2	2.4	1482	137	9.2	3	—	3
	既設改修	358	41	11.4	6581	1176	17.8	61	6	67
	新設及び既設改修	11	—	—	909	94	10.4	—	—	—
	防潮堤以外の施設のみを整備	10	9	90.0	21	18	85.8	12	2	14
	合計	460	52	11.3	8995	1427	15.8	77	8	85

注(1) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の事業が完了したものを計上している。

注(2) 県、市町村分の事業に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(3) 33市町のうち5市町は、会計実地検査を実施した時点において海岸保全施設等に係る復旧・復興事業を実施していない。

460海岸の防潮堤の高さについて、東日本大震災前の防潮堤の高さ（以下「現況堤防高」という。）と復旧・復興事業により整備する防潮堤の高さ（以下「復旧後堤防高」という。）とを比較すると、図表4-7のとおり、復旧後堤防高が現況堤防高より高くなっているものが359海岸、復旧後堤防高と現況堤防高が同じものが96海岸となっている。また、上記359海岸のうち、5m

以下の範囲で高くなっているものが266海岸と最も多くなっているが、10m超高くなっているものも13海岸ある状況となっている。

図表4-7 事業を実施している460海岸の復旧後堤防高と現況堤防高の比較（平成26年度末現在）

(単位：海岸、%)

県名 (事業を実施している市町数)	復旧・復興事業が実施されている海岸数 A	復旧後堤防高が現況堤防高より高くなっている海岸数						計 E=B+C+D	復旧後堤防高が現況堤防高と同じ海岸数 (注(1)) F	復旧後堤防高が現況堤防高より低くなっている海岸数			
		10m超高い B	事業が実施されている海岸数に対する割合 B/A	5m超10m以下の範囲で高い C	事業が実施されている海岸数に対する割合 C/A	0m超5m以下の範囲で高い D	事業が実施されている海岸数に対する割合 D/A			事業が実施されている海岸数に対する割合 E/A	事業が実施されている海岸数に対する割合 F/A	事業が実施されている海岸数に対する割合 G/A	
青森県 (3市町)	9	—	—	1	11.1	3	33.3	4	44.4	5	55.5	—	—
岩手県 (5市町)	73	4	5.4	13	17.8	45	61.6	62	84.9	11	15.0	—	—
宮城県 (8市町)	287	9	3.1	63	21.9	145	50.5	217	75.6	65	22.6	5	1.7
福島県 (4市町)	59	—	—	3	5.0	44	74.5	47	79.6	12	20.3	—	—
茨城県 (5市町)	26	—	—	—	—	23	88.4	23	88.4	3	11.5	—	—
千葉県 (3市)	6	—	—	—	—	6	100.0	6	100.0	—	—	—	—
計(28市町)	460	13	2.8	80	17.3	266	57.8	359	78.0	96	20.8	5	1.0

注(1) 防潮堤以外の施設のみが整備される10海岸を含む。

注(2) 33市町のうち5市町は、会計実地検査を実施した時点において海岸保全施設等に係る復旧・復興事業を実施していない。

(注12)

460海岸の防潮堤の高さを「T. P. 10m超」「T. P. 5m超からT. P. 10m以下」及び「T. P. 5m以下」に区分して、防潮堤の設置海岸数の変化について、東日本大震災前の現況と復旧・復興事業による復旧後の状況とを比較してみると、図表4-8のとおり、T. P. 10m超の防潮堤が設置される海岸が現況7海岸から復旧後62海岸へ、T. P. 5m超からT. P. 10m以下の防潮堤が設置される海岸が現況123海岸から復旧後256海岸へとそれぞれ増加しており、これに伴ってT. P. 5m以下の防潮堤が設置される海岸が現況239海岸から復旧後132海岸へ、防潮堤が整備されないなどの海岸が現況91海岸から復旧後10海岸へとそれぞれ減少している。また、海岸保全区域延長は、現況計232.9kmから復旧後計317.1kmに延長されている。

県別にみると、岩手県ではT. P. 10m超の防潮堤が設置される海岸が現況7海岸から復旧後45海岸へと増加し、その他の高さの防潮堤が設置される海岸の数はいずれも減少している。このように岩手県ではリアス式海岸の地形的な制約により海岸線付近の平野部が少なく、急峻な地形により津波高さが高くなることから、主に防潮堤の高さを上げることにより海岸対策を進めている。また、宮城県では、現況ではT. P. 10m超の防潮堤は整備されていなかったが、

計画では17海岸において整備されることとなり、T. P. 5m超からT. P. 10m以下の防潮堤も現況31海岸から復旧後151海岸へと120海岸が増加するとともに、海岸保全区域延長も現況82. 3kmから復旧後139. 5kmへと約57km増加している。このように宮城県では沿岸平野部における津波被害が甚大であったことから防潮堤の高さとともに海岸保全区域延長も拡大し、保全する範囲を面的に広げることにより津波対策を進めている。

(注12) T. P. Tokyo Peilの略。東京湾平均海面であり、全国の標高の基準となる海水面の高さである。

図表4-8 事業を実施している460海岸における防潮堤の現況及び復旧後の状況（平成26年度末現在）

(単位：海岸、km)

県名 (事業を実施している市町数)	復旧・復興事業が実施されている海岸数	防潮堤が整備された(現況)又は整備される(復旧後)海岸数									防潮堤が整備されなかった(現況)又は整備されない(復旧後)海岸数		海岸保全区域延長	
		堤防高(T. P.)別海岸数									現況		復旧後	
		10m超		5m超～10m以下		5m以下								
現況	復旧後	現況	復旧後	現況	復旧後	現況	復旧後	現況	復旧後	現況	復旧後	現況	復旧後	
青森県(3市町)	9	2	4	—	—	1	3	1	1	7	5	7.1	14.4	
岩手県(5市町)	73	67	73	7	45	45	26	15	2	6	—	45.0	57.5	
宮城県(8市町)	287	215	284	—	17	31	151	184	116	72	3	82.3	139.5	
福島県(4市町)	59	55	57	—	—	40	48	15	9	4	2	49.8	58.1	
茨城県(5市町)	26	24	26	—	—	6	22	18	4	2	—	23.6	34.9	
千葉県(3市)	6	6	6	—	—	—	6	6	—	—	—	24.9	12.5	
計(28市町)	460	369	450	7	62	123	256	239	132	91	10	232.9	317.1	

注(1) 33市町のうち5市町は、会計実地検査を実施した時点において海岸保全施設等に係る復旧・復興事業を実施していない。

注(2) 千葉県の海岸保全区域延長は、治山事業の海岸保安林により対応する区域等があることにより、復旧後が現況を下回っている。

注(3) T. P. (Tokyo Peil)は、東京湾平均海面であり、全国の標高の基準となる海水面の高さである。

地域海岸の防潮堤の高さ（以下「地域海岸内堤防高」という。）は、前記のとおり、水位設定基準によれば、設計津波水位を前提に設定される。そこで、東北3県の60地域海岸（岩手県22地域海岸、宮城県24地域海岸、福島県14地域海岸）のうち防潮堤を整備している17市町の46地域海岸の地域海岸内堤防高を設定した根拠について確認したところ、設計津波水位によっているとしている地域海岸は、図表4-9のとおり、32地域海岸となっている。これら32地域海岸の対象津波群は、明治三陸地震（明治29年）及び昭和三陸地震（昭和8年）により発生した津波等で設定されていて、東北地方太平洋沖地震により発生した津波は、いずれの地域海岸においても対象津波群を構成するものとされていない。また、32地域海岸以外の地域海岸についてみると、高潮による波高が津波よりも高い石巻海岸等の10地域海岸では、高潮の波高により

設定され、頻度の高い津波により設定される水位よりも東日本大震災前に計画されていた防潮堤の高さの方が高い両石湾等の4地域海岸では、東日本大震災前の計画高により設定されている。また、地域海岸内堤防高は、岩手県の岩泉海岸及び田老海岸のT.P. 14.7mが最も高く、この2地域海岸を含む15地域海岸がT.P. 10m以上となっている。

上記46地域海岸の地域海岸内堤防高について、東北地方太平洋沖地震により発生した津波の痕跡高と比較してみると、46地域海岸のうち宮城県の万石浦等の3地域海岸を除く43地域海岸で、東北地方太平洋沖地震による津波の痕跡高が地域海岸内堤防高を15.9mから0.2m上回っており、復旧・復興事業で整備する防潮堤は、東北地方太平洋沖地震による津波と同等の津波に対して海岸背後地の市街地、居住地等を防御する設計とはなっていない。このようなことから、東北地方太平洋沖地震による津波のような最大クラスの津波に対しては、ソフト施策としての避難行動により人命を守る施策が極めて重要となっている。

46地域海岸で復旧・復興事業が実施されているのは419海岸となっている。これらの海岸で整備される防潮堤の高さは、水位設定基準により、海岸管理者が地域海岸内堤防高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性等を総合的に考慮して、防潮堤の高さを設定することとなっており、この結果、復旧後堤防高と地域海岸内堤防高に差が生ずる場合がある。そこで、419海岸の復旧後堤防高と地域海岸内堤防高とを比較してみると、図表4-9のとおり、復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より高いものが419海岸のうち1地域海岸の2海岸、低いものが28地域海岸の130海岸となっている。130海岸を所在県別にみると宮城県（110海岸）が大半を占め、海岸区分別にみると農地海岸（61海岸）及び漁港海岸（38海岸）が多くなっている。

図表4-9 地域海岸内堤防高と復旧後堤防高の状況（平成26年度末現在）

（単位：m（T.P.）、海岸）

NO	地域海岸	設計津波（注(2)）	地域海岸内堤防高の概観	東北地方太平洋沖地震による津波の痕跡高 A	設計津波水位による堤防高	地域海岸内堤防高 B	東北地方太平洋沖地震による津波が地域海岸内堤防高を上回る高さ A-B	事業実施海岸数	復旧後堤防高											
									地域海岸内堤防高より高い					地域海岸内堤防高より低い						
									農地海岸	漁港海岸	港湾海岸	建設海岸	計	農地海岸	漁港海岸	港湾海岸	建設海岸	計		
1	岩泉海岸	昭和三陸地震津波	設計津波水位	20.2	14.7	14.7	5.5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	田老海岸	昭和三陸地震津波	設計津波水位	16.3	14.7	14.7	1.6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
3	宮古湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	11.6	10.4	10.4	1.2	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	重茂海岸	明治三陸地震津波	設計津波水位	21.8	14.1	14.1	7.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	山田湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	10.9	9.7	9.7	1.2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	船越湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	19.0	12.8	12.8	6.2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	大槌湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	15.1	14.5	14.5	0.6	7	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
8	両石湾	昭和三陸地震津波	被災前計画高	22.6	-	12.0	10.6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	釜石湾	明治三陸地震津波	被災前計画高	10.1	-	6.1	4.0	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	唐丹湾	昭和三陸地震津波	設計津波水位	21.0	14.5	14.5	6.5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	吉浜湾	想定宮城県沖地震津波	被災前計画高	17.2	-	14.3	2.9	3	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	3
12	越喜来湾	昭和三陸地震津波	設計津波水位	16.9	11.5	11.5	5.4	7	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
13	綾里湾	想定宮城県沖地震津波	被災前計画高	23.8	-	7.9	15.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	大船渡湾外洋	昭和三陸地震津波	設計津波水位	17.4	14.1	14.1	3.3	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
15	大船渡湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	10.4	7.5	7.5	2.9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	大野湾	昭和三陸地震津波	設計津波水位	16.6	12.8	12.8	3.8	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
岩手県計								73	-	-	-	-	-	2	7	-	1	10		
17	唐桑半島東部	明治三陸地震津波	設計津波水位	14.4	11.3	11.3	3.1	13	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	5
18	唐桑半島西部①	明治三陸地震津波	設計津波水位	24.0	11.2	11.2	12.8	16	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	7	10
19	唐桑半島西部②	明治三陸地震津波	設計津波水位	13.8	9.9	9.9	3.9	7	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	-	5
20	気仙沼湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	14.6	7.2	7.2	7.4	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
21	気仙沼湾奥部	明治三陸地震津波	設計津波水位	8.9	5.0	5.0	3.9	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	大島東部	明治三陸地震津波	設計津波水位	12.1	11.8	11.8	0.3	3	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
23	大島西部	明治三陸地震津波	設計津波水位	12.1	7.0	7.0	5.1	12	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
24	小泉湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	18.8	9.8	9.8	9.0	21	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
25	志津川湾	想定宮城県沖地震津波	設計津波水位	20.5	8.7	8.7	11.8	54	-	-	-	-	-	-	14	1	-	2	17	
26	追波湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	14.9	8.4	8.4	6.5	10	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3
27	雄勝湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	16.3	6.4	6.4	9.9	11	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	3
28	雄勝湾奥部	明治三陸地震津波	設計津波水位	16.3	9.7	9.7	6.6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	女川湾	明治三陸地震津波	設計津波水位	18.0	6.6	6.6	11.4	7	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6
30	牡鹿半島東部	明治三陸地震津波	設計津波水位	20.9	6.9	6.9	14.0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	牡鹿半島西部	チリ地震津波	設計津波水位	10.5	6.0	6.0	4.5	26	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
32	万石浦	チリ地震津波	設計津波水位	2.4	2.5	2.6	-0.2	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	石巻海岸	明治三陸地震津波	高潮	11.4	-	7.2	4.2	4	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2
34	松島湾	チリ地震津波	設計津波水位	4.8	4.3	4.3	0.5	58	2	-	-	-	-	2	34	7	4	6	51	
35	七ヶ浜海岸①	明治三陸地震津波	設計津波水位	8.9	5.4	5.4	3.5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	七ヶ浜海岸②	明治三陸地震津波	設計津波水位	11.6	6.8	6.8	4.8	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	仙台湾南部海岸①	明治三陸地震津波	高潮	12.9	-	7.2	5.7	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
宮城県計								287	2	-	-	-	2	59	27	9	15	110		
38	新地海岸・相馬海岸①	明治三陸地震津波	高潮	8.7	-	7.2	1.5	6	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
39	相馬海岸②	明治三陸地震津波	高潮	14.5	-	7.2	7.3	10	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
40	鹿島海岸（注(5)）	想定宮城県沖地震津波	高潮	20.8	-	7.2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	広野海岸	明治三陸地震津波	設計津波水位	8.9	8.7	8.7	0.2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
42	久之浜海岸	明治三陸地震津波	高潮	7.9	-	7.2	0.7	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
43	四倉海岸・平海岸①	明治三陸地震津波	高潮	7.6	-	7.2	0.4	9	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
44	平海岸②・磐城海岸①	明治三陸地震津波	高潮	9.2	-	7.2	2.0	17	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	4
45	磐城海岸②（注(5)）	明治三陸地震津波	高潮	9.4	-	7.2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46	勿来海岸	明治三陸地震津波	高潮	7.7	-	7.2	0.5	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
福島県計								59	-	-	-	-	-	4	5	1	10			
合計								419	2	-	-	-	2	61	38	14	17	130		

注(1) 「地域海岸」から「地域海岸内堤防高」までの項目は、東北3県が公表している海岸堤防高の設定に関する資料を基に作成した。
 東日本大震災による津波の痕跡高は、公益社団法人土木学会「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」の調査データであり、極力海岸線付近の記録を用いることを基本としている。
 注(2) 設計津波は、記載している地震津波のほか十勝沖地震（昭和43年）等複数の地震による津波があり、これらにより対象津波群が構成されている。
 注(3) の地域海岸に対しては、一の設計津波水位が設定されるが、山田湾、大島西部、気仙沼湾奥部、松島湾等の地域海岸では、設計津波水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なるため、地域海岸を分割して複数の設計津波水位が定められている。
 注(4) 地域海岸内堤防高は、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、海岸保全基本計画に定めるものである。
 注(5) 福島県の鹿島海岸及び磐城海岸②の東日本大震災の津波による痕跡高は、海岸線付近の痕跡高がない又は不足するため測上高（海岸線から内陸へ津波がかけ上がった高さ）を記載している。
 このため、両地域海岸について、「東北地方太平洋沖地震による津波が地域海岸内堤防高を上回る高さ」を算出していない。
 注(6) T.P. (Tokyo Peil)は、東京湾平均海面であり、全国の標高の基準となる海水面の高さである。

復旧後堤防高が地域海岸内堤防高と異なる理由について、海岸管理者によれば、図表4-10のとおり、復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より高い2海岸については、防潮堤への被害が少なく、現況堤防高のまま補修した結果によるものとしている。

また、復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より低い130海岸については、湾の形状を考慮した津波シミュレーション等の結果によるとしているものが49海岸、海岸背後地に道路等の基盤施設、居住地等の重要な保全対象がないことによるとしているものが29海岸、農地海岸の防潮堤で背後地にある農地等の浸食防止を主な目的としていることによるとしているものが23海岸、復旧後堤防高を低くしてほしい旨の住民等からの要望を受けた県及び市町と当該住民等との協議及び調整の結果によるとしているものが15海岸となっている。

図表4-10 地域海岸内堤防高と復旧後堤防高に差が生じている理由

(単位：海岸)

県名	海岸区分	復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より低い又は高い	津波シミュレーション等の結果による	住民等の要望による	重要な保全対象がないことによる	主に浸食防止のために整備していることによる	被害が少なかったため現況のままとしたことによる	その他	計
岩手県	農地海岸	低い	—	1	—	1	—	—	2
	漁港海岸	低い	—	6	1	—	—	—	7
	建設海岸	低い	—	—	—	—	—	1	1
	計	低い	—	7	1	1	—	1	10
宮城県	農地海岸	高い	—	—	—	—	2	—	2
		低い	13	—	25	21	—	—	59
	漁港海岸	低い	14	8	1	—	4	—	27
	港湾海岸	低い	9	—	—	—	—	—	9
	建設海岸	低い	13	—	2	—	—	—	15
	計	高い	—	—	—	—	—	2	2
		低い	49	8	28	21	4	—	110
福島県	漁港海岸	低い	—	—	—	1	3	—	4
	港湾海岸	低い	—	—	—	—	5	—	5
	建設海岸	低い	—	—	—	—	1	—	1
	計	低い	—	—	—	1	9	—	10
合計		高い	—	—	—	—	2	—	2
		低い	49	15	29	23	13	1	130
			49	15	29	23	15	1	132

(注) 複数の理由のうち主な理由により集計している。

住民等との協議及び調整の結果を踏まえて、復旧後堤防高を地域海岸内堤防高より低くした海岸について、事例を示すと次のとおりである。

<参考事例> 住民等との協議及び調整の結果を踏まえて、復旧後堤防高の設定を低くしたものの

県・市町村名及び海岸名	地域海岸名	地域海岸内堤防高	整備する防潮堤の高さ
岩手県上閉伊郡大槌町 大槌漁港海岸（赤浜・白石地区）	大槌湾	14.5m	6.4m
<p>大槌町は、東日本大震災により死者・行方不明者計1,234人に及び、町役場は津波に流されて全壊し、町長及び町幹部職員が犠牲となったことにより役場機能が麻痺状態に陥るなど、甚大な被害を受けた。同町赤浜地区では、住民960人中、死者45人、行方不明者48人、計93人と全住民の1割が犠牲となった。</p> <p>岩手県は、同町の大槌湾における地域海岸内堤防高を設定するに当たり、明治三陸地震、昭和三陸地震等計7回の地震による津波を設計津波の対象津波群として津波シミュレーションを行い、その結果、設計津波水位を13.5m、地域海岸内堤防高を14.5mとした。そして、平成23年10月に大槌漁港海岸（赤浜・白石地区）に高さ14.5mの防潮堤を整備する計画を提案した。</p> <p>この提案に対して赤浜地区の住民等は、犠牲者の多くは防潮堤の近くに住んでいて防潮堤に視界を遮られて海面の変動に気づかず逃げ遅れたこと、同町の象徴である蓬萊島の眺望等が阻害され景観への影響が大きいことなどから、再建する防潮堤の高さを海が見える程度とするよう要望した。そして、同年11月に、赤浜地区の地域復興協議会は、防潮堤の高さを被災前と同じ6.4mとする一方、住民の防災意識を向上し、避難を徹底させることで災害に備える地域復興計画案を策定した。</p> <p>その後、岩手県、大槌町及び赤浜地区の地域復興協議会等は協議及び調整を重ねて、防潮堤の近くに住んでいた世帯が集団で高台に移転して安全性を確保することとし、24年4月に、岩手県は、赤浜地区に設置される防潮堤の高さを6.4mのままとすることを認めて、防潮堤の整備計画は変更された。</p>			

(c) 460海岸の防潮堤の完成年度の状況

復旧・復興事業が実施されている460海岸の防潮堤の完成（予定）年度の状況をみると、図表4-11のとおり、26年度末現在、集中復興期間の最終年度である27年度が完成年度となっているものが116海岸、28年度以降に完成する予定となっているものが292海岸となっている。この292海岸の防潮堤の高さをみると、T.P. 10m超となっている海岸が47海岸、T.P. 5m超T.P. 10m以下となっている海岸が186海岸、計233海岸となっていて、292海岸の約8割を占めている。また、292海岸を県別にみると、宮城県が195海岸、岩手県が51海岸、福島県が20海岸等となっている。防潮堤の整備の進捗に伴い、津波に対する防御能力は高くなっていくが、沿岸6県において頻度の高い津波に対する十分

な防御能力が発現するには今なお時間を要する状況となっている。

図表4-11 事業を実施している460海岸の防潮堤の完成（予定）年度及び事業費の状況
（平成26年度末現在）

（単位：海岸、億円）

県名 (事業を実施している市町数)	完成年度	防潮堤の高さ (T.P.)						防潮堤以外の施設のみが整備される海岸		計	
		10m超		5m超10m以下		5m以下		海岸数	計画事業費	海岸数	計画事業費
		海岸数	計画事業費	海岸数	計画事業費	海岸数	計画事業費				
青森県 (3市町)	平成26年度以前	—	—	1	3	—	—	5	5	6	9
	27年度	—	—	1	11	—	—	—	—	1	11
	28年度以降	—	—	1	28	1	1	—	—	2	29
	計	—	—	3	42	1	1	5	5	9	49
岩手県 (5市町)	26年度以前	—	—	—	—	2	0	—	—	2	0
	27年度	13	521	7	109	—	—	—	—	20	630
	28年度以降	32	1013	19	1126	—	—	—	—	51	2140
	計	45	1535	26	1236	2	0	—	—	73	2772
宮城県 (8市町)	26年度以前	—	—	5	3	28	53	2	1	35	59
	27年度	2	19	22	197	32	119	1	7	57	343
	28年度以降	15	540	124	2940	56	1076	—	—	195	4557
	計	17	559	151	3142	116	1249	3	8	287	4959
福島県 (4市町)	26年度以前	—	—	—	—	6	9	2	7	8	16
	27年度	—	—	28	379	3	3	—	—	31	382
	28年度以降	—	—	20	553	—	—	—	—	20	553
	計	—	—	48	932	9	12	2	7	59	952
茨城県 (5市町)	26年度以前	—	—	1	0	—	—	—	—	1	0
	27年度	—	—	5	29	2	8	—	—	7	38
	28年度以降	—	—	16	117	2	45	—	—	18	163
	計	—	—	22	147	4	54	—	—	26	201
千葉県 (3市)	28年度以降	—	—	6	59	—	—	—	—	6	59
	計	—	—	6	59	—	—	—	—	6	59
沿岸6県 (28市町)	26年度以前	—	—	7	7	36	63	9	14	52	85
	27年度	15	540	63	727	37	131	1	7	116	1406
	28年度以降	47	1553	186	4825	59	1123	—	—	292	7502
	合計	62	2094	256	5560	132	1318	10	21	460	8995

注(1) 33市町のうち5市町は、会計実地検査を実施した時点において海岸保全施設等に係る復旧・復興事業を実施していない。

注(2) T.P. (Tokyo Peil)は、東京湾平均海面であり、全国の標高の基準となる海水面の高さである。

c 海岸背後地の土地の利用状況

復旧・復興事業が実施されている460海岸のうち福島県の59海岸を除く401海岸についてみると防潮堤が未完成となっている海岸は357海岸となっている。これらの背後地の土地の利用状況をみると、図表4-12のとおり、人口集中地区となっているものが21海岸、住まいの復興に係る4事業を計画中のもの、実施済み又は実施中のものがそれぞれ55海岸、104海岸、延べ159海岸となっている。また、緊急輸送道路が存在しているものが122海岸あり、防災拠点等災害発生時に危機管理を担う市役所又は役場が存在しているものが7海岸、地域住民の暮らしに関する施設である病院等医療施設、社会福祉施設及び文教施設が存在しているものがそれぞれ5海岸、7海岸、12海岸、延べ24海岸となっている。

図表4-12 海岸背後地の土地の利用状況（平成26年度末現在）

（単位：海岸）

県名	復旧・復興事業による防潮堤の完成・未完成の区分	復旧・復興事業が実施されている海岸数	海岸背後地の土地の利用状況								
			人口集中地区注(2)	復興交付金事業の住まの復興に係る4事業		緊急輸送道路	鉄道	市役所又は役場	病院等医療施設	社会福祉施設	文教施設
				計画	実施済み又は実施中						
青森県 (3市町)	完成分	6	—	—	—	4	3	1	—	—	3
	未成分	3	2	—	—	3	—	—	—	—	1
	計	9	2	—	—	7	3	1	—	—	4
岩手県 (5市町)	完成分	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	未成分	71	8	10	29	25	15	3	—	1	2
	計	73	8	10	29	25	15	3	—	1	2
宮城県 (8市町)	完成分	35	—	—	—	1	1	—	—	—	—
	未成分	252	6	45	74	78	35	4	2	3	5
	計	287	6	45	74	79	36	4	2	3	5
茨城県 (5市町)	完成分	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	未成分	25	5	—	1	10	4	—	3	3	4
	計	26	5	—	1	10	4	—	3	3	4
千葉県 (3市)	完成分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	未成分	6	—	—	—	6	—	—	—	—	—
	計	6	—	—	—	6	—	—	—	—	—
沿岸5県 (24市町)	完成分	44	—	—	—	5	4	1	—	—	3
	未成分	357	21	55	104	122	54	7	5	7	12
	合計	401	21	55	104	127	58	8	5	7	15

注(1) 福島県は、避難指示区域に指定されている地域があり、海岸背後地の土地の利用状況を十分把握していないため、集計から除いている。

注(2) 「人口集中地区」は、Densely Inhabited District(DID)であり、市町村の境域内で人口密度が原則として4,000人/km²以上の国勢調査の基本単位区が隣接してその人口が5,000人以上となる地域をいう。

(ウ) ソフト施策としての津波対策に係る復旧・復興事業の状況

a ソフト施策としての津波対策の概要

津波対策の基本的考え方では、総合的な津波対策を更に具体的に進めるためには、今般の津波における住民等の避難行動や情報伝達等について、十分調査分析を行う必要があるとされている。

住民等の避難行動については、中央防災会議に設置された津波避難対策検討ワーキンググループの「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成24年7月）において、津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること、避難の実行性を高めるために、避難しやすい環境をまちづくりと一体となって整備し、最大クラスの津波への対応を目指す必要があること、津波による浸水が想定される市町村においては、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を速やかに策定する必要があることなどが指摘されており、津波対策推進法においても避難計画の作成及び公表に努

めることとなっている。また、津波が発生してから終息するまでのおおむね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難対策について定めた計画（以下「津波避難計画」という。）を市町村が策定する際に参考となる指針として、国から「市町村における津波避難計画策定指針」（平成14年消防庁。25年改訂。以下「策定指針」という。）が示されている。

また、津波防災基本指針では、津波防災地域づくりを推進するに当たり、国が、広域的な見地からの基礎調査の結果や津波シミュレーションに用いる津波断層モデルを始めとする情報提供、技術的助言等を都道府県に行い、都道府県知事は、これらの情報提供等を踏まえて津波防災地域づくり法に基づく津波により想定される浸水の区域及び水深（以下「津波浸水想定」という。）の設定を行うこととなっている。

沿岸6県の津波浸水想定の設定は、日本海溝・千島海溝や南海トラフを震源とする海溝型巨大地震により発生する最大クラスの津波を想定して行うが、中央防災会議等により津波断層モデルが公表されていない海域については、過去に発生した津波の痕跡調査等から最大クラスの津波高さを推定して行うなどとされている。

そして、津波防災地域づくり法において、都道府県知事は、津波浸水想定を踏まえて、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定することができることとされている。津波災害警戒区域をその区域を含む市町村の長は、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等、津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるために、津波ハザードマップの配布等の措置を講じなければならないとされている。

沿岸6県における津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定の状況について、国土交通省の公表によれば、27年8月末現在で、津波浸水想定は青森、茨城両県で設定されており、津波災害警戒区域は沿岸6県では指定されていない状況となっている。なお、東北3県及び千葉県は、津波の痕跡調査を実施中である

こと、海溝型巨大地震による最大クラスの津波についての国の検討結果を注視していることなどから津波浸水想定を設定していないとしている。

b ソフト施策としての津波対策に係る復旧・復興事業の計画及び実施状況

沿岸6県においては、青森、茨城両県で津波浸水想定が設定されているものの、津波災害警戒区域が指定されていないことから、沿岸6県管内の33市町には津波防災地域づくり法に基づく津波ハザードマップの住民への配布等の義務は課されていない。しかし、前記のとおり、海岸の背後地には、人口集中地区や住民の暮らしに関する施設等が存在しており、防潮堤を超える最大クラスの津波に備えて当該地域の人的被害を防止するためには津波ハザードマップの作成や配布等のソフト施策が非常に重要となる。東日本大震災時の津波避難等に関する住民の意識、津波避難計画の策定状況、津波ハザードマップの作成状況等のソフト施策としての津波対策の状況は次のとおりである。

(a) 東日本大震災時の津波避難等に関する住民の意識

内閣府は、24年12月に東日本大震災時の津波避難等について、東北3県管内の27市町の居住者に対して、アンケート調査を実施している。その結果を「避難意識」「情報伝達」及び「避難場所」の3項目に大別して整理すると、図表4-13のとおりとなる。

避難意識についてみると、地震発生直後に「津波が必ず来る」が28.2%、「津波が来るかもしれない」が27.3%と津波の到達を意識した人が計55.5%となっている。避難のきっかけとしては、東北地方太平洋沖地震による津波により実際に浸水した地域等において「大津波警報を見聞きした」が36.5%、「揺れ具合から津波が来ると思った」が27.4%となっている。避難開始までの時間は「5分以内」から「30分以内」までを合わせて62.4%であり、避難できなかった理由としては「気付いたときは既に津波が迫っていた」が最多で61.7%となっている。避難しなかった理由としては、「そのとき標高の高い場所や海・川から離れた場所等にいた」を除くと、「過去の地震でも大きな津波が来なかった」が21.5%、「大津波警報が発表されたのを知らなかった」が17.0%などとなっていて、経験に基づく判断や情報伝達の不足によるものが多くなっている。

情報伝達についてみると、大津波警報を「市町村の防災行政無線」で認知

した人が53.6%となっており、大津波警報を見聞きした人の83.8%が避難したとしている。

また、避難場所についてみると、最初に避難しようとした場所としては、「市町村が指定した避難場所」が36.5%、「高台」が35.9%となっているが、避難場所の安全性については23.0%の人が「津波が迫ってきたので再避難した」としており、津波に巻き込まれた人の32.7%は「避難しようとして移動している途中」に被災したとしている。

このようにアンケート調査からは、地震及び津波の発生後の避難時において、津波浸水想定、大津波警報の内容等に関する的確な情報の提供や、避難するための移動時間の短縮、再避難を要しない避難場所の設定等が重要であることがうかがえる。

図表4-13 東日本大震災時の地震・津波避難に関する住民アンケート調査結果

(単位：%)

避難意識					
地震発生直後の津波到達に対する意識		津波が必ず来る	津波が来るかもしれない	津波は来ないだろう	津波のことはほとんど考えなかった
		28.2	27.3	14.5	28.9
避難のきっかけ※	大津波警報を見聞きした	揺れ具合から津波が来ると思った	周囲にいた人から避難するよう呼びかけられた	家族が避難しようと言った	
	実浸水域等	36.5	27.4	18.7	16.4
	それ以外の地域	33.3	22.5	15.6	19.7
避難開始までの時間		5分以内	10分以内	20分以内	30分以内
		15.6	16.9	18.0	11.9
避難できなかった理由※		気付いたときは既に津波が迫っていた	自分自身若しくは一緒にいた人が自力で歩くのが困難だった	迷っているうちに避難し損ねた	後片付けなどをして避難し損ねた
		61.7	19.5	16.5	11.8
避難しなかった理由※		そのとき標高の高い場所や海・川から離れた場所等にいた	過去の地震でも大きな津波が来なかった	大津波警報が発表されたのを知らなかった	市町村からの避難の呼びかけを聞かなかった
		45.7	21.5	17.0	14.3
情報伝達					
大津波警報の認知状況※		市町村の防災行政無線（屋外拡声器や戸別受信機）	市町村・警察・消防の人や広報車	カーテレビ、カーラジオ	ラジオ（カーラジオを除く。）
		53.6	22.4	18.5	18.3
大津波警報で見聞きした内容※		予想される津波の高さ	津波到達予想時刻	観測された津波の高さ	観測された津波の到達時刻
		50.9	31.3	21.8	11.6
大津波警報と避難行動の関係	見聞きした人	避難した	避難しようと思ったが、できなかった	避難しなかった	覚えていない・分からない
	見聞きしなかった人	83.8	4.7	11.1	0.4
		71.7	6.6	20.6	1.1
避難場所					
最初に避難しようとした場所		市町村が指定した避難場所	高台	親戚・友人・知人の家	自宅の2階以上
		36.5	35.9	8.9	3.1
避難場所の安全性		津波が迫ってこなかった	津波が迫ってきたので再避難した	津波が迫ってきたが再避難できなかった	覚えていない・分からない
		60.9	23.0	12.5	3.6
	津波に巻き込まれた人	避難しようとして移動している途中	地震が起きた時にいた場所	避難先	その他
		32.7	29.0	14.2	22.7

注(1) 内閣府が公表している「東日本大震災時の地震・津波避難に関する住民アンケート調査」に基づき作成した。

注(2) ※については調査項目に対する回答が複数可とされたもの

(b) 津波避難計画の策定状況

津波避難計画は、住民の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な計画であり、津波対策推進法においても都道府県及び市町村が当該計画を定めることに努めることとなっている。33市町の津波避難計画の策定状況をみると、図表4-14のとおり、26年度末現在、33市町のうち津波避難計画を策定しているのは19市町で、このうち、東日本大震災前に津波避難計画を策定していたのは3市町となっており、多くの市町は東日本大震災後に策定している。

また、津波避難計画を策定していない14市町における、頻度の高い津波を防御するための防潮堤や市街地の復興を推進するための都市再生区画整理事業の完了予定年度をみると、防潮堤については11市町が、都市再生区画整理事業については8市町が28年度以降としている。

甚大な津波被害を受けた市町では、各地域において策定された復興計画に基づく住民の居住地域及び道路等基盤施設の整備等のまちづくりが現在も進捗中であり、津波避難計画は新しく整備される居住地域等に対応したものとしなければならないなどの事情により、頻度の高い津波に対する防御が十分ではない市町においても今なお津波避難計画が策定されていない状況となっている。

図表4-14 津波避難計画等の策定等に係る事業費及び津波避難計画の策定等の状況（平成26年度末現在）

(単位：百万円、市町)

県名	津波避難計画、津波ハザードマップの策定等に要した事業費		会計実地検査実施市町数	津波避難計画を策定した市町数	策定期期		津波避難計画を策定していない市町数	防潮堤の完成予定年度			都市再生区画整理事業の完了予定年度		
	うち国費				平成22年度以前	23年度以降		27年度	28年度以降	事業なし	27年度	28年度以降	事業なし
青森県	61	43	4	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—
岩手県	101	63	5	3	2	1	2	—	2	—	—	2	—
宮城県	166	124	9	5	—	5	4	—	4	—	—	4	—
福島県	2	2	4	1	1	—	3	—	3	—	—	2	1
茨城県	73	50	5	3	—	3	2	—	2	—	—	—	2
千葉県	41	2	6	3	—	3	3	—	—	3	—	—	3
計	446	287	33	19	3	16	14	—	11	3	—	8	6

(注) 事業費については、市町村地域防災計画、津波避難計画及び津波ハザードマップをまとめて策定している市町があるため、これらの策定等に要した事業費を一括して記載している。

前記のとおり、津波避難計画の策定は国が示した策定指針を参考として行われる。策定指針では、津波避難計画において定める必要がある事項として、

図表4-15のとおり、津波浸水想定に定める浸水の区域（以下「津波浸水想定区域」という。）等を示した図（以下「津波浸水想定区域図」という。）、津波が発生した場合に避難が必要であるとして、津波浸水想定区域に基づき市町村が指定する地域（以下「避難対象地域」という。）、津波の到達時間までに避難対象地域の外に避難することが困難な地域（以下「避難困難地域」という。）、津波の危険から緊急に避難するための高台や施設等（以下「緊急避難場所」という。）、津波情報の収集・伝達等の11事項が定められている。

図表4-15 津波避難計画において定める必要がある事項

事項	内容
1 津波浸水想定区域図	① 最大クラスの津波の設定
	② 計算条件の設定（断層モデルの設定等）
	③ 津波シミュレーションの実施
	④ 津波浸水想定の設定
	⑤ 津波到達予想時間の想定
2 避難対象地域	津波浸水想定区域図に基づき避難対象地域を指定
3 避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
4 緊急避難場所、避難路等	緊急避難場所等、避難路・避難経路の指定・設定
5 初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
6 避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
7 津波情報の収集・伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
8 避難指示、勧告の発令	避難指示、勧告の発令の基準、手順、手段等
9 津波対策の教育・啓発	津波避難計画、津波ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
10 避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
11 その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策

（注） 消防庁が公表している「市町村における津波避難計画策定指針」を基に作成した。

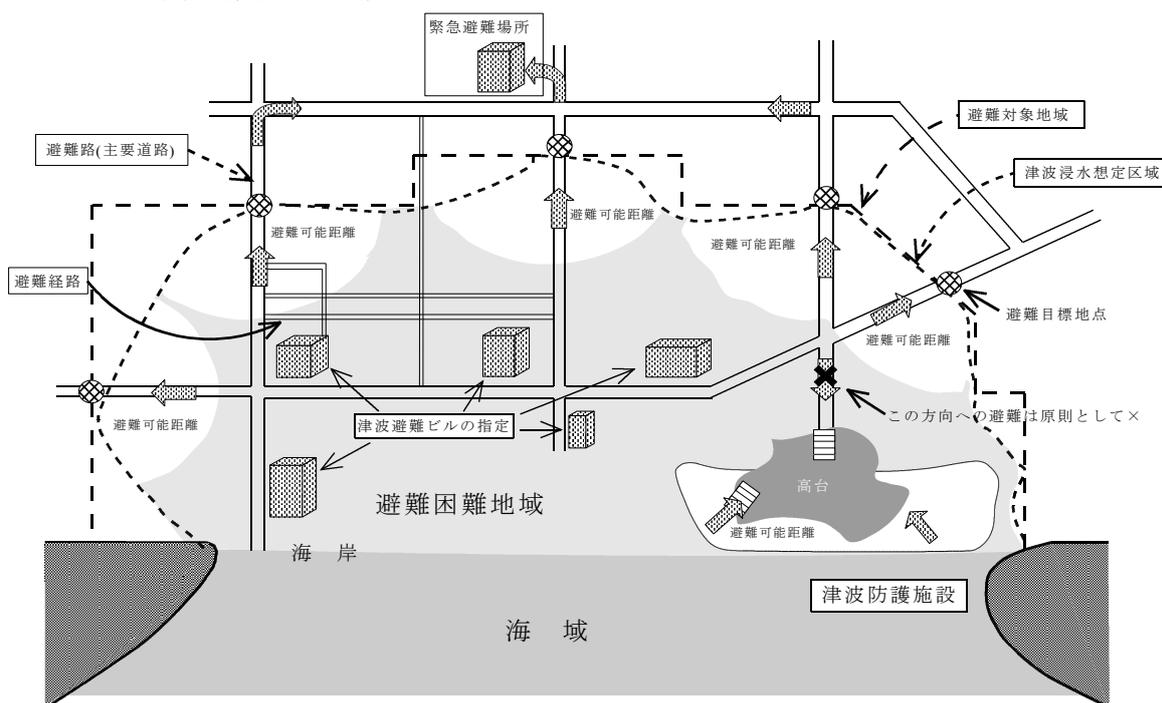
また、津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月消防庁）においては、津波避難計画の概念図が示されている（図表4-16参照）。この概念図を基に一般的な津波避難計画における地震発生時以降の避難方法を示すと、次のとおりである。

- ① 地震発生時、強い揺れや長い揺れを感じた場合は直ちに避難を開始する。津波浸水想定区域内の避難者は、あらかじめ津波ハザードマップや防災訓練で把握した避難目標地点を目指して指定された避難路を使用して、できるだけ渋滞を避けるために車は使用しないで緊急避難場所へ避難する。な

お、避難目標地点は、津波浸水想定区域外に設定し、避難路は、海岸や河口を避けて津波の進行方向と同方向に向かっていく道路に設定する。

- ② 地震発生時から数分以内に大津波警報等により津波の到達予想時刻、津波高さが発表される。避難困難地域の避難者及び到達予想時刻を基に避難目標地点にたどり着けないと判断した避難者は、避難困難地域の避難者等が津波避難ビル等に緊急避難する。

図表4-16 津波避難計画の概念図



出典 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(平成25年3月 消防庁)

そして、津波避難計画を策定している19市町の津波避難計画における策定指針に定められた11事項の対応の状況を整理すると、おおむね図表4-17のとおりとなる。

津波浸水想定区域図については、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定が設定されている市町では、この津波浸水想定に基づいて作成されているが、津波浸水想定が設定されていない市町では、東日本大震災により実際に浸水した実績を反映して作成されている。

避難対象地域については、津波浸水想定又は過去の津波高さの実績に応じて避難可能範囲及び避難困難地域を設定し、避難困難地域については、緊急避難場所、津波避難ビル等に避難できるよう具体的に名称、所在を示している

る市町が多い。また、避難路等については、既存の道路網を活用して迂回路を確保し、津波の進行方向と同方向へ避難する道路を選定するなどの内容となっていた。

一方、津波情報の収集・伝達については、既に整備されている情報網の活用によるものが多く見受けられ、また、津波避難計画に定める事項であるその他の留意点をみると、災害時要援護者の避難対策については記載されているものの、観光客等の避難対策については記載されていないものが見受けられた。

図表4-17 市町が策定した津波避難計画の内容

項目		津波避難計画の内容
1	津波浸水想定区域図	津波浸水想定が設定されていない市町では、東日本大震災の津波の浸水実績図等が作成されている。
2	避難対象地域	津波浸水想定又は過去の津波の実績に応じて、避難可能範囲及び避難困難地域が設定され、図示されている。
3	避難困難地域	緊急避難場所、津波避難ビル等に避難できるよう具体的な名称、所在が明示されている。
4	緊急避難場所等	計画策定時点で利用可能な津波避難場所、避難所、緊急避難場所及び避難目標地点が選定されている。
	避難路等	既存の道路網において、できるだけ広く迂回路が確保されており、海岸沿い、河口沿いをできるだけ避け、津波の進行方向と同方向へ避難する道路が選定されている。
5	初動体制	・避難指示、注意報等が発令された場合の配備基準が定められており、配備基準に応じた人員の配備、本部・支部体制等が定められている。 ・職員の動員、参集について、構成、場所等が定められている。
6	避難誘導等に従事する者の安全確保	消防団員の避難誘導等の活動について、あらかじめ定められた活動計画、退避ルールの遵守等が定められている。
7	津波情報の収集・伝達	全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール等避難者に迅速に伝達する体制が整えられている。
8	避難指示、勧告の発令	避難指示は、大津波警報及び津波警報の発表時には自動的に発令し、震度4以上の強い地震等の時は可能な限り速やかに発令するなどとしている。
9	津波対策の教育・啓発	・ハザードマップの作成、活用 ・防災に関するテキスト、マニュアル、広報誌の配布、メディアの活用等 ・講演会、シンポジウム等の実施 ・過去の災害教訓の伝承 ・住民参加型ワークショップ などが記載されている。
10	避難訓練	市町、関係機関、学校、事業所等に区分して避難訓練の実施に努めるとされている。
11	その他の留意点	・高齢者等災害時要援護者の避難誘導支援に関する行動が定められている。 ・住民参加型ワークショップを通じて防災意識等の地域への展開を図るものとされている。

(注) 「八戸市津波避難計画」「石巻市津波避難計画」「大槌町津波避難計画」等を基に作成した。

(c) 津波ハザードマップの作成状況

津波ハザードマップの作成については、記載事項、表現方法、利活用方法

等の標準的な事項を取りまとめた「津波・高潮ハザードマップマニュアル」（平成16年内閣府、農林水産省、国土交通省監修）が国から地方公共団体等に通知されている。同マニュアルによれば、津波ハザードマップには住民の円滑な避難に必要な情報として、津波浸水深、津波到達時間、避難路等の避難に不可欠な情報のほか、土砂災害の危険がある急傾斜地等の関連情報等を記載する必要があるとされている。

また、国から地方公共団体等に通知された「津波防災地域づくりに関する法律等の施行について」（平成24年3月内閣府、国土交通省通知）によれば、津波ハザードマップに記載される情報を住民等に対して周知させるために、印刷物の配布その他の適切な方法により各世帯に提供すること、インターネットの利用その他の適切な方法により住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととされている。

会計実地検査を行った33市町は、前記のとおり、津波防災地域づくり法による津波ハザードマップの作成義務を負うものではないが、図表4-18のとおり、26年度末現在、33市町のうち26市町が津波ハザードマップを作成し、これを公表しており、住民等はインターネットの利用等によりその提供を受けることができる状況となっている。一方、7市町が津波ハザードマップを作成していないが、これは、浸水した地域が少なかったこと、まちづくりに関する事業を実施中であるため市街地等が形成される範囲と津波により浸水する範囲（以下「浸水域」という。）を合わせて図示することが現状では困難であることなどによるものである。

県別にみると、津波浸水想定が設定されている青森、茨城両県では、計9市町全てが津波ハザードマップを作成している。津波浸水想定が設定されていない東北3県及び千葉県計17市町は、23年12月以降に各県が実施した主な地区における津波シミュレーションの結果や東北地方太平洋沖地震による津波の浸水実績を参考にするなどして、津波ハザードマップを作成している。

26市町の津波ハザードマップの内容をみると、津波防災地域づくり法に定める避難施設等の必要な事項が記載されている。そして、その形式をみると、18市町は風水害、火山災害等津波以外の災害に関する情報や各世帯における防災対策等を記載して冊子形式としているが、8市町は津波ハザードマップの

みの単体形式としている。また、作成単位をみると、18市町は浸水域を住民の居住地区等ごとに拡大して作成していて、8市町は当該市町の浸水域を1枚から2枚程度にまとめて作成している。

また、前記の津波ハザードマップに記載すべきとされた事項以外の情報をみると、4市町は明治三陸地震による津波等、過去に被害をもたらした津波、高潮等の情報を記載していて、10市町は避難経路を矢印を用いて強調するなど独自の工夫をしている。

図表4-18 津波ハザードマップの作成状況（平成26年度末現在）

(単位：市町)

県名	会計実地 検査実施 市町数	作成した 市町数 (全て公 表してい る)	作成時期		津波ハザードマップ の形式		津波ハザードマップ の作成単位		津波ハザードマップに記載すべき 事項以外の情報		
			平成22年 度以前	23年度以 降	冊子形式	マップの みの形式	地区ごと に作成	1～2枚程 度にまと めて作成	東北地方太平 洋沖地震以外 の地震による 津波等の情報 を記載	避難経路	
										道路とは 別に強調 して表示	道路のみ 表示
青森県	4	4	—	4	2	2	4	—	1	2	2
岩手県	5	4	2	2	4	—	3	1	3	1	3
宮城県	9	7	—	7	5	2	4	3	—	2	5
福島県	4	2	1	1	1	1	2	—	—	1	1
茨城県	5	5	—	5	5	—	4	1	—	4	1
千葉県	6	4	—	4	1	3	1	3	—	—	4
計	33	26	3	23	18	8	18	8	4	10	16

(d) 避難所、津波避難ビル等の指定等の状況

策定指針によれば、避難所、津波避難ビル等の指定は市町村が行うこととされている。避難所は、津波災害時に住民の避難先になるとともに、被災者が応急仮設住宅等に移転できるまでの間等に滞在する施設であり、市町村は、避難所として避難可能な広場と建物を備えた文教施設等を指定し、津波災害時に緊急に避難する津波避難ビルとしてマンション、ホテル等を指定している。また、避難所、津波避難ビル等の一部は、復興交付金事業の都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）、復興基金事業等により整備されている。

33市町における避難所、津波避難ビル等の整備の状況をみると、図表4-19のとおり、15市町が避難所又は津波避難ビル等を整備しているほか、避難のための施設として、11市町が避難路を、23市町が避難標識等をそれぞれ整備している。

津波対策に係る避難所、津波避難ビル等の指定の状況を22年度末と26年度末で比較してみると、全体では、避難所が1,289施設から1,477施設へ、津波

避難ビル等が50施設から188施設へとそれぞれ増加しているが、県別にみると、岩手県で津波避難ビル等が大幅に減少している。これは、東日本大震災前に指定されていた施設が津波により流失したり損壊したりして、現在もまちづくりと一体的に整備されていることや、津波浸水想定の設定を踏まえて避難所、津波避難ビル等の指定を検討する必要があることなどによるものである。

図表4-19 避難所、津波避難ビル等の指定等の状況（平成26年度末現在）

(単位：市町、施設、百万円)

県名	会計実地検査実施市町数	避難所、津波避難ビル等を整備している市町数、事業費等			津波対策に係る避難所を指定している市町数及び指定数 注(2)			津波避難ビル等を指定している市町数及び指定数 注(2)			避難路を整備している市町数、事業費等			避難標識等を整備している市町数、事業費等			
		市町数 注(1)	事業費	うち国費	市町数	平成22年度末現在	26年度末現在	市町数	22年度末現在	26年度末現在	市町数	事業費 注(3)	うち国費	延長km	市町数 注(1)	事業費	うち国費
青森県	4	2	177	134	4	153	131	2	2	29	2	1,748	1,355	4.7	4	198	144
岩手県	5	1	14	11	5	258	250	—	20	—	2	3,826	2,372	1.5	4	96	74
宮城県	9	4	2,447	1,785	9	343	357	4	27	29	4	8,284	2,891	29.2	6	2,952	2,262
福島県	4	2	527	70	4	86	300	1	—	14	3	6,924	5,360	28.5	1	85	68
茨城県	5	3	140	110	5	110	107	3	—	34	—	—	—	—	5	665	510
千葉県	6	3	463	324	4	339	332	4	1	82	—	—	—	—	3	86	55
計	33	15	3,771	2,437	31	1,289	1,477	14	50	188	11	20,784	11,979	64.0	23	4,085	3,117

注(1) いずれかの施設等を整備した市町数である。

注(2) 避難所は津波災害に対応したものを計上している。また、避難所、津波避難ビル等の指定数は、既存の施設を指定したものを含んでいる。

注(3) 避難路の事業費は、延長km単位で把握していないものを含む。

このように沿岸6県の市町では、避難所、津波避難ビル等が指定されているが、復旧・復興事業により整備された避難所の中に、津波避難計画における避難所として指定できなくなったものが見受けられた。事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 津波防災のために整備した避難所が津波避難計画における避難所として指定できなくなったもの

県・市町村名	事業費	事業概要
青森県 三戸郡階上町	1億4338万余円	都市防災推進事業による避難施設の整備
<p>階上町は、東日本大震災により大規模な津波が発生し、災害時の避難所として指定していた集会所等が全壊したことなどから、復興交付金事業により避難施設の整備を進める都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）を平成23年度から実施しており、24年度までの事業費は計1億4338万余円（復興交付金の支出済額計1億0753万余円）となっている。津波により大きな被害を受けた同町大蛇地区においては、津波災害にも対応できる避難所を確保するために、24年3月から集会所を高台に移転して新築する都市防災推進事業を事業費1億2860万余円（復興交付金の支出済額9645万余円）で実施していて、25年3月に集会所の移転新築工事が完成した。</p> <p>移転新築後の集会所の設置位置について確認したところ、東日本大震災時には浸水しな</p>		

かったものの、24年10月に青森県が設定した津波浸水想定区域内（浸水深2m～5m）に位置していて、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合には浸水するおそれがあることが判明し、階上町の津波避難計画における避難所としては指定できない状況となっていた。

なお、階上町は、同町地域防災計画において同集会所を地震、風水害時の避難所として指定し地域防災拠点として活用するとし、また、津波避難計画における大蛇地区の避難所としては、津波浸水想定区域外に位置する町民体育館等を指定した。

(e) 津波情報の収集・伝達に係る事業の状況

沿岸6県管内の21市町において、特別交付税により設置造成等された復興基金の活用により、災害時に必要な防災資機材の整備、防災情報の伝達円滑化を図るラジオ、無線通信機器等の電子機器の購入等を内容とする防災・安全対策事業が実施されている。このうち、電子機器の購入等の状況をみると、図表4-20のとおり、23年度から26年度までの4か年度の購入数量は計43,219台となっているが、住民等に対する未配布数量は27年9月末現在で26,316台に上っている。

図表4-20 復興基金を活用した事業による電子機器の購入、配布等の状況（平成27年9月末現在）

(単位：市町、台、百万円)

県名	購入年度	事業実施市町数	購入数量 A	購入額	配布数量 C	未配布数量 A-C	未配布数量に係る額
青森県	平成24	1	156	2	156	—	—
	25	1	88	0	88	—	—
	計	1	244	2	244	—	—
岩手県	23	2	63	2	62	1	0
	25	1	2,150	39	296	1,854	33
	26	1	21	0	21	—	—
	計	3	2,234	42	379	1,855	34
宮城県	24	1	20	0	20	—	—
	25	2	1,009	7	1,009	—	—
	26	2	30,001	154	9,060	20,941	107
	計	3	31,030	162	10,089	20,941	107
福島県	24	2	42	20	42	—	—
	25	1	227	38	227	—	—
	計	3	269	58	269	—	—
茨城県	25	1	2	0	2	—	—
千葉県	24	5	728	16	718	10	0
	25	4	8,583	46	5,083	3,500	14
	26	3	129	3	119	10	0
	計	10	9,440	66	5,920	3,520	14
計	23	2	63	2	62	1	0
	24	9	946	40	936	10	0
	25	10	12,059	132	6,705	5,354	48
	26	6	30,151	157	9,200	20,951	107
	合計	21	43,219	333	16,903	26,316	156

(注) 複数年度に事業を実施している市町があるため、事業実施市町数の計は一致しない。

上記の未配布となっている電子機器には、災害時に備えて備蓄されているものなどもあるが、地域住民に配布するために購入した電子機器の配布が進まず、事業の効果が十分に発現していないものが見受けられた。事例を示すと次のとおりである。

<事例2> 防災情報の伝達手段が十分に行き渡っていないもの

県・市町村名	事業費	事業概要
宮城県石巻市	1億5454万余円	復興基金による防災ラジオの購入
<p>石巻市は、市内地域の防災情報の伝達体制の強化を図ることを目的として、復興基金を活用した事業により、防災行政無線放送が受信可能な防災ラジオ30,000台を平成27年3月に1億5001万余円で購入している。</p> <p>同市は、購入台数の算定に当たり、任意に抽出した1,332世帯を対象に実施したアンケート調査の結果等に基づき、市内全世帯数の約5割に相当する30,000台を購入台数とした。そして、経済性等を考慮して30,000台を一括で購入する契約を締結し、27年3月から7月までの間に全ての台数が納品された。また、その配布に当たっては、防災ラジオの配布希望者に1台当たり1,000円の負担を求めるなどしている。</p> <p>27年3月の納入以降の配布状況についてみたところ、市報で公告を行って同年3月28日に配布希望者への配布を開始してから同年10月末までの配布台数は9,525台であり、残りの20,475台（購入費1億0238万余円）は、配布希望者がなかったことから同市が保有しており、市内地域の防災情報の伝達体制の強化を図る目的が十分に達せられていない状況となっていた。</p> <p>なお、受信不良地域の対策が済んでいないことにより防災ラジオの配布が進んでいない地区も一部見受けられ、これについては別途対応が必要であるが、同市は、市報や市のホームページ等により市民への周知を図りながら配布を進めるとしている。</p>		

ウ 住宅の供給等に関する復旧・復興事業の成果

1(1)ウの「避難の状況」のとおり、27年12月10日現在の避難者数は、復興庁によれば、全国で182,000人、また、応急仮設住宅に居住している同年11月末現在の避難者数は、内閣府によれば、139,960人となっていて、なお多くの被災者が不自由な生活を余儀なくされている。被災者に対する生活支援、応急仮設住宅の供与及び災害公営住宅、防集事業等による被災者への恒久住宅の供給に関する復旧・復興事業の成果の状況については、次のとおりである。

(ア) 被災者に対する生活支援

東日本大震災の被災者には、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援制度が適用された。同制度は、自然災害によりその生

活基盤に著しい被害を受けた者に対して、生活の安定等を目的として支援金を支給するものである。そして、支援金には、住宅の被害程度等に応じて最大100万円が支給される基礎支援金と住宅の再建方法等に応じて最大200万円が支給される加算支援金がある。

沿岸6県の支援金の支給世帯数及び支給額をみると、図表4-21のとおり、27年6月末現在、基礎支援金が200,009世帯、1539億余円、加算支援金が122,911世帯、1550億余円となっている。基礎支援金の支給世帯数に対する加算支援金の支給世帯数の割合は61.4%となっていて、基礎支援金の支給を受けたものの住宅の再建に至っていない世帯が相当数ある状況となっている。

図表4-21 被災者生活再建支援金の支給世帯数及び支給額（平成27年6月末現在）

（単位：世帯、百万円、%）

県名	基礎支援金						加算支援金						基礎支援金 支給世帯に 対する加算 支援金支給 世帯の割合 B/A
	支給世帯数			支給額			支給世帯数			支給額			
	全壊	その他	計 A	全壊	その他	計	購入等	その他	計 B	購入等	その他	計	
青森県	300	227	527	281	141	422	115	285	400	210	253	464	75.9
岩手県	19,331	3,894	23,225	18,028	2,474	20,503	6,200	3,633	9,833	12,045	3,139	15,184	42.3
宮城県	68,665	60,874	129,539	63,010	34,434	97,445	26,973	53,597	80,570	51,216	44,444	95,660	62.1
福島県	14,326	16,607	30,933	13,512	10,410	23,922	9,057	10,348	19,405	17,705	9,024	26,729	62.7
茨城県	2,171	7,366	9,537	2,040	5,371	7,411	3,693	3,685	7,378	7,201	3,048	10,250	77.3
千葉県	828	5,420	6,248	769	3,494	4,263	2,043	3,282	5,325	3,954	2,762	6,716	85.2
計	105,621	94,388	200,009	97,641	56,326	153,968	48,081	74,830	122,911	92,332	62,673	155,005	61.4

このほかに市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を、精神又は身体に同法で定める重度の障害を受けた住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するための災害援護資金を貸し付けている。

それぞれの支給等の実績をみると、図表4-22のとおり、27年6月末現在の災害弔慰金の支給件数及び支給額は19,986件、595億余円、災害障害見舞金の支給件数及び支給額は92件、1億余円、災害援護資金の貸付件数及び貸付額は28,814件、504億余円となっている。

また、27年6月末現在、申請されたもののうち支給又は貸付けに至っていないものは災害弔慰金、災害障害見舞金では少ないものの、災害援護資金が25億余円あり、今後も災害援護資金の貸付けが見込まれる状況となっている。

図表4-22 災害弔慰金等の支給額等の状況（平成27年6月末現在）

（単位：市町村、件、百万円）

県名	災害弔慰金				災害障害見舞金				災害援護資金			
	市町村数	支給件数	支給額	未処理分支給額	市町村数	支給件数	支給額	未処理分支給額	市町村数	貸付件数	貸付額	未処理分貸付額
青森県	6	14	50	—	—	—	—	—	4	44	104	—
岩手県	25	5,608	16,963	82	9	20	33	—	17	959	2,420	1,187
宮城県	33	10,703	31,802	40	11	30	53	2	32	23,507	39,821	1,187
福島県	27	3,589	10,365	300	8	39	61	21	28	3,087	5,726	221
茨城県	19	41	217	—	2	2	2	—	35	828	1,603	—
千葉県	15	31	102	102	1	1	1	1	18	389	774	0
計	125	19,986	59,501	525	31	92	152	25	134	28,814	50,450	2,597

(イ) 避難者に対する応急仮設住宅の供与

東日本大震災により、多くの人が住居を失い、避難生活を余儀なくされることとなったため、国は、災害救助法に基づく救助として応急仮設住宅の供与を推進した。また、応急仮設住宅の供与期間は原則として2年以内とされているが、国は、24年4月に、災害公営住宅の整備になお時間を要する状況にあることなどを踏まえて供与期間を1年間延長することとし、25年4月に、地域の実情を踏まえて必要がある場合は、更に延長できることとした。

沿岸6県の27年6月末現在における応急仮設住宅の供与の状況をみると、図表4-23のとおり、建設型応急仮設住宅は、沿岸6県の58市町村に計53,119戸が設置されており、建設費が3112億余円、維持管理費が551億余円となっている。完成戸数53,119戸のうち52,879戸が東北3県管内の55市町村で設置されており、建設費、維持管理費とも東北3県の分が大部分を占めている。完成戸数53,119戸のうち、居住者が退去したことなどにより27年6月末までに撤去したものは1,105戸あり、その撤去費は9億余円となっている。また、借上型応急仮設住宅は、沿岸6県で計35,346戸、借上げに要した費用は1526億余円となっている。

図表4-23 応急仮設住宅の建設費、維持管理費等の状況（平成27年6月末現在）

（単位：市町村、戸、百万円）

県名	建設型応急仮設住宅									借上型応急仮設住宅		
	設置市町村数	完成戸数	建設費	維持管理費					撤去戸数	撤去費	戸数	借上げに要した費用
				平成23年度	24年度	25年度	26年度	計				
青森県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	118	204
岩手県	13	13,984	87,326	232	925	573	702	2,433	264	232	1,965	7,050
宮城県	15	22,095	129,314	22,040	2,232	1,235	1,233	26,743	354	201	15,460	69,841
福島県	27	16,800	93,546	12,175	11,385	1,506	938	26,005	247	335	16,528	70,375
茨城県	1	10	25	0	0	0	0	0	10	1	690	3,080
千葉県	2	230	1,066	3	6	6	0	16	230	196	585	2,114
計	58	53,119	311,278	34,452	14,550	3,321	2,874	55,198	1,105	967	35,346	152,667

（注）借上げに要した費用は、県が物件を契約して避難者に提供するみなし仮設及び避難者が契約していた物件を県との契約に切り替えるなどの特例措置に係る額を計上している。

東北3県の応急仮設住宅の入居等の状況をみると、図表4-24のとおり、27年6月末現在で建設型応急仮設住宅の入居戸数が34,407戸、空き戸数が18,472戸、入居人数が71,900人であり、借上型応急仮設住宅の入居戸数が33,953戸、入居人数が77,906人となっている。26年から27年の入居戸数の増減率をみると、建設型応急仮設住宅が18.6%、借上型応急仮設住宅が10.9%それぞれ減少しており、住まいの復興に係る4事業の進捗に伴い、仮住まいから安定した生活に向けて踏み出した者も多数いる。しかし、建設型応急仮設住宅及び借上型応急仮設住宅には、依然として約14万人が入居している状況であり、その解消にはなお時間を要することが見込まれる。

建設型応急仮設住宅の空き戸数をみると、26年6月末に10,615戸であったのが27年6月末には18,472戸に増加している一方、東北3県の建設型応急仮設住宅の撤去戸数は、図表4-23のとおり、27年6月末現在で865戸となっている。建設型応急仮設住宅が建設された地域では避難者同士のコミュニティの形成もあり、空き戸数を再配置するなどして逐次速やかに撤去することが難しいこと、撤去費として多額の経費を要することなどが撤去が進まないことの要因として挙げられるが、老朽化等に伴う維持管理費の増加を招くおそれもあることから、各自治体は地域の実情に応じた対応が求められる。

図表4-24 東北3県における応急仮設住宅の入居等の状況（平成27年6月末現在）

(単位：戸、人、%)

県名	建設型応急仮設住宅							借上型応急仮設住宅						
	完成戸数	入居戸数			空き戸数			入居人数		入居戸数			入居人数	
		平成26年6月末 A	27年6月末 B	増減率 C D=C/B-1	26年6月末 E=A-B	27年6月末 F=A-C	増減率 F/E-1	26年6月末	27年6月末	26年6月末 G	27年6月末 H	増減率 H/G-1	26年6月末	27年6月末
岩手県	13,984	11,311	9,417	△ 16.7	2,673	4,567	70.9	24,987	20,277	2,586	1,965	△ 24.0	6,597	4,804
宮城県	22,095	17,769	13,962	△ 21.4	4,326	8,133	88.0	40,033	30,265	14,976	15,460	3.2	36,595	36,704
福島県	16,800	13,184	11,028	△ 16.4	3,616	5,772	59.6	26,903	21,358	20,553	16,528	△ 19.6	46,669	36,398
計	52,879	42,264	34,407	△ 18.6	10,615	18,472	74.0	91,923	71,900	38,115	33,953	△ 10.9	89,861	77,906

(ウ) 恒久住宅等の整備に係る復旧・復興事業

沿岸6県における復興交付金により住宅等を整備する事業の成果の状況をみると、完了した事業数の割合は低いものの、特定被災自治体は、応急仮設住宅等で暮らしている被災者が早急に恒久住宅に移転できるように、災害公営住宅及び宅地の整備が完了したものから供給を行っている。復興庁が公表している「住まいの復興工程表」に記載されている地区等における住まいの復興に係る4事業により整備された住宅等の供給状況については、次のとおりである。

a 災害公営住宅整備事業等により整備した住宅の状況

災害公営住宅整備事業等は東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るために、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援するもので、沿岸6県のうち3県及び沿岸6県管内の市町村が事業主体となって実施している。事業主体は、災害公営住宅の整備に当たり、被災者に意向調査を行い、その結果を踏まえて整備する戸数を決定し、また、被災者の災害公営住宅への入居に当たり、整備が完了する住宅ごとに被災者のうち入居を希望する者の中から入居者を決定するなどしている。このように災害公営住宅の整備及び入居には、いずれも被災者の意向が反映されているが、計画から整備までの間に被災者の意向や被災世帯の事情が変化していくことなどにより、実際の入居戸数が意向調査により決定した整備戸数を下回る可能性がある。そこで、沿岸6県及び管内33市町のうち、災害公営住宅整備事業等を実施している1県及び沿岸6県管内の24市町において、26年度末までに整備された災害公営住宅の入居希望及び入居の状況をみると次のとおりとなっていた。

上記の1県及び24市町においては、図表4-25のとおり、26年度末までに計458

地区、18,580戸の災害公営住宅の整備が計画されていて、同年度末までに153地区において6,363戸（完成率34.2%）の住宅の整備が完了している。

上記153地区のうち当該地区に整備された全ての戸数が入居可能となった119地区について、入居可能戸数に対する入居希望戸数の割合（以下「入居希望率」という。）をみると、63地区では入居希望率が100%以上となっている一方、56地区では100%を下回る状況となっている。

また、26年度末までに整備が完了した6,363戸のうち、4,254戸が入居可能となっていて、入居可能戸数に対する入居戸数の割合（以下「入居率」という。）をみると、26年度末現在の被災者の入居戸数は3,651戸であり、入居率は85.8%となっている。

県別の入居率をみると、千葉県では1地区のみで100%となっているが、青森県で76.1%、福島県で83.1%などとなっている。このうち青森県では、災害公営住宅の整備を完了している5地区のうち3地区で全ての戸数が入居済みとなっているが、他の2地区における入居率が53.8%、66.6%となっていた（後掲事例3参照）。

そして、入居希望率が100%以上となっている63地区のうち、25年度末までに整備が完了した地区は25地区あり、この25地区の整備後1年以上が経過した26年度末現在の入居率についてみると、100%の地区は18地区となっていて、7地区については入居希望の募集以降に100%を下回る状況となっている。

事業主体によれば、災害公営住宅の整備に当たっては、被災者の意向調査の結果を踏まえて整備戸数を決定しているが、入居希望者が意向の変化により自力再建するなどして入居の申込みを辞退したこと、今後の災害公営住宅の整備状況を踏まえてより希望に沿った選択を行うために入居の応募を見合わせていることなどのため相対的に入居率が低い地区が生じているとしている。そして、各事業主体は、入居者のない住宅については被災者に対して入居の再募集を行って被災者の入居の促進を図り、被災者等の実情に応じた緩和措置を講じて引き続き被災者の居住の安定確保を図っている。

図表4-25 災害公営住宅の整備・入居及び入居希望等の状況（平成26年度末現在）

（単位：地区、戸、％）

県名（事業を実施している県及び市町数）	整備の状況		入居の状況						入居希望等の状況				
	計画地区数及び計画戸数		住宅を整備した地区数及び整備が完了した戸数		うち平成26年度末までに入居可能となっている地区数及び戸数		うち入居済地区数及び戸数		全ての戸数が入居可能となった地区数	うち入居希望率が100%以上となっている地区数	うち25年度末までに整備した地区数	うち26年度末現在の入居率が100%の地区数	
					地区数	戸数	地区数	戸数					地区数
	地区数	戸数	地区数	戸数	地区数	戸数	地区数	戸数	入居率	地区数	戸数	地区数	戸数
					A		B	B/A					
青森県(2市町)	5	67	5	67	5	67	5	51	76.1	5	2	2	2
岩手県(1県及び5市町)	145	4,665	34	1,132	26	830	26	752	90.6	26	16	9	8
宮城県(9市町)	263	11,523	79	3,591	55	1,891	55	1,621	85.7	55	33	7	4
福島県(4市町)	38	2,106	29	1,388	27	1,281	27	1,065	83.1	27	8	4	2
茨城県(3市)	6	186	5	152	5	152	5	129	84.8	5	3	2	1
千葉県(1市)	1	33	1	33	1	33	1	33	100.0	1	1	1	1
計(1県及び24市町)	458	18,580	153	6,363	119	4,254	119	3,651	85.8	119	63	25	18

（注）入居戸数は、平成26年度末現在入居している戸数のみを計上している。

恒久住宅の入居率が低くなっているものの事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 恒久住宅の入居率が低くなっているもの

県・市町村名	事業費	事業概要
青森県八戸市	11億8708万余円	復興交付金事業による災害公営住宅の整備
<p>八戸市は、平成23年度から25年度までの間に、復興交付金事業により多賀台地区等4地区において事業費計11億8708万余円（うち復興交付金計10億3749万余円）で計62戸の災害公営住宅を建設し、入居の開始はいずれの地区においても25年4月から5月までの間となっている。</p> <p>上記62戸の入居状況について確認したところ、多賀台地区の26戸のうち14戸は入居済みであるが、残りの12戸は、入居が可能となった25年4月から会計実地検査時点（27年6月）までの間、被災者が入居することなく空き家となっており（入居率53.8%）、白山台地区の12戸のうち8戸は入居済みであるが、残りの4戸は、被災者が入居してから1年間で退去するなどして会計実地検査時点で空き家となっていた（入居率66.6%）。</p> <p>八戸市では空き家が生じている原因について、入居者の収入によっては民間賃貸住宅と同等な家賃となる場合があることなどから、意向調査では入居するとしていた者が民間賃貸住宅を選択したことなどが挙げられるとしている。また、同市は被災者に入居の再募集を行うとともに、入居要件を緩和する措置を講じて被災者の居住の安定確保に努めている。</p>		

b 防集事業により整備した宅地の状況

防集事業は、東日本大震災等により被災した地域において住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の高台等への集団移転を支援するものである。主な事業内容は、移転先の土地に宅地を造成し、移転者に宅地を分譲し又は貸与するものであり、一部の地区では、この造成した土地に市町村等が災害公営住宅を建設している。

防集事業を実施している4県管内の16市町のうち、移転者が他地区の災害公営住宅に入居するため宅地造成を実施していない1県1市を除く3県管内の15市町における宅地の分譲等の状況をみると図表4-26のとおり、26年度末までに247地区7,327区画の宅地の整備が計画されていて、同年度末までに118地区において2,192区画（完成率29.9%）の宅地の整備が完了している。このうち、26年度末までに分譲等が可能となっている103地区1,901区画について、26年度末の宅地の分譲等の状況をみると、移転者に分譲等済みの区画数は1,624区画となっていて、分譲等が可能な区画数に対する分譲等済みの区画数の割合（以下「分譲等率」という。）は85.4%となっている。また、県別の分譲等率をみると、岩手県が83.0%、宮城県が85.4%、福島県が86.8%となっている。

前記103地区のうち地区内の宅地の整備が全て完了して全ての区画が分譲等可能となった89地区の分譲等率をみると、分譲等率が100%を下回っている地区は46地区あり、このうち福島県では、分譲等率が100%を下回っている地区数の割合が82.3%と他県に比べて高くなっている。

事業主体によれば、分譲等率が100%を下回っているのは、移転者との契約に向けて交渉中のもので分譲等の契約に至っていない区画があること、用地の取得から宅地造成までに時間を要したため、防集事業に参加しないで自らが宅地を確保する自力再建に変更するなど移転対象者の意向が変化したことなどのためであるとしている。

図表4-26 防集事業による宅地の整備等の状況（平成26年度末現在）

（単位：地区、区画、％）

県名（事業を実施している市町数）	計画地区数及び区画数													
			宅地を整備した地区数及び整備が完了した区画数				うち平成26年度末までに分譲等が可能となっている地区数及び区画数		うち分譲等を行った地区数及び区画数			全ての区画が分譲等可能な地区数	うち分譲等率が100%を下回っている地区数	割合
	地区数	区画数	地区数	区画数	地区数	区画数	地区数	区画数	分譲等率					
						A		B	B/A	D	E	E/D		
岩手県 (5市町)	62	1,783	28	302	24	224	24	186	83.0	16	6	37.5		
宮城県 (7市町)	168	5,217	73	1,563	62	1,350	62	1,154	85.4	56	26	46.4		
福島県 (3市町)	17	327	17	327	17	327	17	284	86.8	17	14	82.3		
計 (15市町)	247	7,327	118	2,192	103	1,901	103	1,624	85.4	89	46	51.6		

（注）分譲等区画数は、平成26年度末現在、被災者に分譲等している区画のみを計上している。

c 漁業集落防災機能強化事業により整備した宅地の状況

漁業集落防災機能強化事業は、被災地の漁業集落において、安心安全な居住環境を確保するための地盤のかさ上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進するものである。また、一部の地区では整備した区画に災害公営住宅を建設している。

災害公営住宅の区画を除いた同事業による宅地の整備状況をみると、図表4-27のとおり、沿岸6県のうち岩手、宮城両県の管内8市町は、26地区338区画の宅地の整備を計画しているが、26年度末現在、整備済みの区画数は、8地区において34区画（完成率10.0%）にとどまっています。整備済みの区画数の供給状況については今後の推移を把握する必要があります。

なお、26年度末現在の整備済みの区画の状況をみると、26年度末までに供給可能となっている7地区17区画のうち、7地区12区画（26年度末までに供給可能となっている区画数に対する割合70.5%）において被災者が住宅を建設している。

図表4-27 漁業集落防災機能強化事業による宅地の整備等の状況（平成26年度末現在）

(単位：地区、区画、%)

県名 (事業を実施している市町数)	計画地区数及び区画数								
			宅地を整備した地区数及び整備が完了した区画数		平成26年度末までに供給可能となっている地区数及び区画数		うち被災者が住宅を建設した地区数及び区画数		
	地区数	区画数	地区数	区画数	地区数	区画数 A	地区数	区画数 B	割合 B/A
岩手県 (5市町)	22	309	7	32	6	15	6	10	66.6
宮城県 (3市町)	4	29	1	2	1	2	1	2	100.0
計 (8市町)	26	338	8	34	7	17	7	12	70.5

d 都市再生区画整理事業により整備した宅地の状況

都市再生区画整理事業は、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するために、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地地区画整理事業等（緊急防災空地整備事業、都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興土地地区画整理事業）により緊急かつ健全な市街地の復興を推進するものである。この事業は、一般的に完了までに時間を要する事業とされている。また、一部の地区では、整備した区画に災害公営住宅を建設している。

災害公営住宅の区画等を除いた同事業による宅地の整備状況をみると、図表4-28のとおり、沿岸6県のうち3県の管内12市町は、37地区8,324区画の宅地の整備を計画しているが、26年度末現在、整備済みの区画数は8地区において206区画（完成率2.4%）にとどまっています。整備済みの区画数の供給状況については今後の推移を把握する必要があります。

なお、26年度末現在の整備済みの区画の状況をみると、8地区206区画のうち、8地区131区画（整備した宅地の区画数に対する割合63.5%）において被災者が住宅を建設している。

図表4-28 都市再生区画整理事業による宅地の整備等の状況（平成26年度末現在）

（単位：地区、区画、％）

県名 （事業を実施している市町数）	計画地区数及び区画数						
			宅地を整備した地区数及び整備が完了した区画数		うち被災者が住宅を建設した地区数及び区画数		
	地区数	区画数	地区数	区画数 A	地区数	区画数 B	割合 B/A
岩手県 (5市町)	14	3,631	6	174	6	102	58.6
宮城県 (5市町)	17	3,486	1	4	1	1	25.0
福島県 (2市町)	6	1,207	1	28	1	28	100.0
計 (12市町)	37	8,324	8	206	8	131	63.5

（注） 計画地区数及び区画数は、災害公営住宅整備及び防災集団移転促進事業を併せて実施している地区における災害公営住宅に係る戸数等を除いていることから、住まいの復興工程表の計画戸数等とは異なる。

e 市街地液状化対策事業の状況

前記のとおり、沿岸6県及び管内市町村が実施している復興交付金事業は、津波による被害を受けた地区の復興まちづくりや住宅の整備等の基盤整備に係る事業が中心となっているが、東日本大震災の被害は多様であることから特定被災自治体は、津波以外の被害に対する対策等も数多く実施している。

市街地の液状化現象に係る対策事業である都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）は、東日本大震災による地盤の液状化により被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路、下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業で、液状化対策事業計画案の作成等を実施する液状化対策事業計画案作成事業と、地盤の液状化による公共施設と隣接宅地等の被害を抑制するための事業等を実施する市街地液状化対策推進事業で構成されている。そして、市街地液状化対策推進事業の実施に当たって、事業主体は、液状化対策事業計画を作成すること、事業対象区域内の宅地の所有権者等から3分の2以上の同意を得ることなどとされている。

沿岸6県及び管内33市町における都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）の実施状況をみると、茨城、千葉両県の管内6市が同事業を実施していて、このうち液状化対策事業計画案作成事業については、図表4-29のとおり、56地区で実施されていて、26年度末までに全ての地区で液状化対策事業計画案作成に必

要な調査等が完了しているが、液状化対策事業計画案が作成された地区は25地区にとどまっている。

液状化対策事業計画案の作成まで至っていない理由について、事業主体によれば、液状化対策事業計画案を作成する際に実施した地質調査結果を踏まえて検討した対策工法では所要の効果が期待できないこと、選択した液状化対策の工法による住民負担に関する同意が得られなかったことなどによるとしている。

なお、液状化対策事業計画が作成された25地区を有する事業主体は、26年度末現在、2地区において市街地液状化対策推進事業を実施中であり、他の地区においても27年度以降に市街地液状化対策推進事業を実施するとしている。また、液状化対策事業計画の作成に至っていない地区を有する事業主体は、住民の住宅敷地内で実施する個別の液状化対策工事の例を示すなどして、住民自らが個別の液状化対策工事を実施することを推奨している。

図表4-29 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）の実施状況（平成26年度末現在）
（単位：地区）

県名 (事業を実施している市数)	事業対象地区	実施状況		
		うち調査等を完了した地区	うち液状化対策事業計画案を作成した地区	うち市街地液状化対策推進事業を実施中の地区
茨城県 (2市)	24	24	4	2
千葉県 (4市)	32	32	21	—
計 (6市)	56	56	25	2

エ 産業再生に関する復旧・復興事業の成果

東日本大震災により、多くの農林漁業者、中小企業者等は、事業所、施設、設備等の損壊、流失等の著しい被害を受けて、地域によっては事業の存続が危ぶまれる状況となった。国は、これまでに復旧・復興事業として、事業者等が施設、設備等を復旧する際の補助金等の交付、貸付けなどによる資金繰りの支援等を行ってきた。産業再生に関する復旧・復興事業の成果の状況については次のとおりである。

(ア) 各種産業の施設、設備等の復旧・復興の状況

a 農業に関する復旧・復興事業の状況

沿岸6県における農地及び農業用施設に係る復旧・復興の状況をみると、図表4-30のとおり、農地については、計画施設数23,061haのうち26年度末までに12,

405haが完成（完成率53.7%）し、農業用施設については、計画施設数6,987施設のうち同年度末までに6,453施設が完成（同92.3%）している。農地及び農業用施設の計画事業費等については、計画事業費が3051億余円、支出済事業費が1257億余円、完成分事業費が1223億余円（うち国庫補助金等923億余円）であり、事業費進捗率が41.2%となっている。

県別にみると、農地の完成率は、青森、茨城、千葉各県が100%となっていて整備が完了している一方、岩手県が75.5%、宮城県が54.7%、福島県が39.7%となっている。また、農業用施設の完成率は、宮城、福島両県を除きいずれの県も90%を超えている。

図表4-30 農地及び農業用施設の整備状況（平成26年度末現在）

（単位：百万円、%）

県名・項目	単位	施設数等			事業費						
		計画施設数 A	完成施設数 B	完成率 B/A	計画事業費 C	支出済事業費 D	事業費進捗率 D/C	完成分事業費			
								国庫補助金等	その他	計	
青森県	農地	ha	85	85	100.0	63	63	100.0	57	6	63
	農業用施設	施設	115	109	94.7	1,810	621	34.2	310	71	382
岩手県	農地	ha	806	609	75.5	20,451	12,297	60.1	12,139	157	12,297
	農業用施設	施設	475	441	92.8	13,400	12,266	91.5	7,416	4,849	12,266
宮城県	農地	ha	16,034	8,773	54.7	122,428	39,825	32.5	24,008	15,817	39,825
	農業用施設	施設	196	170	86.7	18,138	15,433	85.0	10,099	5,064	15,163
福島県	農地	ha	5,312	2,113	39.7	71,219	8,684	12.1	8,582	102	8,684
	農業用施設	施設	1,680	1,213	72.2	35,230	17,018	48.3	16,907	111	17,018
茨城県	農地	ha	230	230	100.0	567	567	100.0	458	108	567
	農業用施設	施設	4,146	4,145	99.9	17,861	14,985	83.8	8,740	3,327	12,067
千葉県	農地	ha	590	590	100.0	214	214	100.0	195	19	214
	農業用施設	施設	375	375	100.0	3,760	3,760	100.0	3,425	334	3,760
計	農地	ha	23,061	12,405	53.7	214,945	61,653	28.6	45,441	16,212	61,653
	農業用施設	施設	6,987	6,453	92.3	90,202	64,084	71.0	46,900	13,757	60,658
						305,147	125,738	41.2	92,341	29,970	122,311

注(1) 農地の完成施設数及び完成率は、営農再開可能面積に係るものではない。農林水産省によれば、農地の営農再開可能面積率は平成26年度末現在で70.0%とされている。

注(2) 各項目とも県、市町村が把握している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(3) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の事業が完了したものを計上している。

注(4) 「単位」は、各項目に係る主なものとしている。

注(5) 各項目の表記単位以外のものに係る額についても計画事業費、支出済事業費及び完成分事業費に含めて計上している。

なお、農林水産省が公表している生産農業所得統計に基づき東日本大震災前後の農業産出額の状況をみると、図表4-31のとおり、25年は沿岸6県計で震災前後（20年から22年までの3か年の平均。以下同じ。）の99.2%となっていて、宮城、

福島両県を除く4県が震災前の水準以上に回復している。一方、福島県は原子力災害の影響等により震災前の84.3%にとどまっている。

図表4-31 沿岸6県における農業産出額の状況

(単位：億円、%)

県名	震災前(平成 20年～22年平均)	23年	対震災前比	24年	対震災前比	25年	対震災前比
	A	B	B/A	C	C/A	D	D/A
青森県	2747	2804	102.0	2759	100.4	2835	103.2
岩手県	2375	2387	100.5	2476	104.2	2433	102.4
宮城県	1792	1641	91.5	1810	101.0	1767	98.6
福島県	2428	1851	76.2	2021	83.2	2049	84.3
茨城県	4253	4097	96.3	4281	100.6	4356	102.4
千葉県	4110	4009	97.5	4153	101.0	4141	100.7
沿岸6県計	1兆7707	1兆6789	94.8	1兆7500	98.8	1兆7581	99.2
沿岸6県を除く 全国計	6兆6357	6兆6666	100.4	6兆8606	103.3	6兆8167	102.7

(注) 農林水産省が公表している「生産農業所得統計」を基に作成した。

b 水産業に関する復旧・復興事業の状況

沿岸6県における水産業共同利用施設（荷さばき所、製氷、冷凍、冷蔵、貯氷、給油各施設等）及び養殖施設に係る復旧・復興の状況をみると、図表4-32のとおり、水産業共同利用施設については、計画施設数943施設のうち26年度末までに805施設が完成（完成率85.3%）し、養殖施設については、計画施設数35,949施設のうち同年度末までに35,439施設が完成（同98.5%）している。水産業共同利用施設及び養殖施設の計画事業費等については、計画事業費が3662億余円、支出済事業費が2053億余円、完成分事業費が1756億余円（うち国庫補助金等1187億余円）であり、事業費進捗率が56.0%となっている。

県別にみると、水産業共同利用施設の完成率は、岩手県が86.9%、宮城県が83.5%、福島県が52.1%となっている。また、養殖施設の完成率は、青森、福島、千葉各県が100%となっていて整備が完了しているほか、岩手、宮城両県も90%以上となっていて、各県とも復興が進んでいる。

図表4-32 水産業共同利用施設及び養殖施設の整備状況（平成26年度末現在）

（単位：施設、百万円、％）

県名・項目		施設数等			事業費					
		計画施設数	完成施設数	完成率	計画事業費	支出済事業費	事業費進捗率	完成分事業費		
								国庫補助金等	その他	計
A	B	B/A	C	D	D/C					
青森県	水産業共同利用施設	50	50	100.0	4,526	4,526	100.0	2,834	1,691	4,526
	養殖施設	10	10	100.0	16	16	100.0	10	5	16
岩手県	水産業共同利用施設	245	213	86.9	114,848	98,264	85.5	66,646	31,617	98,264
	養殖施設	28,577	28,480	99.6	11,586	11,455	98.8	7,998	3,457	11,455
宮城県	水産業共同利用施設	413	345	83.5	207,848	75,831	36.4	31,234	15,996	47,230
	養殖施設	7,002	6,589	94.1	4,865	3,557	73.1	2,631	926	3,557
福島県	水産業共同利用施設	69	36	52.1	16,519	8,948	54.1	5,794	2,437	8,231
	養殖施設	注(4) 1	注(4) 1	100.0	36	36	100.0	36	—	36
茨城県	水産業共同利用施設	110	105	95.4	5,394	2,136	39.6	1,148	614	1,762
	養殖施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	水産業共同利用施設	56	56	100.0	357	357	100.0	179	177	357
	養殖施設	360	360	100.0	238	238	100.0	214	23	238
計	水産業共同利用施設	943	805	85.3	349,494	190,065	54.3	107,838	52,535	160,373
	養殖施設	35,949	35,439	98.5	16,742	15,303	91.4	10,890	4,413	15,303
					366,236	205,369	56.0	118,729	56,948	175,677

注(1) 各項目とも県、市町村が把握している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(2) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の事業が完了したものを計上している。

注(3) 施設を単位とするもの以外のものに係る額についても計画事業費、支出済事業費及び完成分事業費に含めて計上している。

注(4) 福島県の養殖施設は、地区を単位としているため、計欄には計上していない。

なお、農林水産省が公表している海面漁業・養殖業生産額に基づき東日本大震災前後の漁業生産額の状況をみると、図表4-33のとおり、25年は沿岸6県計で震災前の78.7%となっていて、茨城県は震災前の水準以上に回復しているが、他の5県は依然として震災前の水準に至っておらず、福島県は震災前の43.6%となっている。一方、岩手、宮城両県においては、漁業生産額が水産業共同利用施設等の復興に伴い23年から25年までの3か年の間に大幅に増加している。

図表4-33 沿岸6県における漁業生産額の状況

(単位：億円、%)

県名	震災前(平成 20年～22年平均)	23年	対震災前比	24年	対震災前比	25年	対震災前比
	A	B	B/A	C	C/A	D	D/A
青森県	522	447	85.6	431	82.5	461	88.3
岩手県	412	228	55.3	288	69.9	313	75.9
宮城県	798	438	54.8	499	62.5	570	71.4
福島県	181	86	47.5	64	35.3	79	43.6
茨城県	172	124	72.0	149	86.6	188	109.3
千葉県	299	260	86.9	247	82.6	266	88.9
沿岸6県計	2387	1585	66.4	1680	70.3	1879	78.7
沿岸6県を除く 全国計	1兆2023	1兆1685	97.1	1兆1606	96.5	1兆1662	96.9

(注) 農林水産省が公表している「海面漁業・養殖業生産額」を基に作成した。

c 中小企業者等に関する復旧・復興事業の状況

東日本大震災により被災した中小企業者等の復旧・復興について、国は、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（以下「グループ補助金」という。）を創設して支援している。グループ補助金は、復興を牽引する役割を担い得る地域経済の中核を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に施設及び設備の復旧等を支援するものである。その要件は、当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること、事業規模や雇用規模が大きく、地域の経済・雇用への貢献度が高いこと、当該中小企業等グループの構成員の施設が甚大な被害を受けるなどして事業の継続が困難になっていることなどとなっている。

国は、グループ補助金による事業のために23年度から26年度までの4か年度に計3479億余円の予算を措置し、同期間に13次の公募を実施しており、沿岸6県では、26年度末までに9次公募分までの事業実績が確定している。その実績をみると、図表4-34のとおり、延べ9,458事業者のうち8,216事業者が事業を完了しているが、180事業者が事業を廃止し又は取り消しているほか、1,062事業者が事業を延期するなどしている。また、グループ補助金による事業に要する総事業費は、4842億余円であり、その負担の内訳は国庫補助金2203億余円、県補助金1101億余円、事業者負担額1536億余円となっている。

図表4-34 グループ補助金による事業の実績（平成26年度末現在）

（単位：事業者、百万円）

県名	交付決定 事業者数	事業完了	事業の廃 止・取消	事業延期 等	総事業費			
					国庫補助金	県補助金	事業者負担 額	
青森県	202	202	—	—	11,664	5,257	2,628	3,778
岩手県	1,193	932	22	239	92,988	41,852	20,926	30,209
宮城県	3,569	2,841	70	658	235,326	111,435	55,717	68,173
福島県	2,909	2,710	34	165	111,228	48,120	24,060	39,047
茨城県	1,431	1,380	51	—	29,174	11,986	5,993	11,193
千葉県	154	151	3	—	3,819	1,718	859	1,242
計	9,458	8,216	180	1,062	484,201	220,370	110,185	153,644

経済産業省は、グループ補助金の交付先事業者に対して、売上、雇用、資金繰りなどの状況に関する「グループ補助金交付先アンケート調査」を実施しており、その結果を24年4月から27年10月までの間に計5回公表している。この調査結果に基づき、23年度から27年度まで継続して上記の調査が行われた青森県及び東北3県において交付されたグループ補助金の交付先事業者のうち、雇用及び売上が東日本大震災前の水準以上に回復した事業者の割合について、第1回調査（23年度）の結果と第5回調査（27年度）の結果とを比較すると、図表4-35のとおり、4県全体で、雇用が回復した事業者の割合は46.9%から55.2%へ、売上が回復した事業者の割合は29.9%から44.8%へとそれぞれ上昇している。県別にみると、雇用が回復した事業者の割合は、岩手県が33.5%から65.2%へ、宮城県が42.5%から55.3%へと大幅に上昇し、売上が回復した事業者の割合は、いずれの県も10ポイント以上増加している。

図表4-35 グループ補助金の交付先事業者のうち東日本大震災前の水準以上に雇用、売上が回復した事業者の状況

(単位：%)

県名	雇用が回復した事業者の割合					売上が回復した事業者の割合				
	第1回調査 (平成24年 2月)	第2回調査 (24年9月)	第3回調査 (25年6月)	第4回調査 (26年6月)	第5回調査 (27年6月)	第1回調査 (24年2月)	第2回調査 (24年9月)	第3回調査 (25年6月)	第4回調査 (26年6月)	第5回調査 (27年6月)
青森県	66.8	72.1	70.9	63.7	61.4	47.9	46.4	51.3	56.6	58.8
岩手県	33.5	56.0	62.1	64.6	65.2	24.8	30.5	42.2	44.9	49.1
宮城県	42.5	52.2	59.3	59.2	55.3	27.7	30.6	36.9	40.2	44.9
福島県	56.6	63.4	61.9	61.0	49.9	31.7	33.5	32.9	36.9	42.2
計	46.9	58.1	60.8	60.9	55.2	29.9	32.5	36.6	40.2	44.8

注(1) 経済産業省東北経済産業局が実施した「グループ補助金交付先アンケート」を基に作成した。

注(2) 年月は、調査を実施した年月を示す。

注(3) 各調査の回答者数及び回答率は、次のとおりである。

第1回調査1,828者(80.4%)、第2回調査3,764者(83.5%)、第3回調査5,445者(71.9%)、第4回調査5,809者(73.3%)、第5回調査6,097者(71.2%)

(イ) 農林漁業者、中小企業者等に対する資金繰り支援

a 資金繰り支援の概要

被災した農林漁業者、中小企業者等に対しては、既存の借入金の返済を猶予したり、事業の維持、再開のための設備・運転資金を確保したりするなどの支援が必要となる。このため、農林漁業者等向けの融資制度では既存融資制度の特例（以下「農林漁業者等震災特例貸付」という。）が設けられたり、中小企業者等向けの融資制度では東日本大震災復興特別貸付（以下「復興特別貸付」という。）が創設されたりなどしている。

上記のうち、農林漁業者等震災特例貸付は、被災した農林漁業者、食品製造業者等を対象として、既存の農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金（以下「農林漁業セーフティネット資金」という。）等の貸付けについて、実質無利子、実質無担保・無保証人による貸付けを行う特例を設けることなどにより円滑な資金供給を行うものである。また、復興特別貸付は、中小企業者等に対する事業資金の貸付けの一環として実施されていて、東日本大震災による事業所又は主要な事業資産の全壊、流失等の直接の被害を受けるなどした中小企業者等に対する貸付け（以下「直接被害貸付」という。）、直接の被害を受けた者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者に対する貸付け（以下「間接被害貸付」という。）及び東日本大震災に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来しているなどの者に対する貸付け（以下「風評被害等貸付」とい

う。)がある。

b 農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付の実績

日本公庫は、農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付に係る業務等を実施している。両貸付けの22年度（23年3月）から26年度までの5か年度の実績をみると、図表4-36のとおり、農林漁業者等震災特例貸付が2819億余円、復興特別貸付が3兆7401億余円、計4兆0221億余円となっていて、復興特別貸付の規模が大きいものとなっている。

全国計の年度ごとの推移をみると、東日本大震災直後の23年度が2兆7608億余円と多額となっているが、間接被害貸付や風評被害等貸付に係る資金需要が震災から1年後にはおおむね一巡したことなどにより、24年度には復興特別貸付が前年度の2兆6628億余円が7672億余円となって全国計は8421億余円と大幅に減少しており、以後、25年度が2209億余円、26年度が1899億余円となっている。

沿岸6県における貸付実績は、全国計4兆0221億余円のうち1兆1075億余円であり、23年度が4342億余円、24年度が2913億余円となっている。また、県別の計をみると、宮城県が4118億余円、福島県が2058億余円と多額になっていて、岩手、茨城、千葉各県では1283億余円から1393億余円と大きな差はみられない。

図表4-36 農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付の実績

県名	対象	平成22年度(23年3月)		23年度		24年度		25年度		26年度		計	
		件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
青森県	農林漁業者等震災特例貸付	5	5	81	62	42	68	25	42	10	33	163	211
	復興特別貸付	19	1	2,552	404	929	169	101	55	33	20	3,634	651
	計	24	7	2,633	466	971	238	126	97	43	54	3,797	863
岩手県	農林漁業者等震災特例貸付	5	4	227	72	207	80	183	79	162	92	784	330
	復興特別貸付	47	3	2,737	401	1,593	252	1,311	185	1,218	183	6,906	1027
	計	52	8	2,964	474	1,800	333	1,494	265	1,380	276	7,690	1357
宮城県	農林漁業者等震災特例貸付	3	2	1,618	203	629	153	487	132	328	99	3,065	591
	復興特別貸付	158	17	10,510	1318	6,506	863	5,851	666	5,456	660	28,481	3526
	計	161	20	12,128	1522	7,135	1017	6,338	798	5,784	759	31,546	4118
福島県	農林漁業者等震災特例貸付	2	1	139	41	142	37	198	42	162	25	643	148
	復興特別貸付	62	5	5,510	588	4,573	509	4,391	406	4,371	399	18,907	1910
	計	64	6	5,649	629	4,715	547	4,589	449	4,533	425	19,550	2058
茨城県	農林漁業者等震災特例貸付	2	8	392	156	212	60	107	53	75	59	788	337
	復興特別貸付	16	2	3,688	459	2,529	329	1,215	177	733	85	8,181	1055
	計	18	11	4,080	615	2,741	390	1,322	231	808	144	8,969	1393
千葉県	農林漁業者等震災特例貸付	3	6	602	70	233	106	134	109	148	98	1,120	390
	復興特別貸付	8	0	4,706	564	2,546	281	214	34	64	12	7,538	892
	計	11	6	5,308	634	2,779	387	348	143	212	111	8,658	1283
沿岸6県	農林漁業者等震災特例貸付	20	29	3,059	605	1,465	506	1,134	459	885	408	6,563	2010
	復興特別貸付	310	31	29,703	3736	18,676	2407	13,083	1526	11,875	1362	73,647	9064
	計	330	61	32,762	4342	20,141	2913	14,217	1986	12,760	1771	80,210	1兆1075
沿岸6県以外の都道府県	農林漁業者等震災特例貸付	9	9	976	374	327	242	48	91	27	92	1,387	809
	復興特別貸付	96	12	133,486	2兆2891	32,938	5264	343	132	86	35	166,949	2兆8336
	計	105	21	134,462	2兆3265	33,265	5507	391	223	113	127	168,336	2兆9146
全国計	農林漁業者等震災特例貸付	29	38	4,035	979	1,792	748	1,182	550	912	501	7,950	2819
	復興特別貸付	406	44	163,189	2兆6628	51,614	7672	13,426	1658	11,961	1398	240,596	3兆7401
	合計	435	82	167,224	2兆7608	53,406	8421	14,608	2209	12,873	1899	248,546	4兆0221

(注) 件数及び貸付額は、日本公庫の支店の貸付実績を県単位で集計したものである。

沿岸6県における農林漁業者等震災特例貸付の実績について、設備資金及び運転資金の資金使途別にみると、図表4-37のとおり、貸付額計2010億余円のうち設備資金が1215億余円、運転資金が794億余円となっている。日本公庫は、農林漁業者の共同利用施設等の施設及び設備の復旧・復興については、別途補助事業として実施されるものが多いこと、また、運転資金についても農業協同組合、漁業協同組合等からの支援が見込まれることから、資金需要は中小企業者等を対象とする復興特別貸付と比較して小規模なものであるとしている。

図表4-37 農林漁業者等震災特例貸付における資金使途（設備資金・運転資金）別の状況（平成26年度末現在）

（単位：件、億円）

県名	設備資金		運転資金				計	
	件数 A	貸付額 B	件数 C	貸付額 D	うち農林漁業セーフティ ネット資金		件数 A+C	貸付額 B+D
					件数	貸付額		
青森県	62	154	101	57	65	21	163	211
岩手県	392	236	392	93	331	51	784	330
宮城県	1,003	311	2,062	279	1,909	214	3,065	591
福島県	410	95	233	52	172	34	643	148
茨城県	377	214	411	123	243	59	788	337
千葉県	193	202	927	187	811	128	1,120	390
沿岸6県計	2,437	1215	4,126	794	3,531	508	6,563	2010
沿岸6県以外の 都道府県計	272	473	1,115	335	940	256	1,387	809
全国計	2,709	1689	5,241	1130	4,471	764	7,950	2819

注(1) 農林漁業セーフティネット資金は、全て運転資金である。

注(2) 件数及び貸付額は、日本公庫の支店の貸付実績を県単位で集計したものである。

沿岸6県における復興特別貸付の実績について、設備資金及び運転資金の資金使途別にみると、図表4-38のとおり、貸付額計9064億余円のうち設備資金が1920億余円、運転資金が7144億余円となっていて、沿岸6県のいずれも7割以上が運転資金となっている。また、直接被害等の被害別にみると、直接被害貸付が6776億余円となっていて、東日本大震災の直接的な被害による急激な資金繰りの悪化に対処するための運転資金の需要に対応したものとなっている。

日本公庫は、施設及び設備の復旧等については各種補助事業等による支援が実施されているが、農林漁業者、中小企業者等の経営を維持するための資金供

給については沿岸6県の復旧・復興の進展による産業再生の過程において、相応の需要が見込まれるとしている。

図表4-38 復興特別貸付における資金使途（設備資金・運転資金）別の状況

(単位：件、億円、%)

県名	種別	直接被害貸付		間接被害貸付		風評被害等貸付		計		設備資金、運転資金の割合
		件数 A	貸付額 B	件数 C	貸付額 D	件数 E	貸付額 F	件数 A+C+E	貸付額 B+D+F	
青森県	設備資金	93	11	9	0	333	20	435	33	5.1
	運転資金	428	155	106	16	2,665	447	3,199	618	94.8
	計	521	166	115	16	2,998	468	3,634	651	100.0
岩手県	設備資金	1,770	172	71	5	52	3	1,893	181	17.6
	運転資金	3,839	638	574	61	600	147	5,013	846	82.3
	計	5,609	810	645	66	652	150	6,906	1027	100.0
宮城県	設備資金	8,403	820	32	1	107	77	8,542	898	25.4
	運転資金	18,568	2285	792	56	579	286	19,939	2628	74.5
	計	26,971	3105	824	57	686	363	28,481	3526	100.0
福島県	設備資金	5,778	442	13	0	96	6	5,887	449	23.5
	運転資金	11,519	1216	283	15	1,218	228	13,020	1460	76.4
	計	17,297	1658	296	16	1,314	234	18,907	1910	100.0
茨城県	設備資金	2,062	203	64	4	133	5	2,259	213	20.2
	運転資金	4,489	632	396	47	1,037	161	5,922	841	79.7
	計	6,551	836	460	51	1,170	167	8,181	1055	100.0
千葉県	設備資金	705	75	42	5	823	62	1,570	143	16.0
	運転資金	810	123	398	83	4,760	542	5,968	749	83.9
	計	1,515	199	440	88	5,583	605	7,538	892	100.0
沿岸6県計	設備資金	18,811	1726	231	17	1,544	176	20,586	1920	21.1
	運転資金	39,653	5050	2,549	279	10,859	1814	53,061	7144	78.8
	計	58,464	6776	2,780	297	12,403	1990	73,647	9064	100.0
沿岸6県以外の都道府県計	設備資金	1,037	158	48	7	14,505	1112	15,590	1278	4.5
	運転資金	3,448	702	1,839	444	146,072	2兆5910	151,359	2兆7058	95.4
	計	4,485	861	1,887	452	160,577	2兆7023	166,949	2兆8336	100.0
全国計	設備資金	19,848	1884	279	25	16,049	1288	36,176	3198	8.5
	運転資金	43,101	5753	4,388	724	156,931	2兆7724	204,420	3兆4203	91.4
	合計	62,949	7637	4,667	749	172,980	2兆9013	240,596	3兆7401	100.0

(注) 件数及び貸付額は、日本公庫の支店の貸付実績を県単位で集計したものである。

(ウ) 被災地における企業立地の状況

東日本大震災を契機として、生産拠点の海外移転等による産業の空洞化が加速するおそれがあることなどから、企業の立地環境を改善するために、前記のとおり、復興関連基金事業において国内立地推進事業費、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）（以下「津波・原子力災害立地補助金」という。）等による事業が実施されている。

このうち、津波・原子力災害立地補助金による事業は、基金団体が同補助金の交付を受けて設置造成等した基金を活用して、東日本大震災で特に大きな被害を受けた青森、岩手、宮城、福島、茨城各県の津波浸水地域等の産業復興を加速するために、これらの地域に該当する100市町村（以下「対象市町村」という。）において工場、物流施設等を新設し又は増設する企業に対して、新たに地元からの

雇用を確保することなどを要件としてその経費の一部を補助するものである。また、同事業の実施に当たり、基金団体は、公募、審査、採択、補助金の交付等の業務を第三者に委託して行っている。

25、26両年度においては、津波・原子力災害立地補助金計1730億円が基金団体に交付された。26年度末までの基金の取崩額は6億余円であり、対象市町村における工場等の新設又は増設の実績は5件となっている。26年度末までの採択、交付決定等の状況をみると、図表4-39のとおり、採択件数が374件、採択額が1494億余円、交付決定が107件、交付決定額が528億余円となっていて、対象市町村100市町村のうち67市町村において、採択された事業に係る企業（以下「採択事業者」という。）の立地が見込まれている。また、交付決定の状況を26年度末現在と25年度末現在とで比較すると、件数が78件、交付決定額が408億余円、それぞれ増加していて、県別では福島、宮城両県の増加額が大きくなっている。

図表4-39 津波・原子力災害立地補助金による企業立地の採択等の状況（平成26年度末現在）

(単位：市町村、件、百万円、%)

県名	対象市町村数	採択事業者立地予定市町村数	採択件数	採択額 A	交付決定の状況				
					件数		交付決定額		
					平成25年度末現在	26年度末現在	25年度末現在	26年度末現在 B	採択額に対する割合 C=B/A
青森県	4	3	12	2,040	1	4	94	989	48.5
岩手県	12	7	28	7,066	2	7	332	3,385	47.9
宮城県	15	14	121	51,368	11	36	5,355	16,098	31.3
福島県	59	35	183	80,932	11	49	5,848	30,465	37.6
茨城県	10	8	30	7,994	4	11	360	1,884	23.5
計	100	67	374	149,401	29	107	11,990	52,824	35.3

採択事業者の企業の規模及びその業種の状況をみると、図表4-40のとおり、企業規模については大企業が71件、中小企業が303件、企業の業種については食料品製造業が72件と最も多く、次いで道路貨物運送業が35件、金属製品製造業が30件等となっている。採択時の計画において見込まれている新規地元雇用者数は、26年度末現在、計4,713人となっている。

図表4-40 津波・原子力災害立地補助金の採択事業者の状況

(単位：件、人、%)

県名	採択件数	企業の規模		企業の業種				新規地元雇用者数（見込み）		
		大企業	中小企業	食料品製造業	道路貨物運送業	金属製品製造業	その他	平成25年度 A	26年度 B	26年度対25年度比 B/A
青森県	12	4	8	3	—	1	8	70	142	202.8
岩手県	28	5	23	11	4	—	13	129	319	247.2
宮城県	121	29	92	35	18	7	61	720	1,574	218.6
福島県	183	25	158	17	10	20	136	1,021	2,147	210.2
茨城県	30	8	22	6	3	2	19	420	531	126.4
計	374	71	303	72	35	30	237	2,360	4,713	199.7

オ まとめ

復旧・復興事業の成果として、住宅・宅地、医療・福祉施設、文教施設、鉄道等の施設、農水産業、中小企業等の産業に関する施設の整備が進捗してきており、また、施設の整備以外においても被災者への生活支援や各種産業への多額の資金繰り支援等が行われている。

これらの事業の実施等により、各県ごとにその程度は異なるものの、被災者が仮住まいから恒久住宅への安定した生活に踏み出すことができたり、各種統計やアンケート調査等の結果による産業再生の状況が東日本大震災前と同等又は上回っていたりする状況も見受けられた。

また、国は、復興基本方針において災害に強い地域づくりを掲げて、津波防災に関する施策として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進するとしている。そして、津波対策の基本的考え方や津波防災地域づくり法等に基づき、ハード施策としては海岸保全施設等を頻度の高い津波を基に整備して、ソフト施策としては避難しやすい環境をまちづくりと一体となって整備することで最大クラスの津波への対応を行うこととしている。しかし、完成した施設等や再生しつつある産業を津波災害から守るためのハード施策の要である防潮堤は、その大部分が完成しておらず、完成までにはなお相当の時間を要する状況となっており、また、復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より低くなっている海岸もある。このような状況において津波から人命等を守るためにはソフト施策による住民等の避難の確

保が特に重要なものとなっているが、ソフト施策としての津波対策の実施状況については、まちづくりが進捗中であることから津波避難計画の策定や津波ハザードマップの作成がなされていない市町があったり、津波防災のために整備した避難所が津波避難計画における避難所として指定できなくなったり、防災情報の伝達手段が十分に行き渡っていなかったりなどしている状況が見受けられた。

したがって、防集事業等により住宅等が高台に移転するなどして災害から保全されたとしても、住民の暮らしの基盤となる地域全体としては津波から施設や人命を十分に防御することが可能であるとは言い難いことから、防潮堤等の海岸保全施設を早期に完成させるよう努めるとともに、津波避難計画の策定等のソフト施策も早期に実施する必要がある。

また、住まいの復興に係る4事業による災害公営住宅や宅地の供給は着実な進捗が見受けられるが、現状でも東北3県の応急仮設住宅に入居している避難者は約14万人おり、入居期間は長期化している。一方、整備した恒久住宅において空き家が見受けられることから、引き続きこれらの空き家への入居等の促進を図るとともに、今後の恒久住宅等の整備に当たり、避難者の需要についての的確な把握等に努める必要がある。

国及び各被災自治体は、可能な限り未完了となっている事業の進捗を図るとともに、復興等に必要な支援等を的確に実施し、復興・創生期間において新たな東北の自立と再建に向けた復旧・復興事業の成果を発現させていくことが重要である。

(4) 原子力災害からの復興再生

国は、復興基本方針において、原子力災害からの復興については、責任を持って再生及び復興に取り組むこととして、福島基本方針により、原子力災害からの福島の復興再生を国政の最重要課題と位置付けて、放射性物質の除去、安全対策・健康管理対策等の施策を継続的に講じてきた。

また、国は、25年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（原子力災害対策本部決定。以下「福島復興の加速指針」という。）を閣議決定して、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支え、原子力災害からの復興再生に向けて全力を挙げて取り組むこととしている。

放射性物質による汚染に対する復興事業の実施に当たっては、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境大臣は、福島県内の11市町村を除染特別地域に指定するとともに、99市町村（27年9月現在）の地域で汚染状況重点調査地域を指定している。そして、除染等の措置については、除染特別地域においては国が自ら主体的に実施し、汚染状況重点調査地域においては国、県、市町村等がそれぞれ管理する土地等について実施することとなっている。

また、環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、11市町村の除染特別地域を汚染廃棄物対策地域（以下「対策地域」という。）に指定している。そして、対策地域内においては、国が自ら地震、津波等により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、被災家屋等解体ごみ及び片付けごみ（以下、災害廃棄物と合わせて「災害廃棄物等」という。）や除染等の措置に伴い発生した廃棄物（以下「除染廃棄物」といい、災害廃棄物等と合わせて「対策地域内廃棄物」という。）の収集、運搬、保管及び処分を行うこととなっている。

このほか、国は、市町村等の協力を得ながら、対策地域内廃棄物等の処理のために必要な仮置場、仮設焼却施設、中間貯蔵施設等の整備やその安全性の確保について、責任を持って行うこととなっている。

(注13) 11市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯舘各村

(注14) 汚染状況重点調査地域 福島第一原発から放出された放射性物質による環境の汚染状態が1時間当たり0.23 μ Sv以上の区域が存在するため重点的に調査測定をすることが必要な地域であるとして環境大臣が指定した地域

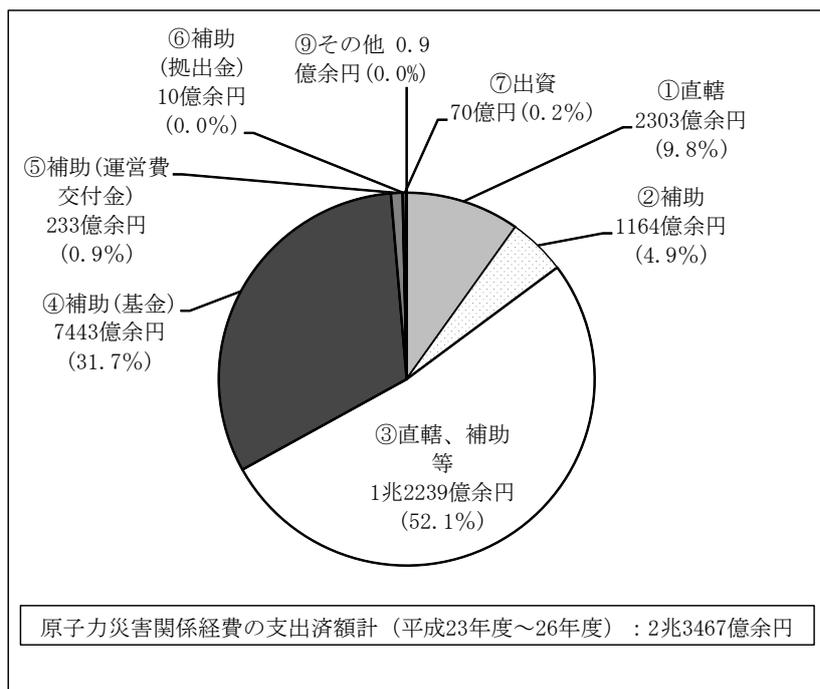
ア 原子力災害関係の事業の執行状況

23年度から26年度までの4か年度の原子力災害関係の事業の執行状況について、事業類型別及び事業別に分析を行った。なお、原子力災害関係の事業に係る経費項目(注15)(以下「原子力災害関係経費」という。)は、2の「(1) 復旧・復興予算の執行等の状況」及び「(2) 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況」において分析対象としている経費に含まれている。

23年度から26年度までの4か年度の原子力災害関係経費における支出済額を事業類型別にみると、図表5-1のとおり、帰還・再生事業等の「①直轄」が2303億余円、福島定住事業等の「②補助」が1164億余円、汚染土壌等の除染等に係る事業等の「③直轄、補助等」が1兆2239億余円、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業等の「④補助(基金)」が7443億余円等となっており、「③直轄、補助等」が全体の52.1%、「④補助(基金)」が全体の31.7%を占めている。

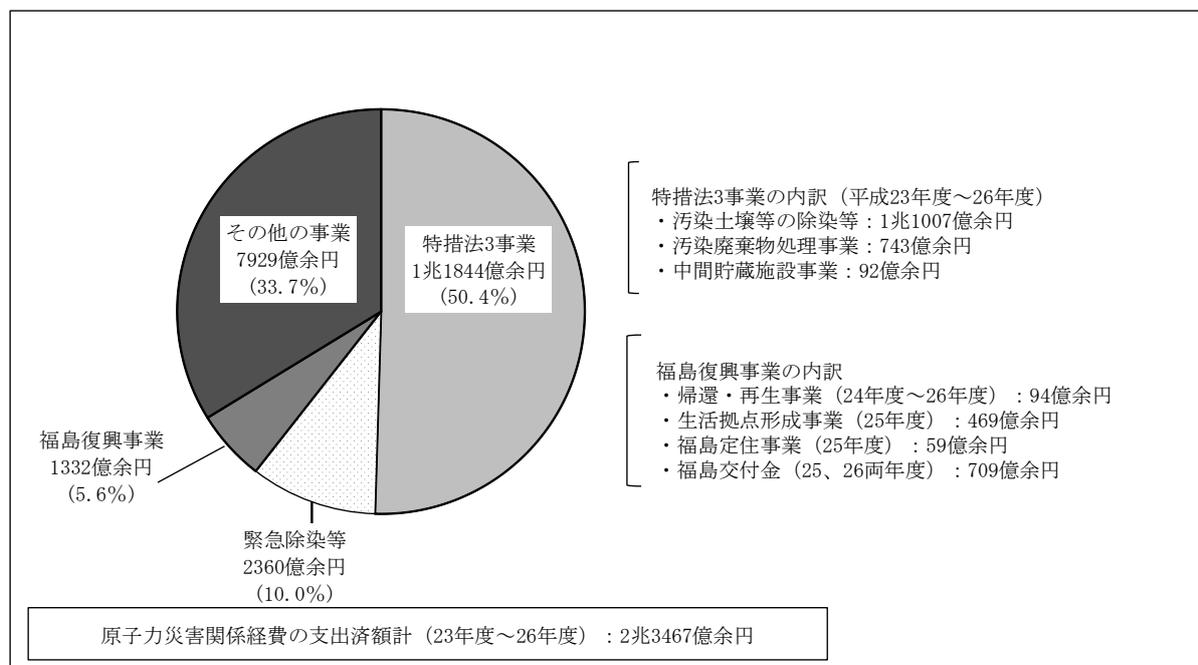
(注15) 原子力災害関係の事業に係る経費項目 23年度第1次補正予算の経費項目である「その他の東日本大震災関係経費」のうち「原子力災害対策費」、23年度第2次補正予算の経費項目である「原子力損害賠償法等関係経費」及び「東日本大震災復旧・復興予備費(原子力災害関係)」並びに23年度第3次補正予算の経費項目である「原子力災害復興関係経費」並びに24年度予算の経費項目である「原子力災害復興関係経費」及び「東日本大震災復旧・復興予備費(原子力災害関係)」、25年度予算の経費項目である「原子力災害復興関係経費」並びに26年度予算の経費項目である「原子力災害復興関係経費」をいう。

図表5-1 平成23年度から26年度までの原子力災害関係経費の事業類型別の支出済額の状況



23年度から26年度までの4か年度の原子力災害関係経費の支出済額計2兆3467億余円の事業別の内訳をみると、図表5-2のとおり、特措法3事業に係る支出済額が1兆1844億余円と全体の50.4%を占めていて、その大部分は汚染土壌等の除染等の費用の1兆1007億余円となっている。また、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されていた除染等（以下「緊急除染等」という。）があり、内閣府、文部科学省及び厚生労働省において計2360億余円が支出（一部除染等以外の費用を含む。）されており、これを含めた除染等全体の支出は、1兆3368億余円に上り、原子力災害関係経費の56.9%を占めている。このほか、避難解除区域への帰還支援、再生加速化等を行う福島復興事業に係る支出済額は1332億余円と全体の5.6%を占めている。

図表5-2 平成23年度から26年度までの原子力災害関係経費の支出済額の事業別内訳の状況



26年度の原子力災害関係経費に係る執行率、繰越率及び不用率をみると、図表5-3のとおり、執行率は、「汚染土壌等の除染等」が66.5%、「汚染廃棄物処理事業」が18.7%、「中間貯蔵施設事業」が5.5%、「福島復興事業」が47.3%となっており、特措法3事業のうち汚染土壌等の除染等以外の汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設事業で繰越率及び不用率が高くなっているのは、汚染廃棄物処理事業については地元自治体等との調整に時間を要したこと、中間貯蔵施設事業については中間貯蔵施設の安全性の確保に必要な事項等を検討するための各種調査業務等の実施に際して、

地元自治体等の調整に時間を要したことや事業発注規模の見直しを行ったことなどのためである。また、福島復興事業の不用率が高くなっているのは、地元との調整が難航したことにより地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったこと、事業規模の縮小による事業計画の変更があったことなどのためである。

図表5-3 平成26年度の原子力災害関係経費の執行の状況

(単位：百万円、%)

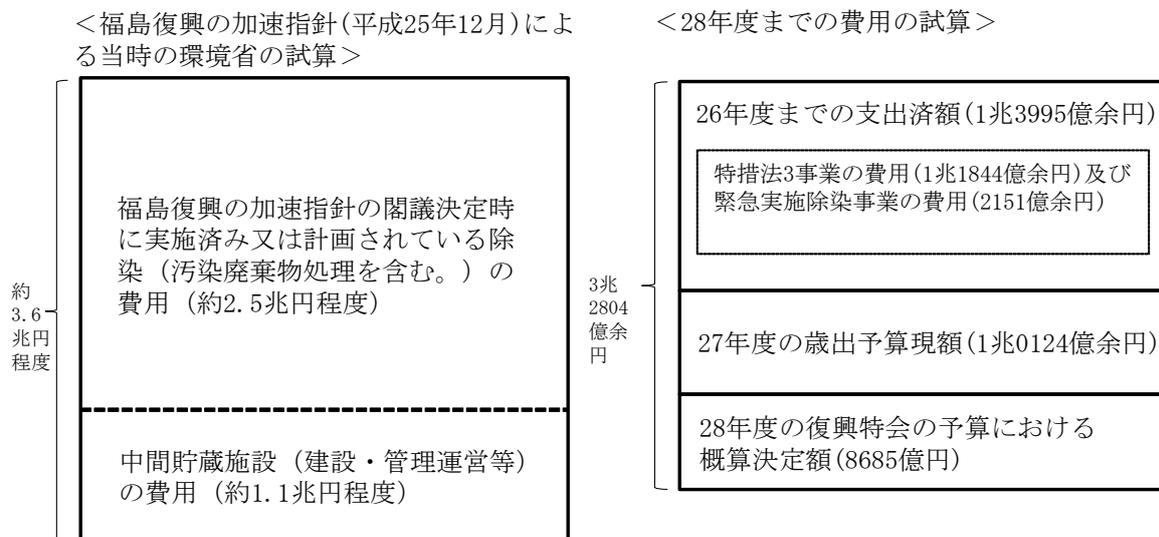
事業名	歳出予算現額 A	支出済額 B	繰越額 C	不用額 D=A-B-C	執行率 B/A	繰越率 C/A	不用率 D/A
汚染土壌等の除染等	577,419	384,160	182,345	10,913	66.5	31.5	1.8
汚染廃棄物処理事業	213,325	40,070	72,412	100,842	18.7	33.9	47.2
中間貯蔵施設事業	115,138	6,379	52,627	56,132	5.5	45.7	48.7
福島復興事業	195,807	92,726	12,102	90,979	47.3	6.1	46.4

福島復興の加速指針では、国と東京電力の役割分担を明確化することとし、その基本的枠組みにおいて、「被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行う。また、実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償する」とされている。

除染・中間貯蔵施設事業の費用について、福島復興の加速指針によれば、当時の環境省の試算により、福島復興の加速指針の閣議決定時（25年12月）に実施済み又は計画されている除染（汚染廃棄物処理を含む。）の費用は約2.5兆円程度、中間貯蔵施設（建設・管理運営等）の費用は約1.1兆円程度と見込まれるとされ、この費用見込みは、「交付国債発行限度額の算定のためのものであり、今後速やかに計数を精査するとともに、除染・中間貯蔵施設事業の進捗等に応じて、適時に見直す」とされている。しかし、27年10月末までに、上記費用の見直しは行われていない。そこで、除染・中間貯蔵施設事業の費用の見通しに関して、28年度までの費用について試算した。

その結果、図表5-4のとおり、26年度までの支出済額は特措法3事業の費用1兆1844億余円と、内閣府の「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等」（以下「緊急実施除染事業」という。）の費用2151億余円を合わせた1兆3995億余円であり、これに27年度の歳出予算現額1兆0124億余円を加算し、さらに、28年度の復興特会の予算における概算決定額8685億円を考慮すると3兆2804億余円となる。

図表5-4 除染・中間貯蔵施設事業の費用の見通しの状況



イ 特措法3事業の実施状況

福島県内の除染特別地域及び汚染状況重点調査地域並びに福島県以外の7県内の汚染状況重点調査地域において、特措法3事業は計画に照らして適時に実施されているか把握するために、除染等の措置並びに除染等の措置により生じた除去土壌及び除染廃棄物（以下「除去土壌等」という。）の仮置場の設置、管理等を実施する汚染土壌等の除染等の実施状況や汚染廃棄物処理事業における廃棄物の処理状況について検査した。また、汚染土壌等の除染等や汚染廃棄物処理事業の実施に伴って大量に発生が見込まれる除去土壌等及び廃棄物を処理する上で欠くことのできない中間貯蔵施設事業の実施状況についても検査した。

(ア) 汚染土壌等の除染等の実施状況

a 除染特別地域における汚染土壌等の除染等の実施状況

国は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染特別地域について汚染土壌等の除染等を総合的かつ計画的に講ずるための特別地域内除染実施計画（以下「特別地域内計画」という。）を策定するに当たり、23年11月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」を閣議決定して、放射線量が特に高い地域を除き一律に25年度末までに除染等の措置を行い、発生した除去土壌等を仮置場へ搬入するなどとした。

その後、環境省は、25年9月に公表した「除染の進捗状況についての総点検」において、一律に25年度末までに除染等の措置を行い、発生する除去土壌等を仮置場へ搬入するとしていた従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じて、復興の動きと連動した除染等の措置を推進することとした。そして、環境大臣は、同年12月に富岡町等6市町村の特別地域内計画を改定し、26年7月には、双葉町の特別地域内計画を策定して、市町村の状況に応じた除染等の措置の終了時期を定めた。

27年9月末現在の除染等の措置の終了時期をみると、図表5-5のとおり、檜葉、大熊両町、田村市及び川内村については26年3月までに終了し、富岡町等7市町村については、それぞれ28年3月又は29年3月までに終了するよう事業を実施している。

事業実施中の7市町村のうち、葛尾村では「宅地」の除染等の措置が完了しているほか、特別地域内計画で計画している除染対象のうち「農地」「森林（生活圏）」「道路」に係る除染等の措置の進捗率がそれぞれ94%、99%、68%となっているのに対して、浪江町や南相馬市のように、ほとんど又は全ての除染対象の除染等の措置の進捗率が50%に満たない市町村もある。また、除染等の措置の進捗率を除染対象別にみると、農地については11市町村中6市町村で50%を下回っており、他の除染対象に比べて進捗が遅れているが、これは、市町村の意向により、農地よりも宅地を優先して除染等の措置を進めてきたことなどによるものである。

図表5-5 除染特別地域における除染等の措置の実施状況（平成27年9月末現在）

市町村名		檜葉町	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	田村市	南相馬市	川俣町	川内村		
宅地	平成26年9月末	進捗率（%）	100	5	100	調整中	5	100	25	100	4	100	100	
		対象数	（宅地の件数）	2,500	6,000	180	調整中	5,900	1,100	1,800	調整中	5,200	360	160
			（関係人の数）	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
	（世帯数）	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	
	27年9月末	進捗率（%）	100	64	100	14	21	100	100	100	35	100	100	
		対象数	（宅地の件数）	2,489	6,295	176	91	5,940	455	1,991	143	4,910	357	161
（関係人の数）			調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	
（世帯数）	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中		
農地	26年9月末	進捗率（%）	100	0.9	100	調整中	5	17	12	100	1	15	100	
		対象数（千㎡）	8,100	7,700	1,700	調整中	19,000	4,300	22,000	1,400	31,000	7,300	1,300	
	27年9月末	進捗率（%）	100	21	100	7	30	94	43	100	17	37	100	
		対象数（千㎡）	8,107	6,685	1,664	1,186	18,503	4,515	16,607	1,431	30,588	7,320	1,331	
森林（生活圏）	26年9月末	進捗率（%）	100	4	100	調整中	8	99	17	100	15	36	100	
		対象数（千㎡）	4,500	6,600	1,600	調整中	3,800	6,000	14,000	1,900	12,000	5,100	2,000	
	27年9月末	進捗率（%）	100	99	100	3	33	99	70	100	47	84	100	
		対象数（千㎡）	4,506	4,630	1,647	157	3,780	6,342	12,392	1,921	11,510	5,083	2,009	
道路	26年9月末	進捗率（%）	100	52	100	調整中	9	1	6	100	0.3	0.8	100	
		対象数（千㎡）	1,700	1,500	310	調整中	2,100	1,100	3,300	290	3,200	1,100	380	
	27年9月末	進捗率（%）	100	83	100	0	52	68	29	100	6	14	100	
		対象数（千㎡）	1,675	1,547	306	153	2,116	1,167	2,353	294	3,190	1,096	380	
特別地域内計画における終了時期		26年3月終了	29年3月（宅地は28年3月）	26年3月終了	28年3月	29年3月（宅地は28年3月）	28年3月（宅地は終了）	29年3月（宅地は終了）	25年6月終了	29年3月（宅地は28年3月）	28年3月（宅地は終了）	26年3月終了		

注(1) 進捗率は、小数点第1位（1%未満の場合は第2位）を四捨五入している。
 注(2) 対象数は、有効数字2桁で四捨五入した概数であり、進捗率算出の基とした実績数とともに今後の精査によって変わり得る。
 注(3) 網掛けは、特別地域内計画に基づく除染等の措置が終了した市町村を示す。
 注(4) 双葉町は、特別地域内計画を平成26年7月に策定し、同年9月末現在では対象数は調整中である。
 注(5) 檜葉町、大熊町、葛尾村（宅地）、飯館村（宅地）、田村市、川俣町（宅地）及び川内村の対象数は、未同意等を除いている。

27年9月末現在の除染特別地域における仮置場等の箇所数及び保管量は図表5-6のとおり、247か所、約459万㎡となっており、檜葉、富岡両町、葛尾、飯館両村の4町村で計約303万㎡と全体の65.9%を占めている。これは、除染対象となる区域の面積が広く、かつ、除染作業が一定程度進捗していることなどによる。

仮置場等に保管されている除去土壌等について、環境省は、27年1月に、福島県内の各市町村の仮置場から中間貯蔵施設へ試験的に輸送するパイロット輸送に関する「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係るH26～H27年度実施計画（パイロット輸送）」（以下「輸送実施計画（パイロット輸送）」という。）を策定した。輸送実施計画（パイロット輸送）によれば、パイロット輸送の実施期間は輸送開始から1年程度を見込み、搬出元は福島県管内43市町村の仮置場等で、輸送対象物は除染等の措置による除去土壌等、各市町村からの搬出量は1,000㎡程度とされている。そして、27年3月に、中間貯蔵施設のストックヤードへのパイロット輸送が開始されており、同年9月末現在の除染特別地域から中間貯蔵施設への搬出量は、図表5-6のとおり8,476㎡であり、檜葉町等8市町村からそれぞれ搬出されている（パイロット輸送の状況については158、159ページ参照）。上記の中間貯蔵施設へパイロット輸送により運搬したり、仮設の焼却

施設へ運搬したりして仮置場等から搬出した保管量は148,448m³であり、仮置場等の保管量の3.2%となっている。

図表5-6 除染特別地域における仮置場等の箇所数、保管量及び搬出済保管量の状況（平成27年9月末現在）

市町村名	楡葉町	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯舘村	田村市	南相馬市	川俣町	川内村	合計
仮置場等の箇所数	23	15	15	8	25	31	74	6	12	36	2	247
保管量 (m ³)	577,127	814,745	225,335	22,605	309,577	474,852	1,165,162	36,895	443,916	436,276	92,505	4,598,995
搬出済保管量 (m ³)	1,008	72,976	1,002	806	16,454	53,985	—	617	—	—	1,600	148,448
うち仮設焼却施設へ	—	71,973	—	—	15,014	52,985	—	—	—	—	—	139,972
うち中間貯蔵施設へ	1,008	1,003	1,002	806	1,440	1,000	—	617	—	—	1,600	8,476
区域面積 (ha)	2,100	2,800	400	200	3,300	1,700	5,600	500	6,100	1,600	500	24,800

注(1) 仮置場等には、一時保管所、仮仮置場等を含む。

注(2) 保管量及び搬出済保管量は、保管袋数を体積に換算している。なお、1袋当たりの体積は、おおむね1m³である。

注(3) 仮置場等からの搬出時に減容化した保管物等については複数個を1袋に集約して搬出することがあるため、中間貯蔵施設等が受け入れる保管量とは必ずしも一致しない。

b 汚染状況重点調査地域（福島県管内）における汚染土壌等の除染等の実施状況

27年9月末現在、福島県管内で汚染状況重点調査地域に指定された39市町村のうち36市町村が、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を策定して、同計画に基づき汚染土壌等の除染等を実施している。

汚染土壌等の除染等のうち、除染等の措置の実施状況を住宅、公共施設等、道路、農地・牧草地、森林（生活圏）の除染対象別にみると、図表5-7のとおり、進捗率は、公共施設等が86.6%と最も高く、また、直近1年間（26年9月～27年9月）の進捗率の伸びは、住宅が29.4ポイントと最大となっている。これは、住宅及び公共施設等の住民の生活に密着した施設等を優先して除染等の措置が実施されたことによるものである。一方、道路が38.0%と最も低くなっているが、これは、仮置場の確保等が課題となっていることによるものである。また、地域別にみると、会津地域は計画に対する進捗率が100%となり、県北地域は森林（生活圏）を除く除染対象で70%以上進捗しているのに対して、県中、県南、相双、いわきの各地域では進捗率が50%以下の除染対象も見受けられる。

図表5-7 汚染状況重点調査地域（福島県管内36市町村）の直近1年間における除染等の措置の実施状況（平成27年9月末現在）

地域名	年月	住宅（戸数）			公共施設等（施設数）			道路（km）		
		予定数 A	実績数 B	進捗率（%） B/A	予定数 A	実績数 B	進捗率（%） B/A	予定数 A	実績数 B	進捗率（%） B/A
県北	平成26年9月	162,555	85,176	52.3	4,106	2,788	67.9	4,015	1,357	33.8
	27年9月	163,460	125,336	76.6	5,188	4,249	81.9	3,741	2,641	70.6
県中	26年9月	140,855	51,688	36.6	2,759	2,029	73.5	4,887	426	8.7
	27年9月	142,078	96,187	67.7	2,771	2,524	91.0	4,874	1,705	34.9
県南	26年9月	25,129	7,603	30.2	754	445	59.0	1,546	297	19.2
	27年9月	30,934	23,324	75.3	845	755	89.3	1,878	440	23.4
会津	26年9月	6,688	2,645	39.5	144	137	95.1	183	45	24.5
	27年9月	6,688	6,688	100.0	144	144	100.0	272	272	100.0
相双	26年9月	34,662	7,640	22.0	232	230	99.1	1,415	548	38.7
	27年9月	36,674	14,076	38.3	267	261	97.7	1,401	802	57.2
いわき	26年9月	62,861	10,457	16.6	530	464	87.5	調整中	—	—
	27年9月	54,565	27,909	51.1	408	408	100.0	3,480	92	2.6
計	26年9月	432,750	165,209	38.1	8,525	6,093	71.4	12,047	2,674	22.2
	27年9月	434,399	293,520	67.5	9,623	8,341	86.6	15,647	5,954	38.0

地域名	年月	農地・牧草地（ha）			森林（生活圏）（ha）		
		予定数 A	実績数 B	進捗率（%） B/A	予定数 A	実績数 B	進捗率（%） B/A
県北	26年9月	16,108	14,628	90.8	1,548	404	26.1
	27年9月	16,028	14,686	91.6	2,018	1,105	54.7
県中	26年9月	9,375	4,762	50.8	598	64	10.7
	27年9月	9,361	6,654	71.0	144	61	42.3
県南	26年9月	550	472	85.8	811	54	6.6
	27年9月	514	512	99.6	780	172	22.0
会津	26年9月	—	—	—	—	—	—
	27年9月	—	—	—	—	—	—
相双	26年9月	8,120	1,185	14.6	697	432	62.0
	27年9月	7,739	4,189	54.1	729	459	62.9
いわき	26年9月	287	0	0.0	591	7	1.3
	27年9月	調整中	152	—	調整中	7	—
計	26年9月	34,441	21,049	61.1	4,247	963	22.6
	27年9月	33,644	26,194	77.4	3,673	1,805	48.9

注(1) 住宅、公共施設等及び道路の実績数には、調査にて終了したものが含まれる。

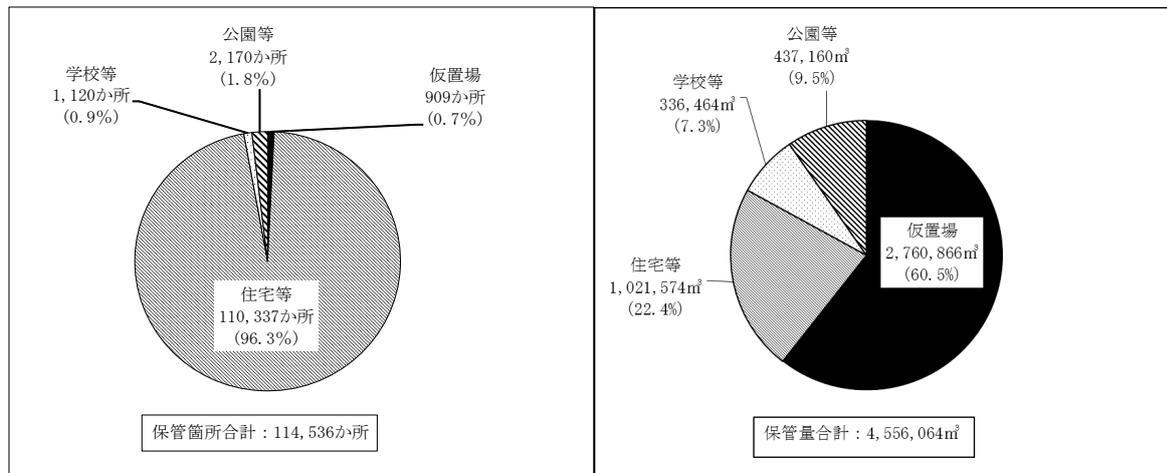
注(2) 予定数は、市町村により概数又は平成27年度末までの計画数を計上しているところがあるため今後変更されることがある。また、「—」は予定及び実績がないこと、「調整中」は実施計画を調整中であることを示す。

注(3) 「農地・牧草地」及び「森林（生活圏）」の計欄の27年9月の「進捗率」の算定に当たっては、「いわき」の実績数を含めていない。

27年9月末現在の除去土壌等の保管の状況をみると、図表5-8のとおり、保管箇所は114,536か所あり、このうち住宅等の敷地内において保管袋等に入れるなどして地上又は地下で保管している箇所が110,337か所（96.3%）と大半を占めている。

また、同月末現在の福島県管内の汚染状況重点調査地域における除去土壌等の保管量は合計で約455万 m^3 であり、このうち仮置場に約276万 m^3 （60.5%）が保管されていて、仮置場の箇所数は909か所と少ないものの保管場所として大きな役割を果たしている。一方、住宅、学校等の施設においても約135万 m^3 （29.8%）が保管されており、地元住民の生活にも少なからず負担を与えている。

図表5-8 汚染状況重点調査地域（福島県管内36市町村）における除去土壌等の保管箇所及び保管量の状況（平成27年9月末現在）



前記のとおり、仮置場等で保管されている除去土壌等の一部は中間貯蔵施設へパイロット輸送することとなっているが、福島県管内の汚染状況重点調査地域における除染実施計画策定済みの36市町村からの輸送状況は、27年9月末現在、8市町村において計6,556m²が搬入中又は搬入終了となっている（パイロット輸送の状況については158、159ページ参照）。

上記のように除去土壌等の仮置場等からの輸送量は現状ではまだ僅かであり、除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送が進まない場合、除染等の措置の進捗による除去土壌等の仮置場及び住宅、学校等の施設における保管量が増大して地元住民の生活への更なる負担が懸念される。

c 福島県以外の7県管内60市町村の汚染状況重点調査地域における汚染土壌等の除染等の実施状況

(注16)

27年9月末現在、福島県以外の7県管内で汚染状況重点調査地域に指定された60市町村のうち、58市町村が放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を策定して、同計画に基づき汚染土壌等の除染等を実施している。

汚染土壌等の除染等のうち除染等の措置の実施状況を見ると、図表5-9のとおり、27年9月末現在で、岩手、宮城両県以外の5県については栃木県を除きほぼ完了している。栃木県については、公共施設等の進捗率が61.0%と比較的進捗が遅れている。また、岩手、宮城両県についてはおおむね80%以上の進捗率となっているが、宮城県については道路の進捗率が15.7%にとどまっている。こ

これは、除去土壌等を保管する仮置場について地元住民等の同意が得られないなどの理由により、用地確保が難航していることなどによるものである。

(注16) 7県 岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県

図表5-9 汚染状況重点調査地域（7県管内）における除染等の措置の実施状況（平成27年9月末現在）

県名	住宅（戸数、棟数）			公共施設等（施設数）			道路（m）		
	平成27年9月末			27年9月末			27年9月末		
	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A
岩手県	18,621	15,712	84.3	3,675	3,202	87.1	2,162,600	2,162,600	100
宮城県	10,247	8,522	83.1	681	681	100	486,229	76,402	15.7
茨城県	47,276	47,276	100	1,850	1,850	100	2,134,405	2,134,405	100
栃木県	41,519	39,637	95.4	2,431	1,485	61.0	81,402	81,402	100
群馬県	6,192	6,192	100	188	188	100	203,378	203,378	100
埼玉県	-	-	-	150	150	100	3,409	3,409	100
千葉県	19,160	19,160	100	2,491	2,491	100	232,874	232,874	100
計	143,015	136,499	95.4	11,466	10,047	87.6	5,304,297	4,894,470	92.2

県名	農地・牧草地（㎡）			森林（生活圏）（㎡）		
	27年9月末			27年9月末		
	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A	予定数 A	実績数 B	進捗率(%) B/A
岩手県	-	-	-	-	-	-
宮城県	808,186	808,186	100	2,104,107	2,104,107	100
茨城県	-	-	-	7,186	7,186	100
栃木県	12,278,300	12,278,300	100	831,760	831,760	100
群馬県	1,043,597	1,043,597	100	60,155	60,155	100
埼玉県	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-
計	14,130,083	14,130,083	100	3,003,208	3,003,208	100

注(1) 予定数は、平成27年9月末現在で具体的に予定があるものであり、今後市町村における除染の計画が具体化するのに伴って増減する可能性がある。

注(2) 予定数及び実績数には、モニタリングを実施して、その結果を基に除染作業を実施しなかったものを含めている。また、「-」は予定及び実績がないことを示す。

一方、26年度末現在の除去土壌等の保管の状況をみると、図表5-10のとおり、22,741か所において340,622㎡の除去土壌等が保管されている。また、これらの除去土壌等の保管場所をみると、全体の95.5%に当たる21,735か所は、除染等の措置を実施した現場の地下となっており、地下での保管量は全体の83.3%に当たる283,864㎡となっている。

環境省は、除染等の措置の実施により発生した除去土壌等のうち、除染廃棄物については処分基準が定められており一部処分がなされているが、除去土壌については、今後策定予定の基準に従って処分を実施することとなるとしている。除去土壌等の大部分は現場の地下で保管されたままとなっており、地元住

民の生活への更なる影響が懸念されるため、今後早急に除去土壌についても処分の基準を策定して、処分を実施することが望まれる。

図表5-10 汚染状況重点調査地域（7県管内58市町村）における除去土壌等の保管の状況（平成26年度末現在）

県名	現場保管						仮置場					
	箇所数			保管量 (m ³)			箇所数			保管量 (m ³)		
	地下保管	地上保管		地下保管	地上保管		地下保管	地上保管		地下保管	地上保管	
岩手県	311	310	1	24,912	24,912	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	578	572	6	18,259	17,807	452	15	-	15	19,784	-	19,784
茨城県	1,048	1,011	37	55,488	49,766	5,723	2	-	2	2,657	-	2,657
栃木県	18,288	17,407	881	103,330	88,286	15,043	2	2	-	6,044	6,044	-
群馬県	781	774	7	3,468	3,426	42	6	2	4	1,811	1,081	730
埼玉県	44	19	25	6,562	2,634	3,928	2	1	1	656	205	451
千葉県	1,662	1,642	20	97,581	97,033	548	2	-	2	70	-	70
計	22,712	21,735	977	309,600	283,864	25,736	29	5	24	31,022	7,330	23,692

県名	合計					
	箇所数			保管量 (m ³)		
	地下保管	地上保管		地下保管	地上保管	
岩手県	311	310	1	24,912	24,912	-
宮城県	593	572	21	38,043	17,807	20,236
茨城県	1,050	1,011	39	58,145	49,766	8,380
栃木県	18,290	17,409	881	109,374	94,330	15,043
群馬県	787	776	11	5,279	4,507	772
埼玉県	46	20	26	7,218	2,839	4,379
千葉県	1,664	1,642	22	97,651	97,033	618
計	22,741	21,740	1,001	340,622	291,194	49,428

(注) 保管量は小数点以下を四捨五入しているため、集計しても計欄と一致しない場合がある。

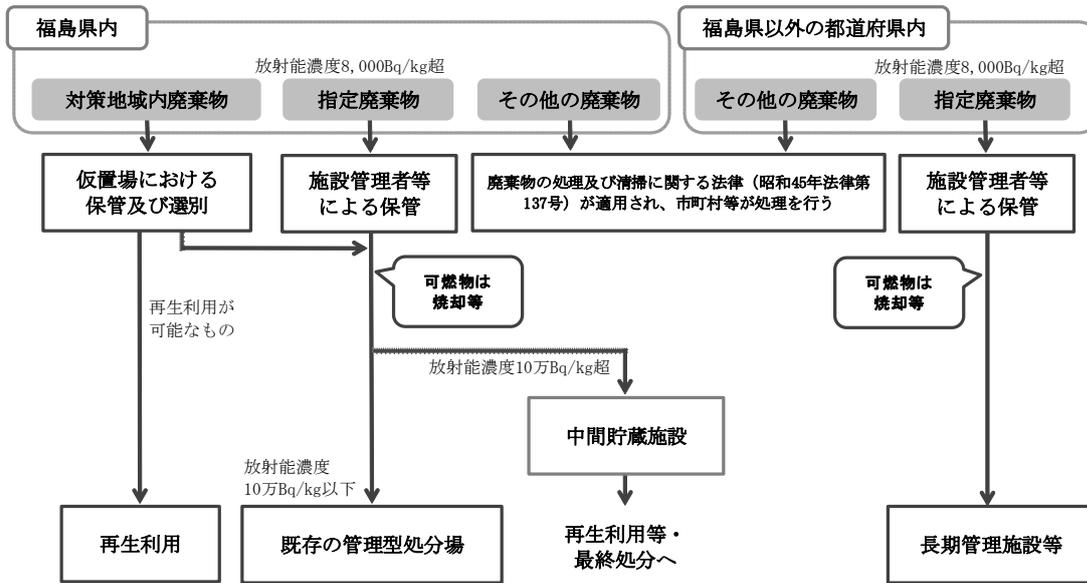
(イ) 汚染廃棄物処理事業の実施状況

放射性物質に汚染された廃棄物には、①対策地域内廃棄物、②放射能濃度が(注17) 8,000Bq/kgを超え、特別な管理が必要な程度に汚染されたものとして環境大臣が指定した廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）、③①及び②以外の廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が適用され、市町村等が処理を行うこととなっている廃棄物がある。

これらの廃棄物処理の主な流れは、図表5-11のとおり、福島県内においては、放射能濃度が10万Bq/kgを超える対策地域内廃棄物及び指定廃棄物は中間貯蔵施設へ搬入して一定の期間安全かつ集中的に管理及び保管を行い、10万Bq/kg以下の対策地域内廃棄物及び指定廃棄物は既存の管理型処分場で処分することとなっている。

(注17) Bq（ベクレル） 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位

図表5-11 対策地域内廃棄物、指定廃棄物等の主な処理の流れ



出典：中間貯蔵ロードマップ（平成23年10月環境省）

- 注(1) 図表中の対策地域内廃棄物は、除染廃棄物を除く災害廃棄物等のことである。
 注(2) 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物以外の放射能濃度8,000Bq/kg以下のその他の廃棄物のうち、一定の範囲については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準が適用される。
 注(3) 管理型処分場は、埋立地から出る浸出水による地下水や公共水域の汚染を防止するために、埋立地の側面や底面を遮水シート等で覆う遮水工、浸出水処理施設等を備えた処理施設のことである。

汚染廃棄物処理事業は、対策地域内廃棄物、指定廃棄物等の迅速な処理等を実施するものであり、23年度から26年度までの4か年度の支出済額は計743億余円となっている。

a 対策地域内廃棄物の処理の進捗状況

環境大臣は、24年6月に、放射性物質汚染対処特措法に基づき、福島県の双葉町を除く10市町村の対策地域内における災害廃棄物及び除染廃棄物の処理方針を定める対策地域内廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画によれば、国は、沿岸部の市町については、帰還困難区域を除き、24年度内を目途に災害廃棄物を仮置場へ搬入し、25年度末までに処理施設等への搬入を目指すこととし、内陸部の市町村については、帰還困難区域を除き、要解体建物等の状況を把握した上で当該市町村と調整しつつ、25年度末までに処理施設等への搬入を目指すこととされていた。このほか、国は、除染廃棄物について、今後、除染の内容等が具体化された段階で除染廃棄物の種類及び発生量等の予測を行い、処理体制の整備状況等を踏まえて、処理目標を検討するこ

ととされていた。

その後、環境省は、災害廃棄物等の処理に係る調整等に時間を要して25年度末までの完了が困難な状況であるとして、25年9月に「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」を公表して、避難者の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物等の処理に当たっては、帰還の妨げとなる廃棄物の処理を優先することとした。そして、環境大臣は、同年12月に処理計画を改定して、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入の完了時期を双葉町を含む市町村ごとに定めて処理を実施している。そのうち仮置場への搬入状況をみると、図表5-12のとおり、大熊、楢葉両町及び川内村は26年3月に、南相馬市、双葉町及び飯舘村は27年3月までにそれぞれ搬入を完了している。川俣町及び葛尾村は同月までに一部の片付けごみを除き搬入を完了していて、浪江、富岡両町は28年3月を完了予定として搬入中である。これらの作業はおおむね改定された計画どおりに行われている。

- (注18) 避難指示解除準備区域 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確認された地域
- (注19) 居住制限区域 避難指示区域のうち平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあると確認されていて、住民の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域

図表5-12 処理計画及び帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入の状況

処理計画 (24年6月)	災害廃棄物		平成24年度				25年度				26年度				27年度				28年度			
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
474,000	仮置場への搬入	推定量(t)	25.3																沿岸部の市町村における完了目標年月			
		最終処分	全量の最終処分の目標年月 26.3																内陸部の市町村は当該自治体と調整する。			
処理計画 (25年12月) 及び進捗状況	災害廃棄物等		24年度				25年度				26年度				27年度				27年9月末現在の状況			
	市町村名	推定量(t)	凡例 帰還の妨げとなる廃棄物の撤去・仮置場への搬入完了目標年月																			
	沿岸部	南相馬市	260,000	27.3																27.3完了	完了	
		浪江町	289,000	28.3																搬入中		
		双葉町	13,000	27.3																27.3完了	完了	
		大熊町	3,900	26.3																26.3完了	完了	
		富岡町	105,000	28.3																搬入中		
		楡葉町	76,000	26.3																26.3完了	完了	
	内陸部	飯館村	42,000	27.3																27.3完了	完了	
		川俣町	3,300	27.3																27.3一部の家の片付けごみを除き完了	一部の家の片付けごみを除き完了	
		葛尾村	6,700	27.3																27.3一部の家の片付けごみを除き完了	一部の家の片付けごみを除き完了	
		田村市	2,300	仮置場を設置せず、家屋等の解体場所から直接、処理先に搬入を予定している。																		
		川内村	2,500	26.3																26.3完了	完了	

注(1) 推定量は、対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月（一部改定）環境省）に基づき、進捗は、環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイトにに基づく。
 注(2) 推定量は、帰還困難区域の分を含めておらず、有効数字2桁で四捨五入（10万t以上の場合、1,000t未満を四捨五入）している。
 注(3) 平成25年12月の処理計画の目標年月は、災害廃棄物等の全量ではなく、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去・仮置場への搬入完了目標を示す。
 注(4) 「完了」は、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去・仮置場への搬入完了を示す。

b 指定廃棄物の処理の進捗状況
(注20)

福島県を含む12都県に保管されている指定廃棄物の数量は、図表5-13のとおり、26年9月末に15.2万tであったものが27年9月末には16.6万tに増加している。環境省は、24年3月に、地方公共団体や地方公共団体から委託を受けた民間事業者等の施設による指定廃棄物の保管容量がひっ迫している宮城、茨城、栃木、群馬、千葉各県において、同省が自ら指定廃棄物の処分に必要な長期管理施設等を確保することとした。

27年9月末現在、環境省が同施設の候補地を選定している段階であり、指定廃棄物はその全量が地方公共団体や地方公共団体から委託を受けた民間事業者等が管理する焼却施設等に保管されている。

(注20) 12都県 東京都、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、静岡各県

図表5-13 岩手県等12都県の指定廃棄物の数量の状況（平成27年9月末現在）

(単位：t)

都県名	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
平成26年9月末	475	3,317	2	127,512	3,532	10,510	1,186
27年9月末	475	3,405	2	138,490	3,532	13,533	1,186

都県名	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	静岡県	計
26年9月末	3,687	981	2	1,017	8	152,236
27年9月末	3,690	981	2	1,017	8	166,328

(ウ) 中間貯蔵施設事業の実施状況

中間貯蔵施設事業は、福島県内における汚染土壌等の除染等及び汚染廃棄物処理事業の実施に伴って大量に発生が見込まれる除去土壌、放射能濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物等（以下「除去土壌・廃棄物」という。）を一定の期間、安全かつ集中的に管理及び保管を行うための中間貯蔵施設に係る調査検討及びその整備等を行う事業である。国は、23年度から26年度までの4か年度に、各種調査業務、施設予定地内に除去土壌・廃棄物を一時的に保管するためのストックヤードの整備等のために計92億余円を支出している。

a 中間貯蔵施設の建設の受入れ容認までの経緯等

環境省は、23年10月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」で、中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行うこと、貯蔵対象は福島県内の除去土壌・廃棄物のみとすること、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了することなどとした。そして、除去土壌・廃棄物の仮置場への本格搬入開始から3年程度を供用の目途とする中間貯蔵施設の整備に係る工程表を策定した。

また、環境省は、25年4月に双葉郡内において開始した現地調査、住民説明会、それらと並行して開催した中間貯蔵施設安全対策検討会等を経て、福島県及び檜葉、富岡、大熊、双葉各町に対して、同年12月に中間貯蔵施設の設置及び管理型処分場の活用の受入れに係る要請を行った。その後、中間貯蔵施設を大熊、双葉両町へ集約して建設することについて、26年9月に福島県、同年12月に大熊町、27年1月に双葉町からそれぞれ容認された。これを受けて、環境省は、27年2月に、中間貯蔵施設の本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除去土壌・廃棄物を一時的に保管するためのストックヤードの整備を開始して、同年9月末

現在、大熊、双葉両町においてそれぞれ約2万m³の保管分の整備を完了して、更に28年3月末までにそれぞれ約0.6万m³の保管分の整備を追加して行うこととしている。

なお、中間貯蔵施設に係る用地取得の状況をみると、環境省は、当該用地の登記簿上の約2,400人の地権者のうち連絡先を把握している約1,290人に連絡を取り、27年9月末までに約1,020人に個別訪問等による説明を行っているが、土地の売買契約等の成立件数は9件にとどまっている。

これまで環境省は、できるだけ早期の搬入に向けて、用地取得やパイロット輸送等の取組を実施してきているところではあるが、上記のとおり、用地取得が進んでおらず、施設整備や輸送等の全体計画を示すことは困難な状況となっている。

b パイロット輸送の状況

環境省は、25年12月から、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」を開催していて、26年11月に、仮置場等から中間貯蔵施設までの除去土壌・廃棄物の輸送に当たってのルールや考慮すべき項目に関する基本的事項をとりまとめた「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」（以下「輸送基本計画」という。）を策定した。

輸送基本計画によれば、中間貯蔵施設事業の実施者である国が中心となり、除染等実施者等と連携して、大量の除去土壌・廃棄物の本格輸送を安全かつ効率的に実施するために、広く県内全域からの輸送を行い、輸送手段等の効率性の確認等を行うパイロット輸送をおおむね1年程度実施することとされている。そして、環境省は、輸送基本計画を前提として、搬出元、輸送のルート等を定めた輸送実施計画（パイロット輸送）を策定して、実施期間については26、27両年度のうちの1年程度として、搬出元については福島県内の除染特別地域又は汚染状況重点調査地域である福島県管内43市町村の仮置場等で、各市町村からの搬出量については1,000m³程度としている。そして、27年3月に、中間貯蔵施設のストックヤードへのパイロット輸送が開始され、図表5-14のとおり、同年9月末現在の搬入量（搬入中のものを含む。）は、10市町村から大熊町へ計9,158m³、5市町村から双葉町へ計5,777m³となっている。

図表5-14 中間貯蔵施設のストックヤードへのパイロット輸送の状況(平成27年9月末現在)

搬出元市町村名	搬出先(保管場)	搬入量(m ³)	搬入状況
大熊町	大熊町	1,002	搬入終了
田村市		1,004	搬入終了
富岡町		1,003	搬入終了
川内村		1,590	搬入終了
広野町		900	搬入終了
棚倉町		1,516	搬入終了
浅川町		286	搬入終了
会津美里町		1,000	搬入終了
平田村		267	搬入中
いわき市		590	搬入中
10市町村	大熊町計	9,158	
双葉町	双葉町	806	搬入終了
浪江町		1,353	搬入終了
葛尾村		1,000	搬入終了
郡山市		1,610	搬入終了
檜葉町		1,008	搬入終了
5市町村	双葉町計	5,777	
15市町村	合計	14,935	

(注)輸送したフレキシブルコンテナ等1袋の体積を1m³として換算した。

ウ 帰還支援等の取組等の実施状況

(ア) 避難指示区域等の見直しの状況

国は、25年8月までに福島県内の全ての避難指示対象市町村(田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村)において、避難指示区域の見直しを完了した。そして、図表5-15 [25年8月8日現在の状況] のとおり、2市6町3村の一部を避難指示解除準備区域に、1市4町3村の一部を居住制限区域に、1市4町2村の一部を帰還困難区域にそれぞれ再編した。

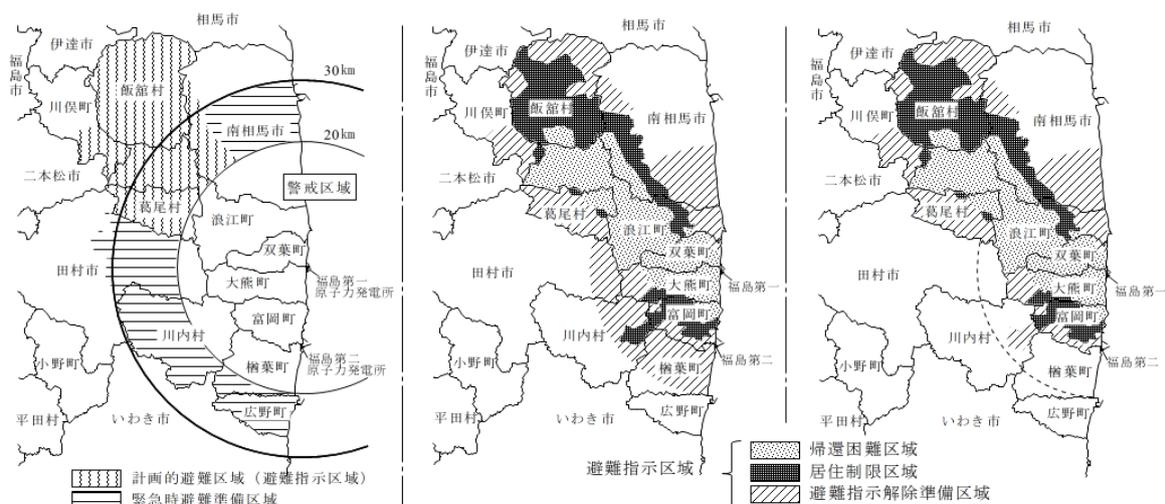
その後、国は、図表5-15 [27年9月5日現在の状況] のとおり、26年4月1日に田村市の一部に設定していた避難指示解除準備区域を解除し、続いて、同年10月1日に川内村の一部に設定していた避難指示解除準備区域を解除するとともに、居住制限区域を避難指示解除準備区域とする見直しを行った。さらに、27年9月5日に

は檜葉町の一部に設定していた避難指示解除準備区域を解除して、その結果、同日現在、避難指示区域は9市町村に設定されている。

また、国は、福島復興の加速指針を27年6月に改訂して、避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、遅くとも福島第一原発の事故から6年後（29年3月）までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速することなどとした。

図表5-15 避難指示区域等の設定の状況（概念図）

[平成23年4月22日現在の状況] [25年8月8日現在の状況] [27年9月5日現在の状況]



(注) 経済産業省が公表している「避難指示区域の概念図」等を基に作成した。

27年9月5日現在、避難指示区域の市町村別の人口、世帯数及び面積は、図表5-16のとおり、70,485人、25,262世帯、約952km²となっており、9市町村全体のそれぞれ50.8%、49.0%、65.2%を占めている。このうち、富岡、大熊、双葉、浪江各町、葛尾、飯館両村は全域が避難指示区域に設定されている。

図表5-16 避難指示区域の人口、世帯数及び面積の状況（平成27年9月5日現在）

市町村名	区分	全体	避難指示区域						避難指示解除		区域対象外	
			帰還困難区域		居住制限区域		準備区域		準備区域		区域対象外	
			割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	
富岡町	人口(人)	13,919	13,919	100.0	4,103	29.4	8,470	60.8	1,346	9.6	-	-
	世帯数(世帯)	5,549	5,549	100.0	1,663	29.9	3,396	61.2	490	8.8	-	-
	面積(k㎡)	68	68	100.0	8	11.7	35	51.4	25	36.7	-	-
大熊町	人口(人)	10,782	10,782	100.0	10,392	96.3	368	3.4	22	0.2	-	-
	世帯数(世帯)	3,927	3,927	100.0	3,786	96.4	130	3.3	11	0.2	-	-
	面積(k㎡)	79	79	100.0	49	62.0	12	15.1	18	22.7	-	-
双葉町	人口(人)	6,275	6,275	100.0	6,032	96.1	-	-	243	3.8	-	-
	世帯数(世帯)	2,354	2,354	100.0	2,278	96.7	-	-	76	3.2	-	-
	面積(k㎡)	51	51	100.0	49	96.0	-	-	2	3.9	-	-
浪江町	人口(人)	18,866	18,866	100.0	3,211	17.0	8,020	42.5	7,635	40.4	-	-
	世帯数(世帯)	7,082	7,082	100.0	1,146	16.1	2,998	42.3	2,938	41.4	-	-
	面積(k㎡)	224	224	100.0	180	80.3	23	10.2	21	9.3	-	-
葛尾村	人口(人)	1,478	1,478	100.0	118	7.9	62	4.1	1,298	87.8	-	-
	世帯数(世帯)	452	452	100.0	33	7.3	21	4.6	398	88.0	-	-
	面積(k㎡)	85	85	100.0	16	18.8	5	5.8	64	75.2	-	-
飯館村	人口(人)	6,275	6,275	100.0	269	4.2	5,224	83.2	782	12.4	-	-
	世帯数(世帯)	1,864	1,864	100.0	76	4.0	1,582	84.8	206	11.0	-	-
	面積(k㎡)	230	230	100.0	11	4.7	157	68.2	62	26.9	-	-
南相馬市	人口(人)	64,102	11,665	18.1	2	0.0	477	0.7	11,186	17.4	52,437	81.8
	世帯数(世帯)	23,641	3,663	15.4	1	0.0	126	0.5	3,536	14.9	19,978	84.5
	面積(k㎡)	399	171	42.8	24	6.0	56	14.0	91	22.8	228	57.1
川俣町	人口(人)	14,523	1,171	8.0	-	-	122	0.8	1,049	7.2	13,352	91.9
	世帯数(世帯)	5,554	352	6.3	-	-	41	0.7	311	5.5	5,202	93.6
	面積(k㎡)	127	32	25.1	-	-	3	2.3	29	22.8	95	74.8
川内村	人口(人)	2,469	54	2.1	-	-	-	-	54	2.1	2,415	97.8
	世帯数(世帯)	1,051	19	1.8	-	-	-	-	19	1.8	1,032	98.1
	面積(k㎡)	197	12	6.0	-	-	-	-	12	6.0	185	93.9
計	人口(人)	138,689	70,485	50.8	24,127	17.3	22,743	16.3	23,615	17.0	68,204	49.1
	世帯数(世帯)	51,474	25,262	49.0	8,983	17.4	8,294	16.1	7,985	15.5	26,212	50.9
	面積(k㎡)	1,460	952	65.2	337	23.0	291	19.9	324	22.1	508	34.7

注(1) 人口及び世帯数は、市町村から聞き取った情報（平成27年9月5日現在の住民登録数）を基に内閣府原子力被災者生活支援チームが集計したものである。

注(2) 割合は、全体に対する割合を示す。

注(3) 平成27年9月5日現在の避難指示区域は、双葉郡富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡葛尾、相馬郡飯館両村の全域並びに南相馬市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の一部地域である。

(イ) 生活拠点形成事業の実施状況

福島県、避難先市町村又は避難元市町村等（以下、これらを合わせて「福島県等」という。）は、避難指示区域に存する住宅に23年3月11日において居住している者（注21）
 た者（特定帰還者である者を除く。以下「居住制限者」という。）の生活の拠点を形成することを目的として、生活拠点形成事業を実施し、災害公営住宅の整備等を行っている（以下、居住制限者のための災害公営住宅を「復興公営住宅」という。）。

(注21) 特定帰還者 避難指示区域又は避難解除区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者であって当該住宅の存した市町村に帰還する者

福島県は、復興公営住宅の整備等を実施するに当たり、住民意向調査の結果等を踏まえて、復興公営住宅の整備戸数、整備箇所等を定めた福島県復興公営住宅整備計画（以下「整備計画」という。）を策定している。そして、同県は、25年6月の第1次の整備計画では、27年度までの入居を目指しておおむね3,700戸を整備

することとし、25年12月の第2次の整備計画では、新たに27年度以降早期の入居を目指して1,190戸を追加して、全体で計4,890戸を整備することとした。

その後、福島県は、26年8月には用地の確保が難航していることなどにより、27年1月には宅地造成に時間を要することなどにより遅れが生ずるとして、それぞれ整備見通しの見直しを行うなどしており、同年9月の整備見通しの公表では、図表5-17のとおり、総整備計画戸数4,890戸のうち2,211戸の完成時期は28年度中、1,484戸の完成時期は29年度中としている。

図表5-17 受入市町村別の復興公営住宅の整備計画戸数の見通しの状況（平成27年9月7日現在）

（単位：戸）

受入市町村名	完成予定年度				計
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	
福島市	71	58	216	130	475
会津若松市	28	61	45	-	134
郡山市	160	330	80	-	570
いわき市	250	67	231	1,220	1,768
白河市	-	-	40	-	40
二本松市	-	-	270	76	346
田村市	-	-	18	-	18
南相馬市	-	-	927	-	927
本宮市	-	61	-	-	61
桑折町	-	25	39	-	64
川俣町	-	-	120	-	120
大玉村	-	59	8	-	67
三春町	-	-	217	-	217
広野町	-	-	-	58	58
川内村	-	25	-	-	25
計	509	686	2,211	1,484	4,890

総整備計画戸数4,890戸のうち、27年9月末現在の建築工事着手済戸数及び建物完成戸数をみると、図表5-18のとおり、福島県全体の70地区、4,890戸のうち、建築工事に着手済みとなっているのは37地区、1,856戸（建築工事着手率37.9%）、建物の完成に至っているのは17地区、687戸（建物完成率14.0%）となっている。

図表5-18 受入市町村別の復興公営住宅の整備の進捗の状況（平成27年9月末現在）

（単位：地区、戸、％）

受入市町村名	計画数		建築工事着手済数		建築工事着手率 B/A	建物完成数		建物完成率 C/A
	地区数	戸数 A	地区数	戸数 B		地区数	戸数 C	
福島市	7	475	5	193	40.6	3	71	14.9
会津若松市	5	134	3	100	74.6	2	70	52.2
郡山市	17	570	16	490	85.9	7	234	41.0
いわき市	17	1,768	6	415	23.4	3	262	14.8
白河市	2	40	-	-	0.0	-	-	0.0
二本松市	4	346	-	-	0.0	-	-	0.0
田村市	1	18	-	-	0.0	-	-	0.0
南相馬市	5	927	2	519	55.9	-	-	0.0
本宮市	3	61	2	30	49.1	-	-	0.0
桑折町	2	64	1	25	39.0	1	25	39.0
川俣町	2	120	-	-	0.0	-	-	0.0
大玉村	1	67	1	59	88.0	-	-	0.0
三春町	2	217	-	-	0.0	-	-	0.0
広野町	1	58	-	-	0.0	-	-	0.0
川内村	1	25	1	25	100.0	1	25	100.0
計	70	4,890	37	1,856	37.9	17	687	14.0

エ 原子力災害関係経費の求償の状況

国は、復興基本方針に基づき、原子力災害の応急対策、復旧対策及び復興について、原子力災害関係経費により、自ら又は独立行政法人を通じて事業を実施したり、地方公共団体が実施する事業に対して国庫補助金等を交付したりするなどして対応を図ってきている。

一方、原子力事業者は、原賠法等によれば、原子力損害を賠償する責めに任ずるとされていて、東京電力は、国及び地方公共団体が実施した福島第一原発の事故に対処するための事業に要した費用のうち、事故との相当因果関係があると認められる損害に係る費用については、国及び地方公共団体からの求償に基づき、その内容等を確認した上で支払っている。

そこで、国は東京電力に対して求償を適切に行っているかを把握するために、関係各府省庁等、沿岸6県及び管内市町村において、国が支出した原子力災害関係経費についての東京電力に対する求償の実施状況について検査した。

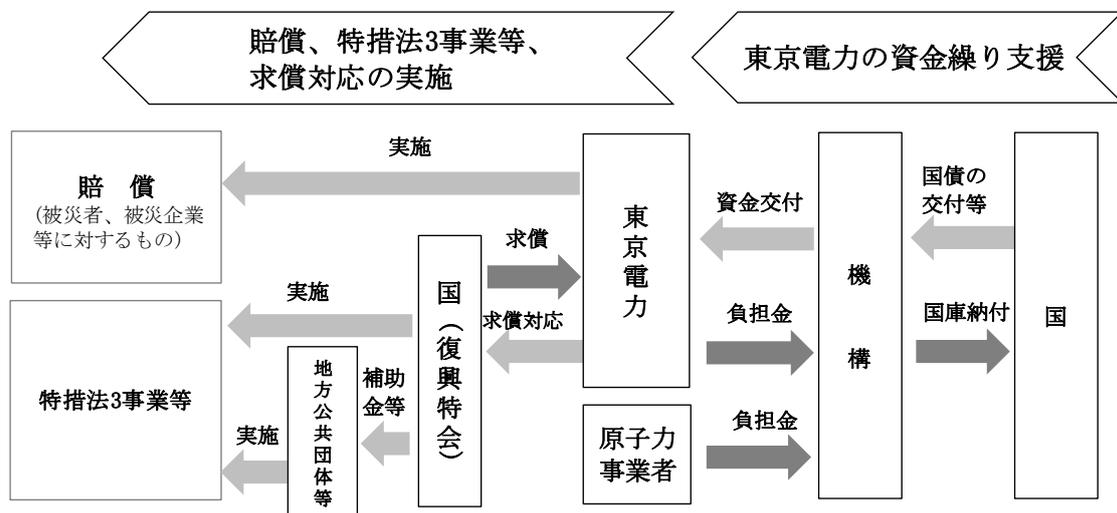
(ア) 特措法3事業及び緊急除染等に係る求償の状況

a 特措法3事業に係る8省の求償の状況

放射性物質汚染対処特措法においては、福島第一原発から放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関して、国、地方公共団体等が行う特措法3事

業は、原賠法等により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする事が明記された。そして、福島復興の加速指針において事業実施後に環境省等から東京電力に求償するとされた、実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用（詳細については145ページ参照）の賠償に対して東京電力において必要となる資金繰りは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）への交付国債の交付・償還により国が支援することなどとされている（図表5-19参照）。

図表5-19 国による東京電力の資金繰り支援等の流れ



(注22)

放射性物質汚染対処特措法が施行された24年1月以降に8省が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した特措法3事業について、23年度から26年度までの4か年度の事業実施済額（26年度末までに特措法3事業に係る費用として確定した額）、27年10月末現在の8省が東京電力に行った年度別の求償額及び同額の事業実施済額に対する割合（以下「求償率」という。）、さらに、求償額に対する東京電力の支払額及び同額の割合（以下「支払率」という。）を示すと図表5-20のとおりであり、特措法3事業の23年度から26年度までの4か年度の事業実施済額の合計は7857億余円、求償額の合計は4605億余円（求償率58.6%）、東京電力の支払額の合計は3653億余円（支払率79.3%）となっている。

(注22) 8省 法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、国土交通、環境、防衛各省

図表5-20 特措法3事業（平成23年度から26年度まで）に係る8省の求償及び東京電力の支払の状況（27年10月末現在）

(単位：百万円、%)

省名	事業名	事業実施済額 A	求償を 行った年度	求償額 B	求償率 B/A	支払額 C	支払率 C/B		
環境省	汚染土壌等の除染等	701,259	平成24	14,784	54.3	13,164	89.0		
			25	44,502		43,124	96.9		
			26	119,619		116,137	97.0		
			27	202,164		178,073	88.0		
			小計	381,071		350,499	91.9		
	国直轄除染	336,161	24	12,425	87.7	10,871	87.4		
			25	32,903		31,993	97.2		
			26	57,443		55,980	97.4		
			27	192,256		170,019	88.4		
	市町村除染	365,098	24	2,359	23.5	2,292	97.1		
			25	11,599		11,130	95.9		
			26	62,176		60,156	96.7		
			27	9,907		8,054	81.2		
	小計	86,042	81,633	94.8					
			24	-	99.6	-	-		
			25	6,409		4,388	68.4		
			26	27,813		8,796	31.6		
	27	39,672	-	0.0					
	小計	73,895	13,185	17.8					
			24	103	62.2	71	68.3		
25			362	360		99.4			
26			1,945	1,128		58.0			
27	3,152	65	2.0						
小計	5,563	1,625	29.2						
		計	460,529	58.7	365,310	79.3			
		法務省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	33	27	8	24.1	8	100.0
		計	8	24.1	8	100.0			
財務省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	9	-	-	0.0	-	-		
文部科学省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	20	-	-	0.0	-	-		
厚生労働省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	69	-	-	0.0	-	-		
国土交通省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	498	-	-	0.0	-	-		
防衛省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	460	-	-	0.0	-	-		
農林水産省	除染等の技術実証において実施された汚染土壌等の除染等(直轄)	243	-	-	0.0	-	-		
計	785,709	24	14,888	58.6	13,235	88.8			
		25	51,274		47,873	93.3			
		26	149,378		126,062	84.3			
		27	244,996		178,147	72.7			
計	460,538	365,318	79.3						

注(1) 福島県に設置造成等された基金により実施されている事業の事業実施済額は、当該基金から取り崩されて執行された額を計上している。

注(2) 事業実施済額は平成27年3月末現在としている。また、事業実施年度は環境省が23年度から26年度まで、農林水産省が24年度から26年度まで、環境、農林水産両省以外の各省は26年度である。

各省庁等における汚染土壌等の除染等のうち、除染特別地域に係る汚染土壌等の除染等については、環境省が実施して自ら東京電力に対して費用の求償を

行っている。そして、汚染状況重点調査地域内の各省庁等が管理する土地及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る汚染土壌等の除染等については、23年度から25年度までの3か年度においては、復興庁から環境省に一括して予算の移替えを行うなどして、環境省から支出委任を受けた土地等を管理する省庁等が実施している。なお、農林水産省は、24、25両年度の汚染土壌等の除染等を自らの所管する予算を執行して実施している。このように農林水産省を除いて、25年度までは環境省所管予算として執行されていたことから、他省庁等の実施分に係る費用を含めて、環境省が東京電力に対して求償を行っていたが、26年度以降は、土地等を管理する省庁等所管予算として執行されることとなり、当該省庁等が東京電力に対して費用の求償を行うこととなっている。国以外の者が管理する土地等に係る汚染土壌等の除染等については、環境省が県、市町村等が実施する事業に必要な費用を国庫補助金として交付しており、いずれも環境省が東京電力に対して事業に要した費用の求償を行っている。

そして、26年度以降は、農林水産省及び環境省を除く新たに自ら求償を行うこととなった6省のうち法務省は既に求償を行い、他の5省は環境省から求償に関する手順等の説明を受けるなどして求償に向けた準備等を進めているところであるとしている。

一方、農林水産省は、24年度から26年度までの3か年度に、6森林管理署において、放射性物質の影響を受けている集落周辺等の森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術の早期確立・改善に必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を推進するための森林における除染等実証事業を委託事業として実施している。当該事業には、放射性物質の拡散防止や除染等の技術実証も含まれており、これにより実施された除染等は、除染実施計画に定められた除染実施予定区域に所在する国有林において、住宅等に近接する林縁から20mの範囲で、落葉等の堆積有機物の除去等の方法で実施する放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置に該当し、その事業費は、24年度7267万余円、25年度1億5877万余円、26年度1200万余円、計2億4345万余円となっている。しかし、農林水産省は、求償の担当部署、求償に必要な手続、準備する書類等の求償を行うための体制や具体的な手続等を定めておらず、東京電力に対

して求償を行っていなかった。

そして、汚染土壌等の除染等に係る費用のうち、環境省が求償を行っている費用については、前記の図表5-20のとおり支払率が90%を超えており、東京電力による支払が進んでいる。国が東京電力から支払を受けるまでには、各省において市町村等が実施した事業実績の確認や東京電力に対する求償の手続を行った後、東京電力において事業の証拠書類の確認等や支払手続を行うことが必要である。

環境省及び東京電力においては、求償に対する支払を促進するために、26年12月以降、各市町村で実施された汚染土壌等の除染等の一部を抽出し、実際に事業が行われて適切な費用が掛かったか否かを証憑書類を基に確認を行い、確認が完了した市町村において抽出されなかった事業については、提出する証憑書類を簡素化するいわゆる「サンプルチェック」を実施しているところである。

一方、汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設事業に係る費用については、支払率がそれぞれ17.8%、29.2%と低調であるが、環境省は、その原因について、同省の求償額のうち、27年度分が全体の半分以上を占めており、東京電力による審査の時間が十分に取れていないことなどのためとしている。

b 緊急除染等（うち緊急実施除染事業）に係る求償の状況

緊急除染等のうち、内閣府所管の緊急実施除染事業は、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されている除染等（一部除染等以外の事業を含む。）であり、内閣府が自ら事業を行ったり、福島県に補助金を交付して基金を設置造成等したりなどして行うものである。

そして、「「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」（平成23年8月閣議決定）により、求償については国が支出を行う範囲において当該原子力事業者に行うこととなっており、事業実施済額とともに、これに基づき27年10月末までに内閣府が東京電力に対して行った求償について、23年度から26年度までの4か年度の事業実施済額（26年度末までに緊急実施除染事業に係る費用として確定した額）、内閣府が東京電力に行った年度別の求償額及び求償率並びに求償額に対する東京電力の支払額及び支払率を示すと、図表5-21のとおりで、事業実施済額の合計2095億余円に対して、求償額の合計は536億余円（求償率25.6%）、支払額の合計は244億余円（支払率45.5%）となっている。

図表5-21 緊急実施除染事業（平成23年度から26年度まで）に係る内閣府の求償及び東京電力の支払の状況（27年10月末現在）

（単位：百万円、％）

府名	事業名	事業実施済額 A	求償を 行った年度	求償額 B	求償率 B/A	支払額 C	支払率 C/B
内閣府	緊急実施除染事業	209,500	平成25	1,573	/	221	14.0
			26	11,993		10,132	84.4
			27	40,131		14,107	35.1
			計	53,698		25.6	24,461
	除染、帰還支援、農業系汚染廃棄物処理 (福島県)	194,398	25	1,573	/	221	14.0
			26	-		-	-
			27	40,131		14,107	35.1
			計	41,704		21.4	14,329
	除染モデル事業、入城・被ばく管理等	13,446	25	-	/	-	-
			26	11,993		10,132	84.4
			27	-		-	-
			計	11,993		89.1	10,132
	農業系汚染廃棄物処理	1,498	25	-	/	-	-
			26	-		-	-
			27	-		-	-
			計	-		0	-
	高濃度汚染稲わらの隔離、一時保管、警戒区域内の家畜遺体処理、生活圏近隣森林等の除染	157	25	-	/	-	-
			26	-		-	-
			27	-		-	-
			計	-		0	-

注(1) 「除染、帰還支援、農業系汚染廃棄物処理（福島県）」に係る事業実施済額は、福島県に設置造成等された基金から取り崩されて執行された額を計上している。

注(2) 事業実施済額には、帰還支援、入城・被ばく管理等、農業系汚染廃棄物処理等の除染等以外の事業に係る費用を含んでいる。

このように、求償額が事業実施済額と比べて少ないことについて、内閣府は、「事業実施済額の大きい除染から優先的に求償を実施しているが、東京電力に提出する証憑類の確認等、求償の準備に時間を要しているため」とする一方で、「27年度からは提出する証憑類の簡素化が進んだため、今後、求償が加速していく」としている。

c 緊急除染等（緊急実施除染事業を除く。）に係る求償の状況

緊急除染等（緊急実施除染事業を除く。）には、内閣府所管の福島県特別緊急除染事業、文部科学省所管の「福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業（公立学校）」及び「福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業（私立学校）」、厚生労働省所管の「福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業」があり、緊急実施除染事業と同じく放射性物質汚染対処特措法が施行される前から

緊急的に実施されている。その事業内容は、主に学校、公園、保育所等の子どもが生活する場における除染等のほか、学校施設等における空調設備等の設置であり、合計の支出済額は167億余円（福島県特別緊急除染事業については、除染等以外の費用を含んだ額）となっており、これについては、放射性物質汚染対処特措法の施行される前から緊急的に実施されていることなどから、求償は行われていない。

図表5-22 緊急除染等（緊急実施除染事業を除く。）の事業の概要及び支出済額の状況

（単位：百万円）

府省名	予算年度	事業名	事業の概要	支出済額
内閣府	23年度 第2次補 正予算	福島県特別緊急 除染事業	基金を県に設置造成して、学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業、学校施設等における空調設備等の設置等を支援	13,793
文部科学省	23年度 第2次補 正予算	福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業（公立学校）	毎時1 μ Sv以上の空間線量率を測定した福島県内外の公立学校の校庭・園庭の土壌処理事業等に対して支援	2,722
文部科学省	23年度 第2次補 正予算	福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業（私立学校）	毎時1 μ Sv以上の空間線量率を測定した福島県内外の私立学校の校庭・園庭の土壌処理事業等に対して支援	99
厚生労働省	23年度 第2次補 正予算	福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業	毎時1 μ Sv以上の放射線量を観測した福島県内外の保育所等の園庭の表土除去処理事業等に対して支援	179
計				16,795

注(1) 福島県特別緊急除染事業に係る支出済額は、福島県に設置造成された基金から取り崩されて執行された額を計上している。

注(2) 福島県特別緊急除染事業の支出済額には、空調設備等の設置支援関係費用及び放射性物質汚染対処特措法の対象とされていない空間線量が毎時0.23 μ Sv未満の区域に対する除染等に関する費用を含んでいる。

オ まとめ

国は、原子力災害からの復興再生を国政の最重要課題と位置付けて、特措法3事業のほか、長期避難者支援等の福島復興事業等の各種施策を実施していて、原子力災害関係の事業に係る23年度から26年度までの4か年度の支出済額は、2兆3467億余円と多額に上っている。そのうち除染等の措置の実施状況については、除染特別地域

及び福島県内の汚染状況重点調査地域における一部の市町村においてその進捗率が相対的に低くなっている。福島県においては、除染等の措置に伴う除去土壌等が仮置場に相当量保管されており、今後除染等の措置の進捗に伴い更に仮置場における保管量が増大することが想定される。除染等の措置をより進捗させ、かつ、除去土壌等を住宅等の生活施設に保管している地域住民への負担を解消するなどのためにも、除染等の措置に伴い発生する除去土壌等の保管場所となる中間貯蔵施設の整備の促進に一層努めることが望まれる。

また、居住制限者の避難先での生活環境を改善するためには、避難先市町村における生活拠点を形成することが重要であり、復興公営住宅の整備等は、居住制限者の生活再建に直結する重要な事業となっているが、復興公営住宅の整備の遅れにより、仮設住宅等での不安定な生活が更に長期化することになるおそれがあることから、福島県等において、復興公営住宅の整備を更に加速することが望まれる。

前記のとおり、福島復興の加速指針を27年6月に改訂し、29年3月までに避難指示を解除することを目指して環境整備を加速することなどとしており、今後も住民の意向等を調査するなどして、原子力災害からの復興再生に向けて円滑かつ迅速に事業を実施する必要がある。

また、原子力災害関係経費による特措法3事業及び緊急実施除染事業に係る経費において、求償を行うための体制や具体的な手続等が定められていないため求償されていないものについては早急に体制等を整備して東京電力に対して求償を行い、東京電力に対する求償の準備中としているものについては速やかに求償を行うように努める必要がある。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

会計検査院は、東日本大震災からの復旧・復興事業に関する各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、①東日本大震災に伴う被災の状況等はどうになっているか、②復興特会において措置された復旧・復興予算は、どのような経費に配分されているか、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、また、復興債の発行及び償還は適時に行われているか、③復興交付金事業及び復興関連基金事業における各基金の使途は適切か、使用見込みのない余剰金が基金に滞留するなどしていないか。また、被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた沿岸6県における補助事業等、復興交付金事業、復興関連基金事業等の復旧・復興事業について、予算の執行は円滑かつ適切に行われているか、④復興基本方針の基本的考え方に沿って、沿岸6県における復旧・復興事業の成果は着実に上がっているか、⑤原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する事業は円滑かつ迅速に実施されているか。また、国から東京電力に対する求償は適切に行われているかなどに着眼して、検査を実施した。

会計検査院は、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として引き続き検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体については、特定被災自治体である11道県及び227市町村における被災状況、復旧・復興事業等の実施状況等について検査した。特に、沿岸6県及び管内200市町村に対して、予算の執行状況や成果等の状況について検査した。また、日本公庫に対して、事業者等への資金繰り支援の成果等の状況について検査した。検査に当たっては、16府省庁等の内部部局等並びに日本公庫、沿岸6県及び管内57市町において、会計実地検査を行い、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするなどして把握した内容等を基に調査分析を行った。

(1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 被害等の状況

(ア) 人的被害及び建物被害の状況

死者、行方不明者等の人的被害は、死者15,894人、行方不明者2,562人等となっており、また、建物被害については、全壊121,803戸、半壊278,440戸、一部破損726,131戸等となっている（11ページ参照）。

(イ) 公共施設等の被災の状況

各府省庁が所管する公共施設等に関する被災の状況については、基盤整備関係

では被災地区海岸数677海岸、交通関係では高速道路の通行止め路線数15路線、直轄国道等の通行止め区間数711区間、農林水産業関係では津波により被災した農地面積21,480ha等となっている。また、全壊等の被害を受けた施設は医療施設4,158施設、福祉施設1,626施設、学校施設等12,150施設等となっている（11、12ページ参照）。

（ウ）避難の状況

避難所は26年3月末までに全て解消されたが、27年12月10日現在の避難者数は、全国でなお182,000人に上っており、このうち東北3県の各県内の避難者数は、計131,506人となっていて全体の72%を占めている。応急仮設住宅に居住している避難者数は、27年11月末現在で、建設型応急仮設住宅には東北3県で64,988人（31,295戸）、借上型応急仮設住宅には全国で74,972人（32,579戸）とされており、震災から4年以上経過しているにもかかわらず、多くの被災者が不自由な生活を余儀なくされている（12、13ページ参照）。

イ 国の復旧・復興への取組

（ア）復旧・復興に向けて進められた主な取組

a 集中復興期間に進められた主な取組

復興基本方針では、復興期間は10年間とされ、当初の5年間は集中復興期間と位置付けられて、復興支援の体制、復興施策、事業規模、財源等に関する基本方針が定められた。このうち復興支援の体制については、国は、24年2月に復興庁を設置し、同庁内に復興推進会議を設置した。復興施策については、23年12月に特区法が施行され、国は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域に限って、地域における創意工夫をいかして行われる規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度を創設するとともに、使い勝手の良い自由度の高い交付金として復興交付金を創設して、住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォースの検討の下に、27年8月までに、用地取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保等の加速化措置等を実施した。財政面では、23年12月に復興財源確保法が施行され、また、国は、道府県及び市町村の負担額等に対処するための財政措置として震災復興特別交付税等を創設した。また、24年4月に、特会法が改正され、国は、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として復興特会を設置した（14、15ページ参照）。

b 集中復興期間終了後の復旧・復興事業の基本的枠組み

第13回復興推進会議において、集中復興期間終了後の28年度からの5年間については「復興・創生期間」と位置付け、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する観点から、復興特会で実施する事業は、被災者支援、災害復旧事業等、原子力事故災害特有の課題に対応する事業、復興交付金事業（基幹事業）等とされた（15、16ページ参照）。

(イ) 原子力災害に対する国の復旧・復興の主な取組

国は、福島基本方針を閣議決定して、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るために、福島全域での復興及び再生と避難解除等区域等の復興及び再生という二つの観点から、必要な取組の基本的な方針を定めた。除染等の放射能汚染対策については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境省等は、東京電力の負担の下に特措法3事業を実施している。避難解除区域への帰還支援等の取組については、国は、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括して支援する福島交付金を創設するなどの取組を行っている（16～18ページ参照）。

(ウ) 東日本大震災の復旧・復興に係る復興財源フレーム

国は、復興期間10年間に係る事業規模と財源の見込みを32兆円程度の規模とする32兆円フレームを示した。

32兆円フレームでは、27年度までの集中復興期間に係る事業費を25.5兆円程度、28年度からの復興・創生期間に係る事業費を6.5兆円程度と見込んでいる（18～21ページ参照）。

(2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

ア 復旧・復興予算の執行等の状況

(ア) 23年度から26年度までの復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況

a 経費項目別の復旧・復興予算の歳出予算

23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算における歳出予算額の合計は29兆2285億余円となっている（22ページ参照）。

b 復旧・復興予算の執行状況

23年度から26年度までの予算措置年度ごとに整理された予算現額の合計額29兆3946億余円の26年度末現在における執行状況は、支出済額23兆9132億余円、

繰越額1兆5352億余円、不用額3兆9461億余円であり、累計執行率81.3%、繰越率5.2%、不用率13.4%となっている。このうち26年度予算の執行状況をみると、執行率は57.2%にとどまり、繰越率は28.6%、不用率は14.1%となっている（23、24ページ参照）。

c 経費項目別の執行状況

23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算の経費項目別の支出済額をみると、公共土木施設、文教施設、医療施設等の災害復旧事業の実施に係る経費項目については、「災害対応公共事業関係費」「施設費災害復旧費等」「公共事業等の追加」及び「復興関係公共事業等」の4経費項目で計3兆1361億余円、また、特措法3事業の実施に係る経費項目については、「原子力災害復興関係経費」1兆7220億余円となっていて、これらの経費項目の累計執行率は、他の経費項目と比べておおむね低くなっている（24～26ページ参照）。

d 事業類型別の執行状況

23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算の執行状況を事業類型別にみると、支出済額は「④補助（基金）」「②補助」「⑧地方交付税交付金」等、特定被災自治体を実施する事業等への財政支援を行う方法において多額となっている（26～28ページ参照）。

(イ) 23年度から26年度までの復旧・復興事業に係る歳入の予算及び実績の状況

a 財源項目別の歳入の予算・決算

23年度から26年度までの各年度の決算額と予算額とを比較すると、復興特別所得税は24年度以降の3年間、復興特別法人税は24、25両年度に、いずれも決算額が予算額を上回っている。また、前年度剰余金受入は、25年度以降は決算額が予算額を大幅に上回っているが、これは、24年度以降に復興特会で予算措置された財源等が当年度のうちに支出されずに、繰越し又は不用として翌年度以降の財源となっていることによるものである（29、30ページ参照）。

b 復興債の発行及び償還の状況

23年度から26年度までの4か年度の復興債の発行状況をみると、発行計画額計15兆4072億円に対して発行実績額計13兆6732億余円となっていて、24年度以降は発行計画額、発行実績額ともに大幅に減少している。そして、復興特別所得税及び復興特別法人税の税収が予算額を上回ったり、繰越し及び不用の発生に

よる決算剰余金が計上されたりしたことにより、25年度においては復興債は発行されず、26年度においても発行計画額の1兆0970億円に対して発行実績額は1199億余円と大幅に下回っている。

復興債の償還は、24年度以降、国債整理特会において行われている。26年度の国債整理特会の歳出では、債務償還費が1兆5736億余円となり、このうち復興債の借換え分が8421億余円であるため、これを除く7315億余円の復興債が償還されている。復興債の年度末現在額をみると、23年度末の11兆2574億余円から26年度末の8兆3996億余円に減少している（30～33ページ参照）。

イ 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況

(ア) 国からの地方公共団体等に対する財政支援の状況

23年度から26年度までの4か年度に東日本大震災関係経費として国から交付された国庫補助金等及び地方交付税のうち、沿岸6県及び管内200市町村に交付されたものは、計11兆2586億余円となっている。また、国からの財政支援に係る類型ごとに、国庫補助金等及び地方交付税の交付額等の合計に占める割合をみると、補助事業等が31.6%と最も高く、次いで復興交付金事業22.7%、震災復興特別交付税21.8%、復興関連基金事業19.9%の順となっている（35～37ページ参照）。

(イ) 復興交付金事業の実施状況

復興交付金の基金型事業については、23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額は計2兆0412億余円、基金事業執行率は48.5%、取崩未済額は1兆0509億余円となっている。取崩未済額が多い原因として、運営要領において、復興交付金事業が全て終了したときに、基金の残余额を国庫に返還することとなっていて、復興交付金事業のうち一部の事業が終了して残余额が生じたとしても引き続き基金での保有を続けていることなどが挙げられる。基金型事業のうち、効果促進事業（一括配分）については、24年度から26年度までの3か年度の実施計画分に係る交付額計1448億余円のうち549億余円（37.9%）の復興交付金の事業内容が未定であり、そのうち約7割については交付された後2年以上にわたり、事業内容が未定のままとなっており、一方、事業内容が決定しているものはそのほとんどが基幹事業に伴って実施するものとなっていた（38～44ページ参照）。

(ウ) 復興関連基金事業の実施状況

国から国庫補助金等の交付を受けた基金団体が設置造成等した23年度から26年

度までの4か年度の復興関連基金事業122事業に係る26年度末までの国庫補助金等の交付額は計4兆0864億余円となっている。このうち、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していないなどの10事業を除いた112事業に係る国庫補助金等交付額は計3兆8167億余円、26年度末までの基金の取崩額は1兆9674億余円、基金事業執行率は51.5%となっている。

また、122事業のうち48事業において、各基金団体は26年度末までに2016億余円、27年度（27年8月末現在）に714億余円、計2731億余円の基金残額を国庫に返納しているが、「安心こども基金（地域子育て創生事業）の活用による被災児童の生活復旧支援」において、復旧・復興予算による事業の終了後に、残余额を同基金の復旧・復興事業以外の区分に配分変更している事態が見受けられた（45～55ページ参照）。

(エ) 震災復興特別交付税に係る経費の状況

震災復興特別交付税に係る経費の繰入先の交付税特会における執行状況をみると、23年度から26年度までの4か年度の繰入額計3兆3227億余円に対する交付税特会での支出済額は計2兆5995億余円（4か年度の執行率78.2%）となっている（56～58ページ参照）。

(オ) 沿岸6県における復旧・復興事業の実施状況

沿岸6県及び管内200市町村において実施されている補助事業等について、23年度から26年度までの4か年度の国庫補助金等の交付決定額は、173事業、計4兆7279億余円（補助事業執行率86.0%）となっており、このうち東北3県の分は計4兆4323億余円で、交付決定額全体の9割以上を占めている。

4か年度の交付決定額計の9割程度を占める1事業当たり100億円以上の事業を抽出してその事業内容により区分して、その交付決定額の合計が1000億円以上となる事業区分を示すと、9事業区分（交付決定額計4兆2241億余円）となり、これらの9事業区分は①「公共施設等の復旧等に関する事業」、②「被災者の支援に関する事業」、③「各種産業の再生に関する事業」及び④「災害廃棄物の処理等に関する事業」に大別される。このうち、①「公共施設等の復旧等に関する事業」及び③「各種産業の再生に関する事業」については、他事業、地元等との調整等による遅延、事業計画の変更等により、交付率がそれぞれ65.3%、60.9%、補助事業執行率がそれぞれ73.7%、76.3%となっている（59～63ページ参照）。

また、③「各種産業の再生に関する事業」の区分に大別され、多額の交付決定がなされている「漁業」「中小企業」及び「農業」をみると、「漁業」の交付率は50.7%、補助事業執行率は69.7%と、「中小企業」の交付率86.9%、補助事業執行率89.3%と比べて低くなっている。これは、地元や他事業との調整等の影響により事業が遅延したり、調整した結果、事業規模が縮小したりしたことによるものである。①「公共施設等の復旧等に関する事業」の区分に大別される「河川等」「社会資本整備」「文教施設」及び「港湾」をみると、「文教施設」については、交付決定額の82.9%に当たる1380億余円が交付され、補助事業執行率が87.5%と比較的堅調に執行されているが、「河川等」「社会資本整備」及び「港湾」については、設計変更や施工方法の見直しによる事業計画の変更等の要因により、交付率は59.8%から63.0%、補助事業執行率は62.7%から73.7%となっている（63～65ページ参照）。

沿岸6県管内の42市町において実施されている復興交付金事業について、23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る復興交付金交付額は計1兆4427億余円で執行率は45.8%となっている。沿岸6県の県・市町事業を事業数でみると、26年度末現在における基幹事業及び効果促進事業は、基幹事業1,920事業、効果促進事業535事業、計2,455事業となっている。このうち全て完了した事業は、それぞれ441事業、246事業、計687事業であり、事業完了率はそれぞれ22.9%、45.9%、27.9%と、いずれも50%を下回っていて、特に基幹事業の事業完了率が低くなっている。

事業区分別に完了状況をみると、基幹事業と効果促進事業を合わせた事業数は、「住宅等」が240事業と最も多くなっていて、次いで「市街地整備等」が195事業、「農業用施設等」が55事業となっている。また、事業完了率でみると、「試験研究施設等」が最も高い77.2%となっている一方、「住宅入居支援等」等4事業区分が10%程度又はそれ以下となっていて、事業区分により差が見受けられる。

26年度末現在実施中の基幹事業1,390事業のうち当初の復興交付金事業計画において事業完了時期を26年度末以前としていた511事業を対象に事業の完了予定時期の状況をみると、30年度までに全ての事業が完了予定とされていて、集中復興期間の終期である27年度末までに完了予定の基幹事業は371事業となっている。また、復興・創生期間となる28年度以降に完了予定の基幹事業は140事業と27.3%を占め

ていて、事業区分別にみると、「住宅等」が78事業と最も多く、次いで「道路」が30事業、「漁業用施設等」が24事業となっている。

事業期間の延長の程度をみると、1年以上延長されている事業は371事業と72.6%を占めていて、事業区分別では、「住宅等」「漁業用施設等」「道路」及び「市街地整備等」について特に延長されている事業数が多くなっている。事業期間の延長の理由について、事業主体は、それぞれ、住民との合意形成に時間を要したこと、当該事業と関連する事業の進捗に遅延が生じたこと、必要な用地を取得するための地権者の所在把握や交渉等に時間を要したこと、工事費の高騰による計画の見直しに時間を要したことなどによるとしている（66～74ページ参照）。

沿岸6県における復興関連基金事業に係る23年度から26年度までの4か年度の国庫補助金等交付額は、23基金74事業に対して計2兆2482億余円となっていて、このうち、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していないため基金事業執行率を把握できない4基金4事業を除く20基金70事業の国庫補助金等交付額は計2兆1664億余円、26年度末までの取崩額は計1兆3348億余円、基金事業執行率は61.6%となっている。

また、70事業を事業区分別にみると、「原子力災害等への対応」が24事業（全体の34.2%）、国庫補助金等交付額計1兆1702億余円（全体の54.0%）となっていて、24年度から26年度までの年度別・事業区分別に取崩額の状況を見ると、各年度とも最も多額となっている。「原子力災害等への対応」は、福島県における実施がほとんどであり、福島県の基金事業執行率は63.2%となっている。一方、「保健・医療・福祉」「農林水産業」及び「防災・復旧事業等」は、復興交付金事業等により実施する造成工事、除染等の他事業の進捗等により影響を受けている事業区分であり、基金事業執行率は40.8%から49.9%となっている。

70事業を終了年度別にみると、26年度末現在、27年度を終了年度とする事業に対する国庫補助金等交付額が最も多く、その額は18事業に係る4570億余円となっている。また、終了年度が28年度以降とされている13事業のうち8事業及び終了年度未定の14事業のうち13事業、計21事業は「原子力災害等への対応」である。そして、70事業の中には終了年度を延長したものが28事業あり、そのうち延長の際に基金に積増しを行っていない18事業の基金事業執行率は50.4%であり、積増しを行った10事業の78.8%よりも約30ポイント低い状況となっている（75～83ページ）

ジ参照)。

ウ 復旧・復興事業の成果の状況

(ア) 復旧・復興事業の成果の概況

沿岸6県及び管内33市町における23の施策項目の計画事業費は、26年度末現在、計6兆6259億余円であり、これに対する完成分事業費は計1兆6743億余円（うち国庫補助金等計1兆1460億余円）となっている。完成率をみると、100%は「鉄道」及び「空港」の2区分であり、80%以上が「河川」「公営住宅等」「医療・福祉施設」「文教施設」「農業用施設」及び「養殖施設」の6区分、20%以下が「海岸（防潮堤）」「海岸防災林」「液状化対策及び地盤沈下対策」「上水道」「漁業集落防災機能強化事業」及び「都市再生区画整理事業」の6区分である。このうち「海岸（防潮堤）」では整備が計画されている634海岸のうち完成施設数が60海岸、完成率9.4%、事業費進捗率17.8%となっている（88～90ページ参照）。

(イ) 津波対策に関する復旧・復興事業の成果

a ハード施策としての津波対策に係る復旧・復興事業の状況

海岸保全施設に係る復旧・復興事業の状況については、33市町のうち28市町の512海岸において事業が計画されており、このうち460海岸で実施されていて、26年度末までの完成施設数は52海岸（完成率10.1%）となっている。計画事業費9398億余円のうち支出済事業費は1427億余円、完成分事業費は85億余円（うち国庫補助金等77億余円）であり、事業費進捗率は15.1%となっている。

上記460海岸の防潮堤の高さについて、現況堤防高と復旧後堤防高とを比較すると、復旧後堤防高が現況堤防高より高くなっているものが359海岸、復旧後堤防高と現況堤防高が同じものが96海岸となっている。また、359海岸のうち5m以下の範囲で高くなっているものが266海岸と最も多くなっているが、10m超高くなっているものも13海岸ある状況となっている。

460海岸の防潮堤の高さを「T.P. 10m超」「T.P. 5m超からT.P. 10m以下」及び「T.P. 5m以下」に区分して、防潮堤の設置海岸数の変化について、東日本大震災前の現況と復旧・復興事業による復旧後の状況とを比較してみると、T.P. 10m超の防潮堤が設置される海岸が現況7海岸から復旧後62海岸へ、T.P. 5m超からT.P. 10m以下の防潮堤が設置される海岸が現況123海岸から復旧後256海岸へと増加しており、これに伴ってT.P. 5m以下の防潮堤が設置される海岸が現況2

39海岸から復旧後132海岸へ、防潮堤等が整備されないなどの海岸が現況91海岸から復旧後10海岸へとそれぞれ減少している。また、海岸保全区域延長は、現況計232.9kmから復旧後計317.1kmに延長されている。

東北3県の60地域海岸のうち防潮堤を整備している17市町の46地域海岸の地域海岸内堤防高を設定した根拠について確認したところ、設計津波水位によっているとしている地域海岸は32地域海岸となっていて、東北地方太平洋沖地震により発生した津波は、いずれの地域海岸においても対象津波群を構成するものとされていない。

また、上記の46地域海岸で復旧・復興事業が実施されている419海岸の復旧後堤防高と地域海岸内堤防高とを比較してみると、復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より高いものが419海岸のうち1地域海岸の2海岸、低いものが28地域海岸の130海岸となっている。130海岸を所在県別にみると宮城県が110海岸と大半を占め、海岸区分別にみると農地海岸が61海岸、漁港海岸が38海岸と多くなっている。復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より低くなっている理由について、海岸管理者によれば、湾の形状を考慮した津波シミュレーション等の結果によるとしているものが49海岸、海岸背後地に重要な保全対象がないことによるとしているものが29海岸等となっている。

復旧・復興事業が実施されている460海岸の防潮堤の完成（予定）年度の状況をみると、26年度末現在、集中復興期間の最終年度である27年度が完成年度となっているものが116海岸、28年度以降に完成する予定となっているものが292海岸となっていて、防潮堤の整備の進捗に伴い、津波に対する防御能力は高くなっていくが、沿岸6県において頻度の高い津波に対する十分な防御能力が発現するには今なお時間を要する状況となっている（94～106ページ参照）。

b ソフト施策としての津波対策に係る復旧・復興事業の状況

33市町の津波避難計画の策定状況をみると、26年度末現在、33市町のうち津波避難計画を策定しているのは19市町で、このうち東日本大震災前に津波避難計画を策定していたのは3市町となっており、多くの市町は東日本大震災後に策定している。また、津波避難計画を策定していない14市町における、頻度の高い津波を防御するための防潮堤や市街地の復興を推進するための都市再生区画整理事業の完了予定年度をみると、防潮堤については11市町が、都市再生区画

整理事業については8市町が28年度以降としている。甚大な津波被害を受けた市町では、各地域において策定された復興計画に基づく住民の居住地及び道路等基盤施設の整備等のまちづくりが現在も進捗中であり、津波避難計画は新しく整備される居住地等に対応したものとしなければならないなどの事情により、頻度の高い津波に対する防御が十分ではない市町においても今なお津波避難計画が策定されていない状況となっている。

津波ハザードマップの作成状況をみると、26年度末現在、33市町のうち26市町が津波ハザードマップを作成し、これを公表しており、住民等はインターネットの利用等によりその提供を受けることができる状況となっている。一方、7市町が津波ハザードマップを作成していないが、これは、浸水した地域が少なかったこと、まちづくりに関する事業を実施中であるため市街地等が形成される範囲と浸水域を合わせて図示することが現状では困難であることなどによるものである。

33市町における避難所、津波避難ビル等の整備の状況をみると、15市町が避難所又は津波避難ビル等を、11市町が避難路を、23市町が避難標識等をそれぞれ整備している。津波対策に係る避難所、津波避難ビル等の指定の状況を22年度末と26年度末で比較してみると、全体では、避難所が1,289施設から1,477施設へ、津波避難ビル等が50施設から188施設へとそれぞれ増加している。

沿岸6県の市町では、避難所、津波避難ビル等が指定されているが、復旧・復興事業により整備された避難所の中に、津波避難計画における避難所として指定できなくなったものが見受けられた。

津波情報の収集・伝達に係る事業として、復興基金によるラジオ等の電子機器の購入等の状況をみると、23年度から26年度までの4か年度の購入数量は計43,219台となっているが、住民等に対する未配布数量は27年9月末現在で26,316台に上っている。未配布となっている電子機器には、災害時に備えて備蓄されているものなどもあるが、地域住民に配布するために購入した電子機器の配布が進まず、事業の効果が十分に発現していないものが見受けられた（106～118ページ参照）。

(ウ) 住宅の供給等に関する復旧・復興事業の成果

a 被災者に対する生活支援

沿岸6県の被災者生活再建支援制度による支援金の支給世帯数及び支給額をみると、27年6月末現在、基礎支援金が200,009世帯、1539億余円、加算支援金が122,911世帯、1550億余円となっている。基礎支援金の支給世帯数に対する加算支援金の支給世帯数の割合は61.4%となっていて、基礎支援金の支給を受けたものの住宅の再建に至っていない世帯が相当数ある状況となっている（118～120ページ参照）。

b 避難者に対する応急仮設住宅の供与

沿岸6県の27年6月末現在における応急仮設住宅の供与の状況をみると、建設型応急仮設住宅は、計53,119戸が設置されており、建設費が3112億余円、維持管理費が551億余円となっている。完成戸数53,119戸のうち27年6月末までに撤去したものは1,105戸あり、その撤去費は9億余円となっている。また、借上型応急仮設住宅は、沿岸6県で計35,346戸、借上げに要した費用は1526億余円となっている。

東北3県の応急仮設住宅の入居等の状況をみると、27年6月末現在で建設型応急仮設住宅の入居戸数が34,407戸、空き戸数が18,472戸、入居人数が71,900人であり、借上型応急仮設住宅の入居戸数が33,953戸、入居人数が77,906人となっている。26年から27年の入居戸数の増減率をみると、建設型応急仮設住宅が18.6%、借上型応急仮設住宅が10.9%それぞれ減少しており、住まいの復興に係る4事業の進捗に伴い、仮住まいから安定した生活に向けて踏み出した者も多数いる。しかし、建設型応急仮設住宅及び借上型応急仮設住宅には、依然として約14万人が入居している状況であり、その解消にはなお時間を要することが見込まれる（120～122ページ参照）。

c 恒久住宅等の整備に係る復旧・復興事業

災害公営住宅整備事業等により整備した住宅の状況をみると、沿岸6県及び管内33市町のうち、災害公営住宅整備事業を実施している1県及び24市町は、26年度末までに153地区において、6,363戸（完成率34.2%）の住宅の整備を完了している。このうち、入居可能となっている4,254戸に対する入居率をみると、26年度末現在の入居率は85.8%となっている。防集事業により整備した宅地の状況をみると、防集事業を実施している4県管内の16市町のうち、移転者が他地区の災害公営住宅に入居するため宅地造成を実施していない1県1市を除く3県管内

の15市町は、26年度末までに118地区において、2,192区画（完成率29.9%）の宅地の整備を完了している。このうち、26年度末までに分譲等が可能となっている103地区1,901区画の分譲等の状況をみると、26年度末の分譲等率は85.4%となっている。漁業集落防災機能強化事業により整備した宅地の状況をみると、26年度末現在、2県管内の8地区において34区画（完成率10.0%）の整備にとどまっている。都市再生区画整理事業により整備した宅地の状況をみると、26年度末現在、3県管内の8地区において206区画（完成率2.4%）の整備にとどまっている。

沿岸6県及び管内33市町における都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）の実施状況をみると、2県管内の6市の56地区で実施されていて、26年度末までに全ての地区で液状化対策事業計画案作成に必要な調査等が完了しているが、液状化対策事業計画案を作成した地区は25地区にとどまっている（122～129ページ参照）。

(ウ) 産業再生に関する復旧・復興事業の成果

沿岸6県における農地及び農業用施設に係る復旧・復興の状況をみると、農地については、計画施設数23,061haのうち26年度末までに12,405haが完成（完成率53.7%）し、農業用施設については、計画施設数6,987施設のうち6,453施設が完成している（同92.3%）。農地の完成率は、青森、茨城、千葉各県が100%となっていて整備が完了している一方、岩手県が75.5%、宮城県が54.7%、福島県が39.7%となっている。農業用施設の完成率は、宮城、福島両県を除きいずれの県も90%を超えている。

沿岸6県における水産業共同利用施設及び養殖施設に係る復旧・復興の状況をみると、26年度末までに水産業共同利用施設については、計画施設数943施設のうち805施設が完成（完成率85.3%）し、養殖施設については、計画施設数35,949施設のうち35,439施設が完成（同98.5%）している。水産業共同利用施設の完成率は、岩手県が86.9%、宮城県が83.5%、福島県が52.1%となっている。また、養殖施設の完成率は青森、福島、千葉各県が100%となっていて整備が完了し、岩手、宮城両県も90%以上となっている。

東日本大震災により被災した中小企業者等の復旧・復興について、グループ補助金の26年度末までの事業実績をみると、延べ9,458事業者のうち8,216事業者が

事業を完了しているが、180事業者が事業を廃止し又は取り消しているほか、1,062事業者が事業を延期するなどしている（129～135ページ参照）。

農林漁業者、中小企業者等に対する資金繰り支援について、農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付の22年度（23年3月）から26年度までの5か年度の実績をみると、農林漁業者等震災特例貸付が2819億余円、復興特別貸付が3兆7401億余円、計4兆0221億余円となっている。沿岸6県における農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付の実績について、設備資金及び運転資金の資金使途別にみると、農林漁業者等震災特例貸付では、貸付額計2010億余円のうち設備資金が1215億余円、運転資金が794億余円となっている。復興特別貸付では、貸付額計9064億余円のうち設備資金が1920億余円、運転資金が7144億余円となっていて、沿岸6県のいずれも7割以上が運転資金となっている（135～138ページ参照）。

被災地における企業立地の状況について、津波・原子力災害立地補助金の26年度末までの採択、交付決定等の状況をみると、採択件数が374件、採択額が1494億余円、交付決定が107件、交付決定額が528億余円となっていて、対象市町村100市町村のうち67市町村において、採択事業者の立地が見込まれている。また、採択時の計画において見込まれている新規地元雇用者数は、26年度末現在、計4,713人となっている（138～140ページ参照）。

エ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害関係の事業の執行状況

23年度から26年度までの4か年度の原子力災害関係経費の支出済額計2兆3467億余円のうち、特措法3事業に係る支出済額が1兆1844億余円と全体の50.4%を占めていて、その大部分は汚染土壌等の除染等の費用の1兆1007億余円となっている。そして、26年度の原子力災害関係経費の執行率は、汚染土壌等の除染等が66.5%、汚染廃棄物処理事業が18.7%、中間貯蔵施設事業が5.5%、福島復興事業が47.3%となっている。

また、除染・中間貯蔵施設事業の費用について、福島復興の加速指針によれば、当時の環境省の試算により、福島復興の加速指針の閣議決定時（25年12月）に実施済み又は計画されている除染（汚染廃棄物処理を含む。）の費用は約2.5兆円程度、中間貯蔵施設の費用は約1.1兆円程度と見込まれるとされているが、費用の見直しが行われていないため費用の見通しに関して、28年度までの費用について試

算した結果、特措法3事業の費用1兆1844億余円、内閣府の緊急実施除染事業の費用2151億余円、27年度の歳出予算現額1兆0124億余円に、28年度の概算決定額8685億円を考慮すると3兆2804億余円となる（143～146ページ参照）。

(イ) 特措法3事業の実施状況

a 汚染土壌等の除染等の実施状況

除染特別地域における特別地域内計画に基づく除染等の措置の状況をみると、11市町村中、4市町村は26年3月までに終了し、7市町村は、それぞれ28年3月又は29年3月までに終了するよう事業を実施しており、その進捗率を除染対象別にみると、農地について6市町村が50%を下回っていて進捗が遅れているが、市町村の意向により、農地よりも宅地を優先して除染等の措置を進めてきたことなどによるものである。また、除去土壌等の仮置場等の箇所数及び保管量は、27年9月末現在では247か所、約459万 m^3 となっており、4町村で全体の65.9%を占めているが、これは除染対象となる区域の面積が広く、かつ、除染作業が一定程度進捗していることなどによる。そして、27年3月に中間貯蔵施設のストックヤードへのパイロット輸送が開始され、同年9月末現在の搬出量は8,476 m^3 であり、8市町村からそれぞれ搬出されている（146～149ページ参照）。

また、27年9月末現在、福島県管内で汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画を策定した36市町村における除染等の措置の実施状況を地域別にみると、会津地域は計画に対する進捗率が100%となり、県北地域は森林（生活圏）を除く除染対象で70%以上進捗しているのに対して、県中、県南、相双、いわきの各地域では進捗率が50%以下の除染対象も見受けられる。除去土壌等の保管の状況をみると、保管箇所は114,536か所あり、このうち住宅等の敷地内において保管袋等に入れるなどして地上又は地下で保管している箇所が96.3%と大半を占めている。除去土壌等の保管量をみると、保管量は約455万 m^3 となっており、住宅、学校等の施設において29.8%が保管されており、地元住民の生活にも少なからず負担を与えている。（149～151ページ参照）。

さらに、27年9月末現在、福島県以外の7県管内で汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画を策定した58市町村における除染等の措置の実施状況をみると、岩手、宮城両県以外の5県については栃木県を除きほぼ完了している。26年度末現在の除去土壌等の保管の状況をみると、22,741か所において340,62

2m³の除去土壌等が保管されていて、除染等の措置を実施した現場の地下での保管量が全体の83.3%に当たる283,864m³となっている（151～153ページ参照）。

b 汚染廃棄物処理事業の実施状況

対策地域内における帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況をみると、大熊、楡葉両町及び川内村は26年3月に、南相馬市、双葉町及び飯舘村は27年3月までにそれぞれ搬入を完了している。川俣町及び葛尾村は同月までに一部を除き完了していて、浪江、富岡両町は28年3月を完了予定として搬入中となっている（153～156ページ参照）。

また、福島県を含む12都県に保管されている指定廃棄物の数量は、27年9月末には16.6万tとなっており、環境省は5県において、自ら指定廃棄物の処分に必要な長期管理施設等を確保することとしたが、同月末現在候補地を選定している段階であり、その全量が地方公共団体や地方公共団体から委託を受けた民間事業者等が管理する焼却施設等に保管されている（156、157ページ参照）。

c 中間貯蔵施設事業の実施状況

環境省は、25年12月に関係自治体に対して中間貯蔵施設の設置及び管理型処分場の活用の受入れに係る要請を行い、27年1月までに各自治体からそれぞれ容認され、施設予定地内に除去土壌・廃棄物を一時的に保管するためのストックヤードの整備を開始し、大熊、双葉町内にそれぞれ約2万m³の保管分の整備を完了している。なお、中間貯蔵施設に係る用地取得の状況をみると、当該用地の登記簿上の約2,400人の地権者に対して、27年9月末までの土地の売買契約等の成立件数は9件にとどまっており、用地取得が進んでおらず、施設整備や輸送等の全体計画を示すことは困難な状況となっている。また、環境省は、仮置場等から中間貯蔵施設までの輸送に関する基本的事項をとりまとめた輸送基本計画を策定して、実施期間は26、27両年度のうちの1年程度として福島県管内43市町村の仮置場等からそれぞれ1,000m³程度を搬出することとし、27年3月に、中間貯蔵施設のストックヤードへのパイロット輸送を開始しており、同年9月末現在の搬入量は10市町村から大熊町へ計9,158m³、5市町村から双葉町へ計5,777m³となっている（157～159ページ参照）。

(ウ) 帰還支援等の取組等の実施状況

福島県等は、居住制限者の生活の拠点を形成することを目的として生活拠点形

成事業を実施し、復興公営住宅の整備を行っていて、福島県の総整備計画戸数は計4,890戸となっている。このうち27年9月末現在の建築工事着手済戸数及び建物完成戸数をみると、建築工事に着手済みとなっているのは1,856戸、建物の完成に至っているのは687戸となっている（159～163ページ参照）。

(エ) 原子力災害関係経費の求償の状況

特措法3事業について、23年度から26年度までの4か年度の事業実施済額の合計は7857億余円となっており、27年10月末現在の求償額の合計は4605億余円、東京電力の支払額の合計は3653億余円となっている。特措法3事業のうち、農林水産省が実施した国有林における放射性物質に汚染された土壌等の除染等に係る事業費2億余円について、農林水産省は、求償を行うための体制や具体的な手法等を定めず求償を行っていなかった（163～167ページ参照）。

上記のほか、緊急除染等についてみると、内閣府所管の緊急実施除染事業については、23年度から26年度までの4か年度の事業実施済額の合計2095億余円に対して、求償額の合計は536億余円、東京電力の支払額の合計244億余円となっている。

また、緊急実施除染事業を除く緊急除染等については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省がそれぞれ所管する計4事業（支出済額計167億余円、除染等以外の費用も含んだ額）において実施されており、これについては、放射性物質汚染対処特措法の施行される前から緊急的に実施されていることなどから、求償は行われていない（167～169ページ参照）。

2 所見

東日本大震災からの復旧・復興については、復興基本方針等で定めた5年間の集中復興期間に続き、28年度から5年間の復興・創生期間を迎えたところである。国及び地方公共団体は、これまで全力を挙げて復旧・復興に取り組んできており、事業の進捗とともにその成果も見受けられるようになってきたところである。一方、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護する津波対策についてみると、防潮堤の大部分は完成しておらず、津波避難計画の策定や津波ハザードマップの作成がなされていない市町があるなどの状況が一部において見受けられた。また、災害公営住宅や宅地の供給はまだ計画の半分に満たない状態であり、多くの避難者が応急仮設住宅等の生活を続けている。さらに、福島県の避難指示区域等については、復旧・復興の完了までには今後なお相当の時間を要する状況となっている。

復旧・復興事業については、27年度以降も多くの事業が一刻も早い完了を目指して実施されているところであり、また、復興・創生期間と位置付けられた28年度からの5年間は、被災自治体においても一定の負担を行うものとされた上で、被災地の自立につながり地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指すこととなっている。

については、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即して更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復旧・復興事業については、今後更に3.2兆円の新規財源を要することとされたところであり、各種事業が有効かつ効率的に実施されるように努めること

イ 復興交付金については、復興庁が新たに定めた対応等に基づき使用見込みのない額の返還の促進を図るとともに、効果促進事業（一括配分）の効果的な活用に向けた支援を行い、機動的な事業の実施についても十分に配慮しつつ、各特定被災自治体における事業内容の決定状況等を踏まえた復興交付金の交付時期や規模等について検討を行っていくこと。復興関連基金事業の基金残額については、その規模が適切か検証し、復旧・復興事業への使用が見込めなくなった場合、残余额等については速やかに国庫への返納を要請すること

ウ 国庫補助金等を交付して実施している事業において、特に公共施設等の整備については、国は、特定被災自治体の意向や要望を十分に把握して、情報提供、助言その他着実な執行に向けた支援を行っていくこと。そして、今後の事業期間の設定において、被災者の生活再建の見通しなどに与える影響にも十分配慮して、これまでの実績を十分に反映するなどした的確なものとなるような方策について検討すること。

また、復興関連基金事業において、特に福島県内における「原子力災害等への対応」は事業の今後の見通しが立てにくい中で、更に継続していくことが見込まれるが、国は、福島県等と十分連携して、適切な基金の執行管理を行うよう努めること

エ 復旧・復興事業の実施に当たっては、復興等に向けた支援を的確に実施して、事業の成果を発現させていくよう努めること。特に、津波防災に係る復旧・復興事業については、復興基本方針においても被災しても人命が失われないことを最重視するとされていることなどを踏まえて、防潮堤の整備等を着実に実施していくとともに、住民等の適切な避難を確保するための施策についても早期の実施が図られるよう、技術的な助言等も含めて必要な支援を行っていくこと

オ 原子力災害からの復興再生については、国は、除染等の措置をより進捗させるために、除去土壌等の保管場所である中間貯蔵施設等の整備の促進に努めること

会計検査院は、東日本大震災からの復興に向けた確実な歩みがなされている一方、復旧・復興の完了までに長期間を要するものもあることから、東日本大震災に伴う被災等の状況とともに、復興等の各種施策及び支援事業の実施状況として、復旧・復興予算の執行状況、津波被害の大きかった沿岸6県における復旧・復興事業の実施状況や復旧・復興事業の成果の状況、原子力災害からの復興再生の状況等を分析して報告した。

会計検査院としては、復興基本方針等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、引き続き被災の状況、復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については、集中復興期間における復興事業の実施状況等の総括として取りまとめが出来次第報告することとする。